長生村地域防災計画

令和４年３月

長生村防災会議

《全体目次》

総則編

第１節 計画の目的等 …… 1
第２節 計画の基本的考え方 …… 3
第３節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 5
第４節 地勢概要等 …… 15

地震・津波編

第１章 総則 …… 21
第２章 災害予防計画 …… 31
第３章 災害応急対策計画 …… 63
第４章 災害復旧・復興計画 …… 139

附編　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１節　総則 …… 151
第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 152
第３節　関係者との連携協力の確保 …… 152
第４節　津波からの防護、円滑な避難確保及び迅速な救助 …… 153
第５節　時間差発生等における円滑な避難の確保等 …… 156
第６節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 …… 161
第７節　防災訓練計画 …… 162
第８節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 …… 162
第９節　南海トラフ地震防災対策計画 …… 163

風水害編

第１章 総則 …… 167
第２章 災害予防計画 …… 173
第３章 災害応急対策計画 …… 183
第４章 災害復旧・復興計画 …… 215

大規模事故編

第１章 総論 …… 219
第２章 大規模事故対策計画 …… 225
第１節 大規模火災対策計画 …… 227
第２節 危険物等災害対策計画 …… 229
第３節 航空機災害対策計画 …… 232
第４節 鉄道災害対策計画 …… 234
第５節 道路災害対策計画 …… 236
第６節 海上災害対策計画 …… 238
第７節 油等海上流出災害対策計画 …… 240
第８節 放射性物質事故対策計画 …… 244
第９節 大規模停電対策計画 …… 250

資料編

総則編

《目　次》

第１節 計画の目的等 …… 1
　第１ 計画の目的 …… 1
　第２ 計画の構成 …… 1
　第３ 計画の修正等 …… 2
　第４ 他の計画との関係 …… 2
第２節 計画の基本的考え方 …… 3
　第１ 減災を重視した防災対策の推進 …… 3
　第２ 地域防災力の向上 …… 3
　第３ 要配慮者及び男女共同参画の視点 …… 3
　第４ 計画に基づく施策の推進及び見直し …… 4
第３節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 5
　第１ 村及び一部事務組合等 …… 5
　第２ 県 …… 6
　第３ 指定地方行政機関 …… 7
　第４ 自衛隊（高射学校、千葉地方協力本部） …… 10
　第５ 指定公共機関 …… 10
　第６ 指定地方公共機関 …… 11
　第７ 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者 …… 12
　第８ 住民及び事業所等 …… 14
第４節 地勢概要等 …… 15
　第１ 位置 …… 15
　第２ 自然環境 …… 15
　第３ 社会環境 …… 16
　第４ 過去災害 …… 18

第１節 計画の目的等

第１ 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、長生村防災会議が作成する計画である。

平成 23 年 3 月 11 日には過去最大規模の自然災害となる東日本大震災をもたらした東北地方太平洋沖地震が発生した。この地震では、本村に被害は発生しなかったが、千葉県九十九里・外房に大津波警報が発令され村内の各地区に避難指示等が発令されている。

また、令和元年に本村を襲った一連の災害（台風第 15 号（令和元年房総半島台風）、台風第 19 号（令和元年東日本台風）、及び 10 月 25 日の大雨）では、本村にも災害救助法が適用される事態となった。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、村域に係る災害対策を実施する際の、村、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

また、自助・共助の取組も重要であるため、住民や自主防災組織、事業者等の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるものとする。

これらの対策について総合的かつ計画的な推進を図ることにより、自助・共助・公助それぞれの主体が連携し、さらに全機能を発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

【資料編「長生村防災会議条例」】
【資料編「長生村防災会議委員名簿」】

第２ 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

１．計画の構成

総則編に計画全体の基本事項を定めるほか、対象とする災害の種別ごとに編を構成して対策計画を定める。

(1) 総則編

本計画の全般的な目的、方針、防災関係機関とその業務、村民等の役割、地域の特性等を定める。

(2) 地震・津波編

地震による揺れ、液状化、火災及び津波への対策を定める。

また、附編として、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を定める。

(3) 風水害編

大雨による洪水や高潮による浸水、強風や竜巻等による風害等への対策を定める。

(4) 大規模事故編

大規模火災、林野火災、危険物等の火災・漏洩等の事故、航空機の墜落事故、鉄道の脱線等の事故、道路における多重衝突事故、海難事故、油等の海上流出事故、放射性物質事故への対策を定める。

２．各編の構成

地震・津波編、風水害編、大規模事故編の各編は、対策の段階に応じた以下の構成を基本とする。

(1) 災害予防計画

災害の未然防止策、災害対応を的確・円滑に行うための備え等を定める。

(2) 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防御策や被災者の救助・救援策等を定める。

(3) 災害復旧・復興計画

災害復旧、復興対策の実施方針等を定める。

第３ 計画の修正等

本計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき毎年検討を加え、必要があると認める場合は、長生村防災会議において修正を行う。

第４ 他の計画との関係

１．上位計画等

本計画は、村の地域にかかる災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、国の防災基本計画、千葉県地域防災計画、指定地方行政機関及び指定公共機関等が作成する防災業務計画との整合を図る。

また、地域の強靭化に関する施策を中長期的に総合的かつ計画的に推進するための指針として策定された国土強靭化地域合同計画との整合を図る。

２．地区防災計画

地域における共助による防災活動を推進するため、本村域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第 42 条の 3 に基づく地区防災計画の提案があった場合は、必要に応じて地区防災計画を本計画に定める。

第２節 計画の基本的考え方

第１ 減災を重視した防災対策の推進

本村域は、地震、津波、暴風、豪雨、洪水、高潮など極めて多種の自然災害が発生しうる自然条件下に位置する。これらの災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、住民の財産に甚大な被害を与えてきた。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、大規模火災、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても防災対策の一層の充実強化が求められている。

一方で、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とする。

被災時には人命確保を最優先するとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

第２ 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の住民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組の強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、住民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」といった共助の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、災害対策コーディネーター及び防災士の養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、民間団体等との連携の取組も重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本村でも、物資、緊急輸送、情報の収集・伝達に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。

これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組を進めていく。

このような取組の強化と併せ、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、千葉県防災基本条例の定めるところにより、自助・共助・公助が一体となって、村内全域の防災力の向上を図っていく。

第３ 要配慮者及び男女共同参画の視点

ひとり暮らしの高齢者をはじめ、障がいのある方や乳幼児、妊産婦、外国人などの避難行動要支援者は、それぞれの特性により、情報収集の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

防災白書によると東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北３県の死亡者のうち９割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60 歳以上の方が約 65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本村でも、高齢化の進展や、障がいのある人が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者の支援体制を強化するため、地域一体となった対策を充実させる。また、災害予防対策、応急対策、復旧・復興対策の各段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じる。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

第４ 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、村域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画の見直しや、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行うものとする。

第３節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

村、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとし、住民、事業所等は、災害への備えや防災対策への協力に努める。

また、各機関は、防災対策の検討等を通じて、互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第１ 村及び一部事務組合等

１．長生村

(1) 防災会議及び災害対策本部に関すること
(2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実並びに訓練に関すること
(3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
(4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
(5) 救助、防疫等及び保健衛生に関すること
(6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
(7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
(8) 被災村営施設の応急対策に関すること
(9) 災害時における文教対策に関すること
(10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
(11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
(12) 被災施設の復旧に関すること
(13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
(14) 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること

２．千葉県市町村総合事務組合

(1) 災害弔慰金の支給等に関すること

３．長生郡市広域市町村圏組合

(1) 地域の防災体制の整備の協力に関すること
(2) 消防・救急・救助・水防活動に関すること
(3) 災害情報の収集・伝達、避難者の誘導・支援に関すること
(4) 災害廃棄物の処理に関すること
(5) 災害医療に関すること
(6) 遺体の搬送、火葬に関すること
(7) 応急給水に関すること
(8) 水道施設の応急復旧に関すること

４．一宮聖苑組合

(1) 遺体の搬送、火葬に関すること

第２ 県

１．千葉県

(1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
(2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
(3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
(4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
(5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
(6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
(7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
(8) 被災県営施設の応急対策に関すること
(9) 災害時における文教対策に関すること
(10) 災害時における社会秩序の維持に関すること
(11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
(12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
(13) 被災施設の復旧に関すること
(14) 村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
(15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市町間の相互応援協力に関すること
(16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
(17) 被災者の生活再建支援に関すること
(18) 村が実施する災害応急対策の支援及び市町村間の総合調整に関すること

２．千葉県出先機関

機関名	業務大綱
長生地域振興事務所	(1) 県災害対策本部長生支部内の連絡調整に関すること (2) 災害情報の収集、伝達及び現地派遣に関すること (3) 長生村が処理する事務、事業の指導及び連絡調整に関すること (4) 災害救助についての応援に関すること (5) 防災備蓄倉庫の物資の搬出に関すること
長生保健所（長生健康福祉センター)	(1) 支部健康福祉班の活動の調整に関すること (2) 被災者の医療の確保に関すること (3) 被災者の健康の維持に関すること (4) 被災者の生活衛生の確保に関すること (5) 被災者の福祉の確保に関すること (6) その他分掌事務の実施に必要なこと
長生農業事務所	(1) 農業関係（土地改良事業含む）の災害対策に関すること (2) 災害救助についての応援に関すること
北部林業事務所	(1) 林業関係の災害対策に関すること (2) 災害救助についての応援に関すること
長生土木事務所	(1) 水防の全般に関すること (2) 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること (3) その他土木関係の災害対策に関すること (4) 災害救助についての応援に関すること

３．千葉県警察茂原警察署

(1) 被災者の救出及び避難誘導に関すること
(2) 死体（行方不明者）の捜索及び調査に関すること
(3) 交通規制、緊急交通路の確保に関すること
(4) 災害時における犯罪の予防、その他社会秩序の維持に関すること

第３ 指定地方行政機関

１．関東管区警察局

(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
(2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
(3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
(4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
(5) 津波、噴火警報等の伝達に関すること

２．関東財務局千葉財務事務所

(1) 立会関係
　主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること

(2) 融資関係
　ア　災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること
　イ　災害復旧事業費の融資(長期)に関すること

(3) 国有財産関係
　ア　地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
　イ　地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
　ウ　地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
　エ　災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
　オ　県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
　カ　県又は村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること

(4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係
　ア　災害関係の融資に関すること
　イ　預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
　ウ　手形交換、休日営業等に関すること
　エ　保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
　オ　営業停止等における対応に関すること

３．関東信越厚生局

(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
(2) 関係職員の派遣に関すること

(3) 関係機関との連絡調整に関すること

４．関東農政局

(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
(2) 応急用食料・物資の支援に関すること
(3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること
(4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
(5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
(6) 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること
(7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
(8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
(9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
(10) 被害農業者に対する金融対策に関すること

５．関東森林管理局

(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
(2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

６．関東経済産業局

(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
(2) 商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること
(3) 被災中小企業の振興に関すること

７．関東東北産業保安監督部

(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
(2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

８．関東運輸局

(1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
(2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
(3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
(4) 災害時における応急海上輸送に関すること
(5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

９．成田空港事務所

(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
(2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
(3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

１０．第三管区海上保安本部（銚子海上保安部）

(1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること
(2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること
(3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること
(4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること

１１．関東地方環境事務所

(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること

(3) 放射性物質（2011 年 3 月 11 日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
(4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

１２．北関東防衛局

(1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
(2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

１３．東京管区気象台（銚子地方気象台）

(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

１４．関東総合通信局

(1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
(2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関すること
(3) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
(4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
(5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

１５．千葉労働局（茂原公共職業安定所）

(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
(2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

１６．関東地方整備局

(1) 災害予防
ア　防災上必要な教育及び訓練等に関すること
イ　通信施設等の整備に関すること
ウ　公共施設等の整備に関すること
エ　災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
オ　官庁施設の災害予防措置に関すること
カ　大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること
キ　豪雪害の予防に関すること
(2) 災害応急対策
ア　災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
イ　水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
ウ　建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
エ　災害時における復旧資材の確保に関すること
オ　災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること

カ　災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
キ　海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること
ク　災害時相互協力に関する申合わせに基づく緊急対応の実施に関すること

(3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

１７．関東地方測量部

(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
(2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
(3) 地殻変動の監視に関すること

第４ 自衛隊（高射学校、千葉地方協力本部）

(1) 災害派遣の準備
ア　防災関係資料の基礎調査に関すること
イ　自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
ウ　防災資材の整備及び点検に関すること
エ　村地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること

(2) 災害派遣の実施
ア　人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
イ　災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

第５ 指定公共機関

１．東日本電信電話株式会社（千葉支店）、株式会社ＮＴＴドコモ（千葉支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(1) 電気通信施設の整備に関すること
(2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

２．日本赤十字社（千葉県支部）

(1) 医療救護に関すること
(2) こころのケアに関すること
(3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること
(4) 血液製剤の供給に関すること
(5) 義援金の受付及び配分に関すること
(6) その他応急対応に必要な業務に関すること

３．日本放送協会（千葉放送局）

(1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
(2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
(3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
(4) 被災者の受信対策に関すること

４．成田国際空港株式会社

(1) 災害時における空港の運用に関すること
(2) 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること
(3) 帰宅困難者対策に関すること

５．東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）

(1) 鉄道施設の保全に関すること
(2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
(3) 帰宅困難者対策に関すること

６．日本貨物鉄道株式会社

(1) 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

７．日本通運株式会社（千葉支店）

(1) 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

８．東京電力パワーグリッド株式会社（木更津支社）

(1) 災害時における電力供給に関すること
(2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

９．ＫＤＤＩ株式会社（東京支社）

(1) 電気通信施設の整備に関すること
(2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

１０．日本郵便株式会社（茂原郵便局）

(1) 災害時における郵便事業運営の確保
(2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
　ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
　イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
　ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
　エ　被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
　オ　被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
(3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

１１．ソフトバンク株式会社

(1) 電気通信施設の整備に関すること
(2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

１２．福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

(1) 災害時における物資の輸送に関すること

第６　指定地方公共機関

１．大多喜ガス株式会社（茂原事業所）、(一社)千葉県ＬＰガス協会（長夷支部）

(1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

２．(公社)千葉県医師会

(1) 医療及び助産活動に関すること
(2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

３．(一社)千葉県歯科医師会

(1) 歯科医療活動に関すること
(2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること

４．(一社)千葉県薬剤師会

(1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
(2) 医薬品等の需要状況の把握及び情報の提供に関すること
(3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

５．(公社)千葉県看護協会（長夷地区部会）

(1) 医療救護活動に関すること
(2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

６．千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

(1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
(2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
(3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

７．(一社)千葉県トラック協会（長夷支部）、(一社)千葉県バス協会

(1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

８．千葉県道路公社

(1) 九十九里有料道路の保全に関すること
(2) 九十九里有料道路の災害復旧に関すること
(3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること

第７ 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

１．(一社)茂原市長生郡医師会、(一社) 茂原市長生郡歯科医師会、(一社) 外房薬剤師会、(公社) 千葉県柔道整復師会南総支部

(1) 災害時における医療対策に関すること

２．(福)長生村社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会

(1) 災害時要配慮者の支援
(2) 災害時におけるボランティア活動の支援

３．長生農業協同組合

(1) 県、村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
(2) 農作物の災害応急対策の指導
(3) 被災農家に対する融資、あっせん
(4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
(5) 農産物の需給調整

４．長生村商工会

(1) 村が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
(2) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
(3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力
(4) 災害時における物価安定への協力

５．千葉県森林組合（長生事務所）

(1) 県、村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
(2) 被災組合員に対する融資、あっせん

６．一松内水面漁業協同組合、一松種鰻採捕組合、九十九里漁業協同組合

(1) 県、村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
(2) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
(3) 被災組合員に対する融資、あっせん

７．千葉県タクシー協会（外房支部）

(1) 災害時におけるタクシー車両による被災者等の避難輸送及び村の救助計画に従事する者の移送に関すること

８．（一社）千葉県建設業協会（長生支部）、長生郡市管工事協同組合、(一社)千葉県電業協会（北総・東総・山武・長生地区）

(1) 建築・土木関連の応急・復旧対策の協力に関すること
(2) 被災者の救助・救援対策の協力に関すること

９．千葉県石油商業協同組合（茂原支部）

(1) 災害時における燃料等の供給の協力に関すること

１０．長生郡市連合自治会連絡会

(1) 自主防災組織の結成、自主防災活動の促進に関すること
(2) 自主防災組織、自治会等の組織間の連携確保に関すること

１１．病院等医療施設

(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
(2) 災害時における収容者の保護及び誘導
(3) 災害時における病人等の収容及び保護
(4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助

１２．学校法人

(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
(2) 災害時における児童生徒の保護及び誘導
(3) 災害時における応急教育計画の確立及び実施
(4) 被災施設の災害復旧

１３．金融機関

(1) 被災事業者等に対する資金の融資

１４．社会福祉施設

(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
(2) 災害時における入所者の保護及び誘導

１５．危険物取扱施設

(1) 安全管理の徹底

(2) 防護施設の整備

第８ 住民及び事業所等

１．住民

(1) 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需品物資等の備蓄に努めること

(2) 地域において消防団、自主防災組織及びボランティア等が行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び村が実施する防災対策に協力すること

　また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

２．事業者

(1) 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること

(2) 地域において消防団、自主防災組織及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び村が実施する防災対策に協力すること

(3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること

３．自主防災組織、自治会等

(1) 村民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること

(2) 村が行う防災対策に協力するよう努めること

４．ボランティア団体

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第４節 地勢概要等

第１ 位置

本村は、房総半島の太平洋側のほぼ中央に位置し、九十九里海岸の南の一角を占めている。また、東京まで 79km、千葉市へは 39km の地点に位置し、東方は太平洋、西は茂原市、南は一宮川を挟み一宮町並びに睦沢町、北は白子町と接している。

〈本村の地勢〉

位 置 （ 役 場 ）	東経 140° 21′ 15″ 北緯 35° 24′ 44″ 標高 6.6m
大 き さ	南北 6.0km 東西 7.4km
面 積	28.25km^2

第２ 自然環境

１．河川・海岸

長生村の河川は、長柄町刑部から東に流れ、九十九里浜に注ぐ二級河川一宮川水系があり、その支流に瑞沢川がある。

一宮川は勾配がゆるく流量が少ないため、砂丘の飛砂及び海岸線の前進に耐え切れず河口閉塞が進行し、河口部は直流せず河口の変動が著しい。

また、村の中央部には、南から北へ二級河川内谷川が流れ、南白亀川を経て九十九里浜に注いでいる。内谷川には、西から東郷支線、高根支線、八積支線が流入している。

村内は西から東、南から北に流れる水系である。

海岸については、本村は九十九里海岸の南端に位置するため、遠浅ではあるが傾斜が大きく波浪が激しい。

２．地質・地形

本村の地質は、第四紀の海成沖積層であり、地表から２ｍ以下は青色緊密な砂層で 0.5m程度の貝殻混ざりの層を成している。また、表土は淡暗褐色の砂壌土である。

低地の地質は、台地に比べると排水が悪く浸水しやすい。また、地盤も軟弱な土地である。しかし、低地の中でも微高地である砂（礫）堆・砂（礫）洲や砂丘、自然堤防は、低地の一般面（海岸平野・三角州、谷底平野・氾濫平野）に比べ、河床からやや高いため排水しやすく、地盤の構成物質も粗いため地盤も比較的よいとされている。

茂原低地は、砂丘、砂州（砂堆）、海岸平野、埋土地などで構成されている低地である。低地面上には南北に延びる砂州（砂堆）が幾列も並走している。

砂州（砂堆）及び砂丘は、砂礫質でできた地層であり、比較的水はけがよいことから、本村でも主に宅地、畑として利用されている。また、南北に延びる砂州（砂堆）の間にある海岸平野は水田として利用されている。

一宮川と国道 128 号との間には一宮川低地や埴生川低地、自然堤防がある。

一宮川低地は一宮川の堆積物によって形成された低地であり、主に軟弱なシルト、粘土層が堆積している。埴生川低地も同様に埴生川の堆積物で形成されたものであるが、細砂の軟らかい地層である。

地形は平坦であり、標高０～９ｍで太平洋に向かって 1000 分の１の勾配を成している。九十九里海岸は、潮位の変化や自然災害による侵食が進んでいる。

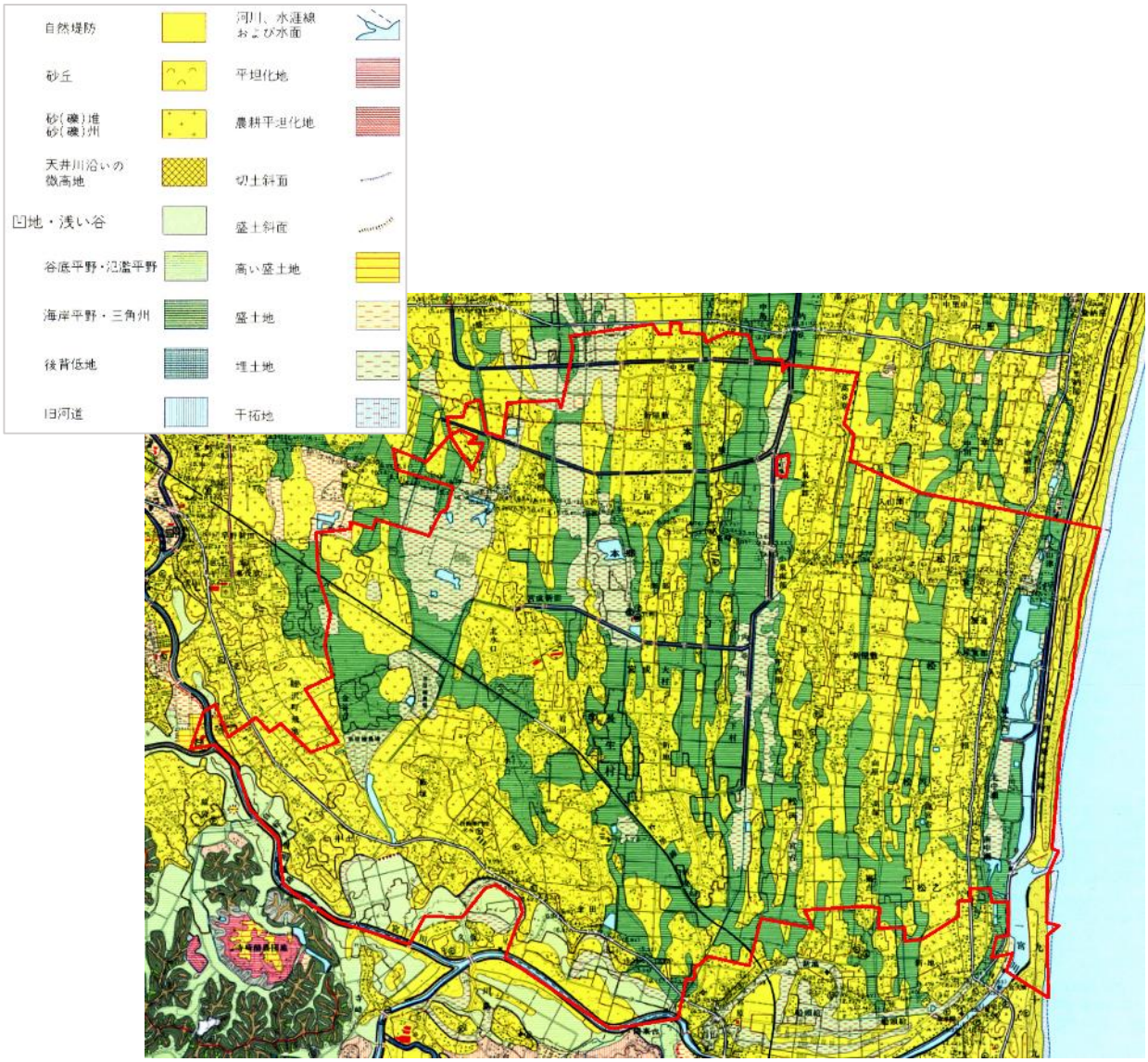

＜村の地質概念図（国土地理院「土地条件図」）＞

３．気候

黒潮の影響を受け１年を通じて温暖であり、冬期であっても降雪はほとんど見られない。

本村に隣接する茂原地域気象観測所における最高気温の極値は 39.9℃（2013 年 8 月 11 日）で、最低気温は-7.8℃（1984 年 2 月 8 日）である。

最大 1 時間降水量は 61.5㎜（2012 年 8 月 6 日）、最大日降水量は 236㎜（1996 年 9 月 22 日）である。

なお、茂原地域気象観測所における統計期間は、降水量が 1976 年 1 月以降、気温は 1978 年 1 月以降である。

第３ 社会環境

１．人口

(1) 人口・世帯数

住民基本台帳人口（令和 3 年 4 月 1 日現在）によると、外国人を含む本村の人口は 13,932 人、6,058 世帯である。

(2) 65 歳以上人口

住民基本台帳人口（令和 3 年 4 月 1 日現在）による 65 歳以上人口は 4,801 人で、総人口の 34.5%を占める。これは、全国平均 28.7%（総務省統計局人口推計、令和元年 10 月推計値）及び千葉県平均 27.0%（千葉県年齢別・町丁字別人口、令和 2 年 4 月）を上回る。

地域別では、一松地区（36.5%）が最も高く、八積地区（33.9%）、高根地区（30.6%）の順となっている（地区別人口は平成 31 年現在）。

２．土地利用

本村の面積は 2,825ha で、最も多い地目は「田」の 914ha、次いで「畑」498ha、「宅地」484ha、「山林」205ha の順である（令和元年版千葉県統計年鑑）。

３．交通

(1) 道路

村内の道路網は、南北方向に幹線道路が多く、東西方向の道路網が少ないことである。しかも、村の中央を内谷川と松潟用水路が流れ、東西方向の道路の多くに橋りょうがある。

こうした道路網の中で、津波被害からの避難に際し、内陸方向に避難するための安全な避難道路の確保が欠かせない。

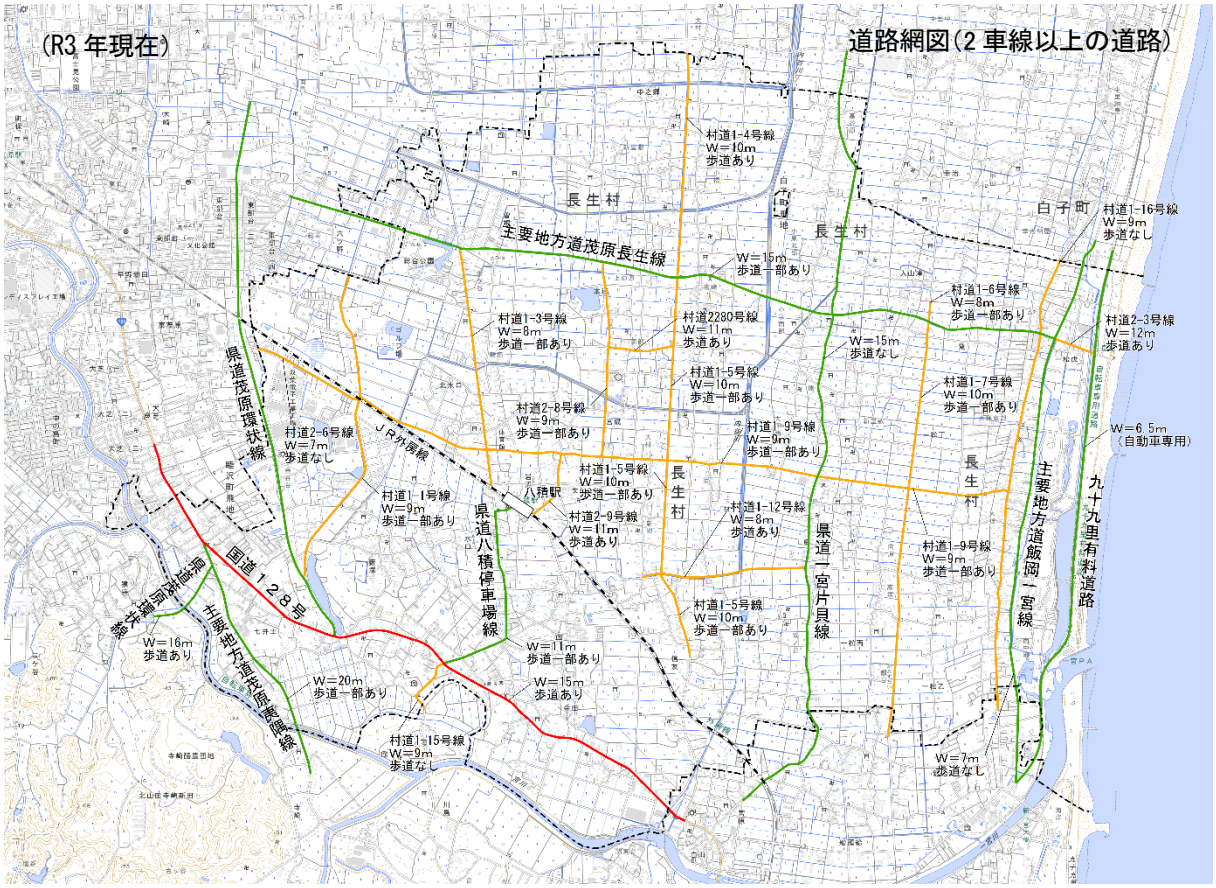

南北方向の幹線道路として、自動車専用道路である九十九里有料道路が存在する。海岸沿いに村域を縦貫しており、村内には長生 IC が存在する。このほか、主要地方道 30 号飯岡一宮線が九十九里有料道路の西側を、やや内陸には一般県道 123 号一宮片貝線がそれぞれ走っている。幹線道路のほかにも、2 車線以上の村道は南北方向に多く見られる。

東西方向の幹線道路としては主要地方道 84 号茂原長生線があり、南北方向と比較すると数は少ないながらも、2 車線以上の村道が存在する。

村域の南西側には JR 外房線と同様の、北西－南東方向の幹線道路が発達している。村内唯

一の国道である国道 128 号のほか、主要地方道 85 号茂原夷隅線や一般県道 293 号茂原環状線がこれに該当する。

(2) 鉄道

村内をＪＲ外房線が走っており、千葉市や東京都心部及び内房方面と結節している。村内には八積駅が設けられており、平成 30 年度の１日平均乗車人数は 737 人となっている。乗車人数の推移は、漸減傾向にある。

４．ライフライン

(1) 上水道

村内の上水道は長生郡市広域市町村圏組合が供給しており、普及率は 97.5%である。（令和元年度千葉県の水道）

(2) 下水道

本村面積の 35.3%で公共下水道が供用されており、普及率は 37.6%である。（2019 年度、出典：千葉県統計年鑑（令和２年））

(3) 都市ガス

村内の一部の地区に、大多喜ガス株式会社の都市ガス供給区域がある。

第４ 過去災害

１．地震・津波災害

本村付近に大きな被害をもたらした記録のある地震・津波は、1677 年の延宝地震、1703 年の元禄地震、1923 年の関東地震、1987 年の千葉県東方沖地震、2011 年の東北地方太平洋沖地震が挙げられる。

1677 年 11 月 4 日に発生した延宝地震（M8.0）は、房総半島東方沖を震源域とする太平洋プレート境界付近で発生した地震と考えられている。また、隣接する一宮町東浪見の津波高は 6.0～7.5ｍと推定され、倒家 50 戸、水死者 97 名の被害があったとされている。

1703 年 12 月 31 日に発生した元禄地震（M7.9～8.2）は、フィリピン海プレート境界付近で発生した地震と考えられている。震源域が陸地に近いため、地震発生後短時間で津波が来襲したとされ、本村にも津波が来襲して 845 人の死者があったとの記録がある。

1923 年 9 月 1 日に発生した関東地震（M7.9）は、フィリピン海プレート境界付近で発生した巨大地震である。東京湾から相模灘にかけて各地で津波被害が発生したが、千葉県外房地域における津波の発生は限定的で、本村沿岸では津波は観測されていない。

1987 年 12 月 17 日に発生した千葉県東方沖地震（M6.7）は、フィリピン海プレート内部で発生した地震で、山武郡、長生郡、市原市を中心に多数の被害が発生した。本村では、重傷１名、軽傷１名、文教施設６か所、住家の一部損壊 2,280 棟、非住家の一部損壊 17 棟、道路損壊 17 か所、排水路損壊４㎞等の被害があった。

2011 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（M9.0）は、県内では旭市などに津波により大きな被害をもたらした。また、この地震による福島第一原子力発電所の事故に伴って放射性物質が拡散し、県内各地で大気中の放射線量の上昇、農作物の放射性物質の含有量の増加などが発生した。

２．風水害

近年本村に大きな被害をもたらした風水害は、昭和 45 年の集中豪雨、平成８年の台風第 17 号に伴う大雨、平成 16 年の台風第 22 号に伴う大雨及び令和元年 10 月の大雨が挙げられる。

昭和 45 年（1970 年）の集中豪雨では、金田地区で一宮川の堤防が決壊する被害が発生してい

る。

平成 8 年 9 月の台風第 17 号の通過に伴う大雨でも、一宮川堤防の決壊や越水が発生し、金田地区及び信友地区の一部に避難指示が出されている。その際の一時間当たり最大雨量は 31mm、累計雨量は 236mmであった。

平成 16 年の台風第 22 号では、長生地域整備センター（茂原市）において 252mmの総雨量があり、一宮川が河口部で波浪により溢水した。村内では県道飯岡一宮線沿いの広い範囲で浸水被害が発生し、床上浸水が約 10 棟、床下浸水が約 60 棟の被害が生じている。

令和元年 10 月の大雨では、七井土地区で越水による浸水被害が発生している。この大雨と、それに先んじて発生した台風第 15 号、台風第 19 号により、千葉県内の各地で甚大な被害が発生したため、本村を含む県内自治体に災害救助法が適用された。

その他にも村内では内水による浸水被害、田畑の冠水被害が発生している。

３．突風・竜巻

本村では、過去に突風や竜巻による被害は確認されていない。

平成 2 年（1990 年）12 月 11 日には、隣接する茂原市国道 128 号沿いで竜巻被害が発生している。死者 1 名、負傷者 73 名、家屋被害 1,665 戸（うち全壊 82 戸、半壊 161 戸）という大きな被害を出し、災害救助法も適用されている。

この日は県内に大雨・洪水・強風・波浪・雷注意報が発令され、鴨川市や旧丸山町（南房総市）、君津市、旧大原町（いすみ市）、銚子市でも竜巻が発生していたことを考慮すると、本村でも竜巻発生の可能性があったと思われる。

地震・津波編

《目　次》

第１章 総　則 21
第１節 地震・津波対策の基本的視点 23
第２節 被害想定 24
第１ 地震被害想定 24
第２ 津波浸水想定 25
第３節 減災目標 27
第１ 減災目標 27
第２ 減災施策 27
第２章　災害予防計画 31
第１節 防災意識の向上 33
第１ 防災教育 33
第２ 過去の災害教訓の伝承 33
第３ 防災広報の充実 33
第４ 自主防災体制の強化 34
第５ 防災訓練の充実 35
第６ 地区防災計画の推進 36
第７ 調査・研究 36
第２節 津波災害予防対策 37
第１ 津波広報、教育、訓練計画 37
第２ 津波避難対策 38
第３ 津波防護施設等の整備 39
第３節 火災予防・防火等都市防災の推進 40
第１ 地震火災の防止 40
第２ 防災空間の整備･拡大 41
第３ 地籍調査の推進 41
第４節 消防体制の整備 42
第１ 消防体制・施設の強化 42
第２ 消防職員、団員等の教育訓練 42
第３ 消防計画の推進 43
第５節 耐震化・液状化対策の推進 44
第１ 建築物等の対策 44
第２ ライフライン施設の対策 45
第３ 道路、河川・海岸等の対策 45
第６節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 47
第１ 避難行動要支援者の支援体制 47
第２ 要配慮者全般の支援体制 48
第３ 社会福祉施設等の対策 49
第４ 外国人の支援体制 49
第７節 情報通信体制の整備 51
第１ 情報通信施設の整備 51

第２ 非常通信体制の充実強化 51
第８節 備蓄・物流計画 52
第１ 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 52
第２ 燃料の確保 53
第３ 医薬品及び応急医療資機材等の確保 53
第４ 保健活動資機材の確保 53
第５ 水防資機材の確保 53
第９節 防災関連施設の整備 54
第１ 避難施設の整備 54
第２ 防災拠点の機能継続 56
第３ ヘリコプター臨時離着陸場の確保 56
第１０節 帰宅困難者等対策 57
第１ 一斉帰宅の抑制対策 57
第２ 帰宅困難者の安全確保対策 57
第３ 帰宅支援体制 58
第４ 関係機関の連携等 58
第１１節 防災体制の整備 59
第１ 村の防災体制の整備 59
第２ 避難所運営体制の整備 60
第３ 学校・こども園の防災体制の整備 61
第４ 文化財保護対策の推進 62
第３章 災害応急対策計画 63
第１節 組織及び動員計画 65
第１ 村職員の配備 65
第２ 村災害対策本部の設置 67
第２節 情報通信対策計画 72
第１ 地震・津波情報等の伝達 72
第２ 通信の確保 75
第３ 被害情報等の収集・報告 76
第４ 災害広報・報道対応 79
第５ 災害相談窓口の設置 80
第６ 被災者台帳の作成 81
第３節 地震・火災等避難計画 83
第１ 避難指示等の発令 83
第２ 避難誘導等 85
第３ 避難所の開設・運営 86
第４ 在宅等避難者の支援 88
第５ 臨時避難所の確保等 89
第６ 安否照会への対応 89
第４節 津波避難計画 91
第１ 避難指示の発令 91
第２ 避難確保等 91
第５節 要配慮者等の支援計画 93
第１ 避難行動要支援者の避難支援 93

第２ 避難所における要配慮者の支援 93
第３ 福祉避難所の設置 94
第４ 応急生活支援 94
第５ 要配慮者利用施設の避難確保 94
第６節 消防・水防対策計画 95
第１ 消防・救助・救急活動 95
第２ 危険物等の対策 96
第３ 水防活動 97
第７節 医療･救護計画 98
第１ 医療救護活動 98
第２ 地域医療の応急対策 99
第８節 災害警備計画 100
第１ 災害警備 100
第２ 防犯活動 100
第９節 交通・輸送対策 101
第１ 緊急通行路線の確保 101
第２ 緊急輸送 102
第１０節 水・食料・生活物資等対策 104
第１ 応急給水 104
第２ 食料・生活必需品等の供給 105
第３ 燃料の確保及び供給 107
第１１節 応援等の要請・受入計画 108
第１ 村の受援体制の確立 108
第２ 自衛隊の災害派遣要請 108
第３ 県・他市町村等への応援要請 111
第１２節 応急教育等対策 114
第１ 災害発生時の対応 114
第２ 避難所の協力 114
第３ 応急教育 114
第４ 文化財の応急対策 115
第１３節 応急保育計画 116
第１４節 帰宅困難者等対策 117
第１ 一斉帰宅の抑制 117
第２ 企業・学校・駅・海岸・観光施設等の利用者保護 117
第３ 帰宅困難者の把握・情報提供 117
第４ 一時滞在施設の開設等 117
第５ 徒歩帰宅者の支援 118
第６ 特別搬送者の支援 118
第１５節 保健活動・防疫計画 119
第１ 保健・防疫活動 119
第２ 飲料水の安全確保 120
第３ 動物対策 120
第１６節 遺体の捜索・処置・埋火葬計画 121
第１ 遺体の捜索 121

第２ 遺体の処理 121
第３ 遺体の埋火葬 122
第１７節 災害廃棄物・障害物等対策 123
第１ 災害廃棄物処理 123
第２ 道路・河川等の障害物除去 124
第３ 土砂・がれき等の一括除去 124
第１８節 環境汚染等対策 126
第１ アスベスト等対策 126
第２ 工場・事業場等対策 126
第１９節 住宅等応急対策計画 127
第１ 被災住宅の応急修理 127
第２ 住居障害物の除去 127
第３ 応急仮設住宅の供与等 128
第４ 被災建築物の応急危険度判定 128
第５ 被災宅地の危険度判定 129
第６ 被害家屋調査・罹災証明書の発行 129
第７ ブルーシートの供給等 130
第２０節 ライフライン施設等応急対策計画 131
第１ 上水道施設 131
第２ 下水道施設 131
第３ 電気施設 131
第４ ガス施設 132
第５ 通信施設 132
第６ 道路・橋梁 133
第７ 鉄道 133
第８ その他公共施設 133
第２１節 災害ボランティア対応計画 134
第１ 災害ボランティアの受入れ 134
第２ 災害ボランティア活動の支援 135
第２２節 災害救助法適用事務計画 136
第１ 災害救助法の適用基準 136
第２ 災害救助法の適用手続き 137
第３ 災害救助法による救助の実施 137
第４ 救助に係る費用の請求等 138
第４章 災害復旧・復興計画 139
第１節 被災者の生活再建支援 141
第１ 被災者の支援 141
第２ 中小企業者、農林漁業者の支援 143
第２節 災害復旧事業の推進 144
第３節 災害復興計画 147
第１ 復旧・復興本部の設置 147
第２ 復興計画の策定 147

第１章 総　則

第１節 地震・津波対策の基本的視点

本計画の基本的な視点は次のとおりである。

１．減災や多重防御に重点を置いたハードとソフトを組み合わせた総合的な防災対策

ハード整備に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災での巨大な津波では海岸保全施設に一定の減災効果が認められたものの、施設の機能を超えた越流等が発生し、多くの犠牲者が発生した。また、県内では地震に伴い石油コンビナート施設において爆発を伴う火災が発生し、地震に伴う被害は様々な現象を伴って発生しうることが明らかとなった。

今後想定すべき巨大災害に対しては減災の視点に重点を置き、様々な現象で発生する災害に対し、住民の避難行動を軸とした人命の安全を守る対策を最優先に実施しなくてはならない。

そのため、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠であり、その上で、いかなる災害に対しても、多重防御の視点から複合的な防災対策を講じ、ハード・ソフトを織り交ぜた総合的な防災対策を推進することが重要である。

２．過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、県内でも津波による死者、行方不明者が出たほか、住家、漁港、保安林、海岸保全施設、河川施設、港湾施設、農地や農業用施設などにも大きな被害があった。また、各地で液状化が発生し、住宅、橋梁・道路、河川施設、海岸保全施設、上下水道などのライフライン、学校、農業用施設などに被害があった。

このような状況下において、県、村、ライフライン事業者の震災での対応状況や、被災者の避難・避難所生活の状況等の検証が行われ、様々な課題が浮かび上がったところであり、これらの検証結果や課題を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

３．最大クラスの地震・津波を考慮した計画

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これを踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることを恐れずに、あらゆる可能性を否定せず、最大クラスのものを考慮することとする。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

第２節 被害想定

第１ 地震被害想定

１．想定地震

本村に関わる地震被害想定調査は、千葉県が平成 19 年度と平成 26・27 年度に実施しており、次の５つの地震を想定している。これらの想定地震うち、本村の被害が最大と予測されたものは東京湾北部地震である。

〈県の想定地震一覧〉

調査年度	地震名	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	30 年以内発生確率	村内最大震度	位置づけ
平成 26・27	千葉県北西部直下地震	7.3	70%	６弱	県が防災・減災対策の主眼に置く地震
	大正型関東地震	7.9	0～2%	６弱	県が長期的視野に立った対策を実施する地震
平成 19	東京湾北部地震	7.3	低い	６弱	近い将来、県に大きな影響があると考えられる地震
	千葉県東方沖地震	6.8	－	５強	
	三浦半島断層郡による地震	6.9	0～3%	５弱	

(注)「30 年以内発生確率」は、平成 26･27 年度調査による。

その他、村内の被害予測は行われていないが、内閣府が平成 24 年に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定調査では、南海トラフ巨大地震発生時の村内の震度は最大５弱と予測されている。

２．予測被害

東京湾北部地震では、八積地区を中心に高根地区の一部で震度６弱、その他村内の大半は震度５強となり、地震動で全壊 54 棟、半壊 501 棟、負傷者 52 人の被害が発生すると予測されている。(冬 18 時発生の場合。平成 19 年度千葉県地震被害想定調査報告書)

なお、予測被害量は調査を実施した時点の耐震化等の状況によるものであり、人的被害や震災廃棄物の主な発生要因は建物被害であることから、耐震改修や建て替えによる耐震化の進展によって予測被害量は年々減少傾向にあると考えられる。

〈東京湾北部地震の予測被害量一覧と予測震度分布図（千葉県資料)〉

建物被害	全　壊	54 棟
	火災による焼失	－
	半　壊	501 棟
人的被害	死　者	－
	(火災による死者)	－
	重傷者	2 人
	軽症者	50 人
	避難者（最大）	2,249 人
	都市ガス機能支障	0 戸
	震災廃棄物	5,302 ﾄﾝ

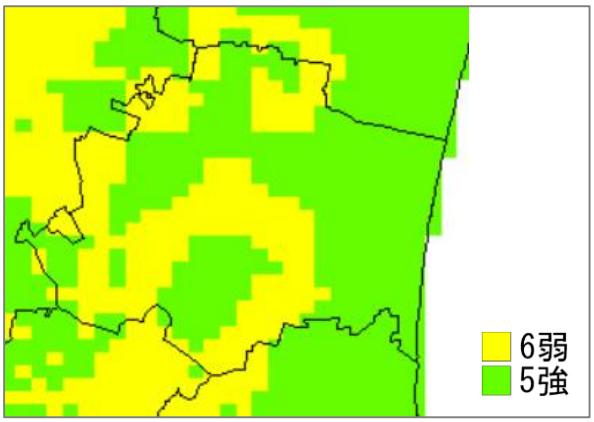

(注) 冬の 18 時に発生した場合である。予測被害量は調査を実施した時点の耐震化等の状況によるため、その後の耐震化の進展により予測被害量は年々減少していると考えられる。

第２ 津波浸水想定

本村に関わる津波浸水想定調査は、千葉県が平成 26・27 年度の地震被害想定調査で想定した「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」による津波、千葉県が平成 23 年度に津波警報発表時の避難対象地区設定のために想定した「千葉県九十九里・外房、千葉県内房」の津波（津波高 3m・5m・10m）、内閣府が平成 24 年度に公表した「南海トラフ巨大地震」による津波がある。

〈本村沿岸の津波浸水想定の概要〉

調査	地震・津波名（想定）	最大津波高	津波到達時間	最大浸水距離
千葉県 平成 26・27 年	房総半島東方沖日本海溝沿い地震 (M8.2)	7.2m	40.0 分	2.4km
千葉県 平成 23 年	千葉県九十九里・外房、千葉県内房 （津波高 3m・5m・10m）	10.4m※1	37.7 分※2	2.4km
内閣府 平成 24 年	南海トラフ巨大地震 (M9.1)	8.0m	76 分	―

※1　津波高 10m 想定の場合
※2　元禄地震の波源モデルで、本村沿岸の最大津波高が 8.2m の場合の参考値

「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」による津波では、県道一宮片貝線付近まで津波が遡上し、海岸から約 1 km 以内の広い範囲で浸水深が 2.0m 以上と予測されている。

「千葉県九十九里・外房、千葉県内房」の津波では、津波高 10m の場合に主要地方道 30 号飯岡一宮線より東側の広い範囲で浸水深 2.0m 以上と予測されている。また、津波高 5m 及び津波高 3m の場合には、海岸沿いと一宮川の河口付近で浸水が予測されている。

「南海トラフ巨大地震」による津波では、海岸から約 1km の広い範囲が浸水し、九十九里有料道路より東側では 3.0m 以上、西側では 3.0m 以下の浸水が予測されている。

〈津波浸水予測図〉

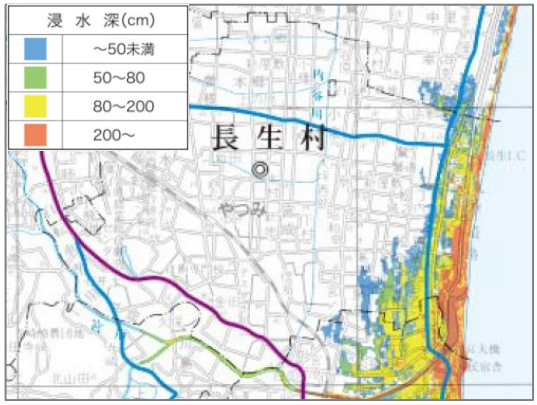

房総半島東方沖日本海溝沿い地震(M8.2)

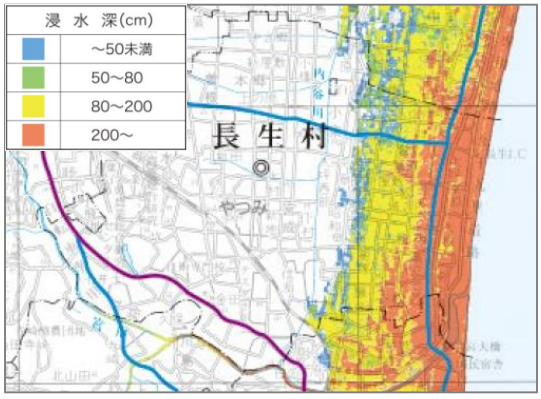

千葉県九十九里･外房、千葉県内房(津波高 10m)

千葉県九十九里･外房、千葉県内房(津波高 5m)

千葉県九十九里･外房、千葉県内房(津波高 3m)

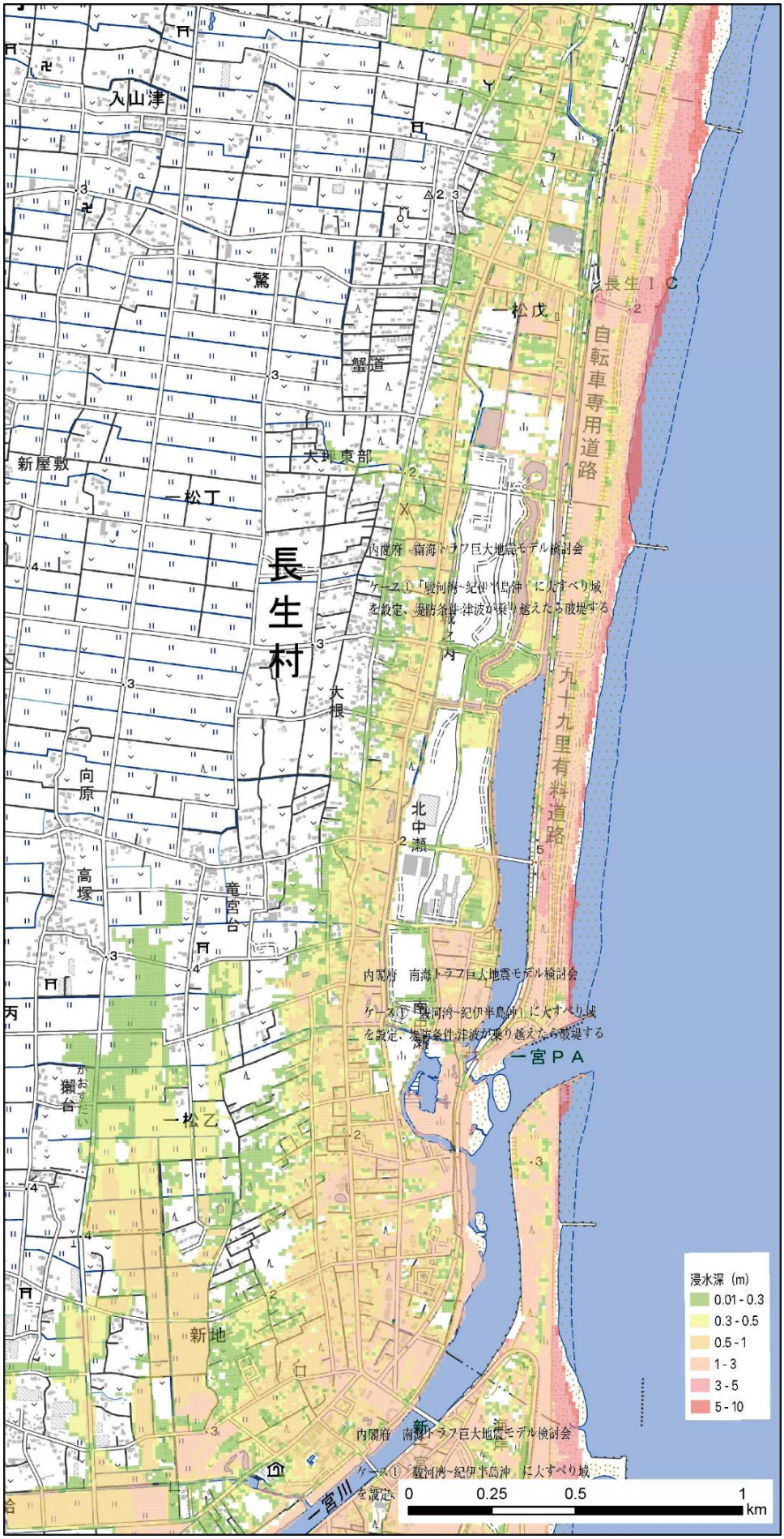

南海トラフ巨大地震（M9.1）

第３節 減災目標

千葉県では、防災・減災対策の主眼に置く千葉県北西部直下地震による死者数や経済被害を平成38年（令和8年）度までに概ね半減させることを目標とした地震防災戦略を策定し、計画的に防災対策を推進している。

一方、近い将来発生する可能性が高い千葉県北西部直下地震や房総半島東方沖日本海溝沿い地震のほか、近い将来発生する可能性は高くないとされているものの、被害がさらに甚大な東京湾北部地震の地震想定や千葉県九十九里・外房、千葉県内房で 10m（概ね 7～10m）の津波想定もあり、いずれも無視できない状況である。

また、千葉県北西部直下地震の想定では、震源からやや離れた長生村の内陸部は被害が比較的軽微となる可能性があるが、東京湾北部地震では村内の広い範囲かつ南関東地域が広域的に激甚被害となる可能性があり、それぞれの地震の被害特性を踏まえた対策が必要となる。

第１ 減災目標

本村の減災目標は、県の地震防災戦略を考慮して設定する。

第２ 減災施策

減災目標を達成するための主要な施策として、県の地震防災戦略に掲げられるものや東日本大震災後の検証課題も踏まえ、次の施策を位置付ける。

〈主要な減災施策〉

施策	重要施策
耐震化・液状化対策	◇建築物の耐震化、家具の転倒防止対策の促進 長生村耐震改修促進計画を推進し、住宅や特定建築物等の耐震化を促進する。また、家具の転倒防止対策の重要性を普及する。 【目標】住宅、特定既存耐震不適格建築物の耐震化率 90% ◇液状化対策の推進 液状化対策の普及、ライフライン施設の応急復旧体制の整備等を推進し、埋立地等で懸念される液状化による被害を軽減する。 ◇橋梁耐震補強事業の推進 長生村橋梁長寿命化修繕計画に基づく事業と併せて当事業を推進する。
防火対策・消防体制	◇防火対策の推進 住宅用火災警報器、感震ブレーカー、防炎製品、ＬＰガス放出防止器等の普及啓発を推進する。 ◇消防団員の確保 女性や学生等の加入促進、消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員・分団制度などの導入を推進し、消防団員を確保する。 【目標】消防団員充足率の増加

施策	重要施策
津　波　対　策	◇津波防護施設の整備、点検 　海岸保全基本計画による海岸保全施設の津波対策の検討・整備、水門等の防護施設の点検・整備により、津波浸水を最小限にとどめる。 　また、千葉県九十九里・外房で約 10m を想定した津波避難計画、津波ハザードマップを普及し、津波に対する逃げ遅れを防止する。 【目標】防災訓練参加者数の増加
ライフライン対策	◇ライフライン施設の耐震化、応急復旧体制の整備 　水道等の耐震化を推進し、断減水による生活支障を軽減するとともに、医療施設等の重要施設への応急給水体制を確保する。 　下水道施設の耐震化を推進し、持続可能な下水道施設の機能を確保する。 【目標】水道耐震化計画の作成、重要施設への応急給水体制の整備 長生村公共施設等総合管理計画に基づく事業の推進及び下水道 BCP の整備
備蓄・物流対策	◇備蓄・物流対策の強化 　被災者の食料、生活必需品等をあらゆる手段で備蓄する（現物、流通、家庭内、集合住宅共同など）ほか、物資輸送の効率性を考慮して備蓄拠点や物資集積拠点を配置するとともに、円滑な輸送、管理体制を構築する。 【目標】想定避難者数の３日分を公的備蓄で確保
自主防災体制の整備	◇地区の自主防災力の強化 　防災訓練、防災リーダーの育成等により、自主防災組織の設置や活動を促進する。 【目標】自主防災組織人口カバー率 61% 防災士資格取得者数 62 人 防災訓練参加者数 2,100 人
村の活動体制の整備	◇災害対応力の向上 　村の初動対応の遅れを防止するため、災害時職員対応マニュアルの修正、職員の教育、訓練等を行う。 ◇業務継続体制の強化 　業務継続計画による業務継続体制の構築。 【目標】業務継続計画の継続的見直し
応援協力体制の整備	◇応援協力体制の構築 　県東部以外の地域から応援を受け入れる体制を構築する。また、南関東地域が広域的に甚大な被害となった場合に南関東以外の地域から広域応援を要請し、応援の受入れや震災廃棄物等の広域処理体制を構築する。 【目標】受援計画の作成、継続的見直し ◇災害ボランティア受入体制の構築 　災害ボランティアセンター運営マニュアルの点検、訓練等を実施し、大規模災害時におけるボランティアの円滑な募集、受入体制を確保する。

施策	重要施策
通信・情報伝達体制の整備	◇通信体制の強化 　被災現場との通信体制を確保するため、指定避難所へのＭＣＡ無線機の設置を推進するほか、防災行政無線が停電時にも稼働するようバッテリーの定期的な交換や電波の受信状況が悪い防災行政無線戸別受信機への外部アンテナの設置を行う。 ◇情報収集体制の強化 　風評被害を防止するため、交通事業者、ライフライン事業者、報道機関等と連携した正確な情報の収集・共有体制を確保する。 ◇情報管理・広報体制の強化 　防災行政無線親局制御装置の完全デジタル化対応により子局との双方向通信を可能とした上で、メディア連携システムを導入し、防災アプリ等による災害避難情報の多メディア化を実現する。また、避難指示等の内容を住民等に的確に伝達するため、災害広報マニュアルや放送文例の点検、通信訓練等を実施する。 　さらに、住民等のニーズに応じた災害情報を提供するため、災害情報を時系列に整理、更新、発信できる情報管理体制を確保する。
避難対策	◇津波避難施設の整備等 　津波避難施設、避難道路の維持管理と併せ、要配慮者や自動車利用等を考慮した検証により、更に必要な施設等の整備を推進する。 ◇避難誘導体制の構築等 　避難者の混乱を防止して円滑に誘導するため、地域の地理を把握している消防団、自主防災組織等を活用した避難誘導や広報体制を構築する。また、二次避難を想定して交通事業者と連携した避難者の輸送体制を確保する。 ◇避難所の運営体制、環境等の整備 　村職員による円滑な避難所開設体制を確保するほか、地域住民が主体となった開設・運営体制についても確保する。 　また、要配慮者の避難生活に配慮し、指定避難所のバリアフリー化、福祉避難所の受入体制の整備を進める。 　【目標】災害時における避難所運営の手引きの継続的見直し ◇新型コロナウイルス等感染症対策の推進 　避難所における新型コロナウイルス等の感染を防止するため、過密防止等の感染防止対策を講じる。
医療・保健対策	◇災害時保健活動体制の推進 　避難生活中の健康維持のため、災害時の状況を想定して心身両面の健康相談及び啓発活動を実施できる体制を整備する。
要配慮者支援体制の整備	◇避難行動要支援者の避難支援体制の整備 　避難行動要支援者名簿の作成を概ね完了し、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図る。 ◇要配慮者利用施設の避難確保体制の整備 　社会福祉施設の入所者等の円滑な避難を確保するため、災害危険区域にかかる利用施設における避難確保計画や避難訓練の実施を促進する。
帰宅困難者対策	◇帰宅困難者対策の推進 　県、村、交通事業者、関連企業等が連携して「むやみに移動を開始しない」基本原則を周知徹底するほか、帰宅困難者の誘導や一時滞在等の支援体制を構築する。

第２章　災害予防計画

第１節 防災意識の向上

項　　目	担　　当
第１　防災教育	子ども教育課
第２　過去の災害教訓の伝承	総務課
第３　防災広報の充実	総務課
第４　自主防災体制の強化	総務課、産業課
第５　防災訓練の充実	総務課、長生郡市広域消防本部、消防団
第６　地区防災計画の推進	総務課
第７　調査・研究	総務課

第１ 防災教育

村及び各防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に児童期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもとに適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

小学校においては、津波からの避難を第一に、家庭においても児童が率先して家族の避難行動を促すことができるよう防災教育の強化に取り組む。中学校においては、災害時における避難所でのボランティア活動等、「共助」の取組を自ら進んで行える人となるように、避難訓練等の機会を通して人材育成を推進する。

防災教育の推進に当たっては、防災教育を位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

第２ 過去の災害教訓の伝承

村は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開する。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

第３ 防災広報の充実

村及び各防災関係機関は、正しい知識、自ら考え行動する力、自助・共助の取組みを住民等に普及するため、あらゆる広報媒体を活用した防災広報の充実に努める。

また、広報の際は、重点的に普及する事項を明確にして行う。

〈村の防災広報手段・内容等〉

媒　体	広報ちょうせい、講演会の開催、広報車、ビデオ、学級活動、パンフレット、リーフレット、テレビ、ラジオ、新聞、ホームページ、メール、ＳＮＳ（Twitter、Facebook 等）等
対　象	住民、自主防災組織（自治会等）、児童生徒、企業、村職員
内　容	(1) 自らの身を守るための知識 ア　建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策 イ　食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備 ウ　出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置 エ　緊急地震速報の活用方法 オ　警報や避難指示等の意味と内容の説明 カ　室内外等における地震発生時の心得 キ　避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得 ク　水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得 ケ　地域の地盤状況、災害危険箇所、ハザードマップ コ　防災学習 サ　帰宅困難者の心得 (2) 地域防災力を向上させるための知識 ア　救助救護の方法　　イ　自主防災活動の実施 ウ　防災訓練の実施　　エ　企業の事業継続計画（ＢＣＰ） (3) その他一般的な知識 ア　災害に関する一般知識、調査結果　　イ　各防災機関の震災対策 ウ　地域防災計画の概要

第４ 自主防災体制の強化

１．自主防災組織の育成等

村は、防災用資機材の整備助成、リーダー研修、防災訓練への協力等により、自主防災組織の設置や活動の活性化を促進する。

また、自主防災組織リーダーの育成に当たっては長生村防災士育成事業、県の災害対策コーディネーター養成講座などを活用するほか、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るため、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりを促進する。

〈自主防災組織の活動〉

平常時	(1) 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） (2) 地震による災害危険度の把握（地域の災害履歴、ハザードマップ） (3) 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） (4) 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） (5) 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） (6) 避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理など） (7) 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織（自治会等）・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	(1) 情報の収集及び伝達（被害状況及び警報、ライフラインの状況、避難指示など） (2) 出火防止、初期消火 (3) 救出・救護（救出活動・救護活動） (4) 避難（避難誘導、避難所の運営等） (5) 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

【資料編「長生村自主防災組織育成補助金交付要綱」】
【資料編「長生村防災士育成事業補助金交付要綱」】

２．中小企業の事業継続計画の促進

村は、長生村商工会と共同して、災害に対する危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

第５ 防災訓練の充実

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、村及び長生郡市広域消防本部は、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

〈主な防災訓練計画〉

総合防災訓練	村は、原則として毎年１回、適当な日を定めて総合訓練を実施する。 (1) 予知対応型訓練 非常招集訓練、災害対策本部運営訓練、情報伝達訓練、図上訓練等 (2) 発災対応型訓練 災害対策本部設置訓練、避難所開設・運営訓練、通信訓練、情報収集訓練、広報訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、救出救助訓練、応急給水訓練、各種復旧訓練、炊き出し訓練、その他訓練
個別防災訓練	村は、村災害時における対応能力の向上を図る訓練を随時実施する。 （主な訓練項目） 消防訓練、水防訓練、災害通信連絡訓練、避難等救助訓練、非常招集訓練、指令伝達訓練、災害対策本部訓練、各種図上訓練（HUG 等）
自主防災訓練	村、長生郡市広域消防本部及び消防団等が協力し、自主防災組織等による訓練を随時実施する。 （主な訓練項目） 初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、給食給水訓練、図上型訓練、避難所開設・運営訓練、避難行動要支援者の避難行動支援訓練、被害状況の収集・伝達訓練

第６ 地区防災計画の推進

村は、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等を定めた地区防災計画の策定を支援し、計画的な防災活動を推進する。

第７ 調査・研究

１．防災関係機関との情報交換

村は、国、都道府県、区市町村、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における防災計画にかかわる情報について、適宜、情報交換を行なう。

２．防災に関する図書・資料等の収集・整理

村は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行なう。

３．専門的調査・研究の実施

村は、村の社会状況の変化、国や県の防災方針や災害予測に関する研究の進展に応じて、防災アセスメントや地区別防災カルテの作成を行い、村防災計画の修正や防災教育等に活用する。

第２節 津波災害予防対策

項　　目	担　　当
第１　津波広報、教育、訓練計画	総務課、子ども教育課
第２　津波避難対策	総務課、長生郡市広域消防本部
第３　津波防護施設等の整備	総務課、産業課

津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。このため、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

第１ 津波広報、教育、訓練計画

１．津波に関する知識の啓発及び防災意識の向上

⑴ 住民自らの取組み

住民は、日ごろから長生村津波避難マップ等で、津波避難場所、避難経路、津波避難目標ライン、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、自主防災組織（自治会等）の避難体制や避難行動要支援者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難指示が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

⑵ 行政の取組

村は、「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等が取ることができるよう、広報ちょうせい、パンフレット、インターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、内陸部の地域も含めて村内全般に周知する。

また、災害時に取るべき行動を分かりやすく整理した地区別防災カルテ等を作成し、日ごろからこれらを配布するなどして、地域住民等への周知に努めるほか、自主防災組織等、住民が主体となって、より実情に即した避難計画を策定できるよう連携を図る。

さらに、観光地や海水浴場等、旅行者、外来者の多い場所では、津波防災マップの掲示、避難場所・避難路の誘導表示などにより周知を図る。

２．防災教育の推進

村は、学校教育をはじめ東日本大震災等の過去の津波の教訓等について、映像や体験談を活用するなどして継続的な防災教育に努める。

３．津波防災訓練の実施

村は、津波から住民の生命を守るため、海岸部や津波浸水予想地域にかかる住民や企業等を対象とした津波避難訓練を定期的に実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等への適切な避難措置等、体制の確立に努める。

また、住民、事業所、施設管理者等が一体となった実践的地域訓練や図上訓練、さらには、夜間を想定した避難訓練を検討する。

なお、実施に際しては、自主防災組織（自治会等）、住民、要配慮者及びその家族等にも訓練

への積極的な参加を求め、パンフレット等での広報に努める。

第２ 津波避難対策

１．津波避難マップの周知

村は、長生村津波避難マップを住民等へ周知徹底する。また、津波避難マップは、定期的な見直しを行う。

なお、津波避難マップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努めるとともに、避難マップは一つのモデルであって全部ではないことや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを住民に丁寧に広報する。

２．津波避難体制の確立

村及び長生郡市広域消防本部は、千葉県津波避難計画策定指針や津波避難訓練等を通じて「長生村津波避難計画」を適宜見直し、村の津波避難対策を普及する。

⑴ 避難指示の発令体制の確立

村は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示を発令できる組織体制の整備を図る。

また、あらかじめ住民等に避難指示の内容について周知を図るものとする。

⑵ 住民等の避難誘導体制の確立

ア　地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、地域の実情や避難行動要支援者の存在等を踏まえ、安全かつ確実な避難方法を検討する。

イ　住民のほか、自治会、自主防災組織、消防団など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定め、関係者に周知する。

ウ　避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、避難誘導体制の整備を図る。

エ　津波避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

オ　自治会、自主防災組織等による避難誘導や、施設管理者による自主的な避難誘導体制の確立など、村の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

⑶ 海水浴場等の自主避難

海水浴場等の多数の人々が集まる場所については、行政機関の避難誘導に連動して、又は先行して海水浴場の管理者等が自主的、主体的に避難誘導を実施し得る体制の確立を指導する。

３．津波情報受伝達体制の確立

⑴ 津波情報受伝達対策

村及び長生郡市広域消防本部は、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び関係職員の早期参集体制の確立に努める。

⑵ 地域住民等への情報伝達体制の確立

村及び長生郡市広域消防本部はあらゆる広報伝達媒体（防災行政報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、津波警報等の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、住民の避難行動に結びくよう、その伝達内容等を確立しておく。

ア　防災行政無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。

また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

イ　多様な伝達手段の確保

Ｊ－ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）の受信機と防災行政無線の自動運用や、防災アプリなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

ウ　地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達がなされた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成に努める。

エ　海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光客等に対する迅速かつ効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

第３ 津波防護施設等の整備

１．海岸保全施設及び河川堤防の整備

県は、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」に基づく九十九里浜ゾーンの整備について、海岸の利用形態や環境及び地元の意見を配慮して実施する。

また、津波の河川遡上による被害を軽減するため、河川堤防の嵩上げや構造強化等も必要に応じて実施する。

２．防災施設等の運用体制

本村沿岸部には、津波防護のために県が管理する２箇所の樋門（中瀬樋門・一松樋門）と湛水被害の防止のために村が管理する２箇所の排水機場（長生第一・金久保第一）がある。

県と村は、これら施設の点検、操作等の確実な実施体制を確保する。

３．津波避難場所等の指定・整備

村は、災害対策基本法及び津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波避難場所等の指定要件を踏まえ、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、津波避難場所及び津波避難ビル等の指定・整備に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

また、村は、津波発生時に避難場所として利用するために整備した築山公園及び津波一次避難場所としても活用される長生村一松北部コミュニティセンターについて、適切な維持管理を行うとともに、津波避難マップや、駅・宿泊施設・行楽地における津波避難マップの掲示、避難場所・避難路の誘導表示などにより周知を図る。

【資料編「指定緊急避難場所・指定避難所等一覧」】

第３節 火災予防・防火等都市防災の推進

項　　目	担　　当
第１　地震火災の防止	長生郡市広域消防本部
第２　防災空間の整備・拡大	まちづくり課
第３　地籍調査の推進	まちづくり課

第１ 地震火災の防止

１．出火の防止

長生郡市広域消防本部は、以下の対策を推進する。

(1) 一般家庭に対する指導

自主防災組織（自治会等)、各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法について指導を行い「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、全ての住宅への住宅用火災警報器の普及促進及び防炎製品活用の周知・啓発を図る。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

(2) 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

防火・防災管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者、防災管理者の選任を記すとともに、小規模防火対象物についても、災害に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導に努め、職場における防火・防災管理体制の確立を図る。

(3) 火災予防に係る立入検査の強化指導

消防法第４条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な立入検査等を実施し、防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

(4) 危険物施設等に対する指導

消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導する。また、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

(5) 化学薬品等の出火防止

出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う学校等の立入検査を定期的に実施し、保管の適正化の指導を行う。

(6) 消防同意制度の活用

建築物の新築・改築等の許可、認可、確認の同意時に、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第７条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

２．初期消火の普及

長生郡市広域消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対し

て消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及、初期消火訓練の指導を行う。

第２ 防災空間の整備･拡大

１．公園緑地の整備

村は、災害時における延焼防止帯、救援・復旧活動の拠点、緊急避難場所を確保するため、市街地における都市公園等の整備を推進する

２．幹線道路の整備

各道路管理者（村、県、千葉県道路公社）は、災害時における人・物を輸送する交通機能や火災の延焼防止機能を確保するため、道路の新設・改良に努める。

村は、未整備の都市計画道路の整備を推進する。

第３ 地籍調査の推進

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、村は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査を推進する。

第４節 消防体制の整備

項　　目	担　　当
第１　消防体制・施設の強化	長生郡市広域消防本部
第２　消防職員、団員等の教育訓練	長生郡市広域消防本部
第３　消防計画の推進	長生郡市広域消防本部

第１ 消防体制・施設の強化

長生郡市広域消防本部は、火災をはじめとする各種災害から住民の生命、身体、財産を守るため、消防ポンプ自動車等の車両及び防火水槽等の消防水利の現況を把握した上で消防施設整備事業を推進し、消防力の充実・強化を図る。

１．常備消防の強化

国の「消防力の整備指針」等に基づき、緊急消防援助隊登録車両を含めた消防車両の計画的な整備及び増強を図る。

また、地震火災に対する事前の各種情報データの整備を行い、地震火災時に迅速、的確な火災情報の収集及び指揮命令を伝達するため、情報通信体制を整備強化する。

２．消防水利の整備

既存消防水利の機能維持を図るとともに、国が定める「消防水利の基準」、地震被害想定、地域の火災危険等を考慮した消防水利の整備を推進する。

また、大規模地震時の断水に備えて耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等を検討し、計画的な整備を推進する。

３．消防団の充実・強化

消防団の施設・装備・処遇の充実、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発を行う。

また、消防団に関する普及・啓発や消防団の施設・設備について、必要に応じて県に支援を要請する。

４．広域応援の備え

千葉県広域消防相互応援協定及び千葉県消防広域応援基本計画に基づき迅速かつ的確な広域応援が実施できるよう、各種訓練に参加して応援部隊間の連携を図るとともに、県内消防本部との連絡体制を密にする。

第２ 消防職員、団員等の教育訓練

長生郡市広域消防本部は、消防職員や消防団員等に対する教育訓練により活動能力の向上を図る。

(1) 総務省消防庁の消防大学校での教育訓練への消防幹部職員等の参加促進
(2) 県消防学校での教育訓練への消防職員及び団員等の参加促進
(3) 企業の自衛消防隊員等への教育訓練（講師の派遣等）
(4) 消防大会及び操法大会への消防職員・団員の参加促進
(5) その他、各種講習会等への参加促進

第３ 消防計画の推進

長生郡市広域消防本部は、消防計画の見直しにおいて次の事項を検討し、消防対策を推進する。

(1) 消防組織の整備強化
(2) 消防施設整備計画
(3) 火災等の警防計画
(4) 消防職員及び消防団員の非常時招集計画
(5) 火災等出動計画
(6) 特殊消防対象物警防計画
(7) その他の消防計画
(8) 消防訓練計画
(9) 火災予防計画

第５節 耐震化・液状化対策の推進

項　　目	担　　当
第１　建築物等の対策	まちづくり課、子ども教育課、総務課
第２　ライフライン施設の対策	下水環境課、長生郡市広域水道部、東京電力パワーグリッド(株)、大多喜ガス(株)、東日本電信電話(株)
第３　道路、河川・海岸等の対策	まちづくり課、下水環境課、県、長生土木事務所、千葉県道路公社、東日本旅客鉄道株式会社

第１ 建築物等の対策

１．既存建築物の耐震化

村は、長生村耐震改修促進計画を推進し、住宅、特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な村有建築物等の耐震化を促進する。

２．教育施設の耐震化

村は、小中学校施設等の吊り天井等非構造部材を含めた耐震対策を進める。

３．建築設備等の耐震対策

(1) エレベーターの閉じ込め対策

村は、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。また、揺れや停電によりエレベーターが停止し、利用者が閉じ込められた場合の復旧対策について関係団体との情報共有等を進める。

(2) 落下物防止対策

村は、千葉県落下物防止指導指針に基づき、窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及、建築物の所有者等への啓発等に努める。

また、　人通りの多い道路や村が定める避難主要道路に面する地上３階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して適切な改修や補修の指導を行う。

(3) 家具・大型家電の転倒防止

村及び長生郡市広域消防本部は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報ちょうせい、防災イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

４．建築防災体制の整備

村は、既存建築物の耐震診断等の実施や県と連携し被災時の応急危険度判定の実施体制を充実する。

５．液状化対策の普及

村は、液状化のリスクが高いと推定される地域での建築時の地盤調査や液状化対策を啓発する。

県は、液状化対策に役立つ地盤情報の収集や公表、建築技術者等を対象とした液状化対策講習会を開催する。

第２ ライフライン施設の対策

ライフライン事業者は、施設の耐震化、災害時の代替手段や復旧体制の確保等の対策を推進する。また、千葉県ライフライン対策連絡協議会の活動等を通じてそれぞれのライフラインが連携した対策を推進する。

１．水道施設

長生郡市広域水道部は、耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等により、耐震性を強化するとともに、老朽化した施設の更新や補強を進める。また、地盤改良等による液状化の防止や液状化発生時の施設被害を防止する対策の実施に努める。

長生郡市広域水道部は水道事業ビジョン・経営戦略を推進し、本戦略において位置づけられた更新計画により施設の耐震化率を計画的に向上させる。

また、震災等により給水供給が停止した場合、浄水場・配水池だけでは給水用水が不足するため、給水拠点である浄水場の非常用水源として井戸を整備し、飲料水を確保する。

(1) 隣接水道事業者との緊急時連絡管の協定
(2) 配水施設の機能停止を想定した管路のループ化
(3) 導水、送水、配水管などの老朽管の耐震化
(4) 配水池、浄水施設、自家発電施設等の更新と合わせた耐震化
(5) 施設の常時監視、保守点検、耐震・耐火・耐水の整備補強
(6) 各配水池への緊急遮断弁等の流失防止装置の設置
(7) 緊急時給水拠点の確保

２．下水道施設

村は、「下水道施設の耐震対策指針」に基づいて施設の重要度と地震動レベルに応じた耐震対策を推進する。既設施設については、優先度を考慮して順次耐震化を図ることで災害に強い機能確保に努める。

３．電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、法令に定める技術基準に適合するよう設備の耐震化を推進する。

４．都市ガス施設

大多喜ガス株式会社等は、法令に定める技術基準に適合するよう設備の耐震化や二次災害の防止対策を推進する。

５．電話施設

東日本電信電話株式会社は、法令に定める技術基準に適合するよう設備の耐震化を推進する。

第３ 道路、河川・海岸等の対策

１．道路

各道路管理者（村、県、千葉県道路公社）は、道路の耐震対策を実施して安全確保に努めるとともに、災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、災害に強い道路整備や、被災地の復旧復興に資する幹線道路等の整備に努める。

村は、耐震補強事業に基づく耐震補強工事と橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕工事を併せて実施するなど効率的な道路の耐震化を推進する。

２．鉄道

東日本旅客鉄道株式会社は、「既存鉄道施設の耐震補強に関する指針」、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」に基づく耐震対策を推進する。

３．海岸・河川・ため池

(1) 海岸

海岸管理者（県）は、海岸保全施設の新設や老朽化及び機能の高質化に伴う改良等において液状化対策を進め、施設の重要性を考慮した液状化対策を実施する。

(2) 河川、水門、樋門

河川管理者（県）は、耐震対策や液状化対策を考慮した堤防、護岸等の整備を推進する。また、国の耐震点検マニュアルに基づいて堤防、護岸、樋門、樋管等を点検し、危険度の高い施設から順次対策等を実施する。

(3) ため池

県は、老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池についての「農業用ため池台帳」を整備し、改修を必要とするものを計画的に改修する。

村は、村の所有するため池について計画的な改修を行う。

第６節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

項　　目	担　　当
第１　避難行動要支援者の支援体制	総務課、健康推進課、福祉課、地域包括支援センター
第２　要配慮者全般の支援体制	総務課、福祉課、地域包括支援センター、子ども教育課、各施設管理者
第３　社会福祉施設等の対策	福祉課、総務課、社会福祉施設管理者
第４　外国人の支援体制	企画財政課

第１ 避難行動要支援者の支援体制

村は、災害対策基本法の規定や国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援体制を整備する。

１．避難行動要支援者名簿の作成等

村は、避難行動要支援者の把握、「長生村避難行動要支援者名簿」の作成・更新・管理・共有、避難支援等関係者の安全確保等の対策を進める。

なお、国の指針に基づき、長生村避難行動要支援者の記載事項は次のとおりとする。

〈長生村避難行動要支援者名簿の記載事項〉

項　目	内　容
名簿の対象範囲	① 要介護認定３～５の人 ② 身体障害者手帳１・２級の人 ③ 療育手帳Ⓐ、Ａの人 ④ 精神保健福祉手帳１・２級の人 ⑤ 一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯　※高齢者とは 70 歳以上の人のこと ⑥ その他、村長が認める人
名簿の記載事項	① 氏名　② 生年月日 ③ 性別　④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先　⑥ 避難支援等を必要とする事由
名簿の情報提供先 （避難支援等関係者）	① 長生郡市広域市町村圏組合　② 警察署 ③ 村の民生委員児童委員　④ 長生村社会福祉協議会 ⑤ 自治会長　⑥ 自主防災組織の代表者

２．個別計画の策定

村は、自治会組織、自主防災組織、民生委員児童委員等に個別計画の作成を依頼し、説明会の開催等により作成を促進する。

自治会組織は、自主防災組織、民生委員児童委員等の協力を得て避難行動要支援者ごとの個別の支援計画（個別計画）の作成に努める。作成に当たっては、避難行動要支援者の状態、災害の危険度、孤立化等を考慮して支援の優先度を検討し、効果的に進める。

個別計画が未整備の避難行動要支援者については、村職員と民生委員児童委員等が連携して安否確認等を円滑に実施する体制を確保するものとし、要支援者ごとの担当者や実施要領を整備する。

また、個別計画は災害対策基本法による個別避難計画として整備し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は同法に基づいて避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するとともに、情報漏えい防止など必要な措置を講じる。

第２ 要配慮者全般の支援体制

１．支援体制の整備

村は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会などの地域社会全体で要配慮者を支援する体制づくりに努める。

また、体制づくりに当たっては、女性の意見や支援体制への女性の位置付けなどを考慮する。

２．避難指示等の伝達体制の充実・強化

村は、高齢者等避難開始、避難指示等の緊急情報を要配慮者へ迅速かつ確実に伝達できるよう、情報伝達手段や伝達体制の充実を図る。

〈要配慮者への避難指示等の伝達手段の現状〉

同報系防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）、防災アプリ、防災メール、Yahoo!防災速報、村ウェブサイト、ＳＮＳ（Twitter、Facebook 等）、緊急速報メール、広報車による巡回、避難支援者・自主防災組織等の巡回

３．防災設備等の整備

村は、一人暮らしの高齢者、障がい者、寝たきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するため、緊急通報装置、文字放送受信装置、自動消火装置等の設置の普及に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めるものとする。

４．避難施設等の整備及び周知

⑴ 避難所の環境整備

村は、指定避難所の段差解消、多機能トイレの整備、要配慮者用スペースの確保、ピクトグラムによるトイレなどの設備の表示等に努めるほか、要配慮者の避難生活に必要となる車椅子、簡易ベッド、障がい特性に応じた障がい者用備品、ミルク、ほ乳びん、おむつ等の乳児用備品、女性の視点に配慮した授乳のための設備、生理用品、食物アレルギー対応食品などの指定避難所への備蓄に努める。

また、村が備蓄困難な備品等は、関係団体、事業者との協定等により円滑に調達する体制を確保するほか、個別の事情による医薬品等については要配慮者の家族等が備えておくよう周知する。

⑵ 福祉避難所の指定

村は、一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所を、村有施設の活用や民間の社会福祉施設との災害協力協定により確保し、受入対象者を特定して指定する。村は社会福祉施設等と連携協力し、福祉避難所開設・運営マニュアルの作成や運営訓練等を実施する。また、必要に応じ資機材等を整備する。

村は、乳幼児連れ世帯向けの福祉避難所として、こども園等の指定を検討する。

【資料編「指定緊急避難場所・指定避難所等一覧」】

５．防災知識の普及等

県及び村は、要配慮者及びその家族並びに社会福祉施設に対するパンフレット・チラシ等の配布による広報の充実を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるほか、避難支援等関係者との人間関係及び信頼関係の強化を啓発する。

６．避難生活者等の支援体制の整備

県及び村は、在宅避難や応急仮設住宅に入居する要配慮者への健康相談や生活支援を災害時に円滑に行えるよう、地域組織、長生保健所、社会福祉協議会、その他福祉関係機関のネットワークづくりを推進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう啓発する。

第３ 社会福祉施設等の対策

県及び村は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

１．施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、災害に対する施設の安全性確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

２．組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、村との連携のもと、施設相互間並びに他の施設、近隣の自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び児童生徒等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

その他、村との災害時の情報伝達方法を、相互に確認しておくようにする。

３．防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的に実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

第４ 外国人の支援体制

村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人の要配慮者に対する防災対策に努める。

(1) 外国語による防災パンフレットの配布

英語等の防災パンフレットを作成、配布し、日頃より啓発に努める。

⑵ 在日外国人の防災訓練参加の促進

防災訓練実施の際、訓練実施区域に住む外国人の参加を促進する。

⑶ 避難場所等の外国語標記

指定避難場所等の案内表示板に外国語を併記し、外国人にも理解しやすいように努める。

⑷ 通訳ボランティアの協力要請

被災した外国人の相談に応ずるため、災害時通訳ボランティアの協力体制の確立に努める。

第７節 情報通信体制の整備

項　　目	担　　当
第１　情報通信施設の整備	総務課
第２　非常通信体制の充実強化	総務課

第１ 情報通信施設の整備

村は、防災関係機関、住民等への災害情報の収集、伝達を円滑に行うため、多様な通信手段の整備拡充に努める。特に、災害時に孤立化のおそれがある地区や施設については、衛星携帯電話などの配備を検討し、当該地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保等に努める。

また、通信施設の設置に当たっては、揺れや浸水等の影響を考慮した耐震対策や浸水対策に留意するほか、一週間程度の継続的な使用が可能な非常用電源設備の整備に努め、保守点検、的確な操作の徹底等を図る。

１．防災無線の整備・拡充

村は、防災無線のデジタル回線化、避難所等への無線機の配備、子局の予備バッテリーの確保などの整備・拡充を推進する。

【資料編「防災無線設置状況」】

２．担い手の確保

村は、村職員等に対して無線従事者資格の取得を奨励し、無線従事者の増員・確保を図るとともに通信機器の操作方法の研修を行う。

３．多メディア化の推進

村は、ＣＡＴＶ、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第２ 非常通信体制の充実強化

１．非常通信協議会の活用

村は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処する電波法第 52 条の規定に基づく非常通信ルート（第３章 第２節「情報通信対策計画」参照）について、非常通信の伝送訓練など関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

２．アマチュア無線の活用

村は、アマチュア無線関係団体への協力要請に基づく災害時通信ボランティアの登録を促進する。また、村と災害協定を締結している日本アマチュア無線連盟などアマチュア無線従事者と共同での非常通信訓練を行うなど、連携強化に努める。

３．住民への情報提供体制の充実

村は、住民等へ災害情報をより確実に提供するため、村の情報提供の多メディア化（防災アプリ等）を推進するとともに、停電時における情報取得に備えるため、モバイルバッテリー等の備蓄について普及、啓発する。

第８節 備蓄・物流計画

項　　目	担　　当
第１　食料・生活必需物資等の供給体制の整備	総務課、産業課、県
第２　燃料の確保	総務課、長生郡市広域消防本部
第３　医薬品及び応急医療資機材等の確保	健康推進課
第４　保健活動資機材の確保	健康推進課
第５　水防資機材の確保	総務課

第１ 食料・生活必需物資等の供給体制の整備

１．備蓄意識の啓発

村は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を促進するため、家庭等における「最低３日、推奨１週間」分の食料や飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、備蓄意識の普及啓発を推進する。

また、防災関連行事やパンフレットの配布等を通じ、具体的な品目や点検・入れ替え等の方法も含めて家庭内備蓄の普及・促進を図る。

２．村の備蓄・調達体制の整備

村は、県の「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」に準じ、想定避難者数及び人口等の現況を踏まえて品目ごとに備蓄目標を設定し、現物又は流通による備蓄を推進する。

なお、村の備蓄目標として、想定地震（東京湾北部地震）に対する備蓄量の確保に努める。

(1) 現物備蓄の推進

村は、生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営等に必要な資機材などの計画的な備蓄に努める。

なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮するほか、保管期限や耐用年数を考慮した点検、入れ替え等を適切に実施し、備蓄品の品質管理及び機能維持に努める。

また、被災者に物資を迅速に提供するため指定避難所等への分散備蓄を進める。備蓄倉庫を確保するため、既存施設等の活用に努める。

(2) 流通備蓄の推進

村は、消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資、大量に必要となるもので全てを現物備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については災害時の調達で確保するものとし、災害協定の締結団体（生活協同組合、農業協同組合ほか）の在庫確認やさらなる災害協定の締結を検討する。

【資料編「災害協定一覧」】

３．災害時物流体制の確保

村は、物資集積拠点（旧長生高等技術専門校）から指定避難所への輸送等を円滑に行うため、千葉県トラック協会長夷支部等との連携体制を確保する。

また、物資集積拠点の見直しに当たっては、公共施設のほか、民間物流事業者の倉庫等も対象として検討する。

４．県との連携確保

村は、県の「災害時における物流計画」や「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づいて県の広域物流拠点から村の物資集積拠点へ輸送される支援物資を、災害時に円滑に受け入れる体制を確保する。

また、国の物資調達・輸送調整等支援システムにより、最新の備蓄情報を随時確認する。

第２ 燃料の確保

村は、平時から公用車の燃料を半分以上確保するよう努める。

村は、千葉県ＬＰガス協会長夷支部や千葉県石油協同組合茂原支部と締結した災害協定を踏まえ、緊急車両への優先給油や災害対策拠点施設（災害対策本部、避難所、医療機関等）への円滑な燃料供給体制を整備する。

また、長生郡市広域消防本部は、ガソリンスタンドが被災した場合等、燃料確保が困難な状況においても緊急車両等へ燃料を安定供給し、継続的な災害対応を可能とするため、自家用給油設備の整備を推進する。

【資料編「災害協定一覧」】

第３ 医薬品及び応急医療資機材等の確保

村は、茂原市長生郡医師会との災害協定に基づき、医療資機材等を計画的に購入、備蓄するほか、外房薬剤師会との災害協定に基づく医薬品等の供給を円滑に実施する体制を整備する。

【資料編「災害協定一覧」】

第４ 保健活動資機材の確保

村は、災害時の保健活動に必要な物品を日常から保健センターに備蓄するとともに、その保管場所を明確にしておく。

第５ 水防資機材の確保

村は、担当堤防延長２㎞ に１箇所程度の割合で水防活動の利便性を考慮した場所に水防倉庫を確保し、水防活動用資機材等の備蓄、点検に努める。

第９節 防災関連施設の整備

項　　目	担　　当
第１　避難施設の整備	各施設所管課、総務課
第２　防災拠点の機能継続	各施設所管課
第３　ヘリコプター臨時離着陸場の確保	各施設所管課、総務課

第１ 避難施設の整備

１．避難場所等の整備

村は、災害対策基本法、内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、県の「災害時における避難所運営の手引き」により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定、整備する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等へ周知徹底する。

〈指定緊急避難場所等の指定状況〉

種　類	機　能	指定状況
指定緊急避難場所（津波一次避難場所含む）	切迫する災害（地震、津波、洪水）から避難する施設	小中学校・コミュニティセンター等（津波、洪水については、公共建物の上階、築山公園）
指定一般避難所	住居が被災した住民等が一時滞在する施設	小中学校・コミュニティセンター等
指定福祉避難所	住居が被災した要配慮者等が一時滞在する施設	文化会館、保健センター、福祉センター、交流センター

【資料編「指定緊急避難場所・指定避難所等一覧」】

(1) 指定緊急避難場所の指定等

村は、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

ア　指定緊急避難場所の指定

災害の種類ごとに、災害から安全を確保する指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で指定し、住民へ周知徹底する。

また、指定緊急避難場所は、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に住民の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

なお、洪水に対応する指定緊急避難場所は過去の浸水履歴や洪水浸水想定を考慮し、予測される浸水深以上の高さに避難スペースがあるものとする。

津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものとする。

その他、近隣市町への避難が効果的な場合は、当該市町の協力を得て指定緊急避難場所を指定する。

指定緊急避難場所を指定又は廃止した時は、県に通知するとともに公示する。

イ　指定緊急避難場所の周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生する

おそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合には、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努める。

ウ　誘導標識の設置

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

⑵ 指定一般避難所の指定

ア　指定避難所の指定

村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

また、施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばないよう既に耐震性、耐火性が確保され、地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定避難所を指定又は廃止したときは、県に通知するとともに公示する。

イ　指定避難所の整備等

災害関連死を減らすには、避難生活でのストレス障害や持病の悪化などを抑制する必要があり、パーソナルスペースの確保、飲食料等の備蓄、災害用トイレの準備など避難所の環境整備が重要となることから、次の点に留意した指定避難所の整備に努める。

① 天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、必要に応じ冷暖房施設、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備（その施設を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。

② 救護所、通信機器等施設・設備を整備する。

③ 要配慮者の入所できる福祉避難用のスペースを確保し、段ボールベッドやパーティション等を配備する。

④ 食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源（自家発電設備）、医薬品、炊き出し用具・設備、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等を備蓄する。また、灯油、ＬＰガスなどの非常用燃料を確保する。

※備蓄については、第８節「第１　食料・生活必需物資等の供給体制の整備」参照

⑤ 間仕切りやワンタッチパーティション、照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保する設備等を整備する。

⑥ 学校を指定する場合は、学校が教育活動の場であること、避難所としての機能は応急的なものであることを考慮し、教育委員会等関係部局や地域住民等関係者と事前に調整する。

⑦ 指定管理施設の場合は、村と指定管理者により、事前に避難所運営に関する役割分担、村との連絡体制、施設・設備・事務機器・備品等の使用範囲及びルール、備蓄品の保管、費用負担等を定める。

⑧ 選挙の投票所となる施設については、災害時にも投票が行われる場合を想定し、投票所と避難所の使用スペース等を事前に協議しておく。

⑨ ペット同行避難者のペットの管理スペースについて施設管理者と事前に協議しておく。

(3) 指定福祉避難所の指定

村は、一般の避難所での生活が困難な要配慮者のための福祉避難所を、第 6 節・第 2「4.避難施設等の整備及び周知」により指定する。また、指定福祉避難所については、施設のバリアフリー化、ポータブルトイレ等の整備、生活相談職員（概ね 10 人の要配慮者に 1 人）等の配置体制確保に努める。

(4) 避難路の整備

村は、避難路の安全性の点検、避難誘導標識の設置、住民への周知徹底等に努める。

(5) 震災対策用貯水施設等の整備

村は、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は災害用井戸の整備に努める。

(6) その他避難場所の整備・管理

村は、都市公園等を災害発生時における地域住民の一時的な避難場所や救援・復旧活動の拠点等として整備・管理する。

【資料編「災害協定一覧」】

第２ 防災拠点の機能継続

村は、庁舎、避難所等の災害対策拠点施設を大規模地震発生時にも機能を継続させるため、国土交通省の「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」に基づき、対象建築物の企画段階から機能継続に係る目標を設定して構造体の変形量等の水準やライフライン途絶時における自立期間等を想定した設計を行う。また、対象建築物の運用段階においても、本ガイドラインを参考に、大規模地震発生時の対応を円滑化するため普段からの準備（維持管理・訓練等）を行う。

第３ ヘリコプター臨時離着陸場の確保

村は、上空からの情報収集、救助・救急活動、救援物資・人員の搬送、中高層建築物等における消防活動等で大きな役割を果たすヘリコプターを有効活用するため、尼ヶ台総合公園などに臨時離着陸場を確保する。

なお、指定避難所等の敷地内に臨時離発着場を設ける場合は、使用の際の避難者の安全確保を考慮した運用方法を検討しておく。

また、北消防署長生分署に整備したドクターヘリ用ヘリポートの運用体制を確保する。

【資料編「臨時離発着場適地一覧」】

第１０節 帰宅困難者等対策

項　　目	担　　当
第１　一斉帰宅の抑制対策	総務課、産業課、子ども教育課、通信事業者、企業、学校
第２　帰宅困難者※1の安全確保対策	総務課、産業課、子ども教育課
第３　帰宅支援体制	産業課
第４　関係機関の連携等	総務課、交通事業者、大規模集客施設事業者

第１ 一斉帰宅の抑制対策

１．基本原則の周知・徹底

村は、広報紙、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図る。

２．安否確認手段の普及・啓発

村及び各通信事業者は、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言版、災害用伝言板（web171）、J-Anpi、ＳＮＳ（Twitter、Facebook 等）、IP 電話などの安否確認手段について、体験サービスの活用を啓発し、発災時の円滑な利用を促進する。

また、企業や学校など関係機関において、家族等との安否確認手段やルールを決めておくよう啓発する。

３．帰宅困難者等への情報提供体制の確保

村は、関係機関と連携してエリアメール、防災メール、ポータルサイト、ＳＮＳ（Twitter、Facebook 等）などを活用した災害時の帰宅困難者への情報提供体制を検討する。

４．企業、学校などの施設内待機の促進

村は、企業・学校などにおける従業員等や児童生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保、家族との安否確認手段の周知などの対策を促進する。

各企業は施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について自ら準備に努め、学校等は、家庭や地域と連携協力した準備に努める。

※　帰宅困難者：震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

第２ 帰宅困難者の安全確保対策

１．一時滞在施設の確保

村は、大規模集客施設や駅等の周辺で予想される帰宅困難者の受入れに有効な一時滞在施設を公共施設などから選定して指定する。

また、有効な民間施設についても施設管理者と協議して指定を推進するとともに、一時滞在施設の周知、受入体制、情報提供手段、備蓄などを検討する。

２．観光施設や駅における利用者保護体制の確保

村は、海岸や観光施設の訪問者、駅等の利用者を保護するため、施設管理者や事業者との情報連絡体制を確保する。

海岸、観光施設、駅等の管理者は、平時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておく。

３．企業、学校などの訓練

村は、企業・学校などにおける従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練を促進する。

第３ 帰宅支援体制

村は、帰宅支援ステーションの災害協定を締結している店舗（コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等）と協力して帰宅支援ステーションの存在や支援措置について周知を図る。

第４ 関係機関の連携等

村、交通事業者、海岸、観光施設の管理者等は、千葉県帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針を踏まえ、個人で準備・行動できることの普及・啓発を図るとともに、関係機関と連携した対策の検討、実施を推進する。

第１１節 防災体制の整備

項　　目	担　　当
第１ 村の防災体制の整備	総務課、企画財政課、各課、各施設所管課
第２ 避難所運営体制の整備	総務課、健康推進課、子ども教育課
第３ 学校・こども園の防災体制の整備	子ども教育課
第４ 文化財保護対策の推進	生涯学習課、長生郡市広域消防本部

第１ 村の防災体制の整備

１．災害対策本部体制の整備

(1) 活動体制の整備

村は、災害対策本部設置訓練、HUG や DIG 等の図上訓練、職員研修等を実施し、「災害時職員対応マニュアル」の普及、検証、見直しを行う。

(2) 本部事務局職員及び避難所担当職員の指名

村は、本部事務局の所掌事務や避難所の開設及び初動運営を円滑に行うため、本部事務局職員及び避難所担当職員を指名する。

原則として、本部事務局職員は総務課職員及び本部事務局運営の知識やノウハウを有する職員を、避難所担当職員は各指定避難所の直近に居住する職員を、それぞれ複数指名する。

(3) 災害対応マニュアルの見直し

村は、災害対策本部各班の所掌事務を円滑に実行するため、災害対応マニュアルの作成、見直しを継続的に実施する。

(4) 危機管理能力の向上

村は、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪の事態を想定して行動せよ」、「空振りは許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日ごろから、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識の取得や危機管理意識の醸成に取り組む。

２．罹災証明交付体制の強化

村は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、被災者生活再建支援システムの導入を検討する。

３．受援体制の整備

村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて他の自治体や防災関係機関から円滑な応援を受けることができるよう、要請先、連絡手順、連絡調整体制、役割分担、応援部隊の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等を明確にした受援計画を作成する。

計画の策定に当たっては、東京湾北部地震など南関東地域が広域的に甚大な被害となり、南関東以外からの広域的な受援が必要となるケースや、千葉県北西部直下地震など県東部以外からの応援が可能となるケースなど、想定地震の特性や応援パターンを考慮する。

４．業務継続体制の強化

(1) 業務継続計画の策定・推進

村は、長生村業務継続計画に基づく対策を推進し、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積、状況の変化等に応じた体制の見直しを図る。また、計画の評価、検証を踏まえた修正を行う。

(2) 策定に係る重要６要素

村は、業務継続計画の策定等に当たっては、特に以下の重要６要素（11 項目）について定めておくものとする。

ア　首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

○首長不在時の代行順位を定めておく

○休日･夜間等における災害発生を想定し、災害応急対策の遂行に必要な職員を確保するための参集基準や参集範囲を定めておく

イ　本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

○災害対策本部を設置する庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を特定しておく

ウ　電気・水・食料等の確保

○災害対策本部を設置し、応急対策を実施する庁舎用の非常用発電機の台数を具体的に定めておく

○非常用発電機に必要な燃料の備蓄量を具体的に定めておく（72 時間は外部からの供給なしに稼働できるよう燃料等を備蓄するとともに、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討する）

○職員のために必要な水･食料等の備蓄量を具体的に定めておく

エ　災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

○災害時に必要な通信機器の種類を具体的に定めておく

オ　重要な行政データのバックアップ

○業務の遂行に必要となる重要な行政データを特定し、同時被災しないよう保管しておく

カ　非常時優先業務の整理

○大規模災害発生時に優先して実施すべき業務（非常時優先業務）を特定しておく

○非常時優先業務ごとの遂行体制（全庁的な役割分担、人員配置）を定めておく

○非常時優先業務の遂行が職員のみでは困難となる場合に備えるための、他の地方公共団体からの応援職員受け入れに関する規定（受援を調整する担当組織、派遣要請の手順、支援を要請する他団体の連絡先、応援職員を受け入れて実施する業務など）を定めておく

第２ 避難所運営体制の整備

１．地域による避難所運営体制の整備

村は、指定避難所の施設管理者（学校長等）、自主防災組織（自治会等）、ＰＴＡと連携して「災害時における避難所運営の手引き」に基づく避難所運営委員会の形成を推進し、手引きに基づく委員会の編成、運営ルール等の整備、運営訓練の実施等を促進する。

２．避難所担当職員による円滑な避難所開設体制の強化

村は、避難所の開設及び初動運営を担う避難所担当職員に対し、担当職員向け開設・運営

マニュアルを普及するとともに、避難所開設・運営訓練（風水害版 HUG や避難所運営資機材の取扱訓練など）を行う。

３．新型インフルエンザ等感染症対策

村は、避難所における感染症（新型インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス等）を防止するため、次の対策を推進する。

(1) 避難行動の周知

避難所での感染を防止するため、災害時には危険な場所にいる人は避難することが原則のもと、適切な避難行動を住民に周知する。

ア　ハザードマップによる避難の要否（避難が必要な区域等）の確認

イ　避難時の持出品（マスク、体温計等）の準備

ウ　避難所以外の避難先（親戚、知人宅等）の確保

(2) 自宅療養者等の避難確保

村は、平時から長生保健所と連携し、避難指示等発令時における自宅療養者や濃厚接触者の避難の要否、避難方法、避難先について事前に協議しておく。

(3) ホテル・旅館等の活用

避難所の過密を防止するため、村内の宿泊施設や研修施設との災害応援協定を推進するとともに、これらの施設への優先避難者（高齢者、基礎疾患を有する方等）を検討する。

(4) 避難所の環境整備

避難所における感染防止に必要な装備や備品（非接触型体温計、消毒液、パーティション、段ボールベッド等）を備蓄し、避難所担当職員等に対応を習熟する訓練を実施する。

４．ペット同行避難

ペット同行避難者のためのペット保管スペースを確認するとともに、住民に対してペット同行避難時の持参品（ケージ等）を周知する。

第３ 学校・こども園の防災体制の整備

１．学校における事前準備

村は、各学校における立地条件などを考慮した災害時の学校安全計画の作成を促進する。また、学校長に対し、災害に備えた次の対策の実施を指導する。

(1) 防災施設、設備の点検、整備

(2) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法の確保

(3) 村、長生郡市広域消防本部、警察署への連絡体制、保護者への連絡網の整備

(4) 勤務時間外における職員への連絡体制、非常招集体制の確保、職員への周知

(5) 地震対応マニュアルや避難訓練計画の作成、訓練

２．認定こども園における事前準備

村は、各こども園における立地条件等を考慮した災害時の応急活動や応急保育を的確に実施するための計画の作成を促進する。また、各こども園の責任者に、災害発生に備えて次のような対策及び措置を講じるよう指導する。

(1) 防災施設、設備の点検、整備

(2) 児童の避難訓練、災害時の事前及び事後措置、保護者との連絡方法の確保

(3) 村、長生郡市広域消防本部、警察署への連絡体制、保護者への連絡網の整備

(4) 食料、飲料水、離乳食等の備蓄
(5) 勤務時間外における職員の連絡体制及び非常招集体制の確保並びに職員への周知
(6) 保護者の引き取りが困難な場合における児童の保護対策
(7) 地震防災マニュアルや避難訓練計画の作成、訓練等

第４ 文化財保護対策の推進

村、長生郡市広域消防本部は、地震、火災等からの文化財の保護対策を実施する。
(1) 文化財防火デー（1 月 26 日）における消防と教育委員会の共同査察
(2) 重要建造物への消防設備等の設置、火気の使用規制、防火管理体制の促進
(3) 所有者・管理者、関係機関との協議による文化財の価値を損なわない耐震対策の促進

第３章 災害応急対策計画

第１節 組織及び動員計画

項　　目	担　　当
第１　村職員の配備	各班
第２　村災害体制本部の設置	各班

第１ 村職員の配備

地震・津波に対する村職員の配備基準、体制は次のとおりとし、村内の震度、地震・津波情報の種類によっては自動配備をとる。

非常配備職員の編成計画は毎年作成し、職員に周知しておく。

〈地震・津波時の非常配備基準〉

態勢	配備基準	配備内容	配備人員
第１配備 （注意配備）	①気象庁が長生村の震度を４と発表したとき《自動配備》 ②気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に「津波注意報」を発表したとき《自動配備》 ③その他、村長が必要と認めたとき	総務課の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とする。	総務課 基準②は以下を加入：自衛消防隊、各一次避難場所の鍵管理者
第２配備 （警戒配備）	①気象庁が長生村の震度を５弱と発表したとき《自動配備》 ②気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に「津波警報」を発表したとき《自動配備》 ③気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したとき《自動配備》 ④その他、村長が必要と認めたとき	第１配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。	総務課、産業課、まちづくり課、下水環境課、自衛消防隊員 基準②は以下を加入：各一次避難場所の鍵管理者
第３配備 （非常配備） （本部設置）	①気象庁が長生村の震度を５強以上と発表したとき《自動配備》 ②気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に「大津波警報」を発表したとき《自動配備》 ③気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき《自動配備》 ④その他、本部長が必要と認めたとき	村の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とする	全職員

また、職員は非常配備の際及び非常配備に備え、次の事項を遵守する。

① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
② 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。
③ 状況に応じて不急の行事、会議、出張等を中止する。
④ 正規の勤務時間が終了しても所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
⑤ 速やかに災害対策作業を開始できる服装、名札等を用意する。
⑥ 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

１．職員の動員

(1) 勤務時間内

勤務時間内は、庁内放送及び各課への連絡等を通じて各職員に非常配備を周知する。動員職員は、直ちにあらかじめ指定された参集場所に参集する。

なお、体感や身の回りの状況から、震度５弱以上のゆれが発生したと推定できる場合は、推定震度に相当する配備体制をとる。

また、被害状況等により、職員の安否を確認した上で必要に応じて村長判断による配備体制をとる。

(2) 勤務時間外

ア　状況確認

村職員は、地震が発生した場合や地震・津波に関する情報が発表された場合、震度及び警報等の種類をテレビ、ラジオ、インターネット等で速やかに確認し、自らの配備基準に該当する場合は、家族の身の安全を確認した後、できる限り早く登庁し、配備に就く。

なお、地震災害時には道路の寸断や交通渋滞の可能性があるので、自動車の使用は控え、徒歩又は自転車やバイクを利用する。

イ　参集行動

指名職員（避難所担当職員等）はあらかじめ指定された場所に参集し、その他の職員は通常の勤務場所に参集する。緊急に参集する際は、防災服又は作業に適する服装を着用し、身分証明書を携帯する。

参集途上においては可能な限り被害状況等の把握に努め、参集後直ちに参集施設の責任者に報告するほか、参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、最寄りの防災機関へ通報し、援助を求める。

なお、災害の状況により参集場所への移動が不可能な場合は最寄りの村の施設に参集し、当該施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

ウ　役場当直の対応

役場当直従事者が災害情報等を収受したときは、直ちに各課長に報告する。

総務課長は村長等に状況報告し、また、配備等に関する指示を受け、必要に応じて緊急連絡網で必要な職員を動員するよう指示する。

２．警戒活動（災害対策本部設置前）

(1) 課長の対応

各課長は、地震・津波が発生した場合、又は、発生するおそれがある場合、非常配備等の指示の有無に係わらず必要な職員を配置して警戒活動を開始する。

警戒配備態勢が発令された場合は、あらかじめ定める任務分担に基づき、所属職員の指揮をとる。また、配備した職員や活動状況を総務課に随時報告する。

総務課長は、村長及び副村長が不在かつ緊急を要する場合、村長、副村長に代わって次の行為をすることができる。この場合、総務課長は、その旨を速やかに村長に報告する。

①　避難指示等の発令（災害対策基本法第 56 条、第 60 条、村長の権限）
②　警戒区域の設定（災害対策基本法第 63 条、村長の権限）
③　通行規制（道路法第 46 条、道路管理者の権限）

(2) その他の職員の対応

勤務時間外に参集した職員は、課長等の指示に基づき、警戒活動を開始する。

役場においては、概ね次の警戒活動を実施するものとし、課長等の指示がない場合、参集職員は積極的にこれらの活動に協力する。

〈災害初期の主な警戒活動〉

① 防災行政無線（同報系）、防災アプリ等による住民への情報伝達
② 防災行政無線（移動系）等による情報収集
③ 県及び防災関係機関との情報連絡
④ 災害対策本部設置の準備
⑤ 避難所、救護所の設置準備及び開設運営の支援、その他救護活動の準備
⑥ 住民からの通報等の対応
⑦ 参集職員の指揮
⑧ 自主防災組織（自治会等）役員との連絡調整
⑨ 災害情報の収集
⑩ 住民への避難の呼びかけ
⑪ その他総務課長等の指示事項

第２ 村災害対策本部の設置

１．災害対策本部の設置

(1) 設置基準

村長は、「非常配備基準（震災時)」の第３配備に該当する場合、長生村災害対策本部（以下「村本部」という。）を設置する。

(2) 本部室の設置

本部室を役場庁舎３階会議室に設置する。また、役場庁舎が使用不能な場合は、長生村交流センター（第１候補）又は長生村文化会館（第２候補）に設置する。

(3) 設置の通知

村本部を設置したとき及び解散したときは県に通知するほか、村職員その他必要な機関に周知する。

通　知　先	通　知　方　法
村職員	庁内放送、村防災行政無線、職員連絡メール、電話、口頭
県（危機管理課）	県防災行政無線、電話、ＦＡＸ、県防災情報システム、メール
防災関係機関	県防災行政無線、電話、口頭、メール
住民	村防災行政無線、広報車、村ホームページ、防災メール、ＳＮＳ（Twitter、Facebook 等)、緊急速報メール、Ｌアラート
報道機関	電話、ＦＡＸ、記者発表
隣接市町	電話、ＦＡＸ、文書、メール

２．本部組織の確立・運営

(1) 本部組織の確立

村長は、長生村災害対策本部条例に基づき、次の組織体制を確立する。

【資料編「長生村災害対策本部条例」】

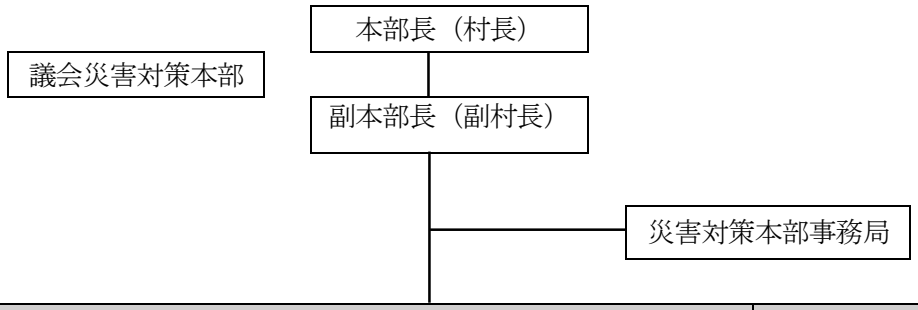

本部員（課長等）			本部連絡員
班	班　長	副班長	
総括班	○総務課長	各課課長補佐相当職	総務課
渉外班	○企画財政課長		企画財政課
情報班	○税務課長	住民課長	税務課 住民課
福祉班	○健康推進課長	福祉課長	福祉課 健康推進課
建設・環境班	○まちづくり課長	下水環境課長	まちづくり課 下水環境課
物資班	○産業課長	各課課長補佐相当職	産業課
経理班	○会計管理者		会計課
教育班	○教育長	子ども教育課長 生涯学習課長	子ども教育課 生涯学習課
消防班	○消防団第６支団長	消防団第６副支団長	消防団
ボランティア班	○社会福祉協議会 事務局長		社会福祉協議会

〈村本部機構〉

	機能・職務等
本部員会議	本部長、副本部長、本部員及び本部長が必要と認める職員等（以下「本部員等」という。）で構成し、本部長の招集により次の事項を審議する。 ① 災害対策の基本方針の決定 ② 災害対策、活動体制等の総合調整 ③ その他重要事項の決定 また、審議事項に応じて関係する本部員等に限って会議を開催することができる。この場合、審議事項及び決定事項等を本部員等に報告する。
本部長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	本部長を補佐し、本部長不在時、又は事故あるときは本部長の職務を代理する。
本部員	担当する班の職員を指揮する。
本部事務局	本部員会議の庶務、本部員等、本部連絡員との連絡調整を行う。
本部連絡員	本部員の命を受け、担当班との連絡調整、本部員会議への報告等を行う。
班	所掌する事務を実行する。

⑵ 本部機構の指揮監督

本部事務の総括・指揮監督は本部長の権限により行われるが、本部長不在時、又は事故あるときは、以下の順位により権限を委任する。

〈指揮監督権限の委任〉

第１順位	副村長
第２順位	教育長
第３順位	総務課長

(3) 班編成及び事務分掌

各班の編成及び事務分掌は次表のとおりとする。

なお、支援に関する事務分掌は、当該事務を主担当とする班が指揮を執ることとし、業務内容や人員等について事前に調整するよう努める。

〈班編成及び事務分掌〉

班名	構成課 ◎班長、○副班長	所掌事項
総括班	総務課 ◎総務課長 ○課長補佐担当職	（１）災害対策本部の庶務に関すること。 （２）本部会議その他関係機関との連絡に関すること。 （３）職員の動員に関すること。 （４）消防団、自主防災組織等の動員に関すること。 （５）車両等輸送機関の調達及び確保並びに緊急輸送に関すること。 （６）被害状況の取りまとめに関すること。 （７）災害に関する通信情報の総括に関すること。 （８）庁舎の点検、整備及び復旧に関すること。 （９）防災行政無線施設に関すること。 (10) 民間協力機関への協力要請及び労務の調達に関すること。 (11) 消防・水防活動の連絡調整に関すること。 (12) その他災害対策の連絡調整に関すること。 (13) 災害に関する広報及び広聴に関すること。 (14) 長生村議会災害対策本部との連携に関すること。 (15) 住民及び報道機関に対する災害広報に関すること。 (16) 他班の応援に関すること。 (17) 他に属しないこと。
渉外班	企画財政課 ◎企画財政課長 ○課長補佐担当職	（１）県との連絡、自衛隊派遣要請に関すること。 （２）広域連携、災害時応援協定に基づく受援に関すること。 （３）災害対策関係予算に関すること。 （４）災害対策用物資及び資材の購入等に係る契約に関すること。
経理班	会計課 ◎会計管理者 ○課長補佐担当職	（１）義援金品の受領及び保管に関すること。 （２）義援金品の配分に関すること。 （３）災害対策に必要な現金の出納に関すること。
情報班	税務課 住民課 ◎税務課長 ○住民課長	（１）住民の被害状況の調査に関すること。 （２）気象情報の収集伝達に関すること。 （３）被害情報の収集報告に関すること。 （４）罹災者に対する災害弔慰金、災害援護資金等に関すること。 （５）罹災証明書の交付及び被災者生活再建制度に関すること。
福祉班	福祉課 健康推進課 ◎健康推進課長 ○福祉課長	（１）災害時の防疫及び清掃に関すること。 （２）感染症予防に関すること。 （３）医療品、衛生材料、防疫薬品等の調達及び配分に関すること。 （４）災害時における要配慮者及び避難行動要支援者に関すること。 （５）死体の処理、埋火葬に関すること。 （６）医療協力機関との連絡に関すること。 （７）災害時の負傷者等の応援救護に関すること。 （８）救護所の設置に関すること。 （９）福祉避難所に関すること。 (10) 災害救助法に関すること。

班名	構成課 ◎班長、○副班長	所掌事項
物資班	産業課 ◎産業課長 ○課長補佐担当職	（１）農林水産物の被害状況の調査に関すること。 （２）農業及び農業用施設の災害対策に関すること。 （３）湛水防除に関すること。 （４）商工業関係の被害状況の調査に関すること。 （５）観光施設の点検、整備及び復旧に関すること。 （６）帰宅困難者対策に関すること。 （７）米穀等主要食料の確保に関すること。 （８）飲料水の確保、浄化及び拠点給水、応急給水に関すること。 （９）食料の確保及び配給に関すること。 (10) 生活必需品等災害救助物資の保管及び支給に関すること。
建設・環境班	まちづくり課 下水環境課 ◎まちづくり課長 ○下水環境課長	（１）公共土木施設の被災状況調査及び報告に関すること。 （２）公共土木施設の災害対策に関すること。 （３）災害対策用資材の確保及び配分に関すること。 （４）土木業者との連絡調整及び資材調達に関すること。 （５）被災住宅の応急措置、調査に関すること。 （６）応急仮設住宅の建設に関すること。 （７）その他災害復旧対策に係る土木建設工事に関すること。 （８）災害時の廃棄物に関すること。 （９）道路等の交通路の確保に関すること。
教育班	子ども教育課 生涯学習課 ◎教育長 ○子ども教育課長 ○生涯学習課長	（１）学校施設の被災状況調査及び報告に関すること。 （２）学校施設の点検、整備及び復旧に関すること。 （３）被災児童及び生徒の救護及び応急手当に関すること。 （４）学校教職員と連携した児童生徒の避難に関すること。 （５）被災児童生徒の教材及び学用品の供給に関すること。 （６）公共施設、文化財等の被害状況の調査及び報告に関すること。 （７）被災者及び応接者に対する炊き出しに関すること。
消防班	消防団 ◎第６支団長 ○第６副支団長	（１）水防活動に関すること。 （２）津波、高潮、洪水等の災害救助に関すること。 （３）消防並びに救急及び救助に関すること。 （４）火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること。 （５）被災者の救出行方不明者の捜索及び死体の収容に関すること。
ボランティア班	社会福祉協議会 ◎社会福祉協議会 事務局長	（１）日本赤十字千葉県支部及び社会福祉団体並びにボランティアとの連絡協力に関すること。

３．職員の配置・応援等

⑴ 職員の配置・健康管理

各班長は班の職員の参集状況に応じて各班の所掌事務を円滑に実行できるよう職員を配置するとともに、過労や健康障害を防止するため、職員の休憩や交替勤務を指示する。

なお、災害対応が長期化する場合は、職員の健康調査の実施や帰宅が困難な職員のための休息スペースの確保、避難所担当職員の早期ローテーションにより職員の健康管理に努める。

本部連絡員は部内各班の職員の配置状況、勤務状況及び交替勤務の計画等を総括班に随時報告する。

⑵ 職員の応援

各班長は、班の職員が不足する場合、他の班の職員の応援を総括班長に要請する。

総括班長は、各班の職員配置状況、応援を要する職種等を考慮し、また、各班長と協議し、部門間の職員の応援を調整する。

なお、村本部内の職員では対応できない場合、他の自治体等への応援要請を行う。（「第11節

応援等の要請・受入計画」参照）

４．災害特別調査班の編成

本部長は、被災地の専門的な調査が必要な場合、専門技術を有する職員をもって災害特別調査班を編成する。災害特別調査班は、速やかに現地調査を行い、調査結果を本部事務局に報告する。

５．現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、現地災害対策本部を現場近くの村有施設等に設置し、副本部長その他の本部員等の中から現地災害対策本部の本部長、本部員等を指名する。

現地本部長は、緊急を要する場合、本部長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに本部長に報告する。

①　避難指示等の発令（災害対策基本法第 56 条・第 60 条、村長の権限）
②　警戒区域の設定（災害対策基本法第 63 条、村長の権限）
③　通行規制（道路法第 46 条、道路管理者の権限）
④　関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

その他、現地調査等を円滑に実施する必要がある場合、現地付近の公共施設等に現地活動拠点を設置する。

６．防災関係機関との連携

本部長は、災害の状況に応じて防災関係機関に先遣隊や連絡調整員の派遣を求め、必要な調整等を行う。

また、国や県、防災関係機関の先遣隊や連絡調整員が村本部に派遣された場合や現地災害対策本部が村内に設置されたときは、本部事務局との連絡体制を確保し、十分な連絡調整を行う。

なお、県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した県職員を情報連絡員（リエゾン）として村に派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

７．県との連携

災害の発生又は災害の発生が見込まれる際に、市町村における災害対応状況の把握及び県と市町村間の連絡調整等を円滑に行うため、県から情報連絡員（リエゾン）が派遣された場合は本部事務局に受入れ、県との連絡調整を行う。

また、県災害対策本部会議に村職員の出席を求められた場合、本部長は副本部長その他の本部員等の中から適切な職員を指名し、県に派遣する。

８．村本部の解散

本部長は村の地域において、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、村本部を解散する。

また、村本部を解散した場合、１の「⑶ 設置の通知」に準じて関係機関に通知する。

なお、本部解散後においても継続すべき被災者支援や災害復旧等の事務がある場合は、当該事務を担当する班を構成する課のいずれかに引き継ぐほか、必要に応じて復旧対策本部を設置して事務を継承する。復旧対策本部の組織体制及び事務分掌等は災害対策本部に準ずるものとし、最小限の部班及び職員で構成する。

第２節 情報通信対策計画

項　　目	担　　当
第１　地震・津波情報等の伝達	総括班、長生郡市広域消防本部、各防災関係機関
第２　通信の確保	各班、各防災関係機関
第３　被害情報等の収集・報告	各班、各防災関係機関
第４　災害広報・報道対応	総括班、情報班
第５　災害相談窓口の設置	総括班、各班
第６　被災者台帳の作成	総括班、各班

第１ 地震・津波情報等の伝達

１．地震・津波情報

村（総括班、長生郡市広域消防本部）及び防災関係機関は、千葉県防災情報システム等を通じて気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震及び津波情報を速やかに確認し、関係者に伝達する。

なお、通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオ等から情報を入手する。

また、緊急地震速報で村内の震度が４以上の場合は、防災行政無線を利用して住民に伝達する。また、津波注意報や津波警報が発表された場合は、J-ALERT による村防災行政無線（同報系）の自動放送や防災アプリ、防災メール（エリアメールを含む）の発信を行う。

(1) 地震情報

気象庁は震度５弱以上が予想される場合に緊急地震速報（警報）を発表するほか、次の基準により、震度、震源等に関する情報を発表する。

〈地震情報の種類・発表基準等〉

地震情報の種類	発表基準	内　容
震　度　速　報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（長生村は「千葉県北東部」）と地震の揺れの検知時刻を速報
震　源　に関する情報	・震度３以上 （津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１㎞ 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表

〈情報連絡系統〉

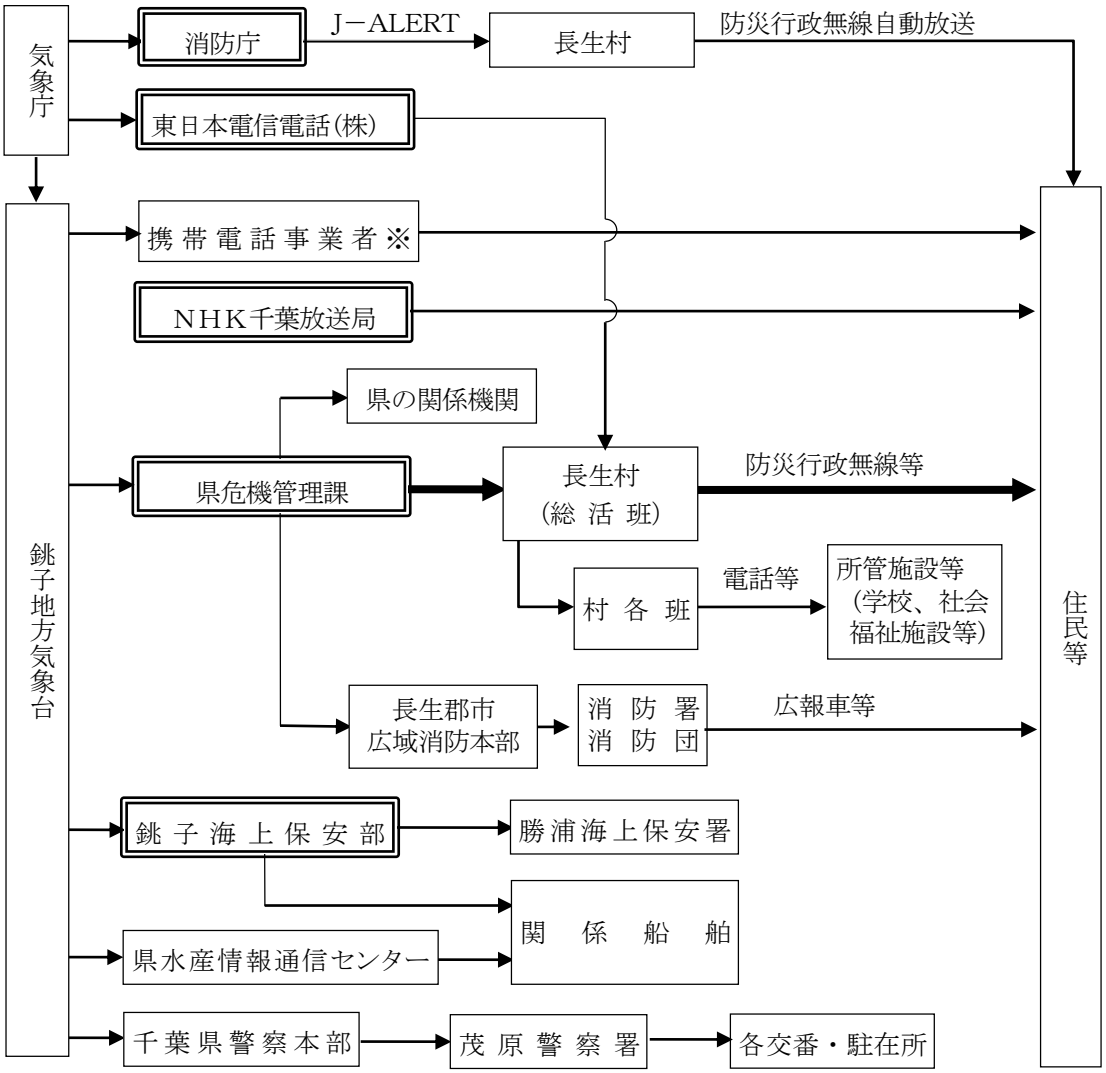

（注）二重線の枠の機関は、気象業務法に基づく伝達先
太線の経路は、気象業務法による特別警報の通知又は周知の義務があるもの
携帯電話事業者は、大津波警報・津波警報が発表されたときに、緊急速報メールを関係エリアに配信する。

(2) 津波情報

ア　津波警報等

気象庁は、地震が発生してから約３分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位（本村は「千葉県九十九里・外房」）で発表する。

〈津波警報等の種類・津波の高さ等（気象庁資料）〉

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m＜高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m＜高さ≦10m	10m		
		3m＜高さ≦5 m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1m を超え、3m 以下の場合	1m＜高さ≦3 m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦高さ≦1m	1m	（表記なし）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

イ　津波情報

津波警報等が発表された場合、予想される津波の到達時刻や高さなどが発表される。

〈津波情報の種類（気象庁資料）〉

種　類	内　容
津波到達予想時刻・　予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

ウ　津波予報

地震発生後、津波による災害のおそれがない場合、以下の内容が発表される。

〈津波予報の内容（気象庁資料）〉

発表される場合	内　　容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

２．異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を村長（総括班)、長生郡市広域消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに村長（総括班)、長生郡市広域消防本部に通報する。通報を受けた村長（総括班）は、直ちに次の機関に通報する。

(1) 銚子地方気象台
(2) その災害に関係のある近隣市町
(3) 最寄りの県出先機関及び警察署

第２ 通信の確保

１．通信体制の確立

村（各課本部連絡員）及び各防災関係機関は、管理する通信設備の機能を維持し、関係者間の通信手段及び住民等への伝達手段を確保する。また、通信機器ごとに連絡担当者を配置して通信記録をとる。

〈主な災害時通信手段と通信拠点〉

	主な通信手段	主な通信拠点等
双方向	災害時優先電話	村庁舎、長生郡市広域消防本部、他市町村、主要防災関係機関、国等
	県防災行政無線 （地域衛星通信 ネットワーク）	村庁舎、長生郡市広域消防本部、他市町、県内主要防災関係機関（陸上自衛隊高射学校、銚子海上保安部、銚子地方気象台、ＮＴＴ東日本千葉支店、東京電力パワーグリッド、大多喜ガス、日本赤十字社)
	村防災行政無線 （移動系）	村庁舎、現場（携帯機）
	ＭＣＡ無線	村庁舎、現場（携帯機）
	消防無線（消防団専用波）	村庁舎、消防団
単方向	村防災行政無線 （同報系）	村庁舎 → 屋外スピーカー、戸別受信機
	防災アプリ、エリアメール、防災メール、ＳＮＳ (Twitter、Facebook 等)	村庁舎 → 携帯電話・スマートフォン（登録者等）

【資料編「防災無線設置状況」】

２．代替通信手段の確保

各防災関係機関は、管理する通信設備の被災、機能低下又は電気通信施設の障害等により通信に著しい支障が生じた場合は、関東地方非常通信協議会等の加入機関の協力を得るなどして代替手段の確保に努める。

第３ 被害情報等の収集・報告

村及び各防災関係機関は、地震発生直後から所管する地域、施設等の被害情報等を収集し、また、災害の危険が解消した段階で被害調査を実施し、随時、村及び県へ報告する。

なお、被害情報等の主な項目、担当、県への報告様式は次のとおりである。

〈被害情報等の主な項目と収集・調査の担当〉

分類	情報項目	村の担当班 （協力担当）	関係機関	県への報告様式
人的被害	死者、行方不明者、 重症者、軽症者	福祉班 広域消防本部	警察署、自衛隊 医療機関	様式１ （人的被害）
住家被害 罹災世帯 ・罹災者	全壊・全焼・全流出、 半壊・半焼、一部損壊、 床上浸水、床下浸水	情報班 広域消防本部	－	様式２ （住家等被害）
非住家被害	公共建物	各班	各機関	
	その他の建物	情報班	各機関	
道路被害	道路、橋梁被害	建設・環境班	各道路管理者、警察署	様式３ （交通規制 ・道路被害）
その他被害	火災発生件数	広域消防本部	－	様式４ （その他の被害）
	河川施設等被害	各班	長生土木事務所	
	清掃施設	建設・環境班	－	
	停電、電話不通、 ガス供給停止の戸数	（総括班）	東京電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ、 NTT 東日本、大多喜ｶﾞｽ	
	ﾌﾞﾛｯｸ塀等の倒壊数	情報班	－	
	海岸保全施設の被害	（建設・環境班）	長生土木事務所	（公共土木施設 被害詳細報告）
	鉄道の不通	（総括班）	東日本旅客鉄道	（交通計画）
	水道施設被害 断水戸数	広域水道部	－	（水政・水道）
	田畑の被害	物資班	長生農業事務所 農業協同組合	（農林水産）
避難指示等発令状況		総括班	－	様式５ （避難指示等）
物資資源情報（備蓄物資、集積拠点）		総括班、 物資班	－	様式６ （物資情報）
避難所等情報（諸元、開設状況）		総括班、 情報班	－	様式７ （避難所等情報）
消防庁が指定する災害情報		総括班、 広域消防本部	－	災害即報 第４号様式

（注）各項目の被害認定基準及び県への報告要領は「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

【資料編「千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）」】

１．災害初期の情報収集・伝達

(1) 被害情報等の収集・伝達

村（各班本部連絡員）及び各防災関係機関は、次の点に留意して所管の被害情報等を収集し、村（本部事務局）に伝達する。

①　勤務時間外の地震発生時は、職員の参集途上の見聞情報を速やかに集約する。 ②　被災地の映像など、被害規模を推定するための概括的な情報の収集に努める。 ③　死者・重傷者の多発、市街地火災、電線・電柱・道路の被害や倒木等の多発、ガス漏れ、堤防の決壊の前兆など、生命保護のため直ちに対処すべき、重要かつ緊急性の高い事案については、他の情報に優先して伝達する。また、必要に応じて職員を現地に派遣し、速やかに状況を確認する。

また、村（総括班、渉外班）は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県、自衛隊等に応援を求める。

(2) 各地区の被害情報の収集・伝達

村（総括班、情報班）は、自主防災組織（自治会等）の連絡網を活用して各地区の被害状況や被災者ニーズを収集し、村本部へ報告する。併せて、村本部からの広報等を自主防災組織（自治会等）を通じて地区住民に提供する。

村（総括班、情報班）は、甚大な被害が発生した地区について、必要に応じて全戸訪問調査を実施する。調査に当たっては調査班を編成し、被害状況や被災者ニーズを速やかに調査するとともに、必要に応じて救援物資や臨時広報紙等を被災者に提供する。

２．活動状況、被害調査結果等の伝達

村（各班本部連絡員）及び各防災関係機関は、被害への対応状況やその後の被害調査の結果を県への報告様式又は村の「被災状況報告」の様式を使用して村（本部事務局）へ伝達する。

被害等の調査・報告にあたっては、関係機関との連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の整合を図る。

なお、村（各班本部連絡員）及び各防災関係機関は、本部事務局長が指定する時刻に毎日報告することを原則とする。

【資料編「被災状況報告（庁内用）」】

３．県への報告

村及び防災関係機関は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県（本部事務局）に被害情報等を報告する。

(1) 報告基準

村及び防災関係機関は、次の基準に該当する災害の場合、千葉県防災情報システム等で被害情報等を報告する。

〈報告基準〉

①　震度５弱以上を観測した場合 ②　気象警報（波浪を除く）が発表された場合 ③　津波警報等が発表された場合 ④　村災害対策本部を設置した場合 ⑤　災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると県（本部事務局）が認めた場合 ⑥　上記以外で、災害等による被害を覚知した場合 ⑦　上記以外で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い事案が発生した場合

(2) 村からの報告

村（総括班）は、村内に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。

また、次の点に留意し、災害の状況に応じて国（総務省消防庁）への報告等を行う。

報告事項	①　災害の原因 ②　災害が発生した日時 ③　災害が発生した場所又は地域 ④　被害の状況（被害の程度等は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定） ⑤　災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 ・主な応急措置の実施状況 ・その他必要事項 ⑥　災害による住民等の避難の状況 ⑦　災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑧　その他必要な事項
補足事項	①　県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、事後速やかに県に報告する。 ②　震度５強以上を記録したときは消防庁の「火災・災害等即報要領」に基づき、被害の有無を問わず、第１報等について県及び国（総務省消防庁）に報告する。 ③　大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。 ④　道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。 ⑤　その他、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

〈国及び県への連絡方法〉

	総務省消防庁	県
勤務時間内	【消防庁応急対策室】 ① 県防災行政無線 電話　048-500-90-49013（衛星系） 120-90-49013　（地上系） FAX　048-500-90-49033（衛星系） 120-90-49033　（地上系） ② 一般加入電話 電話　03-5253-7527 FAX　03-5253-7537	【県危機管理課】 ① 県防災行政無線 電話　500-7320　（地上系） 012-500-7320（衛星系） FAX　500-7298　（地上系） 012-500-7298（衛星系） ② 一般加入電話 電話　043-223-2175 FAX　043-222-1127

勤務時間外	【消防庁宿直室】 ① 県防災行政無線 電話　048-500-90-49102（衛星系） 120-90-49012　（地上系） FAX　048-500-90-49036（衛星系） 120-90-49036　（地上系） ② 一般加入電話 電話　03-5253-7777 FAX　03-5253-7553	【県防災行政無線統制室】 ① 県防災行政無線 電話　500-7225　（地上系） 012-500-7225（衛星系） FAX　500-7110　（地上系） 012-500-7110（衛星系） ② 一般加入電話 電話　043-223-2178 FAX　043-222-5219

第４ 災害広報・報道対応

村及び各防災関係機関は、相互に協力してそれぞれが有する広報メディアを有効活用し、状況に応じた正確な広報に努める。

また、報道機関は、住民の安全確保や避難生活のプライバシーへの配慮、村及び防災関係機関の災害対策の支障とならないように留意して適切な報道や取材を行う。

１．村の広報

村は、的確かつ正確な広報活動を実施する。

なお、大規模災害の場合、村本部長は被災者を激励し、災害対策の現状や今後の方針、村外からの応援状況等をトップメッセージとして発表する。

(1) 広報内容

村（情報班）は各班から情報を収集し、災害の状況にあわせて次の情報を発信する。

災害情報	①　地震等の気象情報（観測情報と今後の見通し） ②　災害の発生状況と応急対策の状況 ③　二次災害に関する情報（火災、倒壊建物、浸水等の危険性） ④　避難指示、指示等の情報 ⑤　安否情報 ⑥　緊急医療情報（応急救護所、医療機関の開設状況） ⑦　緊急道路・交通規制情報 ⑧　住民、事業者のとるべき措置（ガスの安全使用等、電話や交通機関等の利用制約等）
生活情報	①　ライフライン情報（電気、ガス、水道、電話、下水道等の被害状況と復旧見込み情報） ②　食料、物資等供給情報 ③　風呂、店舗等開業状況 ④　鉄道・バス等交通機関の運行、復旧見込み情報 ⑤　道路情報 ⑥　医療機関の活動情報 ⑦　治安情報 ⑧　災害ボランティア情報
行政施策情　報	①　住宅情報（応急仮設住宅、空家あっせん等） ②　各種相談窓口の開設情報 ③　罹災証明書の発行情報 ④　税・手数料等の減免措置の状況 ⑤　災害援護金等の融資情報等 ⑥　被災建築物応急危険度判定実施情報

被災地外への広報	①　災害の発生状況と応急対策の状況 ②　二次災害に関する情報（火災、倒壊建物、浸水等の危険性） ③　安否情報 ④　鉄道・バス等交通機関の運行、復旧見込み情報

⑵ 広報手段の確保

村（情報班、総括班）は広報の内容、対象者、緊急度等を考慮して次の手段を活用した広報を行う。

特に、大規模停電や通信障害等が長期化した場合、災害情報を求める被災者や帰宅困難者が避難所等を訪れるため、村本部発表の最新情報や臨時広報紙を避難所等に適宜提供する。

①　広報車による巡回放送 ②　村ウェブサイトへの掲載 ③　防災アプリ、防災メール、ＳＮＳ（Twitter、Facebook 等）の配信 ④　報道機関（放送事業者等含む。）への情報提供（「２．村の報道対応」参照） ⑤　臨時広報紙の発行 ⑥　同報系防災行政無線による放送 ⑦　各避難所における情報の掲示、配布 ⑧　自主防災組織（自治会等）の連絡網等を活用した臨時広報紙等の各戸配布

２．村の報道対応

⑴ 記者発表

村（総括班）は、記者会見を定時に開いて必要な情報を報道機関へ提供する。

〈記者発表の概要〉

記者会見場所	庁舎２階公室
会見（発表）者	第１位　本部長（村長） 第２位　副本部長（副村長） 第３位　総括班長（総務課長）
発表内容	被害状況、災害応急対策の状況、村の体制、協力要請の状況、今後の見通しなど

⑵ 災害対策本部や避難者への配慮

村（総括班）は、報道機関の災害対策本部内への立入りと取材を原則禁止する措置をとるとともに、避難者のプライバシー等に十分配慮するよう報道機関に要請する。

⑶ 放送要請

村（総括班）は、災害の予警報や災害に対してとるべき措置等を住民等に伝達するに当たり、電気通信設備や無線設備で通信できない場合で特別の必要があるときは、災害対策基本法第 57 条に基づいて、基幹放送事業者（日本放送協会千葉放送局、㈱ニッポン放送、千葉テレビ放送㈱、㈱ベイエフエム等）に放送を要請する。

第５ 災害相談窓口の設置

村（総括班）は、被災者からの相談や問い合わせに対応し、また、被災者の各種申請手続きを促進するため、村庁舎や状況に応じて避難所等に災害相談窓口を設置する。

また、相談窓口には各班の担当者を配置し、被災者の相談に円滑な迅速な対応ができるように努める。なお、相談窓口で扱う主な事項は次のとおりである。

〈災害相談の主な項目・担当〉

主な相談対応事項	担当班
被災者生活再建支援金の支給	情報班
義援金の支給	経理班
罹災証明書（火災証明含む。）の交付、不服申し立て	情報班、長生郡市広域消防本部
村税の減免	情報班
被災外国人の相談	渉外班
家族等の安否照会	情報班
国民年金の減免等	
遺体の埋火葬の支援、災害弔慰金等の支給	福祉班
国民健康保険の減免等	情報班
動物の保護	建設・環境班
高齢者、障がい者の支援	福祉班
介護保険、後期高齢者医療費の減免	情報班
保育料の減免、応急保育の申請	教育班
被災住宅の修理の支援、応急住宅への入居	建設・環境班
被災建築物及び被災宅地危険度判定結果の相談	建設・環境班
被災中小企業等の支援	物資班
被災農林事業者の支援	物資班
被災家屋・家財等の処理	建設・環境班
給水設備の復旧、水道料金の減免	長生郡市広域水道部
下水管の復旧、下水道料金の減免	建設・環境班

第６ 被災者台帳の作成

被害が甚大な場合等で本部長が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れや重複などがないか確認するとともに、各種援護措置の効率化を図る。

１．被災者台帳の作成

村（総括班）は、被災者の基本情報、被害情報及び各種援護措置の実施状況等を収集し、被災者台帳として整理する。また、災害救助法による救助が行われたときは、災害対策基本法第 90 条の 3 第 4 項の規定により、必要に応じて県に対して被災者台帳に関する情報提供を要請する。

〈被災者台帳の項目一覧〉

情報項目（備考）	収集先
① 氏名（住民基本台帳）	情報班
② 生年月日（住民基本台帳）	情報班
③ 性別（住民基本台帳による）	情報班
④ 住所又は居所（住民基本台帳、避難者名簿等）	情報班
⑤ 住家の被害その他村長が定める種類の被害状況（罹災台帳）	情報班
⑥ 援護の実施状況	関係各班
⑦ 要配慮者については、その旨及び要配慮者に該当する事由	福祉班
⑧ 電話番号その他連絡先	情報班
⑨ 世帯の構成	情報班
⑩ 罹災証明書の交付状況	情報班
⑪ 台帳情報の提供先（村以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が	情報班

同意した場合）	
⑫ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）	情報班
⑬ 個人番号（マイナンバー※を利用する場合）	情報班
⑭ その他被災者の援護の実施に関し村長が必要と認める事項	関係各班

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）において、被災者台帳の作成事務にマイナンバーを利用できることが規定されている。

２．被災者台帳の利用、提供

村（情報班）は、罹災証明書の発行窓口や災害相談窓口において、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請に当たっては被災者台帳の掲載情報を村が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）が図られることを説明する。

また、災害相談窓口において、被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。

第３節 地震・火災等避難計画

項　　目	担　　当
第１　避難指示等の発令	総括班、長生郡市広域消防本部、消防班、県、茂原警察署、銚子海上保安部、自衛隊
第２　避難誘導等	総括班、消防班、茂原警察署、福祉班、長生保健所、自主防災組織（自治会等）
第３　避難所の開設・運営	総括班、避難所担当職員、福祉班、物資班、各班、建設・環境班、教育班
第４　在宅等避難者の支援	物資班
第５　臨時避難所の確保等	総括班、渉外班
第６　安否照会への対応	情報班

地震による火災等から住民の安全を確保するため、避難指示等を円滑に発令する。また、住居が被災した避難者等の生活を確保するため避難所を速やかに開設するとともに、避難者をはじめとする被災者の安否を把握し、被災者の家族等に適切に提供する。

第１ 避難指示等の発令

１．避難指示等の発令

村長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難を指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保を指示する。

また、避難指示等に先立ち、住民の立ち退き避難の準備と要配慮者等の立ち退き避難の開始を促すため「高齢者等避難」を発表する。

なお、立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは「緊急安全確保」を発令する。

その他、知事、警察官、海上保安官、自衛官等は、災害対策基本法等の規定に基づき、災害から人命等を保護する必要がある場合は当該地域の住民等に対して避難指示等を発令する。

〈避難指示等の発令権者及び要件〉

発令者	種類	要　　件	根　　拠
村　長	災害全般 (指示、緊急安全確保)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法 第 60 条
知　事	災害全般 (指示、緊急安全確保)	市町村が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき。	
警察官 海上保安官	災害全般 （指　示）	村長が指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったとき。	災害対策基本法 第 61 条
自衛官	災害全般 （指　示）	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき。	自衛隊法 第 94 条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水・高潮 （指　示）	洪水、高潮により著しい危険が切迫していると認めるとき。	水防法 第 29 条

〈避難指示等の種類と住民等の行動〉

［警戒レベル］ 避難情報等	居住者等がとるべき行動等
［レベル５］ 緊急避難確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険　直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
［レベル４］ 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
［レベル３］ 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者※等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、又は避難の準備をするなど自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

（注）「立退き避難」とは災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等にいては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。

「屋内安全確保」とは災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

２．警戒区域の設定

村長、知事、警察官、海上保安官、自衛官、消防吏員、消防団員等は、災害対策基本法等の規定に基づき、災害から人命等への危険を防止するため必要がある場合は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

〈警戒区域の設定権者及び要件等〉

設定権者	種　類	要　　件	根拠法令
村　長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第 63 条
知　事	同上	上記の場合において、村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法 第 73 条
警察官 海上保安官	同上	上記の場合において、村長若しくはその委任を受けた村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第 63 条
自衛官	同上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、村長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り行う。	災害対策基本法 第 63 条

消防吏員又は消防団員（消防長又はた消防署長）	水災を除く災害全般	火災の発生現場や危険物の漏洩等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく高く、人の生命又は財産に著しい被害が生じるおそれがあるとき。	消防法 第 28 条 第 23 条の 2
警察官（警察署長）	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	
水防団員、消防職員	洪水・高潮	水防上緊急の必要がある場所において	水防法 第 21 条
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき。	

３．避難指示等の解除

避難指示等を発令した者及び警戒区域を設定した者は、その危険が解消されたと認める場合、それらを解除する。

４．情報共有

避難指示等の発令及び警戒区域の設定を実施した場合及び解除した場合、村、消防団、県、警察署、海上保安部、自衛隊等の関係機関は、その旨を相互に連絡する。

５．複合災害措置

地震発生時に大規模な火事、津波、高潮、洪水などの同時発生が予想される場合には、それらすべての災害危険区域を避難対象地区とし、すべての災害事象に対応する指定緊急避難場所へ避難するよう住民等に伝達する。

６．広域避難

避難指示等を行った場合の立退き先を村内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に避難させる必要がある場合に、災害対策基本法による広域避難を実施する。

⑴ 広域避難の要請

県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

⑵ 広域避難の受入

他市町村又は県から本村への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

第２ 避難誘導等

１．避難指示等の伝達

⑴ 住民等への伝達

村（総括班、各班）は、避難指示等を発令した場合、対象地域の避難が必要となる住民及び要配慮者利用施設等に対して次の事項を速やかに伝達する。

伝達事項	①　避難対象地域及び対象者　　②　避難先 ③　避難経路　　④　避難指示等の理由 ⑤　その他必要な事項

伝達手段	①　同報系防災行政無線　②　放送機関への放送要請 ③　Ｌアラート　④　村ウェブサイト ⑤　防災アプリ、防災メール、ＳＮＳ（Twitter、Facebook 等） ⑥　広報車、消防団による巡回放送 ⑦　自治会・自主防災組織の連絡網 ⑧　要配慮者利用施設への連絡（電話、メール、ＦＡＸ等）

⑵ 新型コロナウイルス等感染者への伝達

村（福祉班）は、新型コロナウイルス等に感染した自宅療養者に避難指示等の発令情報が速やかに伝達されるよう長生保健所と連携するとともに、その後の避難状況について情報共有を図る。

２．避難誘導

警察署は、避難経路の要所への誘導員の配置に努める。

自治会・自主防災組織及び消防団は、避難対象地域内の住民等を適切に避難誘導する。

民生委員児童委員をはじめとする避難支援等関係者は、避難対象地域内の避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、避難方法は徒歩を原則とするが、次の場合は車両の使用を認める。

⑴ 高齢者や障がい者などが長い距離を避難する場合

⑵ 避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させることが必要と認められる場合

第３ 避難所の開設・運営

避難指示等を発令した場合及び災害救助法の適用が見込まれる場合、本部長（村長）は避難所の開設・運営を開始する。また、災害救助法の適用後は知事が実施主体となり、村長（本部長）は知事を補助する。

なお、避難所の開設・運営は「長生村避難所運営の手引き」を基本とし、避難所運営委員会が整備された地域においては避難者による自治運営を推進し、未整備の地域においては臨時の避難所運営委員会を速やかに組織する。

また、村は、避難場所や避難所に退避したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

１．避難所の開設・避難者の受入れ

⑴ 避難所の開設

村本部長（総括班）は、新型コロナウイルス等感染症の感染防止のため避難所の過密防止を考慮しつつ、災害の状況に応じて開設する避難所を決定し、避難所の安全性を確認した上で避難所担当職員に開設を指示するとともに、県に状況を報告する。

なお、勤務時間内に災害が発生した場合は、施設管理者に開設を依頼する。

また、震度５強以上の地震が発生した場合は、あらかじめ指名された避難所担当職員は自動的に参集し、開設する。

さらに、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

⑵ 避難者の収容

避難所担当職員は、施設管理者、自主防災組織（自治会等）、避難所運営委員会等と協力し

て避難者を受け入れ、また、避難者名簿を作成して入退所を管理し、村本部（情報班）に報告する。

また、村（情報班）は避難者名簿をとりまとめ、村内の避難者を把握する。

２．避難所の運営・避難者の生活支援

避難所の運営は「長生村避難所運営の手引き」及び「避難所における新型コロナウィルス感染症への対応マニュアル【職員用】」を基本として村職員、施設管理者及び避難者の積極的な自治による運営体制を構築する。

なお、女性職員の巡回により女性や子育て世代等のニーズの把握に努めるなど、女性の視点にも配慮した良好な生活環境を確保する。

また、避難者の生活支援は、在宅等避難者も含めて実施する。（「第４　在宅等避難者の支援」参照）

⑴ 避難所担当職員等の派遣

村（総括班、福祉班、教育班）は、各避難所に運営管理を行う避難所担当職員を派遣する。

避難所の開設が長期化することが予想される場合や短期間に複数の災害が発生した場合等、避難所担当職員のストレス障害等を防止する必要があるときは、全庁的なローテーションによる避難所担当職員の派遣体制をとる。この場合、本部長（総括班）は各班に担当避難所を割り当て、各班長は割り当てられた避難所に班の職員を避難所担当職員として派遣する。

⑵ 食料・生活必需品の供給

村（総括班）は、各避難所の食料・生活必需品等の需要を確認し、物資班に各避難所への食料等の供給を要請する。また、物資班から各避難所への食料等の到着予定を確認し、各避難所に受け入れ、保管等の準備を指示する。

避難所担当職員は避難所運営委員会と協力して支給する食料等の原材料表示や献立表の掲示等を行い、食物アレルギーの避難者に周知する。

⑶ 要配慮者等の支援

避難所担当職員は避難所運営委員会等と協力して要配慮者や女性等専用の福祉避難室の確保に努めるとともに、要配慮者のニーズを把握し、必要に応じて村（福祉班）に要配慮者の介助等を要請する。（「第５節　要配慮者等の支援計画」参照）

⑷ トイレ対策

避難所担当職員は避難所運営委員会等と協力し、施設のトイレが使用できない場合は災害用の組み立てトイレを設置する。また、トイレが不足する場合やし尿収集を要する場合は、村（建設・環境班）に仮設トイレの設置やし尿収集を要請する。（第 17 節「第１　災害廃棄物処理」参照）

⑸ 保健衛生対策

避難所担当職員は避難所運営委員会等と連携し、また、村（福祉班）に要請し、避難所の衛生確保、避難者の健康管理等を行う。（「第 15 節「第１　保健・防疫活動」参照）

⑹ 新型インフルエンザ等感染症対策

避難所担当職員は、避難所における感染症（新型インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス等）を防止するため、感染症の流行状況等により次の対策を行う。

また、村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、総括班と福祉班が連携して感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ア　健康管理

受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行う。また、そのための受付スペースを確保する。

イ　滞在スペースのゾーニング等

避難所担当職員は、一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある方、発熱・咳等がある方、濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離に努める。

ウ　衛生確保

避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施する。また、避難者には、手洗い、咳エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

エ　車中泊等の対策

浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難を周知し、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。

また、感染防止対策を講じつつ、避難所滞在者に準ずる避難生活の支援に努める。

オ　新型コロナウイルス感染症対策

避難者に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある場合は、事前に確保している専用スペースへ隔離し、長生保健所に連絡相談し、その指示に従う。

(7) ペット対策

避難所担当職員及び避難所運営委員会はペットの飼育スペースを確保し、同行避難者に対してペットの飼育ルールの遵守を徹底する。

また、ペットの救護等の問題が生じた場合は、村（建設・環境班）に対策を要請する。（第15節「第３　動物対策」参照）

(8) ボランティアの確保

長生村社会福祉協議会（ボランティア班）は、各避難所のボランティアニーズを収集し、村災害ボランティアセンターにボランティアの募集を要請する。（「第 21 節　災害ボランティア対応計画」参照）

３．避難所の閉鎖

避難所の閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対して閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖するものとする。また、学校施設については、授業再開に必要となる教室等から順次閉鎖する。

第４ 在宅等避難者の支援

１．在宅等避難者の支援

村は、在宅、車中泊、テント生活など、避難所以外の場所での避難生活を余儀なくされた住民（「在宅等避難者」という。）に対し、避難所滞在者に準ずる避難生活の支援に努める。

なお、在宅等避難者への食料等の支給、保健衛生指導等の各種支援措置は、避難所を拠点として実施する。

村（情報班）は、自主防災組織（自治会等）の協力を得て、在宅等避難者の所在を確認し、在宅等避難者名簿を作成する。

村（総括班）は、在宅等避難者に対し、避難所等で食料の支給等の各種支援を実施することを周知する。

第５ 臨時避難所の確保等

大規模災害により避難者数が避難所の収容力を上回る場合は、村内の宿泊施設の確保、他市町村への受入要請等により対処する。

１．他市町村への受入要請

村（渉外班）は、災害協定や災害対策基本法に基づき、他市町村に避難者の受入れを要請する。

また、災害対策基本法に基づき、県知事に県外市町村への避難者の広域一時滞在を要請する。

２．宿泊施設の借り上げ

村（総括班）は、村内の旅館、ホテル、保養所等の借り上げによる避難所の設置を検討する。また、千葉県旅館ホテル組合等に宿泊施設への避難所設置協力を要請する。

３．テント避難場所の確保

村（総括班）は、指定緊急避難場所及び指定避難所の空地その他公園等にテント設営避難所を指定し、車中泊等の避難者にテントの設営を許可する。

また、千葉県テントシート工業組合や災害協定を締結する団体・企業に、テント、発電機、仮設トイレ等の供給、設営を要請する。

なお、総合公園等は応急仮設住宅の建設候補地のため、建設着工までの期間に限って活用する。

第６ 安否照会への対応

村（情報班）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づき、被災者関係者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、児童虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

１．安否情報の収集、管理

村等が管理する被災者の安否に関する情報（情報班、福祉班、長生郡市広域消防本部等が所管する避難者名簿、在宅等避難者名簿、医療救護記録、避難行動要支援者名簿による安否確認結果、行方不明者リスト等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて警察署等に住民の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。

２．安否照会の受付

災害相談総合窓口等で安否照会を受け付け、照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、住民基本台帳カードなどの本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。

〈安否照会者の確認事項〉

①　照会者の氏名、住所
②　照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
③　照会をする理由

３．安否情報の回答

災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

〈照会者の区分と提供可能情報〉

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

被災者の親族（上記を除く）又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	村が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

第４節 津波避難計画

項　　目	担　　当
第１　避難指示の発令	総括班、長生郡市広域消防本部、消防班、自主防災組織（自治会等）
第２　避難確保等	環境・建設班、消防班、自主防災組織（自治会等）

本村沿岸に津波が到達するおそれがある場合は、長生村津波避難計画に基づいて住民等の避難を円滑に行う。

第１ 避難指示の発令

１．避難指示の発令

本部長（総括班）は、気象庁が「千葉県九十九里・外房」に津波警報等を発表した場合、津波避難対象地域の住民等に対し、直ちに避難指示を発令する。

なお、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、村長は必要と認める場合、海浜にあるもの、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

また、地震発生後、報道機関から津波警報等が放送されたときには、村長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。なお、放送ルート以外の法定ルート等により村長に津波警報等が伝達された場合にも、同様の措置をとるものとする。

〈避難指示等の発令基準〉

種　類	判断基準	避難対象地域
避難指示の発令	○津波警報、大津波警報が発表されたとき ○その他村長が避難の必要を認めたとき	○大津波警報発令時 村内全域 ○津波警報発令時 入山津地区、驚地区、蟹道地区、大坪東部地区、城之内地区、大根地区、北中瀬地区、南中瀬地区、竜宮台地区、一松海岸、金田地区（国道128号線より南側）、七井土地区（国道128号線より南側）、信友地区（用水路沿線）
避難指示の解除	○津波警報、大津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断したとき	

２．避難指示の伝達

村（総括班、消防班）は、防災アプリ、同報系防災行政無線、広報車（消防団車両含む。）などを活用し、避難指示を住民等へ伝達する。

自主防災組織（自治会等）は、避難指示の発令を認知した場合は、速やかに組織を構成する住民等に伝達する。

第２ 避難確保等

津波避難対象地域内にいる住民等は、津波警報等又は避難指示を確認した場合、速やかに対象地域から立ち退き避難を行う。また、逃げ遅れた場合は、津波一次避難場所への垂直避難を行う。

なお、大津波警報等が発表された時、村内の津波一時避難所では収容できないことが想定されるため、茂原市と連携を図っており、茂原市の避難場所が利用できるようになっている。

１．避難方法

徒歩を基本とするが、次の場合は車両の使用を認める。このため、村では尼ヶ台総合公園内に車両避難所を指定し、車両による避難行動にも対応出来るようにしている。

⑴ 避難行動要支援者が避難する場合
⑵ 避難行動要支援者と同居する家族が避難する場合
⑶ 村が予め緊急車両として指定した場合
⑷ 緊急性を要し、村が許可した場合

２．避難誘導

自主防災組織（自治会等）及び消防団は、避難対象地域内の住民等を適切に避難誘導する。ただし、津波警報等が発表された場合は、消防団による誘導は行わない。

３．防潮水門等の閉鎖

村は、気象情報等に関する通知を受けたときは水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、その操作の万全を期すものとする。なお、県により村内に２箇所設置された樋門については、津波警報等が発表された場合、閉鎖することになっている。

４．従事者の安全確保

避難誘導、防潮水門及び樋門の閉鎖、避難指示の巡回広報、避難行動要支援者の避難支援等に従事する者は、気象庁が発表する津波到達予想時刻の少なくとも 20 分前に、避難対象地域外への退避を開始する。

ただし、津波到達予想時刻の 20 分前であっても、現場の状況やラジオ等により危険を察知した場合は、直ちに退避を開始するものとする。

第５節 要配慮者等の支援計画

項　　目	担　　当
第１　避難行動要支援者の避難支援	総括班、福祉班、長生郡市広域消防本部、消防班、茂原警察署、自主防災組織（自治会等）、民生委員児童委員
第２　避難所における要配慮者の支援	教育班、福祉班、渉外班
第３　福祉避難所の設置	福祉班
第４　応急生活支援	教育班、福祉班、建設・環境班
第５　要配慮者利用施設の避難確保	福祉班、要配慮者利用施設の管理者

災害時に特別な配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するとともに、特に自ら避難することが困難な在宅の避難行動要支援者については、避難支援等関係者（自治会長、民生委員児童委員、長生郡市広域消防本部、消防団、警察署、村社会福祉協議会等）の協力を得て安全確保に努める。

また、社会福祉施設、医療機関等で要配慮者が入所する施設（「要配慮者利用施設」という。）の管理者等は事前に作成した避難確保計画等に基づいて利用者の安全確保に努める。

第１ 避難行動要支援者の避難支援

避難指示等が発令された場合、避難支援等関係者は避難行動要支援者等と連絡をとり、また、安否を確認し、避難指示等の内容を相互に確認の上、事前に作成した避難支援プラン個別計画等に基づき、要支援者の避難支援を行う。

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認や避難支援の結果を、避難所担当職員を通じて村（福祉班）に報告する。また、避難行動要支援者名簿を避難所担当職員に引き継ぎ、避難所生活での支援に活用する。

なお、本部長（総括班）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿、個別避難計画の情報を、災害対策基本法第 49 条の 11 及び 49 条の 15 の規定により、避難の支援等に必要な範囲で避難支援等関係者等に提供する。

第２ 避難所における要配慮者の支援

１．避難所の生活環境等の確保

村（教育班、福祉班、渉外班）は各避難所の避難所運営委員会等の協力を得て、要配慮者用のスペース（福祉避難室）の確保に努めるほか、障がい者用トイレやスロープの仮設に努める。

また、避難生活が長期化する場合は、畳、マット、間仕切り、オムツ交換等が可能な簡易ベッドなどの設置に努める。

なお、これらの備品等が不足する場合は、災害協定の締結団体に供給を要請する。

２．要配慮者の介助

村（教育班、福祉班）は各避難所の避難所運営委員会や避難支援等関係者等の協力を得て、避難所や在宅避難の要配慮者の健康状態、避難生活上のニーズ等を把握する。

また、福祉関係職員、保健師、看護師等と連携し、健康相談、健康被害の予防活動、生活支援等に努める。

３．情報提供等の支援

村（教育班、福祉班）は、各避難所の避難所運営委員会や手話通訳者等の協力を得て、聴覚障がい者のための手話、筆談等による情報提供や相談対応に努める。

第３ 福祉避難所の設置

１．福祉避難所の設置

村本部長は、避難所や在宅避難による生活が困難な要配慮者がいる場合又はその可能性がある場合、福祉避難所の設置を決定する。

村（福祉班、渉外班）は、災害協定を締結する団体に福祉避難所の設置、運営及び福祉避難所への介護員の派遣を要請する。

また、身体状況の悪化により、緊急に入所介護・療養等が必要な要配慮者については、社会福祉施設への緊急入所や病院への入院措置を支援する。

【資料編「災害協定一覧」】

２．福祉避難所等への搬送

村（福祉班）は要配慮者の障がいの状態や、心身の健康状態等を考慮し、福祉避難所への受入れの優先順位を検討する。また、福祉避難所等の施設管理者と協議し、要配慮者の状態や介助者の有無等を考慮して受入先を調整し、施設管理者及び要配慮者の家族等の協力を得て搬送する。

第４ 応急生活支援

１．福祉仮設住宅への優先入居等

村（建設・環境班）は、応急仮設住宅等の確保及び提供に当たって要配慮者の実態を考慮し、福祉仮設住宅の確保や入居選定時の優先措置などに努める。

２．生活支援

村（教育班、福祉班）は社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の協力を得て、応急仮設住宅に入居する要配慮者等の巡回相談や介助サービスの提供に努める。

第５ 要配慮者利用施設の避難確保

避難指示等が発令された場合、要配慮者利用施設の管理者等は事前に作成した避難確保計画等に基づき入所者の避難等を実施する。

また、利用者や施設の被災状況等を村（福祉班）に連絡する。

第６節 消防・水防対策計画

項　　目	担　　当
第１　消防・救助・救急活動	長生郡市広域消防本部、消防班
第２　危険物等の対策	長生郡市広域消防本部
第３　水防活動	総括班、建設・環境班、長生郡市広域消防本部、消防班

第１ 消防・救助・救急活動

１．活動方針

大規模地震発生時は、人命にかかわる多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した活動体制を消防局、消防団の全機能をあげて展開し、住民の生命・身体及び財産の保護に努める。

２．長生郡市広域消防本部の活動

⑴ 警防活動

ア　人命の安全を優先とした避難路確保の活動を行う。

イ　重要かつ延焼拡大の危険要素が高い地域を優先に活動を行う。

ウ　複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して活動を行う。

エ　工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たる。

オ　重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に被災した場合は、重要対象物の防御活動を優先する。

⑵ 救急・救助活動

ア　救命処置を要する重症者を最優先する。

イ　火災現場付近に発生している事象を優先する。

ウ　多数の人命を救護することを優先する。

エ　災害の状況等を判断し、現場救護所を設置する等、効果的な救護活動を行う。

オ　医療機関への搬送は、関係機関との連携を密にし、効果的な搬送体制の確保に努める。

カ　救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効果的な活動を行う。

キ　災害の状況により救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と救助隊等が連携して活動する。

３．消防団の活動

⑴ 地震等の発生により、災害発生が予測される場合は、住民に対し、災害防止のため広報活動をするとともに、被災した場合は、住民と協力して消防活動を行う。

⑵ 長生郡市広域消防本部の出動不能若しくは、困難な地域における消防活動、又は主要避難路確保のための活動については、単独又は長生郡市広域消防本部と協力して行う。

⑶ 避難指示等が発令された場合は、これを伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

⑷ 長生郡市広域消防本部、自主防災組織等と協力し、要救助者の救出・救助、負傷者に対する

応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

４．救助資機材の確保

長生郡市広域消防本部は、倒壊家屋等からの救助のために重機等を必要とする場合、災害協定を締結する企業に重機の派遣を要請する。

【資料編「災害協定一覧」】

５．消防広域応援の要請

⑴ 緊急消防援助隊

村長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

⑵ 千葉県広域消防相互応援

千葉県内消防機関による広域的な応援を実施する必要が生じる場合は「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」・「千葉県消防広域応援隊運用要綱」に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施する。

また、千葉市に航空特別応援の要請を必要とする場合は「千葉県広域消防相互応援協定に基づく航空特別応援事前計画」により要請する。

６．消防・警察・自衛隊等との連携

消防広域応援部隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊災害派遣部隊等による合同での救助活動等を行う場合、長生郡市広域消防本部は状況に応じて合同指揮所や調整会議等を設け、活動方針、任務分担、担当区域、情報共有等について適切な連携を図る。

第２ 危険物等の対策

１．高圧ガス等の保管施設

県及び長生郡市広域消防本部は、必要に応じて事業所に対してガス保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

２．石油類等危険物保管施設

長生郡市広域消防本部は、危険物施設の所有者等に対し、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

⑴ 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置

⑵ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

⑶ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

３．火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。

４．危険物等輸送車両

長生郡市広域消防本部は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

(1) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。

(2) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。

(3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

第３ 水防活動

洪水のおそれがあるときは水防計画に準じて水防活動を行うが、地震時には河川施設の被害状況に応じて施設等の監視、操作及び洪水防御活動を的確に実施する。

第７節 医療･救護計画

第１　医療救護活動	福祉班、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会、千葉県柔道整復師会南総支部、外房薬剤師会、千葉県看護協会長夷地区部会、各医療機関、長生郡市広域消防本部
第２　地域医療の応急対策	福祉班、長生保健所

第１ 医療救護活動

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった住民等に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置をはじめとした医療救護活動を行う。

１．初動医療体制

⑴ 救護本部の設置

村（福祉班）は、長生村健康推進課に長生村救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の医療関係団体等と連携した医療救護活動を実施する。

また、県が長生保健所所管区域に長生地域合同救護本部を設置した場合は同本部に連絡員を派遣する等により協力し、合同救護本部業務を担うとともに近隣市町と連携した医療救護活動を実施する。

⑵ 救護班の編成

村は、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会、外房薬剤師会に対して救護班の編成及び出動を要請する。

また、村では医療救護活動が困難な場合は、長生地域合同救護本部に対して医療チーム（ＤＭＡＴ、医療救護班、ＤＰＡＴ等）の派遣を要請する。

⑶ 救護所の設置

村は、医療救護活動を実施するため、必要に応じて救護所を設置し、医療用資機材、電源、テント等、応急医療に必要な資機材を搬送する

救護所での活動

ア　救護所の設置場所
　　長生村保健センター
イ　救護所での活動
　①　傷病者に対する応急措置
　②　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ）
　③　軽症者等に対する医療
　④　助産救護

２．医薬品・医療器具の確保

村は、医療救護のための医薬品・医療器具を、外房薬剤師会等から調達する。確保が困難な場合は、長生地域合同救護本部を通じて県災害医療本部に供給を要請する。

災害発生直後は、医師、歯科医師、薬剤師が携行した医薬品を使用する。

３．後方医療

村は、救護所等で対応できないときは、後方医療施設での対応を要請する。周辺に後方医療施設を確保できない場合は、長生地域合同救護本部を通じて、県災害医療本部に対し、広域的な受

入先の調整やヘリコプター等の搬送手段の確保を要請する。

【資料編「災害協定一覧」】

〈災害医療救護施設〉

種　類	候補施設	医療機能
地域災害拠点病院	東千葉メディカルセンター	重傷者の受入れ、広域搬送の対応、ＤＭＡＴ等の派遣・受入れ など
災害医療協力病院	公立長生病院、宍倉病院、塩田記念病院	中等症者・重傷者の受入れ、災害拠点病院への重傷者の搬送・広域搬送への対応

４．搬送体制

救出現場から救護所までの重症者の搬送は、長生郡市広域消防本部が救急車等により搬送する。長生郡市広域消防本部で対応できない後方医療機関又は県外の医療機関までの搬送は、村が長生地域合同救護本部を通じて、県災害医療本部に対し救急車又はヘリコプター等による搬送を要請する。

軽症者の搬送は、自主防災組織、事業所等が協力して行う。

５．人工透析患者等への対応

村は、在宅の人工透析、人工呼吸器装着者等について、医療機関の対応状況を確認し情報提供に努める。

必要に応じて、受入れ可能な医療機関への移動を支援する。

第２ 地域医療の応急対策

村（福祉班）及び長生保健所は、周辺の透析医療機関等の診療状況を収集し、広報や透析患者等への情報提供等を行う。

また、必要に応じて関係機関の協力を得て、医療機関への搬送支援や巡回診療を行うなど地域医療の確保に努める。

第８節 災害警備計画

項　　目	担　　当
第１　災害警備	茂原警察署
第２　防犯活動	総括班、茂原警察署

第１ 災害警備

千葉県警は、「千葉県警察災害警備計画」に基づき、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

１．警備体制

警察署は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

⑴ 連絡室

震度４以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合等

⑵ 対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合等

⑶ 災害警備本部

大規模地震が発生した場合、大津波警報又は津波警報が発表された場合及び地震・津波等により大・中規模な被害が発生した場合等

なお、災害警備本部設置予定場所が被災して使用不可能な場合、村の施設を借上げて設置

２．活動要領

①　要員の招集及び参集	②　地震、その他災害情報の収集及び伝達
③　装備資機材の運用	④　通信の確保
⑤　負傷者の救出及び救護	⑥　避難誘導及び避難地区の警戒
⑦　警戒線の設定	⑧　災害の拡大防止と二次災害の防止
⑨　報道発表	⑩　行方不明者の捜索及び迷子等の保護
⑪　死傷者の身元確認、遺体の収容	
⑫　交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）	
⑬　地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）	
⑭　協定に基づく関係機関への協力要請	⑮　その他必要な応急措置

第２ 防犯活動

警察署は、被災地、避難所周辺における犯罪等の防止活動に当たる。
村（総括班）は、自主防犯組織等に対して被災地区の防犯活動等を要請する。

①　被災家屋等のパトロール	②　不審者や不審車両の発見及び警察への通報
③　被害情報等の収集、避難者への広報	④　立て看板の表示及び設置
⑤　その他必要な防犯活動	

第９節 交通・輸送対策

項　　目	担　　当
第１　緊急通行路線の確保	建設・環境班、茂原警察署、長生土木事務所、千葉県道路公社
第２　緊急輸送	総括班、福祉班、建設・環境班

第１ 緊急通行路線の確保

緊急通行車両の通行路線を確保し、また、災害対策拠点（災害対策本部、消防分署、救護所、ヘリコプター臨時離発着場等）間の緊急輸送ネットワークを確保するため、被災地区への通行を規制するとともに、重要な道路区間の交通規制、道路啓開等を速やかに実施する。

【資料編「緊急輸送道路分布図」】

１．道路・交通情報の把握

道路管理者（建設・環境班、長生土木事務所、千葉県道路公社）及び警察署は、道路の被災状況や交通状況等の情報を収集し、相互に共有する。

情報収集は、県が指定する「緊急輸送道路」及び村が指定する「緊急輸送道路を補完する道路」を優先する。

２．規制区間等の設定

⑴ 規制区間等の設定

道路管理者及び警察署は、緊急通行車両の通行支障の状況、道路の復旧見込み、災害対策拠点の設置状況等を考慮し、災害対策基本法等に基づき交通規制等を実施する道路の区間又は区域（以下「規制区間等」という。）を指定する。

また、状況に応じて一般車両の迂回路を設定する。

⑵ 広報

道路管理者及び警察署は、規制区間等を指定した場合及び廃止した場合は、当該区間名、迂回路、運転者の注意事項等をラジオ、道路情報板、ホームページ等で周知する。

当該区間内にある車両の運転者は、速やかに規制区間以外の場所へ車両を移動し、移動が困難なときは道路の左側端に駐車するなど緊急通行車両の通行妨害とならないようにする。

３．規制等の実施

道路管理者及び警察署は、災害対策基本法、国土交通省の「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」等により、規制区間等の交通規制及び道路啓開を推進する。

⑴ 交通規制実施体制の確保

警察官や職員の配置、検問所や標識の設置など、効果的な交通規制に努める。

⑵ 道路啓開実施体制の確保

(一社)千葉県建設業協会や災害協定を締結する団体の協力を得て、障害物の除去や応急復旧に必要な要員、資機材、重機等を確保する。

また、ライフライン施設等の道路占用物件を除去する場合は、当該施設管理者と協力して啓開作業を実施する。

その他、国が指定する重要物流道路及び代替補完路については、状況に応じて国に道路啓開や復旧の代行を要請する。

【資料編「災害協定一覧」】

⑶ 移動物件等の保管場所の確保

道路啓開により除去する物件等は、仮置場の確保（第17節・第1・ 1「⑶ 仮置場の確保」）に準じて仮置場を確保して保管する。また、災害対策基本法に基づく車両移動を行う場合は、同法に基づく土地の一時使用等の権限を状況に応じて有効活用し、近隣の民地等を仮置場として確保する。

〈交通規制等の実施者・内容等〉

実施機関	実施できる状況・内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険防止、交通の安全と円滑化、交通障害の防止のために必要な場合、交通整理、交通規制を行う。	道路交通法 第4条
	災害応急対策の的確、円滑な実施のため緊急を要する場合、道路の区間又は区域（「通行禁止区域等」という。）を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を規制する。	災害対策基本法 第76条
	必要に応じて道路管理者等に対し、災害対策基本法第76条の6の規定による車両の移動等を要請する。	災害対策基本法 第76条の4
警察署長	道路交通法第4条の交通規制のうち、適用期間の短いものを行う。	道路交通法第5条、 第114条の3
警察官	道路の損壊、火災等による危険を防止するため緊急を要する場合、必要な限度で通行を一時禁止し、又は制限する。	道路交通法第6条、 第75条の3
	通行禁止区域等において緊急通行車両の通行支障となる車両等について、当該車両の所有者等に道路外への移動等を命ずる。また、所有者等が不在等の場合は自ら移動等を行う。	災害対策基本法 第76条の3
災害派遣による自衛官、消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、上記の措置を行う。	
道路管理者	道路の破損等により交通が危険となる場合、道路を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を規制する。	道路法第46条
道路管理者等	災害により車両の停止等が生じ、緊急通行車両の通行確保等のため緊急を要する場合、道路の区間を指定して運転者等に車両の移動等を命じる。運転者不在等の場合は、自ら車両の移動等を行う。	災害対策基本法 第76条の6
国土交通大臣、知事	必要に応じて道路管理者に対し、災害対策基本法第76条の6の規定による車両の移動等を指示する。	災害対策基本法 第76条の7

第２ 緊急輸送

１．車両輸送

⑴ 車両の確保・管理

村（総括班）は公用車を管理し、各班の要請に基づき使用目的に応じた配車を行う。また、車両が不足する場合は、災害協定を締結する他市町村や交通事業者から車両の確保や輸送業務の要請を行う。

【資料編「災害協定一覧」】

⑵ 緊急通行車両等の申請

ア　緊急通行車両

村（総括班）は、災害対策基本法に規定する緊急通行車両（道路交通法による緊急自動車、

災害応急対策の実施に必要な車両）の届出済証の交付を受けていない車両について「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。また、交付された標章を当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書を当該車両に備えつける。

なお、届出済証の事前交付を受けている車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出し、緊急通行車両の確認を受けることができる。

イ　規制除外車両

村（福祉班、建設・環境班）は、規制除外車両となる次の車両を所有・管理する機関と協力し、前記アに準ずる届出を推進する。

①　医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
②　医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
③　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
④　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

⑶ 優先給油

村（総括班）は、災害対策車両である公用車や応援車両に対して優先給油を行うよう県石油商業組合茂原支部に要請する。

【資料編「災害協定一覧」】

２．航空輸送

⑴ ヘリコプターの運航要請

村（総括班）は、災害により陸上輸送が困難な場合や緊急の航空輸送を必要とする場合、県にヘリコプターの運航を要請し、ヘリコプター臨時離発着場を選定する。

選定に当たっては離着陸時の周辺への影響を考慮する。

【資料編「臨時離発着場適地一覧」】

⑵ ヘリコプター臨時離発着場の開設

村（総括班）は、選定されたヘリコプター臨時離発着場について施設の点検及び設備等の飛散防止措置等を講じ、自衛隊等の協力を得てヘリコプターの離着陸及び輸送品の受け渡し等を支援する。

３．鉄道輸送

村（総括班）は、災害の状況に応じて東日本旅客鉄道(株)に鉄道輸送を要請する。

第１０節 水・食料・生活物資等対策

項　　目	担　　当
第１　応急給水	物資班、各班、長生郡市広域水道部
第２　食料・生活必需品等の供給	物資班、教育班、渉外班
第３　燃料の確保及び供給	物資班

第１ 応急給水

本部長は、災害救助法の適用が見込まれる場合、飲料水の供給を開始する。なお、災害救助法の適用後は知事が実施主体となり、村長（本部長）は知事を補助する。

１．実施方針

⑴ 飲料水の供給

地震発生直後は各家庭や村が備蓄するペットボトルの飲料水で対応するものとし、それ以降は、村が調達した飲料水や公共施設の水道開放、給水活動により対応する。

⑵ 給水活動

飲料水や生活用水の給水活動は、次の方針で実施する。

①　医療施設等の重要施設が断水の場合は、速やかに運搬給水を実施する。 ②　断水が広範囲の場合は、段階的に給水拠点を設置する。 ③　配水管の復旧に応じ、断水地区に仮設給水栓を設置する。

⑶ 水道事業者との連携

村（物資班）は、長生郡市広域水道部に連絡調整員の派遣を要請するとともに、水道事業者と給水計画や給水体制の調整を行い、被災者対応について連携を図る。

２．給水活動の実施

⑴ 給水計画

１人あたりの給水量は１日３ℓを基準とし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

村（物資班）及び長生郡市広域水道部は、村内の水道施設の被害状況及び復旧見込み、医療施設等の重要施設及び避難所・避難者等の給水需要を把握する。

また、給水需要の変化、作業体制、輸送ルート等の状況を考慮し、水道事業者が連携して給水計画を作成する。

⑵ 補給水源の確保

長生郡市広域水道部は、浄水場（配水池）を補給水源として活用する。また、状況に応じ、村が保有する耐震性井戸の活用や公共施設等の受水槽の一時利用を行う。

また、確保した飲料水が飲料に適するかどうかの検査及び消毒等による水質保全に努める。

⑶ 給水体制の確保

長生郡市広域水道部は、要員、資機材、車両等を確保する。

体制が不足する場合は県（水政課）を通して「千葉県水道災害相互応援協定」を活用し、他の水道事業者等から応援を確保する。

【資料編「災害協定一覧」】

(4) 給水拠点の設置

給水体制、避難所の状況等を考慮して段階的に給水拠点を確保し、各拠点に非常用飲料水ポリ袋等を配備する。

なお、ポリ袋は不足する場合は、要配慮者に優先して配布する。

(5) 仮設給水栓の設置

長生郡市広域水道部は、断水区域の状況、水道の復旧状況を考慮し、避難所や公園等において消火栓や仮配管等を活用した応急給水を行う。

(6) 公共施設の水道開放

村（各班）は断水時に水道の利用が可能な施設について、当該施設における水道の開放を検討する。また、関係機関に対して同様のサービスの提供を要請する。

(7) 給水広報

村（物資班）は、長生郡市広域水道部と調整を図り、給水の場所や時間、ポリタンク等の持参、その他受水時の注意事項等を住民等に広報する。

また、村（各班）は、公共施設における水道の開放について村（総括班）と連携し、住民等に広報する。

第２ 食料・生活必需品等の供給

本部長は、災害救助法の適用が見込まれる場合、食料、生活必需品の供給を開始する。なお、災害救助法の適用後は知事が実施主体となり、村長（本部長）は知事を補助する。

村は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

１．実施方針

地震発生直後は家庭内備蓄及び村の備蓄で対応するものとし、その後は、村が調達した食料・生活必需品を避難所等に供給する。

２．需要把握

村（物資班）は総括班に、避難者（在宅避難者を含む。）や災害対策従事者等の食料・生活必需品の需要を確認する。

なお、災害救助法による支給対象者は次のとおりである。

〈食料・生活必需品の支給対象者〉

食　料	① 避難所に収容された者 ② 住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等で炊事のできない者 ③ 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者 ④ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者 ⑤ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者 ⑥ 災害応急対策活動従事者
生活必需品	住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者 ① 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 ② 被服、寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

３．食料・生活必需品の供給

村（物資班）は、備蓄品が枯渇した場合、不足する食料・生活必需品を調達し、避難所等へ供給する。なお、避難所以外の公共施設等で在宅避難者等に直接配給する場合は、災害状況や被災

者ニーズ、女性の視点等を考慮し、状況に応じて休日、夜間の配給に努める。

〈主な調達品目〉

食料	一　　般　･･･　飲料水、牛乳、パン、おにぎり、弁当 等 要配慮者等　･･･　粉ミルク（哺乳瓶）、離乳食、おかゆ 等 ※アレルギー患者に配慮して原材料や献立等の表示に留意する。
生活必需品	寝　　具　･･･　タオルケット、毛布、布団 等 被　　服　･･･　洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着 身の回り品　･･･　タオル、靴下、靴、サンダル、傘 等 日　用　品　･･･　石けん、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、生理用品 等 炊事用具　･･･　炊飯器、鍋、包丁、ガス器具 等 食　　器　･･･　茶碗、皿、箸 等 光熱材料　･･･　マッチ、使い捨てライター、固形燃料 等 そ　の　他　･･･　要配慮者等の日常生活に必要な紙おむつ、ストーマ用装具 等

⑴ 県・災害協定団体等への要請

村（物資班）は、県又は災害協定の締結団体・企業等に対して不足する食料、生活必需品の供給を要請する。

なお、壊滅的な被害のため、村からの支援要請を待たずに水、食料、生活必需品を県が発送した場合は、物資集積所（⑶「イ　物資集積所の開設」参照）に受け入れる。

〈食料・生活物資等の供給に関する災害協定締結団体〉

千葉県内市町村、埼玉県上里町、長生農業協同組合、(株)セブンーイレブン・ジャパン、利根コカ・コーラボトリング(株）、(一社)千葉県ＬＰガス協会長夷支部、(株)コメリ、(株)ナフコ、(株)せんどう、(株)カインズ、(一社)日本チェーンドラッグストア協会千葉支部

⑵ 救援物資の募集

村（物資班）は、県や災害協定団体等への要請では食料・生活必需品が不足する場合、全国的に救援物資の提供を募集する。

ア　必要とする物資の品目、数量、時期、送付方法等を明らかにし、ホームページや報道機関等の広報手段を活用して募集する。

イ　仕分け等の手間を考慮し、受入対象は原則として企業や団体からの大口のものとする。

ウ　応募者を随時受け付け、必要とする時期に必要な品目・数量を避難所等に供給するよう、応募者に要請する。

エ　物資が充足した時点で募集を打ち切り、その旨を広報する。

⑶ 物資の輸送・保管

調達する食料・生活必需品は、原則として発送元の団体・企業等に対して各避難所へ直接配送するよう依頼する。

ただし、発送元が配送できない場合や、避難所以外の施設で一時保管する必要がある場合は、村が輸送手段や一時保管施設（物資集積所）を確保する。

ア　輸送手段の確保

村（物資班）は、村内の貨物輸送業者に物資の輸送を要請する。

イ　物資集積所の開設

村（物資班）は、物資集積所（候補施設：旧長生高等技術専門校）を開設し、食料・生活必需品の受入れ、仕分け、一時保管、在庫管理、払い出し等を行う。また、作業要員を確保するため、村災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請する。

なお、物資集積拠点が不足する場合や村が設置・運営できない場合は、民間の営業倉庫を

確保するものとし、県を通じて千葉県倉庫協会に物資集積所の開設・運営を要請する。

(4) 物流の管理・調整

村（物資班）は、食料・生活必需品等の調達、輸送、保管等の物流を的確に実施するため、県トラック協会長夷支部に対し、物流情報の一元管理や関係者との総合調整を支援する物流コーディネーターの派遣を要請する。

４．炊き出しの実施

炊き出しによる食料提供を行う場合は、村が食材等を調達し、炊き出し施設に供給する。

(1) 実施計画

村（物資班、教育班）は、避難者等の炊き出し需要を把握し、避難所を拠点とした炊き出し計画（品目、数量、供給日時、作業体制等）を作成する。

(2) 食材等の確保

ア　食材等の調達

村（物資班）は、災害協定を締結する団体・企業に対し、炊き出し拠点へ食材等を供給するよう要請する。

また、政府所有米穀を調達する場合は村長（渉外班）から知事に要請し、農林水産省（政策統括管）の指示に基づき、保管された事業所において米穀の引き渡しを受ける。なお、状況に応じて村長から農林水水産省に直接連絡した場合は、事後その旨を知事に報告する。

引き渡しに当たっては、災害協定を締結する貨物輸送業者に対し、当該事業所から炊き出し拠点への輸送を要請する。

イ　水の調達

炊き出し用水が不足する場合は、村（物資班）を通じて、長生郡市広域水道部（水道事業者）に対して炊き出し拠点への給水を要請する。

ウ　調理器具・燃料等の調達

既存設備や災害用備蓄品を使用するものとし、不足する場合は災害協定を締結するホームセンター、ＬＰガス協会等に供給を要請する。

【資料編「備蓄倉庫・備蓄品一覧」】

エ　自衛隊への要請

自衛隊の炊飯車両等を活用した炊き出しを行う場合は、村（渉外班）を通じて災害派遣部隊に要請する。

(3) 炊き出し要領

避難所運営委員会を主体として炊き出し作業を行うものとし、必要に応じて災害協定を締結する調理師会等の災害ボランティアの協力を確保する。

第３ 燃料の確保及び供給

村（物資班）は、災害対策本部や医療施設等の非常用発電機の燃料が不足する場合、また、災害対策車両や避難所の暖房や炊き出し等に用いる燃料が不足する場合は、災害協定を締結する石油組合やＬＰガス協会に燃料の供給を要請する。

また、状況に応じて経済産業省に石油組合への燃料の優先供給及び優先給油券の発行を要請するとともに、各班に優先給油券の利用方法を周知する。

【資料編「災害協定一覧」】

第１１節 応援等の要請・受入計画

項　　目	担　　当
第１　村の受援体制の確立	渉外班、各班、長生郡市広域消防本部
第２　自衛隊の災害派遣要請	渉外班
第３　県・他市町村等への応援要請	渉外班、各班

第１ 村の受援体制の確立

１．受援の準備

村（渉外班）は、応急措置を実施するための職員、資機材等の不足状況に関する情報を各班の本部連絡員から収集する。

また、県や関係機関から派遣された先遣隊と、村の被害状況、職員・資機材等の不足状況を共有するとともに、応援職員等の執務スペースの確保等を行い、円滑な受援に向けた準備を行う。

２．要請連絡窓口の確保

村（渉外班）は、法制度や災害協定等による応援協力を迅速に確保しつつ、応援協力の重複や混乱等を防止するため、応援協力を予定する各団体への村の連絡窓口を次のとおり設定する。

連絡窓口以外の班はこれらの団体に要請する場合は連絡窓口となる班を通じて行い、連絡窓口となる班は受援担当者を選定し、個々の応援活動の指揮命令体制が確立するまで担当する団体との連絡・調整を行う。

〈各応援協力団体への村の要請連絡窓口〉

応援協力予定団体	主な応援協力内容	要請連絡窓口
県、他市町村、郵便局、セブン-イレブン・ジャパン	多分野の総合応援	渉外班
関東地方整備局	情報交換、リエゾンの派遣	〃
東京電力パワーグリッド	停電復旧	〃
ヤフー㈱、ＮＴＴ東日本、外房ネットワークアマチュア無線クラブ	情報通信	〃
デーベロップヤリタ、合同資源	緊急避難場所の開設	〃
県土地家屋調査士会	住家被害認定調査	情報班
県ＬＰガス協会支部、県石油商業組合	燃料供給	物資班
長生農業協同組合、利根コカ・コーラボトリング、カインズ、せんどう　ほか	飲食料・物資等の供給	〃
茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会、外房薬剤師会　ほか	医療救護活動、医薬品等の供給	福祉班
各福祉施設	福祉避難所の設置	〃
長生村土建組合、千葉土建労組長生支部、アクティオ、新光重機	公共施設の応急復旧、重機等の提供	建設・環境班
県、他の消防本部	消防応援	広域消防本部

第２ 自衛隊の災害派遣要請

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね以下のとおりとする。

〈災害派遣の内容〉

項　　目	内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発せられ、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

１．災害派遣の要請

村長（渉外班）は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して次の事項を明記した文書をもって自衛隊の派遣を要求する。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、通信の途絶等で知事に要求できないときは、自衛隊に直接通報し、事後、速やかにその旨を知事に通知する。

その他、村長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び村域に係る災害の状況を自衛隊に通知できるものとし、通知したときは速やかにその旨を知事に通知する。

〈災害派遣要請の手続き〉

連絡先	県防災危機管理部危機管理課
要請事項	(1) 災害の情況及び派遣を要請する事由 (2) 派遣を希望する期間 (3) 派遣を希望する区域及び活動内容 (4) 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

〈緊急時の連絡先〉

部隊名	連絡責任者		電話番号	県防災行政無線
高射学校 （下志津）	企画室副室長 （時間内）	駐屯地当直司令 （時間外）	下志津 043-422-0221 内線　204（時間内） 302（時間外）	500-9631（時間内） 500-9633（時間外）
第一空挺団 （習志野）	第３科防衛班長 （時間内）	駐屯地当直司令 （時間外）	習志野 047-466-2141 内線　236（時間内） 302（時間外）	632-721（時間内） 632-725（時間外）

２．災害派遣部隊の受入れ

村（渉外班）は災害派遣部隊の受入れに当たり、次の計画や環境等を確保する。

また、自衛隊の作業が他の応援隊の作業と競合し、又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担する。

〈自衛隊の受入体制〉

項　　目	内　　容
作業計画の作成	(1) 作業箇所及び作業内容 (2) 作業箇所別必要人員及び必要機材 (3) 作業箇所別優先順位 (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 (5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者の了解を速やかにとり得るよう事前に配慮する。
集結場所・宿営地ヘリポートの確保	候補施設：尼ヶ台総合公園

なお、村は、自衛隊の受け入れに際して、態勢、要領及び他の機関等との役割分担を明確にするため、必要に応じ、県、自衛隊等との間で調整組織を構築する。この際、村は、長生郡市広域消防本部や消防団の消防力の活用、自衛隊による教育支援を含めた対応要領の普及等、共助体制の確立に努める。

３．自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

〈自衛隊自主派遣の判断基準〉

(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
(2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
(3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
(4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

４．災害派遣部隊の撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長（渉外班）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

５．経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として村が負担するものとする。

ただし、複数の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

〈経費の負担区分〉

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費 (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料 (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等 (4) 天幕等の管理換に伴う修理費 (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と村が協議する。

第３ 県・他市町村等への応援要請

１．県への要請

村長（渉外班）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。

〈県への応援要請手続き〉

要　請　先	県防災危機管理部危機管理課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
応 援 の 要 求	(1) 災害の状況 (2) 応援を必要とする理由 (3) 応援を希望する物資等の品名、数量 (4) 応援を必要とする場所・活動内容 (5) その他必要な事項	根拠法令 ・災害対策基本法第68条

なお、県は壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員の派遣やプッシュ型支援を計画しており、被害等の情報収集、災害対策本部の運営、必要最低限の水、食料、生活必需物資等の供給、物資の仕分け、避難所運営、罹災証明書の交付等の支援が本村に対して積極的に行われることがある。

また、被災により村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県が警戒区域の設定、応急公用負担等の措置を代行する。

２．応急職員派遣制度の活用

村（渉外班）は、応急対策職員派遣制度により他の市区町村職員による災害マネジメント等の対口支援を確保する場合は、対口支援団体の決定前においては県を通じて総務省へ、対口支援団体の決定後においては対口支援団体へ、総括支援チーム※の派遣を要請する。

※災害マネジメント総括支援員（災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者）と災害マネジメント支援員（避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者）など数名で構成し、被災市区町村長の指揮下で災害マネジメントを総括的に支援するチーム。

３．指定地方行政機関等への要請

村長（渉外班）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関（指定公共機関のうち、業務の内容等を勘案して内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に対しあっせんを求める。

〈指定地方行政機関等への応援要請手続き〉

要　請　先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あっせんを求める場合は県）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あっせん要請	(1) 派遣の要請・あっせんを求める理由 (2) 職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他職員の派遣・職員の派遣のあっせんについて必要な事項	(1) 派遣の根拠 ・災害対策基本法第 29 条 (2) あっせんの根拠 ・災害対策基本法第 30 条 ・地方自治法第 252 条の 17

４．他市町村への応援要請

村長（渉外班）は、応急措置実施のため必要があると認めるときは、県内他市町村、埼玉県上里町との相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

〈県内他市町村への応援要請手続き〉

要　請　先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）
要請事項	(1) 被害の状況　(2) 応援の種類 (3) 応援の具体的内容及び必要量　(4) 応援を希望する期間 (5) 応援場所及び応援場所への経路 (6) 前各号に掲げるものの他必要な事項
応援の種類	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 (5) 被災者の一時収容のための施設の提供 (6) 被災傷病者の受入れ (7) 遺体の火葬のための施設の提供 (8) ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 (9) ボランティアの受付け及び活動調整 (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

【資料編「災害協定一覧」】

５．応援隊の受入れ

村（建設・環境班）は、応援隊の集結・宿泊拠点（村有施設のほか、民間施設の借り上げ等の措置を講ずる）を確保して応援隊を受け入れ、応援を要する各班に応援職員を配置する。

村（各班）は、応援職員の作業を指揮し、執務環境・資機材等を確保する。

６．広域防災拠点との連携

県は、大規模な自然災害発生時に「千葉県大規模災害時応援受援計画」（平成 31 年 3 月）に基づいて広域防災拠点を設置し、県外からの救援部隊、医療救護活動、救援物資、ボランティアの受入れ等を円滑に行う計画である。

このため、県が広域防災拠点を設置した場合、村（各班）はこれらの拠点と連携して広域応援等の受け入れを円滑に行う。

〈長生村が属する支援地域内の広域防災拠点〉

拠点の種類	支援地域	施設名	備考
広域活動拠点等 （救援部隊の受入）	長生・夷隅ゾーン	いすみ市文化とスポーツの森公園 県立長生の森公園 大多喜町 B&G 海洋センター 睦沢町総合運動公園 長南町陸上競技場	自衛隊、消防、警察 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊 自衛隊
災害拠点病院等 （ＤＭＡＴの受入等）		近隣の災害拠点病院（東千葉メディカルセンター）	
広域物資拠点（救援物資の受入れ・管理等）	長生・夷隅ゾーン	近隣の営業倉庫 （県倉庫協会加盟）	
広域災害 ボランティアセンター	海匝・山武・長生地域	九十九里広域災害ボランティアセンター	さんぶの森公園

第１２節 応急教育等対策

項　　目	担　　当
第１　災害発生時の対応	教育班、学校長
第２　避難所の協力	学校長
第３　応急教育	教育班、学校長
第４　文化財の応急対策	教育班、文化財所有者

第１ 災害発生時の対応

１．児童生徒の避難

学校長は、災害発生時に児童生徒の安全を確保し、状況に応じて安全なスペースや近隣の避難場所等に避難させる。

また、保護者等の引き取りがあるまで、児童生徒を一時保護する。

２．情報共有

学校長は、施設の被害状況、児童生徒の安否等を村（教育班）に報告する。

また、保護者等に対し、防災メール等を活用して児童生徒の安否、保護の状況等を提供する。防災メールが使用できない場合は、村（総括班）に対して村の広報手段による保護者への情報提供を要請する。

３．夜間休日の対応

村（教育班）及び学校教職員が協力して児童生徒の安否を調査する。

第２ 避難所の協力

学校長は、村の避難所担当職員、自主防災組織（自治会等）と連携して、施設の開錠、施設の安全点検、避難所の開設及び避難者の受入れを支援する。

また、避難所開設後は、村の避難所担当職員、自主防災組織（自治会等）と、避難所運営委員会の委員として避難所運営に協力する。

第３ 応急教育

１．応急教育

村（教育班）及び学校長は、被害状況や復旧状況等を考慮し、また、学校教育を早期に再開するため、応急教育計画を作成し、児童生徒及び保護者に授業の再開等を周知する。

また、教職員を確保できない場合は、臨時の学級編制、近隣学校からの応援等により対処する。

２．学用品の支給

災害救助法が適用された場合、村（教育班）及び学校長は学用品を失った児童生徒等を把握し、教材、文房具等を同法の基準により支給する。

【資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」】

３．授業料等の減免・育英補助の措置

村（教育班）は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免を必要に応じて行う。

４．学校給食の措置

村（教育班）は、教育の再開に応じた学校給食の早期再開に努める。また、必要に応じて県を通じて(公財)千葉県学校給食会等へ応援を要請する。

第４ 文化財の応急対策

１．状況把握・報告

⑴ 村（教育班）は文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

⑵ 文化財所有者等は、安全を確保した上で文化財の被害状況を確認し、村（教育班）を経由し県に報告する。

２．応急措置

⑴ 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣し、状況確認、応急措置等の指導・助言を行うとともに、復旧計画に必要な指導・助言及び支援を行う。

⑵ 村（教育班）は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて応急修理等の救済措置を講ずる。

⑶ 文化財所有者等は、村（教育班）及び自主防災組織等の協力を得て危険のない範囲で次の応急的措置や災害の拡大防止措置の実施に努める。

ア　建造物の二次災害からの保護、文化的価値の喪失防止

イ　有形文化財の収蔵・展示施設が被災した場合の搬出、保護

ウ　記念物の二次的倒壊・崩落防止のための応急措置

第１３節 応急保育計画

項　　目	担　　当
応急保育	教育班、こども園

１．園児の安全確保

⑴ 園児等の避難

各こども園長は、災害発生時に園児の安全を確保し、状況に応じて安全なスペースや近隣の避難場所等に避難させる。

また、保護者等の引き取りがあるまで、園児を一時保護する。

⑵ 情報共有

各こども園長は、施設の被害状況、園児の安否等を村（教育班）に報告する。

また、保護者等に対し、メール等を活用して園児の安否、保護の状況等を提供する。

２．応急保育

村（教育班）は、被害状況や復旧状況等を考慮して応急保育計画を作成し、保育施設や保育士等を確保する。

また、応急保育を利用できる被災者等に保育内容等を周知し、申請を受け付ける。

第１４節 帰宅困難者等対策

項　　目	担　　当
第１　一斉帰宅の抑制	総括班、物資班、教育班
第２　企業・学校・駅・海岸・観光施設等の利用者保護	東日本旅客鉄道(株)、事業所、学校
第３　帰宅困難者の把握・情報提供	総括班、物資班
第４　一時滞在施設の開設等	物資班、教育班
第５　徒歩帰宅者の支援	総括班
第６　特別搬送者の支援	県

第１ 一斉帰宅の抑制

大地震発生直後の一斉帰宅を抑制するため、村（総括班、物資班、教育班）は国、県と連携し、住民、企業、学校などに対して施設内に留まるよう呼びかける。

また、呼びかけの効果を高めるため、同報系防災行政無線、防災アプリ、防災メール、Yahoo!防災速報、ＳＮＳ（Twitter、Facebook 等）などを活用する。

第２ 企業・学校・駅・海岸・観光施設等の利用者保護

１．企業・学校等における施設内待機

事業所及び学校等は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、報道機関や村等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所で待機させる。

２．海岸、観光施設、駅等における利用者保護

海岸、観光施設等の管理者、鉄道事業者は、報道機関や村等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所に保護する。

第３ 帰宅困難者の把握・情報提供

１．帰宅困難者等の把握

村（物資班）は、海岸、観光施設、駅の管理者等から帰宅困難者の発生状況を収集する。また、村外から移動してくる帰宅困難者等の情報を県から収集する。

２．帰宅困難者等への情報提供

村（総括班）は、災害情報、家族等との安否確認方法、一時滞在施設の開設状況などを、同報系防災行政無線、防災アプリ、防災メール、Yahoo!防災速報、ホームページ、ＳＮＳ（Twitter、Facebook 等）などを活用して帰宅困難者向けに提供する。

第４ 一時滞在施設の開設等

１．一時滞在施設の開設

村（物資班、教育班）は、一時滞在施設候補施設（第２章 第 10 節 第２ １．「一時滞在施設の確保」参照）の安全性等を確認して帰宅困難者を受け入れる。また、海水浴客の帰宅困難を考慮し、状況に応じて村内宿泊施設に利用者の一時滞在を要請する。

村（物資班）は、一時滞在施設の開設状況や帰宅困難者の受入状況を集約し、村本部（渉外班）を通じて県へ報告するとともに、駅や観光施設の管理者等と情報を共有する。

２．一時滞在施設への誘導

海岸、観光施設、駅等の管理者は、警察署と連携して海岸や施設で発生した帰宅困難者を一時滞在施設へ案内し、又は誘導する。

３．一時滞在施設の運営

村（物資班、教育班）は、一時滞在施設において災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供するほか、飲料水や食料等の提供に努める。

また、状況に応じて受け入れた帰宅困難者にも一時滞在施設の運営について協力を求める。

第５ 徒歩帰宅者の支援

１．災害時帰宅支援ステーション協定事業者への支援要請

県は、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、九都県市と災害時帰宅支援ステーションの協定を締結している事業者に対して徒歩帰宅者への支援を要請する。

２．徒歩帰宅者の支援

県は、道路沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報状況などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して徒歩帰宅者向けに提供する。

また、村（総括班）や関係機関と連携して防災メール、Yahoo!防災速報、ポータルサイト、ＳＮＳ（Twitter、Facebook 等）などを活用した情報提供に努める。

第６ 特別搬送者の支援

県は、障がい者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など徒歩帰宅が困難な特別搬送者について、臨時バスやタクシーなどによる搬送に努める。

また、村や関係機関と連携して搬送手段の確保に努める。

第１５節 保健活動・防疫計画

項　　目	担　　当
第１　保健・防疫活動	福祉班、長生保健所
第２　飲料水の安全確保	建設・環境班、長生保健所
第３　動物対策	建設・環境班、福祉班、長生保健所

第１ 保健・防疫活動

１．保健活動

⑴ 要配慮者の健康状態等の把握

村（福祉班）は保健師等の資格を有する職員を統括し、栄養指導、歯科保健活動、こころのケア活動等を実施する。

また、長生保健所と協力して活動を推進するとともに、必要に応じて次の支援を要請する。

① 要配慮者の安否・健康状態に関する情報共有

② 保健活動チームの派遣（栄養指導、避難者の健康管理、避難所の衛生確保等）

③ こころのケア、食中毒の予防活動

⑵ 避難所等巡回による被災者の健康管理

村（福祉班）は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。

⑶ 二次健康被害の予防

村（福祉班）は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病※になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とのコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

※動かない状態（生活不活発）が続くことで心身の機能が低下する症状

⑷ 活動体制の整備

村（福祉班）は、平常時から要配慮者等の把握、避難所における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、村は上記⑴から⑶を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を長生保健所に報告する。

２．防疫活動

県及び村は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に基づく防疫活動を推進する。

⑴ 情報収集等

長生保健所は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行うほか、必要に応じて村や関係機関等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。

⑵ 消毒等

村（福祉班）は、感染症が発生し、又は発生のおそれがある地域の消毒や害虫駆除等を行う。

なお、消毒器具及び消毒薬剤等が不足する場合は、県に薬剤の供給の支援を要請する。

⑶ 感染症患者への入院勧告

長生保健所は、感染症法第 19 条の規定により、必要に応じて感染症患者に入院を勧告する。

⑷ 情報共有及び報告

村（福祉班）は、感染症患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時長生保健所に報告する。

長生保健所は、指定感染症の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、村等と連携して情報を共有する。

第２ 飲料水の安全確保

村（建設・環境班）は、県（長生保健所）と連携して、飲料水に汚染のおそれがある場合は、検水を実施して安全を確保するとともに、被災者等に広報及び指導を行う。

第３ 動物対策

１．死亡家畜の処理

村（物資班）は、県（東部家畜保健衛生所）の指導により、死亡した家畜等を処理する。

２．放浪動物への対応

村（建設・環境班）は、飼い主の被災等により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、長生保健所、千葉県動物愛護センター、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して救助及び保護する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。

３．ペット対策

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行うこととする。

また、避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合、村（福祉班）は、長生保健所及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。

県が、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センター（富里市）を設置し、動物救護活動を実施する場合、村（建設・環境班）はその旨を避難者等に広報する。また、動物救護センターでの一時保護が困難な場合等は、村内に一時保護場所を確保し、運営スタッフや資機材等の提供を動物救護センターに要請する。

第１６節 遺体の捜索・処置・埋火葬計画

項　　目	担　　当
第１　遺体の捜索	長生郡市広域消防本部、茂原警察署
第２　遺体の処理	福祉班
第３　遺体の埋火葬	福祉班

災害救助法が適用された場合は知事が遺体の捜索、処理、埋火葬を実施し、村長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間がかかるため、災害直後は本部長（村長）が実施を判断し、行方不明者の捜索に着手する。

第１ 遺体の捜索

災害により行方不明の状態にある者（各般の事情により死亡していると推定される者を含む。）の捜索を実施する。

１．要捜索者情報の収集

長生郡市広域消防本部及び警察署は、被災現場の状況から捜索を必要とする行方不明者の情報を収集する。また、行方不明者情報は、救助関係者と相互に共有する。

２．捜索活動

長生郡市広域消防本部、警察署は、消防団、海上保安部、災害派遣の自衛隊等の協力を得て行方不明者を捜索する。

また、死亡している行方不明者を発見した場合は、警察官による遺体の調査等を行う。

第２ 遺体の処理

１．処理の対象

村は、次の場合に遺体の処理を行う。

⑴ 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合

⑵ 他市町村から遺体が漂着した場合

⑶ 警察等が取り扱う遺体の死因又は身元の調査等に関する法律、遺体取扱規則、刑事訴訟法、検視規則に基づき、警察官の遺体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は村等に引渡された後の遺体の処理を必要とする場合

２．処理の実施

村（福祉班）は、遺体安置所を公共施設等に設置し、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存、検案等の必要な処理を行った後、遺族へ引き渡す。

また、日本赤十字社千葉県支部、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会等に検案医師の出動を要請するほか、災害協定の締結団体に遺体の安置、収容等に必要な協力を要請する。

なお、村が処理できない場合や村の施設が使用できない場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

３．遺体の搬送

遺体の搬送は、原則として遺族が行う。ただし、遺族が搬送できないときは、災害派遣の自衛隊等に協力を要請する。

第３ 遺体の埋火葬

１．埋火葬の対象

村（福祉班）は、災害時の混乱の際に死亡した者（死因及び場所の如何を問わない）で、遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合、又は、死亡した者の遺族がない場合に遺体の埋火葬を行う。

２．埋火葬の実施

村（福祉班）は遺体安置所等で埋火葬許可書を発行し、一宮聖苑又は長南聖苑にて火葬を行う。
村の火葬能力を上回る場合などは、「千葉県広域火葬計画」に基づく応援を県に要請する。
また、災害時の埋火葬を円滑に行うため、民間事業者との災害協定の締結を検討する。

３．身元不明者の対応

村（福祉班）は、一時保管した遺骨及び遺留品の台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。
また、引き取りがない遺骨は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」により扱う。

第１７節 災害廃棄物・障害物等対策

項　　目	担　　当
第１　災害廃棄物処理	建設・環境班、長生郡市広域市町村圏組合
第２　道路・河川等の障害物除去	建設・環境班、長生土木事務所、千葉県道路公社
第３　土砂・がれき等の一括除去	建設・環境班、物資班

第１ 災害廃棄物処理

災害廃棄物対策指針（環境省）、千葉県災害廃棄物処理計画に基づき、被災地で発生する災害廃棄物を適切に収集し、処理する。

１．廃棄物の処理

(1) 処理体制の確立

村（建設・環境班）は、災害廃棄物の発生量を推計し、災害廃棄物処理実行計画を策定して処理体制を確立する。なお、村が処理することが困難な場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村等に応援を要請する。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想される場合は、県の「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」を活用し、民間事業者の協力を求める。

(2) 処理方針

が　れ　き	膨大な量が発生することから仮置場に一時保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として長生郡市広域市町村圏組合の一般廃棄物最終処分場で適正に処分する。
粗　大　ご　み	平時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。
生　活　ご　み（避難所を含む）	生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討とする。
適正処理が困難な廃棄物	産業廃棄物に該当するものは、平時と同様に事業者の責任において処理する。

(3) 仮置場の確保

村（建設・環境班）は、災害廃棄物が大量に発生した場合、処理前に一時保管等を行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場を次の点を考慮して確保する。また、状況に応じて各自主防災組織（自治会等）に仮集積所の確保を要請するほか、被害甚大地区については戸別収集を検討する。

〈仮置場の選定上の留意点〉

① 公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、水域等の公有地（村有地、県有地、国有地等）
② 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ）
③ 二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域
④ 応急仮設住宅など他の土地利用ニーズの有無

(4) 災害廃棄物処理事業等の適用

被災建築物の解体、撤去は、原則として所有者の責任において被災者生活再建支援金等を活

用して行う。ただし、災害等廃棄物処理事業が適用される場合は解体住家の運搬及び処分を村が実施し、さらに、大規模な災害等により被災住家の解体について国の事業が適用される場合は、住家の解体においても村が実施する。

この場合、村（建設・環境班）は、対象住家や申請方法等を広報し、申請窓口を設置する。また、申請窓口では、申請の受付、解体・運搬業者の紹介、手続きの説明等を行う。

⑸ 環境大臣による廃棄物処理の代行

環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合、村本部長は必要に応じて災害廃棄物処理の代行を国に要請する。

⑹ 排出・回収ルール等の広報

災害ごみの区分、出し方等を被災者に広報する。また、災害ボランティアセンター等を通じて災害ごみの搬出等に協力する災害ボランティアに周知するとともに、災害ボランティアセンター等関係機関にも周知を図る。

２．トイレ対策・し尿処理

下水道の被災地区（断水の場合含む。）では、発災直後から水洗トイレの使用を禁止して災害時のトイレの確保に努め、し尿の排出量に応じたし尿処理対策を講じる。

⑴ トイレの確保

避難所となる施設の既設トイレが使用できない場合は、既設トイレの便座や個室等を活用して施設等に備蓄する携帯トイレや簡易トイレを使用する。

村（建設・環境班）は、避難所のトイレが不足する場合や在宅避難者のために公園等にトイレを設置する必要がある場合、村内の事業者にレンタル仮設トイレの設置を要請する。

また、村（建設・環境班）は必要に応じて村内の事業者から携帯トイレを調達し、避難所等において在宅等避難者に配布する（第３節 第４「在宅等避難者の支援」参照）。

【資料編「災害協定一覧」】

⑵ 収集処理体制の確立

仮設トイレのし尿貯留量、使用済みの簡易トイレや携帯トイレの排出量等を推定し、また、村の収集許可業者の人員及び車両等の稼働状況を把握し、し尿収集体制を確保する。

また、収集体制が不足する場合は、県を通じて(一社)千葉県環境保全センター（加盟民間業者）の協力を要請する。

第２ 道路・河川等の障害物除去

各道路管理者（建設・環境班、長生土木事務所、千葉県道路公社）は管理道路の通行障害物を、河川管理者（長生土木事務所、建設・環境班）は管理河川の流下障害物をそれぞれ除去し、緊急車両や航行船舶の通行確保及び二次災害の防止を図る。

除去や仮置きの方法は前項の処理に準ずるものとし、除去に当たっては障害物の所有者等の同意を得るよう努める。

第３ 土砂・がれき等の一括除去

災害により大量の土砂とがれきが混ざりあった状態で宅地に堆積し、堆積土砂排除事業（国土交通省）の対象となる土砂と災害等廃棄物処理事業（環境省）の対象となるがれきを一括除去する必要がある場合や、災害復旧事業（国土交通省、林野庁など）の対象となる道路等公共土木施設の土砂も一括除去する必要がある場合は、それらを分別せずに除去する「連携スキーム」の活用を検討

する。

この場合、物資班、建設・環境班など関係各班は連携して対策チームを編成し一括除去体制を確保するとともに、関係省庁（環境省、国土交通省、林野庁など）と連携スキームの運用について協議する。

なお、一括除去を一体的に行う場合、関係各班が連携して被災者の申請窓口を一本化するなど総合的な処理を推進する。

〈連携スキームのイメージ〉

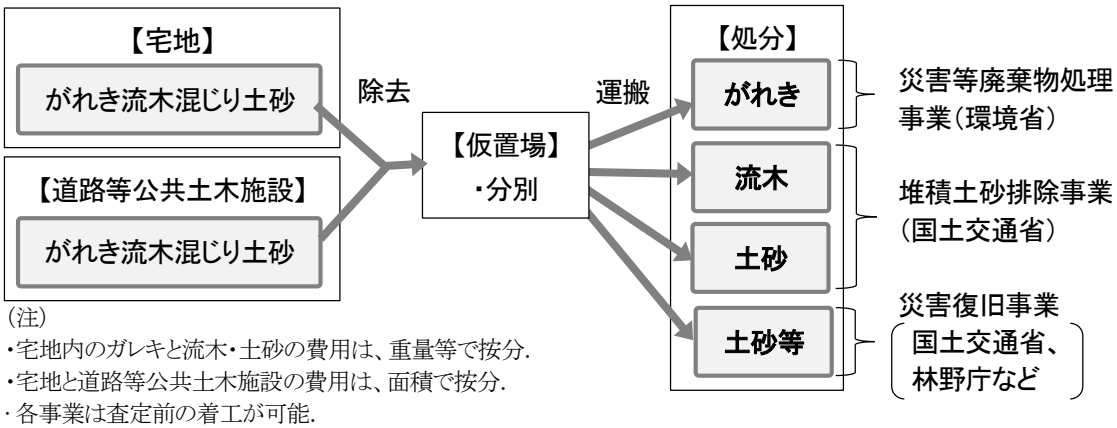

（注）
・宅地内のガレキと流木・土砂の費用は、重量等で按分.
・宅地と道路等公共土木施設の費用は、面積で按分.
・各事業は査定前の着工が可能.
・宅地内は事前にどの事業で行うかを決定し、契約・業者等を分けずに一体で実施可能.
・堆積土砂の堆積厚の証拠（高さが分かる写真、計測）を残しておく.

「宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド（国土交通省、令和２年３月）」参考

第１８節 環境汚染等対策

項　　目	担　　当
第１　アスベスト等対策	建設・環境班
第２　工場・事業場等対策	建設・環境班

第１ アスベスト等対策

村（建設・環境班）は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第２ 工場・事業場等対策

村（建設・環境班）は、工場及び事業場等からの汚染物質の流出や拡大を防止するため次の措置を講じる。

⑴ 工場及び事業場において、自然災害及びそれに伴う不慮の事故等による汚染物質等の漏洩又はそのおそれがある場合、速やかに住民の健康を保護し、生活環境の保全を図る措置を実施する。

⑵ 報告された環境汚染状況や調査結果等の情報を収集・整理し、本部長に提供する。

⑶ 工場、事業所周辺地域を調査し、環境汚染状況を把握するとともに、当該工場、事業所に対し、状況報告を求めるなど、情報の収集に努める。

⑷ 必要に応じて工場、事業所内の立ち入り調査を行い、環境濃度の測定、流出した汚染物質の除去等、事故の拡大防止及び早期復旧のための指導を行う。

⑸ 必要に応じて廃棄物最終処分場等をパトロールし、施設から発生する異常水質、施設の崩落等についての調査をするとともに、施設周辺地域の環境の状況を把握する。また、異常水質について、飲料水、農業用水等に使用される可能性があるときは、緊急の水質分析を実施する。

なお、有害物質等が検出された場合、関係機関へ速やかに情報の提供を行う。

第１９節 住宅等応急対策計画

項　　目	担　　当
第１ 被災住宅の応急修理	建設・環境班
第２ 住居障害物の除去	建設・環境班
第３ 応急仮設住宅の供与等	建設・環境班
第４ 被災建築物の応急危険度判定	建設・環境班
第５ 被災宅地の危険度判定	建設・環境班
第６ 被害家屋調査・罹災証明書の発行	情報班、建設・環境班、長生郡市広域消防本部
第７ ブルーシートの供給等	建設・環境班、総括班、長生郡市広域消防本部、(福)長生村社会福祉協議会

第１ 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合に知事が実施し、村長は知事を補助する。

１．応急修理の対象者

災害救助法に基づき、災害のため住家が半焼、半壊、準半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自己の資力では応急修理ができない被災者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が被災した被災者を対象とする。

村（建設・環境班）は、住宅の応急修理の申し込みを受け付け、対象者の資力の確認等により対象者を選定する。

２．応急修理の実施

居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理とし、建設業者との請負契約により実施する。

なお、村は、県と連携し、被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。

村が実施できない場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

第２ 住居障害物の除去

災害救助法が適用された場合に知事が実施し、村長は知事を補助する。

１．障害物除去の対象者

災害救助法に基づき、災害によって障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力では障害物を除去できない被災者を対象とする。

村（建設・環境班）は、住居障害物除去の申し込みを受け付け、対象者の資力の確認等により対象者を選定する。

２．障害物除去の実施

住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去とし、建設業者との請負契約により実施する。

村が実施できない場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

第３ 応急仮設住宅の供与等

災害救助法が適用された場合に知事が実施し、村長は知事を補助する。

村（建設・環境班）は、被害状況や応急仮設住宅の需要を踏まえ、応急仮設住宅の建設又は賃貸住宅の空室等を確保し、被災者に供与する。

１．応急仮設住宅の建設

(1) 需要の把握

応急危険度判定や被害家屋認定調査の結果等を踏まえ、応急仮設住宅の必要数を推定する。また、災害相談窓口や避難所において、応急仮設住宅への入居希望を調査する。入居対象者は、災害救助法に基づく次の条件の該当者とする。

〈応急仮設住宅の入居対象者〉

①　住家が全焼、全壊又は流失した者
②　居住する住家がない者
③　自らの資力をもってしては住宅を確保できない者

(2) 用地確保

都市公園等の公有地などから利便性を考慮して建設用地を確保する。不足する場合は、私有地の借用を検討する。

(3) 建設

「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき応急仮設住宅を建設する。

また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。さらに、応急仮設住宅として高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

なお、村が建設できない場合は、県、県内市町村等に応援を要請する。

(4) 管理

入居者の要望等を把握し、応急仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

２．賃貸住宅の借り上げ等

応急仮設住宅の不足状況、賃貸住宅の空き戸数の状況等を確認し、公営住宅や民間賃貸住宅の空室を借り上げて応急仮設住宅を確保する。

３．入居者の選定

応急仮設住宅への入居申込みを受け付け、対象者の資力の確認等により入居者を選定する。

第４ 被災建築物の応急危険度判定

村（建設・環境班）は、公共建築物や一般建築物の応急危険度判定を実施する。

１．実施体制の確保

村（建設・環境班）は、村本部長が必要と判断した場合、応急危険度判定実施本部を設置し、判定士、コーディネーター、資機材等を確保する。

また、判定士の確保に当たっては必要に応じて県に要請する。

なお、災害発生直後は判定士の資格を有する他班の職員の応援を得るほか、必要に応じて県等に判定士の応援派遣を要請する。

２．判定の実施

実施に当たっては判定実施計画を作成し、対象地域、判定の趣旨、作業の概要等を事前に住民等に広報する。また、判定結果を使用者等が見やすい場所に表示し、危険な建築物の注意を促す。

第５ 被災宅地の危険度判定

村は、宅地の危険度判定を実施する。

１．実施体制の確保

村（建設・環境班）は、村本部長が必要と判断した場合、判定実施本部を設置し、判定士、判定調整員、資機材等を確保する。

なお、災害発生直後は判定士の資格を有する他班の職員の応援を得るほか、必要に応じて県等に判定士の応援派遣を要請する。

２．判定の実施

判定に当たっては実施計画を作成し、判定実施区域、判定の趣旨、概要等を事前に広報する。また、判定結果を使用者等が見やすい位置に表示し、危険な宅地の注意を促す。

第６ 被害家屋調査・罹災証明書の発行

１．被害家屋調査

村（情報班）は、災害救助法による滅失世帯の確認や罹災証明書の発行のため、被災地区の全ての住家を対象に被害認定調査を行う。

調査に当たっては県土地家屋調査士会等の協力を得て実施体制を確保し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づく認定作業を行う。

〈住家被害の程度と基準〉

被害程度		損壊割合※1	損害割合※2
全　　壊		７０％以上	５０％以上
半　　壊		２０％以上７０％未満	２０％以上５０％未満
	大規模半壊	５０％以上７０％未満	４０％以上５０％未満
	中規模半壊	３０％以上５０％未満	３０％以上４０％未満
一部損壊		２０％未満	２０％未満
	準半壊	１０％以上２０％未満	１０％以上２０％未満

※１ 損壊割合：住家の損壊、焼失又は流失した部分の延床面積に占める割合
※２ 損害割合：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合

なお、状況に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切かつ円滑な調査手法を検討する。

また、火災により焼失した家屋等は、長生郡市広域消防本部が消防法に基づく火災調査を行う。

【資料編「災害協定一覧」】

２．罹災証明書の交付

村（情報班）及び長生郡市広域消防本部は、被害家屋調査及び火災調査の結果に基づき、災害相談窓口等において罹災証明書を交付する。

罹災証明の対象とならない家財等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する被災証明書を必要に応じて交付する。

第７ ブルーシートの供給等

１．ブルーシート等の供給

村（建設・環境班）は、大地震や暴風等の発生により多数の家屋の屋根が被災した場合、又は、その可能性がある場合は、国、県、協定団体等にブルーシート、土のう、ロープ等の供給を要請する。

配布にあたっては、状況に応じて被災地区の消防署等にブルーシート等配布窓口を設置し、休日や夜間の配布に努めるとともに、配布する際は、ブルーシート設置のための高所作業による転落事故について注意喚起を行う。

なお、配布窓口の人員確保が困難な場合は、総括班に調整を依頼する。

２．ブルーシートの設置支援

村（建設・環境班）は、ブルーシート施工が可能な建設業者を確保し、被災者に紹介する。また、国や県が被災者と施工業者のマッチングサービスを開始した場合は、同サービスを周知する。

村（総括班、建設・環境班）は、避難行動要支援者の被災住宅のブルーシート設置を支援するため、災害ボランティアセンターに技術系ボランティア（プロボノ）の募集、派遣を依頼するほか、自衛隊災害派遣部隊等による支援作業を要請する。

第２０節 ライフライン施設等応急対策計画

項　　目	担　　当
第１　上水道施設	渉外班、長生郡市広域水道部
第２　下水道施設	建設・環境班
第３　電気施設	東京電力パワーグリッド(株)
第４　ガス施設	大多喜ガス(株)、(一社)千葉県ＬＰガス協会
第５　通信施設	東日本電信電話(株)、日本郵便(株)、(株)ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)
第６　道路・橋梁	建設・環境班、長生土木事務所、千葉県道路公社
第７　鉄道	東日本旅客鉄道(株)
第８　その他公共施設	各班

第１ 上水道施設

長生郡市広域水道部は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努め、迅速な応急復旧を行う。また、村（渉外班）は、長生郡市広域水道部と被害状況や復旧計画の共有、相互応援の調整、被災者相談窓口の一本化等を推進する。

長生郡市広域水道部のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等による応援体制を確保する。

〈上水道施設の復旧における優先事項〉

(1) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。
(2) 主要な送・配水管及び病院や避難所等への管路の復旧を優先する。
(3) 液状化等により漏水箇所の特定が困難な場合は、速やかに漏水調査を実施する。

長生郡市広域水道部は、被害調査、応急復旧等を推進する。

なお、配水管等が破損した場合には、応急的に至近距離にある制水弁を閉鎖して断水区域を最小限に止めるよう努める。

また、水道施設の被害状況や復旧予定等について、地域住民への広報に努める。

【資料編「災害協定一覧」】

第２ 下水道施設

村（建設・環境班）は、「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」による応援等を得て必要な体制を確保し、被害状況調査や施設点検、下水道機能の低下や二次災害の防止活動の推進を図る。

なお、応急復旧については、施設の重要度や危険度、道路や他のライフラインの復旧工程を考慮して推進する。

その他、下水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

第３ 電気施設

東京電力パワーグリッド(株)は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、被害状況の把握と迅速な応急復旧措置を講ずる。

発災時には、非常災害対策本部を設置し、応急措置、応急復旧対策を推進する。特に大規模停電

の発生時には、災害協定に基づいて連絡調整員を村本部に派遣し、停電復旧作業及び道路障害物除去作業、電源車の配備、重要施設の優先復旧、停電に関する広報活動及び停電復旧に関する住民対応へのサポートに関する情報連携を行う。

また、感電事故及び漏電による出火を防止するための注意事項や、電力施設の被害状況及び復旧予定について、広報車等による巡回放送に努めるほか、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や村（同報系防災行政無線による放送等）の協力を得て周知する。

第４ ガス施設

１．都市ガス

大多喜ガス(株)は、都市ガス施設に被害が生じた場合、二次災害を防止するとともに、応急措置を行ってライフライン機能を維持する。また、できる限り供給区域全域の供給を停止せず、被害程度に応じてブロック毎に供給を停止する。

また、二次災害を防止するための注意事項や都市ガスの被害状況及び復旧予定について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や村（同報系防災行政無線による放送等）の協力を得て広報する。

２．ＬＰガス

(一社)千葉県ＬＰガス協会長夷支部は、加盟業者と連携してＬＰガス設備等の被害状況の把握、二次災害防止対策、応急復旧対策の推進を図る。

また、二次災害を防止するための注意事項等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や村（同報系防災行政無線による放送等）の協力を得て広報する。

第５ 通信施設

１．電話施設

各通信事業者（東日本電信電話(株)、(株)ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)）は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、災害のため通信が途絶し、又は利用を制限するときは、テレビ、ラジオ、インターネット等によって次の事項を利用者に周知する。

〈電話に関する広報事項〉

(1) 通信途絶、利用制限の理由と内容
(2) 災害復旧措置と復旧見込み時期
(3) 通信利用者に協力を要請する事項
(4) 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等のサービスの提供開始
(5) 特設公衆電話の設置場所

２．郵便関係

日本郵便(株)は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送や集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設など機宜の応急措置を講ずる。

また、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

その他、災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合に取扱う。

第６ 道路・橋梁

各道路管理者（建設・環境班、長生土木事務所、千葉県道路公社）は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、「緊急輸送道路」及び「緊急輸送道路を補完する道路」等を優先した応急復旧を行う。

また、迂回路の選定、通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、ライフライン等の復旧と整合するように被災道路・橋梁の応急復旧を推進する。

第７ 鉄道

東日本旅客鉄道(株)は、災害対策本部等を設置し、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送に努める。

また、各社の業務計画等に基づき、施設点検や運転規制を適切に実施する。

第８ その他公共施設

村（公共施設を管理する各班）は、管理施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

第２１節 災害ボランティア対応計画

項　　目	担　　当
第１　災害ボランティアの受入れ	ボランティア班
第２　災害ボランティア活動の支援	ボランティア班

第１ 災害ボランティアの受入れ

１．災害ボランティアセンターの設置

村（ボランティア班）は、長生村災害ボランティアセンターを公共施設等に設置し（候補施設：長生村福祉センター)、ボランティアの受付け・登録を行う。また、ボランティアセンターから離れた被災地区がある場合は、当該地区へのサテライトセンターの設置に努める。

２．災害ボランティアの募集・受入れ

(1) ボランティアの募集

村（ボランティア班）は、インターネットや報道機関への協力要請等により、災害ボランティアを募集する。また、県災害ボランティアセンター、その他のボランティア団体やＮＰＯ法人等へ、募集活動や災害ボランティアセンターの運営協力等を要請する。

なお、村災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は村域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

(2) ボランティアの受入れ

一般分野のボランティアは村災害ボランティアセンターにおいて受付け、登録する。なお、ボランティア活動に伴う事故に備え、ボランティア保険の加入を受入れの条件とする。

専門分野のボランティアは村（ボランティア班）が受け付け、各専門分野に対応する班（下表参照）にあっせんする。

ボランティアが不足する場合は、県災害ボランティアセンターに登録されたボランティアの派遣を要請する。

〈ボランティアの協力を得て実施する主な活動内容〉

一般分野	①　避難所の運営補助 ②　炊き出し、食料等の配布 ③　救援物資や義援品の仕分け、輸送 ④　高齢者や障がい者等要配慮者の介助 ⑤　被災地の清掃、がれきの片づけなど ⑥　避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） ⑦　その他被災地における軽作業等
専門分野	①　救護所での医療救護活動〔福祉班〕 ②　被災建築物応急危険度判定〔建設・環境班〕 ③　被災宅地危険度判定〔建設・環境班〕 ④　外国語の通訳、情報提供〔福祉班〕 ⑤　災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報〔情報班〕 ⑥　被災者への心理治療〔福祉班〕 ⑦　高齢者や障がい者等要配慮者の看護、情報提供〔福祉班〕 ⑧　その他専門的知識、技能を要する活動等

３．ボランティアの派遣

村（ボランティア班）は災害ボランティアセンターにボランティアニーズの受付窓口を設置して被災者からの要望を受け付けるほか、地区社会福祉協議会等と連携して各地の被災者のボランティアニーズの把握に努める。

また、被災者からのニーズと登録したボランティアのマッチングを行い、ボランティアを派遣する。

第２ 災害ボランティア活動の支援

１．食事、宿泊場所の提供

食事や宿泊場所はボランティア自身で確保することが原則であるが、困難な場合は、必要に応じて村（ボランティア班）や関係機関が確保、手配に協力する。

２．活動費用の負担

ボランティア活動に伴う経費は、必要に応じて村が負担する。

３．資機材の確保

ボランティア活動に必要な資機材については、村（ボランティア班）と関係機関が協力して確保する。

第２２節 災害救助法適用事務計画

項　　目	担　　当
第１ 災害救助法の適用基準	ー
第２ 災害救助法の適用手続き	総括班
第３ 災害救助法による救助の実施	総括班、建設・環境班、物資班、教育班、長生郡市広域市町村組合、長生郡市広域消防本部
第４ 救助に係る費用の請求等	総括班、各班

第１ 災害救助法の適用基準

災害救助法は、被災者の救済と社会秩序の保全を図ることを目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

村域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

１．災害救助法の適用基準

県の人口が300万人以上で、村の人口が1万5,000人未満の区分に該当する本村は、村域の被害状況が次のいずれかに該当する場合に、知事によって災害救助法が適用される。

(1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が 40 世帯以上に達する場合

(2) 県内の滅失世帯の数が 2,500 世帯に達する場合であって、村の滅失世帯数が 20 世帯以上に達する場合

(3) 県内の被害世帯の数が 12,000 世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、村の滅失世帯数が多数である場合

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当するとき

ア　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ　災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

２．被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

〈滅失住家の換算〉

○　全壊（全焼・流失）住家　　１世帯・・・・・・・・・・・・・滅失住家１世帯 ○　半壊（大規模半壊・中規模半壊・半焼）住家　２世帯・・・・滅失住家１世帯 ○　床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが 　　できない状態となった住家　３世帯・・・・・・・・・・・・滅失住家１世帯 （注）床下浸水、一部破損（準半壊等）は換算しない。

※全壊、半壊、床上浸水等の認定基準は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。

〈被害の認定基準〉

被害の区分	認　　定　　の　　基　　準
住家の全壊全焼（全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものをいう。
住家の半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 大規模半壊：損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものをいう。 その他：損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 40%未満のものをいう。
住家の床上浸水土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

※「住家」とは、現実に居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1 住家」として取り扱う。
※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

※内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」より

第２ 災害救助法の適用手続き

(1) 村域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長（総括班）は直ちにその旨を知事に報告する。

(2) 災害状況の把握及び報告については、千葉県「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

(3) 災害救助法施行細則第 5 条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができない場合、本部長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

第３ 災害救助法による救助の実施

村（総括班）は、災害救助法の事務を委任することについて県から通知を受けた場合、委任された事務の内容について事務を担当する各班に通知するとともに、災害救助法による救助の

実施を指示する。

村（各班）は、災害救助法施行細則及び千葉県「災害救助の手引き」に従い、救助を実施するとともに、災害救助法による救助事務を日毎に記録し整理する。

＜災害救助法に基づく救助の種類〔担当班〕＞

(1) 避難所の設置〔教育班〕
(2) 応急仮設住宅の供与〔建設・環境班〕
(3) 炊き出しその他による食品の給与〔物資班、教育班〕
(4) 飲料水の供給〔長生郡市広域水道部、物資班〕
(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与〔物資班〕
(6) 医療及び助産〔福祉班〕
(7) 被災者の救出〔長生郡市広域消防本部〕
(8) 被災した住宅の応急修理〔建設・環境班〕
(9) 学用品の給与〔教育班〕
(10) 埋葬〔福祉班〕
(11) 遺体の捜索及び処理〔長生郡市広域消防本部、福祉班〕
(12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去〔建設・環境班〕

また、災害救助法による応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

なお、村（総括班）は、救助事務の実施に当たり、必要に応じて特別基準の設定や救助の期間の延長等について県と協議する。

第４ 救助に係る費用の請求等

村（総括班）は、委任された業務を担当する各班に関係帳簿の作成を依頼するとともに、これらの帳簿をとりまとめ、千葉県「災害救助の手引」に基づき県に報告する。

また、災害救助法に基づき、村長が委任を受けて実施する救助に要する費用は、一時的に繰替支弁を行った後、県に対し災害救助費繰替支弁負担金の請求を行う。

なお、村（ボランティア班）が災害ボランティアセンターを開設した場合は、当該開設に際し村が支弁した委託料は救助事務費に該当することから、情報班において関係帳簿の作成及び整理を行うとともに、支払証拠書類の整理・保管を行う。

第４章 災害復旧・復興計画

第１節 被災者の生活再建支援

項　　目	担　　当
第１　被災者の支援	経理班、（福）長生村社会福祉協議会、日本郵便(株)、日本放送協会、大多喜ガス(株)、東京電力パワーグリッド(株)、県、千葉県市町村総合事務組合、茂原公共職業安定所
第２　中小企業者、農林漁業者の支援	物資班、県

第１ 被災者の支援

村及び関係機関は、被災者への各種生活再建支援制度について、広報活動や相談窓口の設置等により、周知や手続きの円滑化を図る。

１．義援金の支給等

(1) 義援金の募集、受付け保管

村（経理班）は、義援金の受付口座を指定金融機関に開設し、村に寄せられた義援金及び県又は日本赤十字社等に寄せられた後に村に配分された義援金を保管する。

また、村本部長の指示に基づき、村独自に義援金や寄付金を募集し、村ホームページ等で広報する。なお、被災者の生活再建資金を早期に確保するため、大規模災害時には発災直後から速やかな募集開始に務める。

(2) 義援金の配分

村（経理班）は、村本部長の指示に基づき、災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮した配分方法を決定する。

なお、県、日本赤十字社等の義援金受け付け団体に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その配分基準を参考に被災者への配分内容を決定する。

(3) 義援金の支給

村（経理班）は、対象者に支給内容、申請方法等を通知し、口座振り込み等により義援金を支給する。

２．支援金の支給等

(1) 被災者生活再建支援金の支給

村（情報班）は、被災者生活再建支援法により、この制度が適用された大規模な災害で著しい住宅被害を受けた世帯に対して支援金の申請の受付け、とりまとめ、県への報告等を行う。

また、千葉県被災者生活再建支援事業により、被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。

(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護金の貸付

村（情報班）及び千葉県市町村総合事務組合は、千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例により、一定規模以上の自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を、一定規模以上の自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときも含む）に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給す

る。

また、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行う。

(3) 生活福祉資金の貸付け（災害援護資金・住宅資金）

村社会福祉協議会は、被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、災害援護資金については、村災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

(4) 災害復興住宅融資

村（情報班）及び県は、金融機関と連携して住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等について、被災者に周知する。

３．税金、公共料金等の特例措置

(1) 租税

村（情報班）は、村税条例、国民健康保険条例等により、被災者の村税、国民健康保険税等の減免や徴収猶予等の災害特例措置を講じる。

国及び県は、国税、県税について同様の措置を講じる。

(2) 公共料金

村、ライフライン機関、日本放送協会は、被災者の公共料金等の支払いについて、監督省庁の認可や要件（災害救助法の適用等）に基づいて、可能な限り特例措置を講じる。

ア　保育料の減免【教育班】
イ　村営住宅家賃等の減免【建設・環境班】
ウ　上下水道料金の減免等【長生郡市広域水道部、建設・環境班】
エ　し尿くみ取り、ごみ処理手数料の減免【長生郡市広域市町村圏組合、建設・環境班】
オ　電話料金・電話工事費の減免等【東日本電信電話株式会社】
カ　電気料金・工事費負担金の免除等【東京電力パワーグリッド株式会社】
キ　ガス料金の納付延長等【大多喜ガス株式会社】
ク　テレビ受信料金の免除等【日本放送協会】

４．郵便物の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

〈日本郵便株式会社における措置〉

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
(4) 災害時における窓口業務の維持
(5) 日本郵便株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

５．公営住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の建設等

村（建設・環境班）は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若し

くは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

これに対し、県は適切に指導・支援を実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

村（建設・環境班）は、公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第 21 条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対し、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

６．職業のあっせん

茂原公共職業安定所は、震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。

震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、以下の措置を講じる。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

７．便乗値上げの防止

村（物資班）は、災害に便乗した値上げ防止のため、以下の措置を講じる

(1) 便乗値上げの監視パトロール

(2) 災害時に値上げが予想される商品の調査等

(3) 被災地販売業者（商店）等への協力要請等（物資協力店の確保）

第２ 中小企業者、農林漁業者の支援

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について事業者に周知する。

１．中小企業者への融資資金

村（物資班）は県及び商工会議所と連携し、災害により被害を受けた中小企業の再建と経営の安定のための各種融資制度を周知する。

２．農林漁業者への融資資金

村（物資班）は長生農業事務所及び農業協同組合と連携し、被災農林漁業者に対する災害復旧に係る各種融資制度について周知する。

３．雇用の維持に向けた事業者への支援

県は、雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。

第２節 災害復旧事業の推進

項　　目	担　　当
災害復旧事業の推進	各班、各防災関係機関

１．復旧方針

村（各班）及び防災関係機関は、所管する公共施設や事務の復旧事業を計画的に実施する。

復旧事業計画は、関係機関と十分な連絡調整をとりながら、次の点に考慮して速やかに作成する。

(1) 災害の再発防止のため、被災の原因等を十分に把握する。

(2) 迅速な復旧、災害に強いまちづくり等を考慮する。

(3) 国又は県が財政援助するもの※1については、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定が速やかに実施されるように準備する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法等に規定する緊急査定※2が実施されるよう必要な措置を講じる。

※１　災害復旧事業として採択されうる限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。また、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。財政援助等を受ける事業は次表を参照。

※２　公共土木施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて実施される。

〈財政援助を受ける主な事業〉

対象事業		国の財政援助等	
		一般災害	激甚災害
公共土木施設の復旧等			
	河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	激甚法第 3･4 条
	砂防事業	災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急地すべり対策事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業、災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業、災害関連緊急雪崩対策事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	
都市施設の復旧等			
	街路、都市排水施設	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（予算補助）	
	堆積土砂排除		激甚法第 3・4 条
	湛水排除		
公営住宅の復旧等			
	公営住宅の補修	公営住宅法第 8 条	激甚法第 3･4 条
	公営住宅建設	公営住宅法第 8 条	激甚法第 22 条
	農地、農業用施設、林道、漁業用施設等	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚法第 5 条
	共同利用施設		激甚法第 6 条

対象事業	国の財政援助等	
	一般災害	激甚災害
農林漁業施設の復旧等		
天災融資の特例	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	激甚法第８条
森林組合の堆積土砂排除		激甚法第９条
土地改良区の湛水排除		激甚法第 10 条
漁業組合の共同利用小型漁船		激甚法第 11 条
森林災害復旧		激甚法第 11 条の２
治山事業、地すべり対策事業	災害関連緊急治山事業、災害関連緊急地すべり防止事業	
厚生施設の復旧等		
生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設、婦人保護施設、感染症指定医療機関		激甚法第 3･4 条
感染症予防事業		激甚法第 19 条
医療施設	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱	
廃棄物処理施設	廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱	
災害廃棄物処理事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 22 条	
水道	水道法第 45 条	
文教施設の復旧等		
公立学校施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	激甚法第 3･4 条
公立社会教育施設		激甚法第 16 条
私立学校施設		激甚法第 17 条
その他の復旧等		
鉄道施設	鉄道軌道整備法	
水防資材費		激甚法第 21 条
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法第２条	激甚法第 12 条
寡婦福祉法による貸付けの特例		激甚法第 20 条
雇用保険法による求職者給付の支給の特例		激甚法第 25 条
事業協同組合等施設の災害復旧事業に対する補助		激甚法第 14 条

２．復旧事業の促進

(1) 技術職員等の確保

村（各班）は、災害復旧事業に係る技術職員等を十分確保するため、必要に応じて県に技術職員等の応援派遣等を要請する。

(2) 資金の調達

村（経理班）は、災害復旧事業に係る資金については、国の負担金（補助金）のほか、必要に応じて財源を求めて調達に努める。

(3) 激甚災害の指定促進

村（総括班）は、災害対策基本法に規定する著しく激甚な災害（以下「激甚災害」という。）に該当する場合又は該当する見込みがある場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）による激甚災害の指定を受けることによって災害復旧事業が促進されるよう、必要な措置を講じる。

また、国や県が行う被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める事項の調査に協力し、速やかに調査が実施されるように努める。

３．災害復旧事業の実施

村（各班）は、復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

実施にあたっては、災害協定を締結している長生村土建組合と連携・協力するほか、外部委託を行うにあたっては国土交通省による「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」に基づいた手続きを行うなど、適切な業務の実施に努める。

また、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第３節 災害復興計画

項　　目	担　　当
第１　復旧・復興本部の設置	総括班
第２　復興計画の策定	総括班

第１ 復旧・復興本部の設置

１．復旧・復興本部の設置

村長は、災害対策本部の解散時において被災者の生活の復旧及び災害復旧事業の推進又は著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、長生村復旧・復興本部（以下「復旧・復興本部」という。）を設置する。

なお、復旧・復興本部の構成及び業務分掌については、設置の際に定める。

２．復旧・復興本部の組織・運営

(1) 本部員の任務

構 成 員		任　　務
本部長	村　長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副村長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	各部局長、教育長、代表監査委員、水道事業管理者	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。
その他	必要に応じ村長が指名する	本部長の求めに応じ意見を述べる。

(2) 部の編成及び分掌事務

部　　名	分掌事務
本部事務局	○復旧・復興に関する総合的企画及び調整に関すること ○復旧・復興本部会議の庶務
復興対策部	○くらし、住宅の復旧・復興に関すること ○都市機能の復旧・復興に関すること ○地域産業の復旧・復興に関すること

(3) 復旧・復興本部会議

構成員	事　　務
本部長、副本部長、本部員、村長の指名する者	○復旧・復興の基本方針、復旧・復興に係る重要施策の審議、調整 ○各班の重要事項の報告

第２ 復興計画の策定

１．基本的考え方

村（総括班）は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけではなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、必要に応じて被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画等を策定する。

２．復興計画の策定

(1) 策定手順等

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

ア　多様な行動主体の参画と協働

住民の自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

・被災者、各分野にわたる有識者、住民団体、各地区の住民等への意見募集

・有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置

イ　将来のニーズや時代潮流の変化への対応

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応できる、柔軟な計画となるよう配慮する。

ウ　既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や復旧の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

(2) 構成

復興施策を総合的に推進するため、復興の目標、基本方針、重点プロジェクト等を定め、明確な戦略とスケジュールの下で復旧・復興を推進する。

(3) 復興計画の内容

村域が大きな被害をうけた場合、再び災害を被らないために、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を推進する。

また、復興施策は次のような分野ごとに整理し、復興施策を検討する。

ア　くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やＰＴＳＤ等、被災者、被害者に対するこころのケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を検討する。

イ　都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性と都市(地域)機能の回復の観点から、より質の高い都市への回復を念頭に入れた、まちづくりを検討する。

また、迅速に、将来を見越した被災地の建築制限、行政と県民とが協働した都市計画の策定を目指す。

さらに、都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できる施策を検討する。

ウ　住宅の復興

被災者が生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は被災者の自立を促すこと、被災者の自力での住宅再建を支援することに留意し、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

エ　産業の復興

地域産業は、地域の活力の源であることに留意し、産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合は、融資制度の活用などによる財政的な支援のほか、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。

また、産業間を結ぶ流通、通信の復興について、速やかな復旧・復興支援を検討する。

その他、観光、農業などの復興支援の観点から、積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝などを検討する。

３．特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災村となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長又は県知事に対して職員の派遣又はそのあっせんを要請する。

附編　南海トラフ地震防災対策推進計画

《目　次》

第１節　総則 …… 151
　第１　推進計画の目的 …… 151
　第２　定義 …… 151
　第３　南海トラフ地震 …… 151
第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 152
第３節　関係者との連携協力の確保 …… 152
　第１　物資等の調達手配 …… 152
　第２　広域応援の要請 …… 152
　第３　帰宅困難者への対応 …… 152
第４節　津波からの防護、円滑な避難確保及び迅速な救助 …… 153
　第１　津波からの防護 …… 153
　第２　津波に関する情報の伝達 …… 153
　第３　避難対策等 …… 153
　第４　消防活動 …… 153
　第５　ライフライン …… 154
　第６　交通 …… 154
　第７　村が管理又は運営する施設に関する対策 …… 154
　第８　迅速な救助 …… 155
第５節　時間差発生等における円滑な避難の確保等 …… 156
　第１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の応急対策 …… 156
　第２　南海トラフ地震臨時情報　（巨大地震警戒）　等発表時の応急対策 …… 156
　第３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の応急対策 …… 159
第６節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 …… 161
第７節　防災訓練計画 …… 162
第８節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 …… 162
第９節　南海トラフ地震防災対策計画 …… 163

第１節　総則

第１　推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第３条第１項の規定に基づき、本村は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域である「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

このため、同法第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることとする。

なお、本編に記載のない事項は、総則編及び地震・津波編に準ずるものとする。

第２　定義

この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後発地震

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたＭ６．８程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等の現象が発生した後に、発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。

(2) 南海トラフ地震臨時情報　（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたＭ６．８程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるスロースリップ（ゆっくりすべり）等を観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でＭ８．０以上の地震が発生したと評価が出された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(5) 時間差発生等

先に発生した地震で大きな被害が発生した後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じる場合その他の後発地震の発生をいう。

第３　南海トラフ地震の想定

南海トラフ地震が発生した場合、村内の最大震度は５弱と予測されている。また、津波については、地震発生から約 70 分で到達し、「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域＋超大すべり域」の場合には、本村の海岸から 1㎞ 程度の広い範囲が浸水すると予測される。

その他、津波浸水予測図等は、地震・津波編 第１章 第２節「第２　津波浸水想定」による。

第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

村、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等の処理すべき事務又は大綱については、総則編第３節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」による。

第３節　関係者との連携協力の確保

項　目	担　　当
第１　物資等の調達手配	物資班、教育班、渉外班
第２　広域応援の要請	渉外班、各班、長生郡市広域消防本部
第３　帰宅困難者への対応	総括班、物資班、教育班、東日本旅客鉄道(株）、事業所、学校

第１　物資等の調達手配

地震・津波編第３章第 10 節「水・食料・生活物資等対策」による。

第２　広域応援の要請

地震・津波編第３章第 11 節「応援等の要請・受入計画」よる。

なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

第３　帰宅困難者への対応

地震・津波編第３章第 14 節「帰宅困難者等対策」による。

第４節　津波からの防護、円滑な避難確保及び迅速な救助

項　目	担　　当
第１　津波からの防護	総務課、産業課
第２　津波に関する情報の伝達	総括班、長生郡市広域消防本部、各防災関係機関
第３　避難対策等	各班、長生郡市広域消防本部、消防班、自主防災組織（自治会等）
第４　消防活動	総務課、長生郡市広域消防本部、消防団
第５　ライフライン関係	建設・環境班、長生郡市広域水道部、東京電力パワーグリッド(株)、大多喜ガス(株)、(一社)千葉県ＬＰガス協会、東日本電信電話(株)、日本郵便(株)、(株)ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)
第６　交通	まちづくり課、長生土木事務所、千葉県道路公社、東日本旅客鉄道(株)
第７　村が管理又は運営する施設に関する対策	各課
第８　迅速な救助	長生郡市広域消防本部、消防班

第１　津波からの防護

村は、津波による被害を防止、軽減するための施設の整備、運用体制の確立に努める。

また、津波防護施設等の整備については、地震・津波編 第２章「第２節　津波災害予防対策」による。

第２　津波に関する情報の伝達

津波警報等の伝達、被害情報等の収集・報告の方法については、地震・津波編 第３章「第２節　情報通信対策計画」による。

また、防災行政無線の整備計画については、地震・津波編 第２章「第７節　情報通信体制の整備」による。

第３　避難対策等

住民等の自主的な避難行動及び村等が行う避難誘導については地震・津波編 第３章「第４節　津波避難計画」、避難所の運営・安全確保については同編第３章「第３節　地震・火災等避難計画」、要配慮者については、同編第３章「第５節　要配慮者等の支援計画」による。

また、津波広報、教育、訓練については、地震・津波編 第２章「第２節　津波災害予防対策」による。

第４　消防活動

村、長生郡市広域消防本部、消防団は、津波からの円滑な避難確保のため、次の活動体制を整備する。

(1) 重点活動
ア　津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
イ　津波からの避難誘導
ウ　自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
エ　津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
(2) 水防活動
ア　所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡
イ　水門、樋門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
ウ　水防資機材の点検、配備

第５　ライフライン

(1) 水道施設
長生郡市広域水道部は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等の破損等による二次災害を軽減するための措置をとる。
(2) 電気、ガス、通信
電気、ガス、通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、地震・津波編 第３章「第20節 ライフライン施設等応急対策計画」による。

第６　交通

(1) 道路
警察署、道路管理者（まちづくり課、長生土木事務所、千葉県道路公社）は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路として使用されることが想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画して周知する。
(2) 鉄道
東日本旅客鉄道(株)は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を講じる。
(3) 避難誘導
鉄道事業者等は、駅等の滞在者の避難誘導計画をあらかじめ定める。

第７　村が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定多数の者が出入りする施設
村が管理する施設の管理上の措置は次のとおりとする。
なお、具体的な措置については、施設ごとに第９節「南海トラフ地震防災対策計画」に準ずる計画を策定する。この場合、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施する。
ア　各施設に共通する事項
① 津波警報等の来場者等への伝達
情報伝達に当たっては、長生村津波避難マップ等を確認するとともに、次の事項に留意する。
・来場者等が極めて多数の場合には、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。
・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況等その他必要な情報を併せて伝達する

よう事前に検討する。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する方法を明示する。

② 来場者等の安全確保のための退避等の措置

③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

④ 出火防止措置

⑤ 水、食料等の備蓄

⑥ 消火用設備の点検、整備

⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報を入手するための機器の整備

イ　個別事項

① 医療施設等

重症患者、新生児等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

② 学校等

学校等が村の定める津波避難対象地域にあるときは避難の安全に関する措置

学校等に保護が必要な生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置

③ 社会福祉施設

重度障害者、高齢者等の移動が不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等がおかれる施設の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

ア　自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ　無線通信機等通信手段の確保

ウ　災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第８　迅速な救助

被災者の救助、救急活動等については、地震・津波編 第３章「第６節　消防・水防対策計画」による。

第５節　時間差発生等における円滑な避難の確保等

項　目	担　　当
第１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の応急対策	各班、各防災関係機関
第２　南海トラフ地震臨時情報　（巨大地震警戒）等発表時の応急対策	各班、各防災関係機関
第３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の応急対策	各班、各防災関係機関

第１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の応急対策

村は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。

情報伝達の経路、体制及び方法は、地震・津波編 第３章「第１節　組織及び動員計画」及び「第２節　情報通信対策計画」に準ずる。

第２　南海トラフ地震臨時情報　（巨大地震警戒）　等発表時の応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

ア　村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、その機関相互間及び機関内部において確実に情報を伝達するものとし、その経路及び方法は、地震・津波編 第３章「第２節　情報通信対策計画」に準ずる。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

イ　村は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を正確かつ広範に伝達するものとし、その経路及び方法は、地震・津波編 第３章「第２節　情報通信対策計画」に準ずる。この場合、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うよう留意する。

なお、地域住民等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する際は、とるべき行動をあわせて具体的に示すこと等に配慮する。

ウ　村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に災害対策本部を設置するものとし、その運営体制等は地震・津波編 第３章「第１節　組織及び動員計画」に準ずる。

エ　村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

ア　村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

その体制及び周知方法については、地震・津波編 第３章「第２節　情報通信対策計画」に準ずる。

イ　村が行う周知については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主消防組織（自治会等）やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

ウ　村は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、その体制は地震・津波編 第３章「第２節　情報通信対策計画」に準ずる。

エ　村は、管轄区域内において、住民以外の者等に対しても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等について的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

ア　村は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集を行うものとし、その体制は地震・津波編 第３章「第２節　情報通信対策計画」に準ずる。

この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

イ　村は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達を正確かつ迅速に行うものとし、その経路及び方法は地震・津波編 第３章「第２節　情報通信対策計画」に準ずる。

ウ　村は、避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等を行うものとし、その体制、報告事項等は地震・津波編 第３章「第２節　情報通信対策計画」に準ずる。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から１週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(5) 避難対策等

ア　地域住民等の避難行動等

(ｱ) 村は、国からの指示が発せられた場合に後発地震が発生してからの避難開始では津波の到達までに避難が間に合わない地域を事前避難対象地域として指定する。

事前避難対象地域の定義

事前避難対象地域	国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域
住民事前避難対象地域	事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え１週間避難を継続すべき地域
高齢者等事前避難対象地域	事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え１週間避難を継続すべき地域

事前避難対象地域を定めた場合は、避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を定める。また、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の実施等による検証を通じて、当該避難計画を見直していく。

なお、事前避難対象地域の指定は、地震発生から 30 分以内に 30cm の浸水が予想される区域が基準となるが、本村の津波到達予想時間は約 70 分であることから、事前避難対象地域は指定しないものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、村は津波浸水予想区域について、事前避難対象地域に準ずる避難対策を実施する。

(ｲ) 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後も、津波注意報が解除されるまで避難を継続する。

(ｳ) 村は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

(ｴ) 村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(ｵ) 住民等の自主的な避難行動及び村等が行う避難誘導については、地震・津波編 第３章「第４節　津波避難計画」による。

イ　避難所の運営

避難所の運営・安全確保については、地震・津波編第３章「第３節　地震・火災等避難計画」による。特に要配慮者については、同章「第５節　要配慮者等の支援計画」による。

(6) 関係機関のとるべき措置

ア　消防機関等の活動

長生郡市広域消防本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に消防機関が行う出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関しては次の事項を重点として適切に対策を講ずる。

(ｱ) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(ｲ) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

イ　水道

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、地震・津波編 第３章「第10節　水・食料・生活物資等対策」 に準じて必要な飲料水を供給する体制を確保する。

ウ　交通

(ｱ) 道路

a　村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法は地震・津波編 第３章「第２節　情報通信対策計画」及び同章「第９節　交通・輸送対策計画」に準ずる。

b　村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制する。周知方法は、地震・津波編 第３章「第９節　交通・輸送対策計画」に準ずる。

エ　村が自ら管理等を行う道路その他の施設に関する対策

(ｱ) 村（建設・環境班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において道路管理上の措置を適切に講じる。この場合において、村は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意する。

(ｲ) 村（物資班、建設・環境班）は、河川、海岸施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び樋門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えた措置を適切に講じる。この場合において、村は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずる。

(ｳ) 村（各班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公

共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずる。

この場合において、村は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施する。

オ　村が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策は本章第９節２(2)に準ずる。

(7) 関係者との連携協力の確保（滞留旅客等に対する措置）

ア　村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとし、その内容は、地震・津波編 第３章「第 14 節　帰宅困難者等対策」に準ずる。

イ　村以外の計画主体で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関が行う、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、村が実施する活動との連携体制等の措置については、第９節２(2)に準ずる。

第３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、活動体制等

ア　村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等については、確実に情報を伝達するものとし、その経路及び方法は地震・津波編 第３章「第２節　情報通信対策計画」に準ずる。

この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

イ　村は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等を正確かつ広範に伝達するものとし、その経路及び方法は地震・津波編 第３章「第２節　情報通信対策計画」に準ずる。

この場合、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるよう留意する。

なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

ウ　村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に警戒配備をとるものとし、その体制は地震・津波編 第３章「第１節　組織及び動員計画」に準ずる。

エ　村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

村は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、地震・津波編 第３章「第２節　情報通信対策計画」に準じて周知する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50㎞程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程

度の期間が経過するまでの期間、本節「第２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の応急対策」に準じて後発地震に対して注意する措置をとる。

(4) 村のとるべき措置

ア　村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、地震・津波編 第２章「第１節　防災意識の向上」に準じて行う。

イ　村は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第６節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

項　目	担　　当
ー	各課、防災関係機関

村及び各防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

(1) 避難場所・避難施設、避難経路等の整備

避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。

(2) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。

(3) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市街地において幅員６メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員６メートル以上の道路の整備に努める。

(4) 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

(5) 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等

緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。

(6) 共同溝、電線共同溝等

災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線類の無電柱化やガス管、水道管、下水道管等公益物件を地下に埋設する共同溝等の整備に努める。

(7) 海岸保全施設等

津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備に努める。

(8) 医療機関、社会福祉施設、学校等

医療機関、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。

(9) ため池

地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

(10) 地域防災拠点施設

災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。

(11) 防災行政無線施設

災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

(12) 備蓄施設等

飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の整備に努める。

(13) 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

第７節　防災訓練計画

項　目	担　　当
―	各課、防災関係機関

村及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的として、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を毎年実施する。その他防災訓練については、地震・津波編 第２章「第２節　津波災害予防対策」による。

第８節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

項　目	担　　当
―	総務課、子ども教育課

村及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報については、地震・津波編　第２章「津波災害予防対策」による。

なお、南海トラフ地震臨時情報についての防災教育及び広報は、次に掲げる事項による。

１　村及び防災関係機関の職員に対する教育

① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
② 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
③ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
④ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に職員等が果たすべき役割
⑤ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
⑥ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

２　地域住民等に対する教育及び広報

① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
② 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
③ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

第９節　南海トラフ地震防災対策計画

項　目	担　　当
―	総務課、長生郡市広域消防本部

南海トラフ地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第３条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者（資料編参照）は、法第７条第１項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成する。

また、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。なお、この節に記載のない事項については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画による。

１　津波からの円滑な避難の確保に関する事項

(1) 各計画において共通して定める事項

ア　津波に関する情報の伝達等

イ　避難対策

ウ　応急対策の実施要員の確保等

(2) 個別の計画において定める事項

ア　旅館その他不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

(ｱ) 津波警報等の顧客等への伝達

(ｲ) 顧客等の避難のための措置

(ｳ) 施設の安全性を踏まえた措置

イ　石油類、火薬類、高圧ガス等製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施

ウ　鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

(ｱ) 津波警報等の旅客等への伝達

(ｲ) 運行等に関する措置

エ　学校、社会福祉施設を管理する者

避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

オ　水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係

第４節 第５に準ずる。

２　時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報　（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア　各計画において共通して定める事項南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア　各計画において共通して定める事項

(ｱ) 災害応急対策をとるべき期間等

(ｲ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等
(ｳ) 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置

イ　個別の計画において定める事項

(ｱ) 不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

ａ　医療機関、小売店等については、原則として営業を継続する。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮する。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を対策計画に明示する。

ｂ　当該施設が住民事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置を対策計画に明示する。

ｃ　医療機関においては、患者等の保護等の方法について、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して、その内容を対策計画に明示する。

(ｲ) 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

ａ　津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定め、対策計画に明示する。

ｂ　この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。

ｃ　後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。

(ｳ) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

ａ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達

ｂ　運行等に関する措置

ｃ　ｂの結果生ずる滞留旅客等に対する措置

(ｴ) 学校、社会福祉施設を管理・運営する者

ａ　幼稚園、小・中学校等にあっては、児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意する。

ｂ　社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定め、対策計画に具体的に明示する。

ｃ　学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にあるときは、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示する。この場合において、要配慮者等の避難誘導について配慮する。

(ｵ) 水道、電気、ガス、通信、放送事業関係

ａ　水道

水道事業については、第５節 第２ (6) イに準ずる。

b　電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、必要な電力を供給する体制を確保することについて、対策計画に明示する。

c　ガス

(a) ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続する。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保することについて、 対策計画に明示する。

(b) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を対策計画に明示するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示する。

d　通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であることから、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容を対策計画に明示する。

e　放送

(a) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努める。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとし、その内容を対策計画に明示する。

(b) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、各計画主体と協力して､推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意する。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努める。

(3) 南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア　各計画において共通して定める事項

(ｱ) 災害応急対策をとるべき期間等

(ｲ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の周知等

(ｳ) 関係機関のとるべき措置

３　防災訓練に関する事項

４　地震防災上必要な教育及び広報

風水害編

《目　次》

第１章 総則 167
第１節 風水害対策の基本方針 169
第２節 災害の想定 170
第１ 水害 170
第２章 災害予防計画 173
第１節 水害の予防対策 175
第１ 治水事業の推進 175
第２ 浸水危険地区の周知等 175
第３ 農地・農作物の水害予防 176
第４ 道路の水害予防 176
第２節 高潮災害予防対策 177
第１ 海岸保全 177
第２ 訓練・広報 178
第３節 風害の予防対策 179
第１ 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発 179
第２ 農作物等の風害防止対策 179
第４節 雪害の予防対策 180
第１ 道路雪害防止対策 180
第２ 農作物等の雪害防止対策 180
第５節 防災体制の整備 181
第１ 防災意識の向上 181
第２ 消防体制の整備 181
第３ 要配慮者等の安全確保のための体制整備 181
第４ 情報通信体制の整備 181
第５ 備蓄・物流計画 181
第６ 防災関連施設の整備 181
第７ 帰宅困難者等対策 181
第８ 防災体制の整備 182
第３章 災害応急対策計画 183
第１節 組織及び動員計画 185
第１ 村職員の配備 185
第２ 村災害対策本部の設置 188
第２節 情報通信対策計画 189
第１ 気象情報の収集・伝達 189
第２ 通信の確保 190
第３ 被害情報等の収集・報告 190
第４ 災害広報・報道対応 190
第５ 災害相談窓口の設置 190
第６ 被災者台帳の作成 191

第３節 風水害等避難計画……192
第１ 避難指示等の発令……192
第２ 避難誘導等……195
第３ 避難所の開設・運営……195
第４ 在宅等避難者の支援……195
第５ 臨時避難所の確保等……195
第６ 安否照会への対応……195
第４節 竜巻等対策……196
第１ 竜巻情報の収集・伝達……196
第２ 竜巻被害への対応……196
第５節 要配慮者等の支援計画……197
第６節 消防・水防対策計画……198
第１ 消防・救助・救急活動……198
第２ 危険物等の対策……198
第３ 水防活動……198
第７節 医療･救護計画……199
第８節 災害警備計画……200
第１ 災害警備……200
第２ 防犯活動……200
第９節 交通・輸送対策……201
第１ 道路災害の警戒……201
第２ 緊急通行路線の確保……201
第３ 緊急輸送……201
第１０節 水・食料・生活物資等対策……202
第１１節 応援等の要請・受入れ計画……203
第１２節 応急教育等対策……204
第１３節 応急保育計画……205
第１４節 帰宅困難者等対策……206
第１５節 保健活動・防疫計画……207
第１６節 遺体の捜索・処置・埋火葬計画……208
第１７節 災害廃棄物・障害物等対策……209
第１８節 環境汚染等対策……210
第１９節 住宅等応急対策計画……211
第２０節 ライフライン施設等応急対策計画……212
第２１節 災害ボランティア対応計画……213
第２２節 災害救助法適用事務計画……214
第４章 災害復旧・復興計画……215
第１節 被災者の生活再建支援……217
第２節 災害復旧事業の推進……217
第３節 災害復興計画……217

第１章 総則

第１節 風水害対策の基本方針

本計画は、総則編で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

なお、本村は太平洋に面したほぼ平坦な地勢を持ち、海岸線に沿って砂丘が発達していることから浸水時には長時間浸水が滞留しやすいという特性があるなど、防災面での課題を抱えている。

台風や集中豪雨、竜巻などの発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

第２節 災害の想定

第１ 水害

１．想定水害

県は、水防法による水位周知河川に指定されている一宮川、南白亀川それぞれの河川における大雨で氾濫した場合の浸水状況を予測している。

想定条件は、計画規模降雨と想定最大規模降雨の２種類である。

＜計画規模と想定最大規模の降雨量＞

	計画規模降雨	想定最大規模降雨
一宮川	308ｍｍ/24H（概ね 50 年に一度）	640.2ｍｍ/24H
南白亀川	288.3ｍｍ/24H（概ね 50 年に一度）	663.7ｍｍ/24H

２．予測被害

(1) 一宮川

一宮川で想定最大規模の洪水が発生した場合、河口部を中心に海岸沿いに広く浸水が生じることが想定されており、その範囲はおおよそ村道入山津獺台線沿道まで及ぶ。浸水深は 0.5～3.0m に達するところが多い。一方、村域西端のＪＲ外房線より北側の範囲も浸水することが想定されており、浸水深は最大で 0.5～3.0m である。

一宮川で想定しうる最大規模の洪水が発生した場合の浸水継続時間は最大で 24～72 時間であり、その分布範囲は後述する計画規模における浸水範囲と相似している。

計画規模の洪水が発生した場合は、県道 30 号飯岡一宮線と村道入山津中瀬線に挟まれた範囲を中心に浸水が想定されており、浸水深は最大で 0.5～3.0m である。また、そのやや内陸部の一宮町との境界付近にも最大で 0.5～3.0m の浸水域が広がっている。計画規模の場合、村域西端における浸水は想定されていない。

(2) 南白亀川

南白亀川で想定最大規模の洪水が発生した場合、九十九里有料道路より内陸の各地において最大で 0.5～3.0m の浸水が想定される。特に支川内谷川沿いの各地で浸水深が深く、この一体では多くの場合 0.5～3.0m の浸水が想定されている。ただし、この場合であっても自然堤防状の微高地では浸水は発生しない。

南白亀川で想定しうる最大規模の洪水が発生した場合、本川左右岸の多くの区間で家屋等氾濫想定区域（河岸浸食）が想定されている。また、想定最大規模の洪水が発生した場合の浸水継続時間は最大で 72～168 時間であり、それらは下流部の本川左岸と支川内谷川との合流点より上流の左右岸に広く分布する。

一方、計画規模の洪水が発生した場合の浸水範囲は概ね支川内谷川沿いに限られるが、浸水深は最大で 0.5～3.0m に達する。内谷川沿いより海岸側においても、微高地に挟まれた三角州性の低地においては一部で 0.5m 未満の浸水が想定されている。

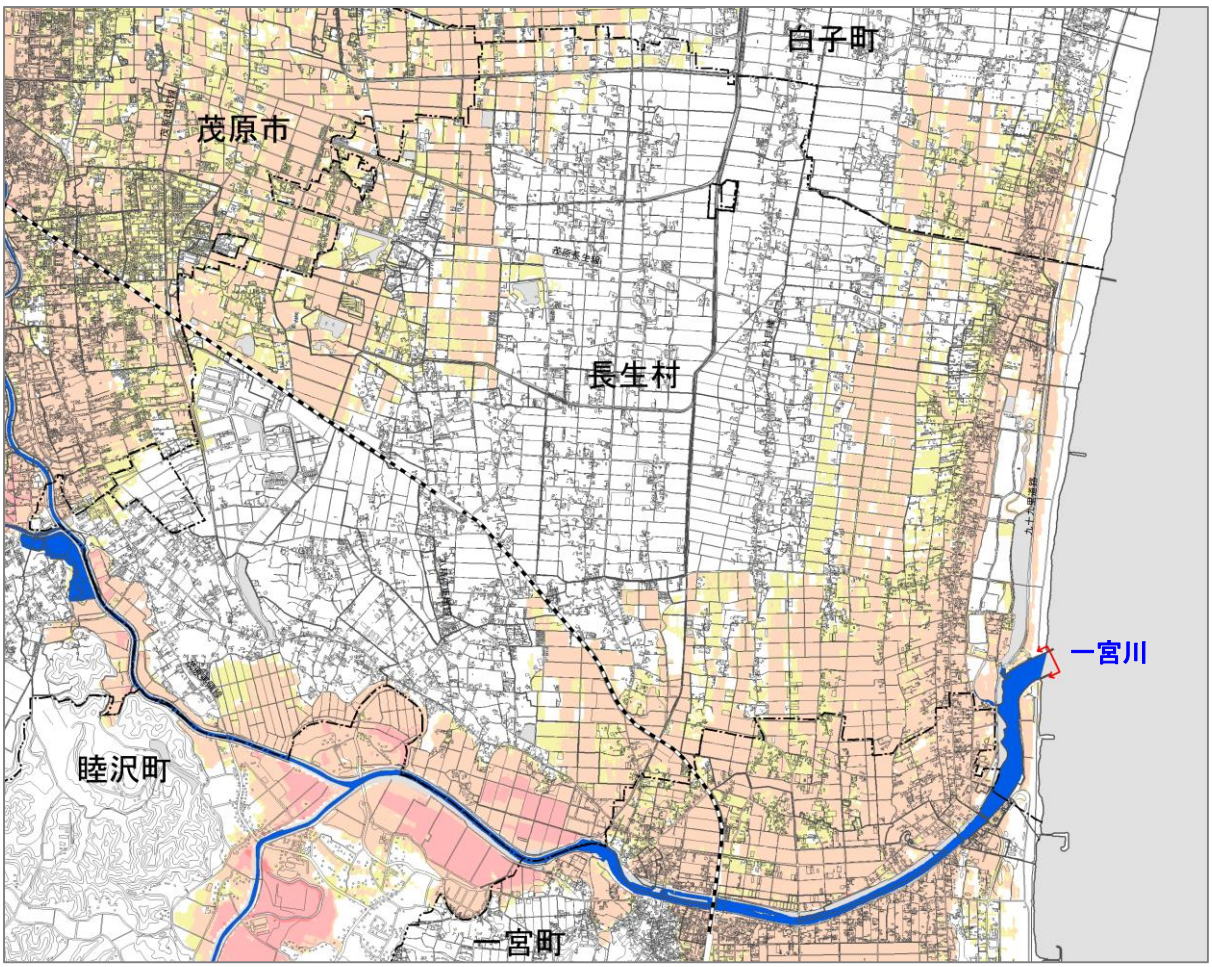

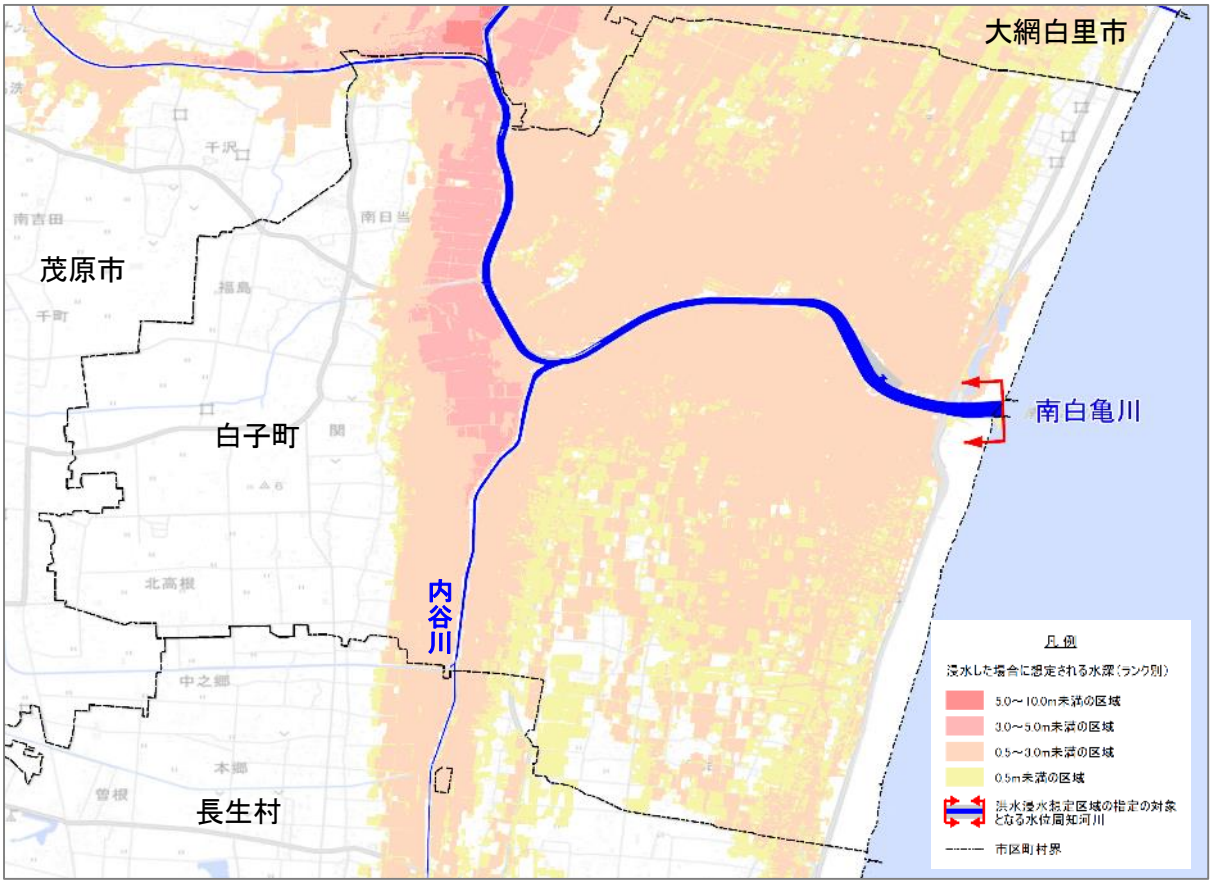

〈村内の想定最大規模の洪水浸水想定区域の分布（上：一宮川・下：南白亀川、千葉県資料に加筆）〉

第２章 災害予防計画

第１節 水害の予防対策

項　　目	担　　当
第１　治水事業の推進	まちづくり課、下水環境課、長生土木事務所
第２　浸水危険地区の周知等	総務課、福祉課、子ども教育課
第３　農地・農作物の水害予防	産業課、長生農業事務所
第４　道路の水害予防	まちづくり課、下水環境課、千葉県道路公社、長生土木事務所

第１ 治水事業の推進

１．河川整備

村は、二級河川である一宮川及び内谷川の整備を促進し、治水安全度の向上に努める。

２．雨水排水施設の整備

村は、公共下水道（雨水）について、地域ごとの特性を考慮して計画的に整備を推進するとともに、災害に備えた点検等を適切に実施する。

３．流域治水の推進

村は、一宮川流域治水協議会が策定した「一宮川水系流域治水プロジェクト」を推進する。

特に、令和元年と同規模の降雨による家屋や主要施設の被害ゼロを目指し、河川整備と内水対策（下水道整備、貯留）、土地利用施策（建築規制等）を連携して進める「一宮川水系流域浸水対策特別緊急事業（令和 11 年度まで）」の実施に協力する。

第２ 浸水危険地区の周知等

１．水害リスクの把握

村は、過去の浸水履歴や浸水想定などの情報を収集し、又は調査し、浸水が発生する条件や発生しやすい区域について把握する。

なお、河川管理者の公表する指定河川における洪水浸水想定区域の対象降雨は、平成 27 年の水防法の改正により「計画の基本となる降雨」から「想定最大規模降雨」へ変更となったため、県は想定最大規模降雨に対応した浸水想定区域に修正した。

２．洪水ハザードマップの周知

村は、水害の危険の認識と避難所等の周知を図るため、河川管理者等が公表した一宮川、内谷川の浸水想定区域等に基づき、水害の危険箇所、避難所、情報の入手方法等を示した長生村洪水ハザードマップを作成し、配布している。

今後も転入者への配布、広報紙への掲載、ハザードマップの改訂等を継続的に行い、水害リスクや避難等に関する情報の周知を図る。

なお、洪水ハザードマップを改訂する際には水防法の規定を踏まえ、想定最大規模の降雨等に対する避難体制の検討、過去の浸水実績等の水害リスクや早期の立退き避難が必要な区域の明示等に努める。

３．要配慮者利用施設避難計画の作成

水防法第 15 条の 3 の規定に基づき、洪水浸水想定区域内に存在する高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設の所有者又は管理者は、洪水時における当該要配慮者利用施設の利

用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練や、その他の措置に関する避難確保計画を作成し、村への報告及び計画に基づく訓練を行う。また、自衛水防組織の設置に努める。

村は、避難確保計画の作成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの技術的支援、施設管理者等と共同で情報伝達訓練などを行う。

なお、水防法の規定により避難確保計画の作成及び訓練等を義務づける要配慮者利用施設は、資料編に示す。

【資料編「洪水浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設一覧」】

第３ 農地・農作物の水害予防

村及び長生農業事務所は、土地改良区等を通じて排水路の点検、整備・維持等を指導する。また、農業用かんがい排水施設等の工作物を管理する団体等は、災害に備えた点検や適切な予防措置を講じる。

さらに農作物の水害防止について、畑への排水対策等を指導し、被害の軽減を図る。

第４ 道路の水害予防

村、千葉県道路公社、長生土木事務所は、管理道路における側溝等の雨水排水施設の設置、点検、補修等を行う。

第２節 高潮災害予防対策

項　　目	担　　当
第１　海岸保全	長生土木事務所
第２　訓練・広報	総務課

第１ 海岸保全

県は、高潮、津波等による九十九里海岸の浸食等を予防するため、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」による海岸保全施設の整備等を推進する。

〈海岸保全施設の整備計画の概要〉

種別	整備方針	種類 新設◎､改良○	規模 （延長等､天端高） H27 現状	規模 （延長等､天端高） 計画	維持又は修繕の方法
整備区域（一連区間）：九十九里海岸　南九十九里一号地区（一松） 管理者：国土交通省 水管理・国土保全局					
浸食高潮	急激な侵食が連鎖的に伝播することを防止し、安定海浜を保つため、海岸利用や漁業活動への影響に配慮しながら養浜と施設整備（離岸堤）を組み合わせた対策を実施する。 また、沿岸漂砂の上手側の海岸で施設整備が進むことにより、将来的に侵食が波及することが予想されることから、汀線の変化を観測しながら、その予測される侵食に対し、必要に応じ養浜と追加施設※（離岸堤やヘッドランド）を整備する。また、今後、地域の実情に応じて、高潮・津波対策を実施していく。	護岸◎	L=1,138m T.P.3.7m	L=1,713m T.P.6.0m	海水浴など海岸利用が本格的に行われる時期や異常時を中心とした巡視、及び､原則として１回/5 年程度の定期点検を行い､洗掘などの地形変化や施設の変状（基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など）について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて､所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。
		堤防又は開口部処理（津波対策）◎○	－	一式 T.P.6.0m	
		ヘッドランド◎	－	１基	海水浴など海岸利用が本格的に行われる時期や異常時を中心とした巡視、及び､原則として１回/5 年程度の定期点検を行い､施設の変状（堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など）について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。
		突堤○	２基 L=300m	ヘッドランド化（改良） １基	海水浴など海岸利用が本格的に行われる時期や異常時を中心とした巡視、及び､原則として１回/5 年程度の定期点検を行い､施設の変状（堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など）について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。
		離岸堤◎	－	１基	海水浴など海岸利用が本格的に行われる時期や異常時を中心とした巡視、及び､原則として１回/5 年程度の定期点検を行い､施設の変状（堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など）について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。

また、県の九十九里浜侵食対策計画を推進し、一松海水浴場で砂浜幅 40m 以上を確保することを目的に、砂浜が存在しない区間を含めそれ以外の区域は越波が発生せず、護岸が破壊しないよう現状海浜断面地形を維持するための取組を推進する。

第２ 訓練・広報

１．高潮警報等伝達訓練

村は、関係機関合同の高潮警報等伝達訓練を実施し、通信機器等に関する不慣れの解消、誤伝達・伝達漏れの防止等を図る。

この訓練は報道機関の放送による高潮警報の伝達等をとり入れ、実践的に行う。

２．警戒区域の指定

村は、高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めるなど、必要な措置をとる。

第３節 風害の予防対策

項　　目	担　　当
第１　台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	総務課
第２　農作物等の風害防止対策	産業課、長生農業事務所、長生農業協同組合

第１ 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

村は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下の普及啓発を図る。

１．気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けるよう啓発する。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があることに留意する。

２．身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めることを普及する。

第２ 農作物等の風害防止対策

村、長生農業事務所、長生農業協同組合等は、農作物の風害防止について防風林・防風垣・砂防林・多目的防災網の設置等を指導し、被害の軽減を図る。また、降雹等の被害についても指導する。

第４節 雪害の予防対策

項　　目	担　　当
第１　道路雪害防止対策	まちづくり課、長生土木事務所、千葉県道路公社
第２　農作物等の雪害防止対策	産業課、長生農業事務所、長生農業協同組合

第１ 道路雪害防止対策

道路管理者（村、長生土木事務所、千葉県道路公社）は、路面の凍結防止や円滑な除雪を実施する体制を確保する。

(1) 職員の配備体制及び連絡系統の確立

(2) 除雪委託業者との連絡系統の確立

(3) 路面凍結防止剤の備蓄

(4) 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握

(5) 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保

(6) 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

第２ 農作物等の雪害防止対策

村は長生農業事務所、長生農業協同組合等と協力し、農作物の雪害防止について指導し、被害の軽減を図る。

第５節 防災体制の整備

項　　目	担　　当
第１　防災意識の向上	総務課、子ども教育課、産業課、長生郡市広域消防本部、消防団
第２　消防体制の整備	長生郡市広域消防本部
第３　要配慮者等の安全確保のための体制整備	総務課、企画財政課、健康推進課、福祉課、地域包括支援センター、子ども教育課、各施設管理者
第４　情報通信体制の整備	総務課
第５　備蓄・物流計画	総務課、健康推進課、産業課、県、長生郡市広域消防本部
第６　防災関連施設の整備	総務課、各施設所管課
第７　帰宅困難者等対策	総務課、産業課、子ども教育課、通信事業者、交通事業者、大規模集客施設事業者、企業、学校
第８　防災体制の整備	各課、各施設所管課、長生郡市広域消防本部

第１ 防災意識の向上

地震・津波編　第２章「第１節　防災意識の向上」に準ずる。

第２ 消防体制の整備

地震・津波編　第２章「第４節　消防体制の整備」に準ずる。

第３ 要配慮者等の安全確保のための体制整備

地震・津波編　第２章「第６節　要配慮者等の安全確保のための体制整備」に準ずる。

第４ 情報通信体制の整備

地震・津波編　第２章「第７節　情報通信体制の整備」に準ずる。

第５ 備蓄・物流計画

地震・津波編　第２章「第８節　備蓄・物流計画」に準ずる。

第６ 防災関連施設の整備

地震・津波編　第２章「第９節　防災関連施設の整備」に準ずる。

第７ 帰宅困難者等対策

地震・津波編　第２章「第１０節　帰宅困難者等対策」に準ずる。

第８ 防災体制の整備

地震・津波編　第２章「第１１節　防災体制の整備」に準ずる。

第３章　災害応急対策計画

第１節 組織及び動員計画

項　　目	担　　当
第１　村職員の配備	各班
第２　村災害体制本部の設置	各班

第１ 村職員の配備

風水害に対する村職員の配備基準、体制は次のとおりとし、気象警報等の種類によっては自動配備をとる。

なお、非常配備職員の編成計画は毎年作成し、職員に周知しておく。

〈風水害時の非常配備基準〉

配備種別	配 備 基 準	配 備 内 容	配備人員
第１配備 （注意配備）	次の注意報の１以上が発令され、村長が必要と認めたとき ① 大雨注意報 ② 高潮注意報 ③ 洪水注意報	防災関係課の職員で情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする	総務課
第２配備 （警戒配備）	(1) 次の警報の１以上が発令され、村長が必要と認めたとき ① 大雨警報 ② 暴風警報 ③ 高潮警報 ④ 洪水警報 (2) 次の状況により、村長が必要と認めたとき ① 本村が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき（確率 70%以上） ② 本村付近に「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき	第１配備体制を強化し、状況により速やかに災害対策本部が設置できる体制とする	総務課、産業課、まちづくり課、下水環境課及び自衛消防隊

災害対策本部設置後

配備種別	配 備 基 準	配 備 内 容	配備人員
第３配備 （非常配備）	局地的な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で本部長が必要と認めたとき （例） ・本村付近が台風の暴風域に入る確率がほぼ100%の場合 ・大規模な停電、断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき	水防、救助活動、広報及び情報収集等が円滑に行える体制とする	村長、副村長、教育長、会計管理者、各課等の長、４級以上職員（保育士を除く）、自衛消防隊及び総務課、産業課、まちづくり課、下水環境課
第４配備 （非常配備）	災害が発生した場合、又は発生が予想される場合で本部長が必要と認めたとき	第３配備体制を強化し対処する体制とする	第３配備人員及び住民課、福祉課、健康推進課の一部職員
第５配備 （非常配備）	全域にわたり災害が発生し、第４配備体制では対処できない場合、又は本部長が必要と認めたとき	村のすべての機能をもって対処する体制とする	全職員

※村長（本部長）は必要に応じて、配備人員を増減することができる。

また、職員は非常配備の際及び非常配備に備え、次の事項を遵守する。

①　配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。 ②　勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。 ③　状況に応じて不急の行事、会議、出張等を中止する。 ④　正規の勤務時間が終了しても所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。 ⑤　速やかに災害対策作業を開始できる服装、名札等を用意する。 ⑥　自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

１．職員の動員

(1) 勤務時間内

勤務時間内は、庁内放送及び各課への連絡等を通じて各職員に非常配備を周知する。動員職員は、直ちにあらかじめ指定された参集場所に参集する。

また、被害状況等により、職員の安否を確認した上で必要に応じて村長判断による配備体制をとる。

(2) 勤務時間外

ア　状況確認

村職員は、気象警報等の発表状況をテレビ、ラジオ、インターネット等で速やかに確認し、自らの配備基準に該当する場合は、家族の身の安全を確認した後、できる限り早く登庁し、配備に就く。

また、職員連絡メールを受信した場合は、その内容に応じて参集等の行動をとる。

イ　参集行動

指名職員（避難所担当職員等）はあらかじめ指定された場所に参集し、その他の職員は通常の勤務場所に参集する。緊急に参集する際は、防災服又は作業に適する服装を着用し身分証明書を携帯する。

参集途上においては可能な限り被害状況等の把握に努め、参集後直ちに参集施設の責任者に報告するほか、参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、最寄りの防災機関へ通報し、援助を求める。

なお、災害の状況により参集場所への移動が不可能な場合は最寄りの村の施設に参集し、当該施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

ウ　役場当直の対応

役場当直の職員が災害情報等を収受したときは、直ちに総務課長に報告する。

総務課長は村長等に状況報告し、また、配備等に関する指示を受け、必要な職員を動員するよう各課長に連絡する。

２．警戒活動（災害対策本部設置前）

(1) 課長の対応

各課長は、気象情報等を収集し、台風や豪雨による被害が予想される場合は、非常配備等の指示の有無に係わらず、必要な職員を配置し、また、連絡体制を確立し、所管する区域の巡視や施設の点検等の警戒活動を開始する。

非常配備態勢が発令された場合は､関係職員を動員し､所管する警戒活動業務の指揮をとる。また、配備した職員や活動状況を総務課に随時報告する。

総務課長は、村長及び副村長が不在かつ緊急を要する場合、村長及び副村長に代わって次の行為をすることができる。この場合、総務課長は、その旨を速やかに村長に報告する。

①　避難指示等の発令（災害対策基本法第 56 条、第 60 条、村長の権限）
②　警戒区域の設定（災害対策基本法第 63 条、村長の権限）
③　通行規制（道路法第 46 条、道路管理者の権限）

(2) その他の職員の対応

勤務時間外に参集した職員は、課長等の指示に基づき、警戒活動を開始する。

役場においては、概ね次の警戒活動を実施するものとし、参集職員は積極的にこれらの活動に協力する。

〈災害初期の主な警戒活動〉

① 防災行政無線（同報系）、防災アプリ等による住民への情報伝達
② 防災行政無線（移動系）等による情報収集
③ 県及び防災関係機関との情報連絡
④ 災害対策本部設置の準備
⑤ 避難所、救護所の設置準備及び開設運営の支援、その他救護活動の準備
⑥ 住民からの通報等の対応
⑦ 参集職員の指揮
⑧ 自主防災組織（自治会等）役員との連絡調整
⑨ 災害情報の収集
⑩ 住民への避難の呼びかけ
⑪ その他総務課長等の指示事項

第２ 村災害対策本部の設置

１．災害対策本部の設置

(1) 設置基準

村長は、「非常配備基準（風水害時)」の３号配備、４号配備又は５号配備に該当する場合、長生村災害対策本部（以下「村本部」という。）を設置する。

(2) 本部室の設置

本部室を役場庁舎３階会議室に設置する。また、役場庁舎が使用不能な場合は、長生村交流センター（第１候補）又は長生村文化会館（第２候補）に設置する。

(3) 設置の通知

村本部を設置したとき及び解散したときは県に通知するほか、村職員その他必要な機関に周知する。

通　知　先	通　知　方　法
村職員	庁内放送、村防災行政無線、職員連絡メール、電話・口頭
県（危機管理課）	県防災行政無線電話、ＦＡＸ、県防災情報システム、メール
防災関係機関	県防災行政無線、電話、口頭、メール
住　民	村防災行政無線、広報車、村ホームページ、防災メール、ＳＮＳ（Twitter、Facebook 等)、緊急速報メール、Ｌアラート
報道機関	電話、ＦＡＸ、記者発表
隣接市町	電話、ＦＡＸ、文書、メール

２．本部組織の確立・運営

地震・津波編　第３章　第１節　第２「２．本部組織の確立・運営」に準ずる。

３．職員の配置・応援等

地震・津波編　第３章　第１節　第２「３．職員の配置・応援等」に準ずる。

４．災害特別調査班の編成

地震・津波編　第３章　第１節　第２「４．災害特別調査班の編成」に準ずる。

５．現地災害対策本部の設置

地震・津波編　第３章　第１節　第２「５．現地災害対策本部の設置」に準ずる。

６．防災関係機関との連携

地震・津波編　第３章　第１節　第２「６．防災関係機関との連携」に準ずる。

７．県との連携

地震・津波編　第３章　第１節　第２「７．県との連携」に準ずる。

８．村本部の解散

地震・津波編　第３章　第１節　第２「８．村本部の解散」に準ずる。

第２節 情報通信対策計画

項　　目	担　　当
第１　気象情報の収集・伝達	総括班、情報班、各班、各防災関係機関
第２　通信の確保	各班、各防災関係機関
第３　被害情報等の収集・報告	各班、各防災関係機関
第４　災害広報・報道対応	総括班、情報班
第５　災害相談窓口の設置	総括班、各班
第６　被災者台帳の作成	総括班、各班

第１ 気象情報の収集・伝達

１．気象観測情報の把握

村（総括班）は、千葉県防災情報システムが提供する各種防災気象情報を監視し、必要に応じて関係各班に情報提供する。

２．気象警報等の伝達

村（情報班）は、村域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、関係者にその旨を伝達する。なお、特別警報が発表された場合は速やかに住民にその旨を伝達し、直ちに身の安全を守る行動をとるよう呼びかける。

〈気象警報等の種類〉

注 意 報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷・着雪
警　　報	大雨（浸水害、土砂災害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
特別警報	大雨（浸水害、土砂災害）、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪
そ の 他	記録的短時間大雨情報

【資料編「気象警報・注意報発表基準一覧」】

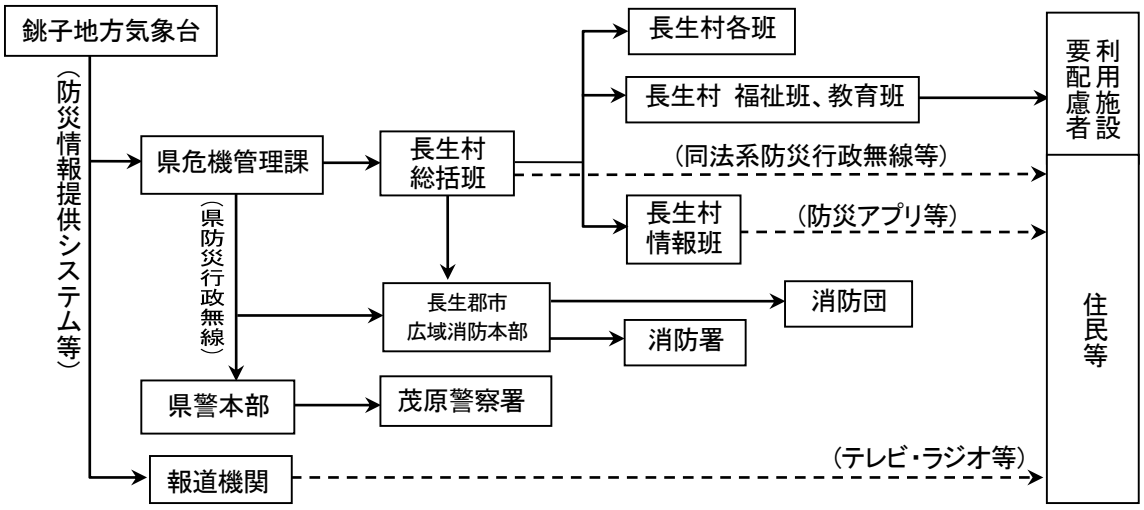

〈気象警報等の伝達系統〉

３．特別警戒水位到達情報の伝達

水位周知河川である一宮川又は南白亀川の特別警戒水位到達情報等が通知された場合、村（総括班）は関係各班を通じて浸水想定区域内の住民及び要配慮者利用施設の管理者等にその旨を伝達する。

【資料編「水位周知河川等の水位観測所・基準水位」】

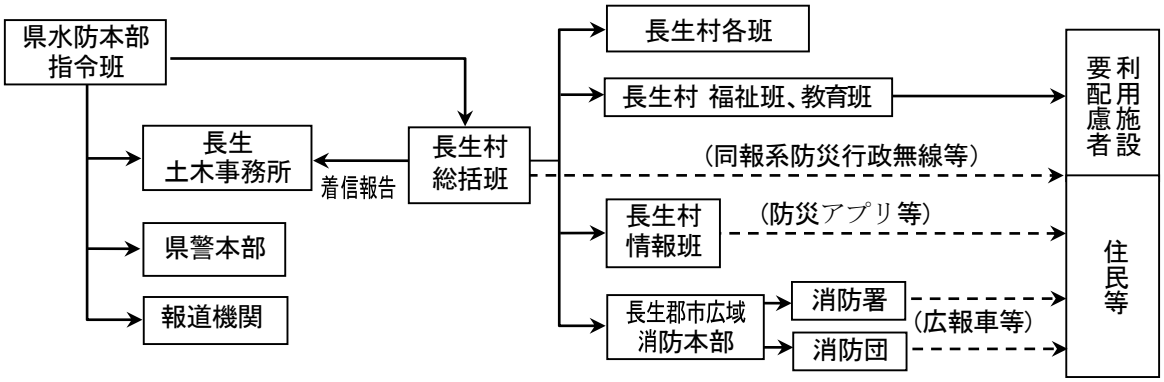

〈特別警戒水位到達情報の伝達系統〉

４．水防警報の伝達

水防警報河川である一宮川、南白亀川の水防活動のための水防警報については、長生村水防計画に基づいて伝達する。

５．異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を村（総括班、消防班）、警察官又は海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに村（総括班、消防班）に通報する。通報を受けた村（総括班）は、直ちに次の機関に通報する。

(1) 銚子地方気象台
(2) その災害に関係のある近隣市町村
(3) 最寄りの県出先機関及び警察署

第２ 通信の確保

地震・津波編　第３章　第２節「第２　通信の確保」に準ずる。

第３ 被害情報等の収集・報告

地震・津波編　第３章　第２節「第３　被害情報等の収集・報告」に準ずる。

第４ 災害広報・報道対応

地震・津波編　第３章　第２節「第４　災害広報・報道対応」に準ずる。

第５ 災害相談窓口の設置

地震・津波編　第３章　第２節「第５　災害相談窓口の設置」に準ずる。

第６ 被災者台帳の作成

地震・津波編　第３章　第２節「第６　被災者台帳の作成」に準ずる。

第３節 風水害等避難計画

項　　目	担　　当
第１　避難指示等の発令	総括班、長生郡市広域消防本部、消防班、県、茂原警察署、銚子海上保安部、自衛隊
第２　避難誘導等	総括班、消防班、茂原警察署、福祉班、渉外班、情報班、長生保健所、自主防災組織（自治会等）
第３　避難所の開設・運営	総括班、避難所担当職員、福祉班、物資班、各班
第４　在宅等避難者の支援	物資班
第５　臨時避難所の確保等	総括班
第６　安否照会への対応	情報班

第１ 避難指示等の発令

１．避難指示等

(1) 避難指示等の発令

村長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難を指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保を指示する。

また、避難指示等に先立ち、住民の立ち退き避難の準備と要配慮者等の立ち退き避難の開始を促すため「高齢者等避難」を発表する。

なお、立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは「緊急安全確保」を発令する。

その他、知事、警察官、海上保安官、自衛官等は、災害対策基本法等の規定に基づき、災害から人命等を保護する必要がある場合は当該地域の住民等に対して避難指示等を発令する。

〈避難指示等の発令権者及び要件〉

発令者	種類	要　　件	根　　拠
村　長	災害全般 (指示、緊急安全確保)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法 第 60 条
知　事	災害全般 (指示、緊急安全確保)	市町村が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき。	
警察官 海上保安官	災害全般 （指　示）	村長が指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったとき。	災害対策基本法 第 61 条
自衛官	災害全般 （指　示）	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき。	自衛隊法 第 94 条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水・高潮 （指　示）	洪水、高潮により著しい危険が切迫していると認めるとき。	水防法 第 29 条

〈避難指示等の種類と住民等の行動〉

［警戒レベル］ 避難情報等	居住者等がとるべき行動等
［レベル５］ 緊急避難確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険　直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
［レベル４］ 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。
［レベル３］ 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者※等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、又は避難の準備をするなど自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

（注）「立退き避難」とは災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等にいては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。
「屋内安全確保」とは災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

(2) 洪水等に対する避難指示等の発令

本部長（総括班）は、河川の氾濫及び高潮に対し、防災気象情報、気象台や県（長生土木事務所）からの助言、現場の巡視報告、住民からの通報等を考慮し、総合的かつ迅速に避難指示の発令を行い、発令基準は次のとおりとする。

また、５段階の警戒レベルに対応した情報提供を行うこととし、具体的な実施要領は「災害時職員対応マニュアル」に定める。

〈避難指示等の発令基準（洪水・高潮）〉

区分		発令の判断基準
［警戒レベル５］ 緊急安全確保	洪水 高潮	河川の氾濫等の災害が実際に発生していることを把握した場合に発令するものとする。
［警戒レベル４］ 避難指示	洪水	次の 1～4 のいずれか１つに該当する場合に発令するものとする。 1. 一宮川（早野観測所）、内谷川（南白亀川虎橋水位観測所）において氾濫危険水位（一宮川：7.66m・内谷川：2.00m）を超え、且つ降雨状況及び近隣の雨量予測等から、氾濫の危険性が極めて高いと判断される状況。 2. 長生土木事務所からの情報により避難の必要性が高いと判断される状況。 3. 職員、自主防災組織、消防団等による地域情報から浸水の危険性が高いと判断した状況。 4. 漏水等が発見された状況。
	高潮	次の 1～2 のどちらかに該当する場合に発令するものとする。 1. 高潮警報が発表され且つ、台風等の規模と予測進路等から、越波・越流の危険性が高いと判断される状況。 2. 職員、自主防災組織、消防団等による地域情報から、越波・越流の危険性が高いと判断される状況。
［警戒レベル３］ 高齢者等避難	洪水	一宮川（早野観測所）、内谷川（南白亀川虎橋水位観測所）において氾濫注意水位（一宮川：5.25m・内谷川：1.30m）を超え、且つ降雨状況及び近隣の雨量予測等から、氾濫の可能性があると判断される状況。
	高潮	気象台が高潮警報を発表することを明らかにしており、台風等の規模と予測進路等から、越波・越流の可能性があると判断される状況。

※洪水・高潮に関しては警戒レベルを用いて発令をする。

２．警戒区域の設定

地震・津波編　第３章　第３節　第１「２．警戒区域の設定」に準ずる。

３．避難指示等の解除

地震・津波編　第３章　第３節　第１「３．避難指示等の解除」に準ずる。

４．情報共有

地震・津波編　第３章　第３節　第１「４．情報共有」に準ずる。

５．複合災害時の措置

洪水、高潮などの同時発生が予想される場合には、それらすべての災害危険区域を避難対象地区とし、すべての災害事象に対応する指定緊急避難場所へ避難するよう住民等に伝達する。

６．広域避難

避難指示等を行った場合の立退き先を村内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に避難させる必要がある場合に、災害対策基本法による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

(2) 広域避難の受入

他市町村又は県から本村への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

第２ 避難誘導等

地震・津波編　第３章　第３節「第２　避難誘導等」に準ずる。

第３ 避難所の開設・運営

避難指示等を発令した場合及び災害救助法の適用が見込まれる場合、本部長（村長）は避難所の開設・運営を開始する。また、災害救助法の適用後は知事が実施主体となり、村長（本部長）は知事を補助する。

なお、避難所の開設・運営は「長生村避難所運営の手引き」を基本とし、避難所運営委員会が整備された地域においては避難者による自治運営を推進し、未整備の地域においては臨時の避難所運営委員会を速やかに組織する。

１．避難所の開設・避難者の受入れ

(1) 避難所の開設

村本部長（総括班）は、新型コロナウイルス等感染症の感染防止のため避難所の過密防止を考慮しつつ、災害の状況に応じて開設する避難所を決定し、避難所担当職員に開設を指示するとともに、県に状況を報告する。

(2) 避難者の収容

避難所担当職員は、施設管理者、自主防災組織（自治会等）と協力して避難者を受け入れ、また、避難者名簿を作成して入退所を管理し、村本部（情報班）に報告する。

また、村（情報班）は避難者名簿をとりまとめ、村内の避難者を把握する。

２．避難所の運営・避難者の生活支援

地震・津波編　第３章　第３節　第３「２．避難所の運営・避難者の生活支援」に準ずる。

３．避難所の閉鎖

地震・津波編　第３章　第３節　第３「３．避難所の閉鎖」に準ずる。

第４ 在宅等避難者の支援

地震・津波編　第３章　第３節「第４　在宅等避難者の支援」に準ずる。

第５ 臨時避難所の確保等

地震・津波編　第３章　第３節「第５　臨時避難所の確保等」に準ずる。

第６ 安否照会への対応

地震・津波編　第３章　第３節「第６　安否照会への対応」に準ずる。

第４節 竜巻等対策

項　　目	担　　当
第１　竜巻情報の収集・伝達	総括班、情報班
第２　竜巻被害への対応	建設・環境班

第１ 竜巻情報の収集・伝達

１．竜巻情報等気象情報の収集

村（総括班）は、気象庁から竜巻注意情報が発表された場合、その確度等を踏まえ、 必要に応じて住民等へ速やかな広報を行う。

特に、竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて同報系防災行政無線等で速やかに竜巻への注意喚起を図る。

２．被害情報の収集・伝達、調査

村（総括班）は、被災区域周辺の公共施設所管課に対して被害状況等の確認と報告を要請する。また、状況に応じて国や関係機関から航空写真等を入手し、被災区域や被害の概況を速やかに把握し、災害救助法の早期適用を県に要請する。

なお、竜巻等の突風災害は被災区域が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進むことから、村（情報班）は、被害家屋調査及び罹災証明の発行を速やかに実施する。

第２ 竜巻被害への対応

竜巻発生時における各種応急措置は本章各節に定める内容に準ずるが、竜巻等の突風災害の場合は次の点に留意する。

１．がれき等の処理

竜巻等の災害では、強風によって敷地内へ運ばれた廃棄物の撤去も必要となるため、村（建設・環境班）は、がれき収納用の土のう袋等を調達し、被災者への供給に努める。また、被災地区での仮置場の設置や戸別収集の実施を検討し、必要な対応を図る。

２．被災家屋の復旧支援

地震・津波編　第３章 第１９節「第７ ブルーシートの供給等」に準ずる。

第５節 要配慮者等の支援計画

地震・津波編　第３章「第５節　要配慮者等の支援計画」に準ずる。

第６節 消防・水防対策計画

項　　目	担　　当
第１　消防・救助・救急活動	長生郡市広域消防本部、消防班
第２　危険物等の対策	長生郡市広域消防本部
第３　水防活動	総括班、建設・環境班、長生郡市広域消防本部、消防班

第１ 消防・救助・救急活動

地震・津波編　第３章　第６節「第１　消防・救助・救急活動」に準ずる。

第２ 危険物等の対策

地震・津波編　第３章　第６節「第２　危険物等の対策」に準ずる。

第３ 水防活動

洪水のおそれがある場合は「長生村水防計画」に基づき、水防本部組織による水防活動を行う。なお、災害対策本部を設置した場合は、水防本部の事務を災害対策本部に引き継ぐ。

第７節 医療･救護計画

地震・津波編　第３章「第７節　医療・救護計画」に準ずる。

第８節 災害警備計画

項　　目	担　　当
第１　災害警備	茂原警察署
第２　防犯活動	総括班、茂原警察署

第１ 災害警備

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

１．警備体制

警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(1) 連絡室

大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

(2) 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

(3) 災害警備本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

２．活動要領

①　要員の招集及び参集	②　気象情報及び災害情報の収集及び伝達
③　装備資機材の運用	④　通信の確保
⑤　救出及び救護	⑥　避難誘導及び避難地区の警戒
⑦　警戒線の設定	⑧　災害の拡大防止と二次災害の防止
⑨　報道発表	⑩　行方不明者の捜索及び迷子等の保護
⑪　死傷者の身元確認、遺体の収容	
⑫　交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）	
⑬　地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）	
⑭　協定に基づく関係機関への協力要請	⑮　その他必要な応急措置

第２ 防犯活動

地震・津波編　第３章　第８節「２　防犯活動」に準ずる。

第９節 交通・輸送対策

項　　目	担　　当
第１　道路災害の警戒	建設・環境班、総括班、茂原警察署、長生土木事務所、千葉県道路公社
第２　緊急通行路線の確保	建設・環境班、茂原警察署、長生土木事務所、千葉県道路公社
第３　緊急輸送	総括班、福祉班、建設・環境班

第１ 道路災害の警戒

１．大雨・洪水時の警戒

各道路管理者（村建設・環境班、長生土木事務所、千葉県道路公社）及び警察署は、風水害の警戒段階から管理する道路の巡視、点検を行うとともに、相互に連携して被災状況や交通規制等の状況を共有する。

特に、避難指示等が発令された場合は、避難対象地区の道路の浸水、倒木等の被害状況を確認し、危険な状況等を確認した場合は速やかに村（総括班）に伝達する。

２．降雪時の警戒

各道路管理者は道路の積雪状況を巡視し、幹線道路、積雪状況、交通量等を考慮して除雪路線や優先区間等を検討し、相互に連携して除雪を行う。

また、積雪状況や路面状況等を考慮し、凍結防止剤、融雪剤等を散布し、状況に応じて交通規制を実施し、交通の安全を確保する。

第２ 緊急通行路線の確保

地震・津波編　第３章　第９節「第１　緊急通行路線の確保」に準ずる。

第３ 緊急輸送

地震・津波編　第３章　第９節「第２　緊急輸送」に準ずる。

第１０節 水・食料・生活物資等対策

地震・津波編　第３章「第 10 節　水・食料・生活物資等対策」に準ずる。

第１１節 応援等の要請・受入れ計画

地震・津波編　第３章「第 11 節　応援等の要請・受入計画」に準ずる。

第１２節 応急教育等対策

地震・津波編　第３章「第 12 節　応急教育等対策」に準ずる。

第１３節 応急保育計画

地震・津波編　第３章「第 13 節　応急保育計画」に準ずる。

第１４節 帰宅困難者等対策

地震・津波編　第３章「第 14 節　帰宅困難者等対策」に準ずる。

第１５節 保健活動・防疫計画

地震・津波編　第３章「第 15 節　保健活動・防疫計画」に準ずる。

第１６節 遺体の捜索・処置・埋火葬計画

地震・津波編　第３章「第 16 節　遺体の捜索・処理・埋火葬計画」に準ずる。

第１７節 災害廃棄物・障害物等対策

地震・津波編　第３章「第 17 節　災害廃棄物・障害物等対策」に準ずる。

第１８節 環境汚染等対策

地震・津波編　第３章「第 18 節　環境汚染等対策」に準ずる。

第１９節 住宅等応急対策計画

地震・津波編　第３章「第 19 節　住宅等応急対策計画」に準ずる。

第２０節 ライフライン施設等応急対策計画

地震・津波編　第３章「第 20 節　ライフライン施設等応急対策計画」に準ずる。

第２１節 災害ボランティア対応計画

地震・津波編　第３章「第 21 節　災害ボランティア対応計画」に準ずる。

第２２節 災害救助法適用事務計画

地震・津波編　第３章「第 22 節　災害救助法適用事務計画」に準ずる。

第４章 災害復旧・復興計画

第１節 被災者の生活再建支援

地震・津波編　第４章「第１節　被災者の生活再建支援」に準ずる。

第２節 災害復旧事業の推進

地震・津波編　第４章「第２節　災害復旧事業の推進」に準ずる。

第３節 災害復興計画

地震・津波編　第４章「第３節　災害復興計画」に準ずる。

大規模事故編

《目　次》

第１章 総　論 …… 219
第１節 計画の目的等 …… 221
第１ 計画の目的 …… 221
第２ 計画の対象 …… 221
第３ 計画の修正等 …… 221
第４ 他の計画との関係 …… 221
第５ 計画の基本的考え方 …… 221
第２節 大規模事故への体制 …… 222
第１ 村の活動体制 …… 222
第２ 災害救助法の適用 …… 223
第２章 大規模事故対策計画 …… 225
第１節 大規模火災対策計画 …… 227
第１ 予防計画 …… 227
第２ 応急対策計画 …… 228
第２節 危険物等災害対策計画 …… 229
第１ 予防計画 …… 229
第２ 応急対策計画 …… 230
第３節 航空機災害対策計画 …… 232
第１ 予防計画 …… 232
第２ 応急対策計画 …… 232
第４節 鉄道災害対策計画 …… 234
第１ 予防計画 …… 234
第２ 応急対策計画 …… 234
第５節 道路災害対策計画 …… 236
第１ 予防計画 …… 236
第２ 応急対策計画 …… 236
第６節 海上災害対策計画 …… 238
第１ 予防計画 …… 238
第２ 応急対策計画 …… 238
第７節 油等海上流出災害対策計画 …… 240
第１ 予防計画 …… 242
第２ 応急対策計画 …… 242
第８節 放射性物質事故対策計画 …… 244
第１ 予防計画 …… 245
第２ 応急対策計画 …… 246
第３ 復旧計画 …… 249
第９節 大規模停電対策計画 …… 250
第１ 予防計画 …… 250
第２ 応急対策計画 …… 250

第１章 総　論

第１節 計画の目的等

第１ 計画の目的

近年の社会基盤の整備や産業の高度化等により、自然災害だけでなく、社会的な原因による事故災害が発生し、住民の生活に多大な影響を及ぼす危険性が増大している。

長生村内及び周辺は、上空が航空路となっていることなどから、航空機事故等が発生するおそれがあるほか、通過船舶の事故による海難事故や油流出事故が発生する可能性も存在する。また、大規模施設の立地や土地利用の多様化に伴う大規模火災などに対する防災対策の一層の充実強化が求められている。

本計画は、これらの事故災害から住民の生命、身体及び財産を保護することを目的にそれぞれの事故災害に対応した基本方針、予防計画、応急対策計画について定めたものである。

なお、この計画に定められていないものについては、地震・津波編に準ずるものとする。

第２ 計画の対象

本計画の対象は、災害対策基本法第２条及び同施行令第１条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える以下の災害である。

〈対象とする事故災害〉

(1) 大規模火災	(2) 林野火災
(3) 危険物等災害	(4) 航空機災害
(5) 鉄道災害	(6) 道路災害
(7) 海上災害	(8) 油等海上流出災害
(9) 放射性物質事故	(10)大規模停電

第３ 計画の修正等

総則編　第１節「第３　計画の修正等」に準ずる。

第４ 他の計画との関係

総則編　第１節「第４　他の計画との関係」に準ずる。

第５ 計画の基本的考え方

総則編「第２節　計画の基本的考え方」に準ずる。

第２節 大規模事故への体制

大規模事故災害への対応は、原則として、第１に事故の原因者、第２に消防及び警察が当たるが、事故による被害が甚大な場合、周辺住民等に影響を及ぼすおそれがある場合は、村及び防災関係機関が協力して必要な対応を行う。

なお、各防災関係機関の所掌業務は、総則編「第３節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第１ 村の活動体制

１．事故本部設置前の体制

村長（総務課）は、事故災害による被害が発生し、又は発生が予想され、必要と認めるときは、情報収集体制、災害注意体制又は災害警戒体制をとり、必要な職員を配備する。

なお、職員の動員、警戒活動は、地震・津波編に準ずる。

【地震・津波編　第３章 第１節「第１　村職員の配備」参照】

２．事故対策本部の設置

村長（総務課）は、事故災害により重大な被害が発生し、必要と認めるときは、事故災害対策本部を設置し、必要な職員を配備する。

なお、事故災害対策本部の組織及び運営並びに配備体制は、災害対策本部に準ずる。

【地震・津波編　第３章 第１節「第２　村災害対策本部の設置」参照】

３．現地調整所の設置

災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認める場合、村（総務課）及び長生郡市広域消防本部は県と連携して現地調整所を速やかに設置する。

４．情報収集・報告

村（総務課）及び長生郡市広域消防本部は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県に報告できない場合、又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合は、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁へも報告する（覚知後 30 分以内）。

〈消防庁への報告要領〉

(1) 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）が発生した場合は、県に加えて消防庁にも報告
(2) 通信の途絶等により県に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁へ変更
(3) 119番通報の殺到状況時には、その状況を消防庁及び県に報告

〈火災・災害等即報要領の直接即報基準〉

火災等直接即報	建　物　火　災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	交通機関の火災	(1) 航空機火災 (2) タンカー火災 (3) 社会的影響度が高い船舶火災 (4) トンネル内車両火災 (5) 列車火災
	危険物等に係る事故	(1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの ア　海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ　500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏洩等 (5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏洩で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害等	(1) 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏洩 (2) 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 (3) 基準以上の放射線が検出される等の通報が市町村長にあったもの (4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏洩があったもの
	その他特定の事故	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
救急・救助事故		死者、負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャックによる救急・救助事故 (4) 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

第２ 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震・津波編に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

第２章　大規模事故対策計画

第１節 大規模火災対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	長生郡市広域消防本部
第２　応急対策計画	総括班、情報班、福祉班、長生郡市広域消防本部、消防団、茂原警察署

大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第１ 予防計画

１．出火防止、初期消火の普及

地震・津波編　第２章　第３節「第１　地震火災の防止」に準ずる。

２．不燃化の促進

地震・津波編　第２章　第３節「第２　防災空間の整備・拡大」に準ずる。

３．防災空間の整備・拡大

地震・津波編　第２章　第３節「第２　防災空間の整備・拡大」に準ずる。

４．大規模建築物等の防火促進

⑴ 多数の者を収容する建築物

長生郡市広域消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

ア　自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施

イ　消火、通報、避難等の訓練の実施

ウ　建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施

エ　収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施

オ　従業員等に対する防災教育の実施

⑵ 大規模建築物の防火対策

長生郡市広域消防本部は、大規模建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記「多数の者を収容する建築物」の防火対策に加え下記事項について指導する。

ア　消防防災システムのインテリジェント化の推進

①　高水準消防防災設備の整備

②　複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

③　防災センターの整備

イ　自衛消防業務に従事する職員に対する指導

５．文化財の防火対策

地震・津波編　第２章　第 11 節「第４　文化財保護対策の推進」に準ずる。

６．消防体制・施設の整備

地震・津波編　第２章　第４節「第１　消防体制・施設の強化」に準ずる。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

村（総括班）及び長生郡市広域消防本部は、火災の状況に応じた職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとり、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

２．情報収集・伝達体制

村（総括班、情報班）及び長生郡市広域消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。また、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

３．消防活動

長生郡市広域消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

４．救急救助

長生郡市広域消防本部は、火災現場の救助活動を行い、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。

５．交通対策

警察署は各道路管理者と連携し、火災現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制を適切に実施する。

６．避難

火災の拡大等により危険が予想される地区に対し、村（総括班）は必要に応じて避難指示の発令又は警戒区域の設定を行い、長生郡市広域消防本部は必要に応じて警戒区域の設定を行う。

警察署、村（消防班）は、避難指示等の伝達、避難誘導に協力する。

７．広報活動

村（総括班）は、火災の状況や住民の防災行動等について、同報系防災行政無線、防災アプリ等により広報する。

８．遺体の収容

村（福祉班）は、警察署と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体を収容する。

第２節 危険物等災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	長生郡市広域消防本部、長生保健所、事業所
第２　応急対策計画	総括班、情報班、消防班、長生保健所、長生郡市広域消防本部、長生郡市広域水道部、茂原警察署、銚子海上保安部

本節では、石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策並びに特別防災区域における災害に伴う周辺地域の防災対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、「第５節　道路災害対策計画」の定めるところによる。

また、危険物等とは次のものをいう。

〈危険物等の種類〉

(1) 危険物：消防法第２条第７項に規定されているもの
　（例）石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など
(2) 火薬類：火薬類取締法第２条に規定されているもの
　（例）火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など
(3) 高圧ガス：高圧ガス保安法第２条に規定されているもの
　（例）液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど
(4) 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法第２条に規定されているもの
　（例）毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など
(5) 指定可燃物：危険物の規制に関する政令第１条の12に規定されているもの
　（例）紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類（タイヤ等）、再生資源燃料など

第１ 予防計画

１．危険物事故対策

(1) 消防の対策

長生郡市広域消防本部は、消防法に基づく危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令基準に不適合の場合は、直ちに改修、移転などの規制措置をとる。

また、危険物施設の現状把握及び的確な防災計画の策定、事業所等への監督指導の強化、事業所ごとの火災防災計画の作成及び隣接防災消防体制の強化、危険物関係職員等に対する防災教育等を推進する。

(2) 事業所等の対策

危険物事業所は、消防法等を遵守して危険物の災害予防措置に万全を期する。また、危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所は、その規模に応じて危険物保安監督者、危険物保安統括管理者及び危険物施設保安員を選任し、保安管理を徹底する。

また、自主的保安体制の確立、従業員教育、事業所相互の協力体制の確保を推進するほか、大規模な危険物施設を有する事業所等は、周辺住民の安全を確保するための防火壁等の設置を検討する。

２．高圧ガス事故対策

(1) 県及び消防の対策

県及び長生郡市広域消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。また、保有する防災資機材の報告を求め、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。その他、事業所等に対する保安教育、定期的な防災訓練に努める。

(2) 事業所の対策

高圧ガス事業所は、防災組織、通報体制、緊急動員体制、相互応援体制を確立し、また、防災資機材を整備し、従業員等の保全教育や防災訓練を推進する。

３．火薬類事故対策

(1) 県及び関係団体の対策

県及び火薬類関係団体は、火薬類関係施設の事業者に対して火薬類の取り扱いに関する防災知識の啓発等を行う。

(2) 事業所の対策

火薬類関係施設事業所は、警戒体制や防災体制を整備し、また、防災組織、通報体制、緊急動員体制及び相互応援体制を確立し、従業員の安全教育や防災訓練を推進する。

４．毒物劇物事故対策

(1) 県の対策

県（長生保健所）は、毒物劇物の製造業者及び輸入業者等に立入検査し、法令厳守や事故の未然防止措置や事故時の適切な対応について指導する。

(2) 事業所の対策

毒物劇物の製造業者、輸入業者、販売業者等は、取扱責任者の設置、管理体制の整備、施設の保守点検、作業員の教育訓練等を実施し、危害防止を図る。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

村（総括班）及び長生郡市広域消防本部は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

２．情報収集・伝達体制

村（総括班、情報班）及び長生郡市広域消防本部は、被災現地への職員派遣等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

３．消防活動

長生郡市広域消防本部及び村（消防班）は速やかに事故の状況を把握し、迅速に危険物等火災の性状に応じた消防活動を行うとともに、延焼や汚染の拡大防止に努める。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防組織に消防活動の応援や防災資機材の調達について協力を要請する。

４．救急救助

長生郡市広域消防本部及び村（消防班）は、事故現場の救助活動を行うとともに、負傷者等を

医療機関に搬送する。また、必要に応じて警察署、海上保安部等に協力を要請する。

５．交通対策

警察署は道路管理者と連携し、事故現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制や道路啓開を適切に実施する。また、海上保安部は、周辺海域の交通対策に万全を期する。

６．避難

火災の拡大、有毒物質の拡散等により危険が予想される地区に対し、村（総括班）は必要に応じて避難指示の発令又は警戒区域の設定を行い、長生郡市広域消防本部は必要に応じて警戒区域の設定を行う。

警察署、村（消防班）は、避難指示等の伝達、避難誘導に協力する。

７．広報

村（総括班）は、事故の状況や住民の防災行動等について、同報系防災行政無線、防災アプリ等により広報する。

８．水道汚染対策

長生保健所は、毒物劇物等が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合、長生郡市広域水道部に通報する。また、長生郡市広域水道部は、汚染防止対策等を講じる。

９．その他の対策

事故が発生した事業所は、状況に応じて次の対策を講じる。

(1) 危険物を取り扱う事業所

各種防災設備を有効活用した迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとるほか、従業員等の安全を確保する。

(2) 高圧ガスを取り扱う事業所

高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講じ、防災資機材が不足する場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

また、可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。

(3) 火薬類を取り扱う事業所

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(4) 毒物劇物製造者及び輸入業者等

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合、長生保健所、警察署、長生郡市広域消防本部に通報するとともに、自ら定める災害防止規定等に基づき、漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

第３節 航空機災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	総務課、長生郡市広域消防本部
第２　応急対策計画	総括班、情報班、福祉班、長生郡市広域消防本部、消防班、茂原警察署、銚子海上保安部

成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいい、本村は含まれない。）以外の区域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、また、発生するおそれのある場合に、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、予防計画及び応急計画を定める。

第１ 予防計画

村及び長生郡市広域消防本部は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、災害発生時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

村（総括班）及び長生郡市広域消防本部は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

２．情報収集・伝達体制

村（総括班、情報班）及び長生郡市広域消防本部は、事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。

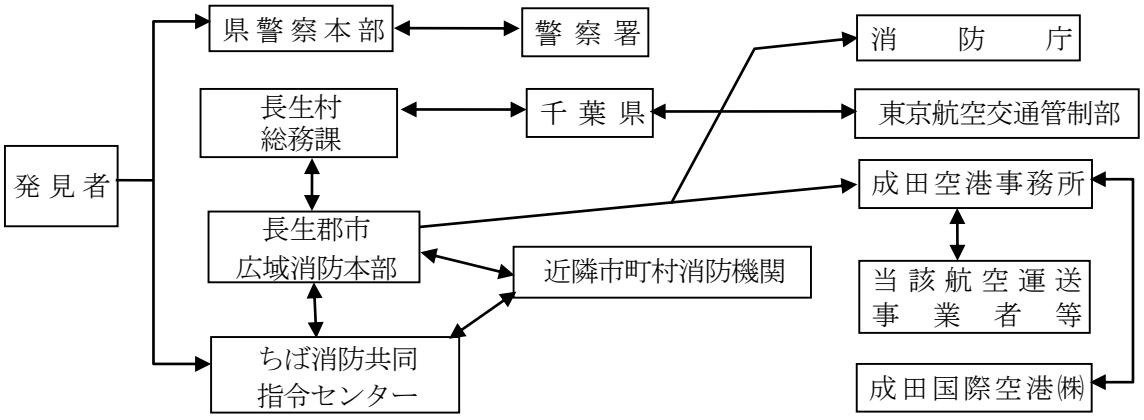

〈成田国際空港区域周辺以外で事故が発生した場合の情報受伝達ルート〉

３．消防活動

長生郡市広域消防本部及び村（消防班）は、近隣消防機関、警察と協力し、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を行う。また、消防活動を円滑に行うため火災警戒区域を設定する。

さらに、必要に応じて他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

４．救急救助

長生郡市広域消防本部及び村（消防班）は、災害現場における救助活動を行い、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、負傷者が多数の場合は応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、(一社)茂原市長生郡医師会、(一社)茂原市長生郡歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージや応急措置を行った後に搬送する。

５．交通対策

警察署は道路管理者と連携し、事故現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制や道路啓開を適切に実施する。

また、海上保安部は、周辺海域の交通対策に万全を期する。

６．避難

火災の拡大等により危険が予想される地区に対し、村（総括班）は必要に応じて避難指示の発令又は警戒区域の設定を行い、長生郡市広域消防本部は必要に応じて警戒区域の設定を行う。

警察署、村（消防班）は、避難指示等の伝達、避難誘導に協力する。

７．広報活動

村（総括班）は、事故の状況や住民の防災行動等について、同報系防災行政無線、防災アプリ等により広報する。

８．遺体の収容

村（福祉班）は警察署と連携して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体を収容する。

９．防疫

村（福祉班）は、情報等により遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検疫所等と連携し、地震・津波編　第３章「第 15 節 保健活動・防疫計画」に準ずる防疫活動を実施する。

第４節 鉄道災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	総務課、まちづくり課、長生郡市広域消防本部、東日本旅客鉄道(株)、長生土木事務所
第２　応急対策計画	総括班、情報班、福祉班、長生郡市広域消防本部、消防班、茂原警察署、東日本旅客鉄道(株)

鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故といった鉄道災害に対する対策について定める。

第１ 予防計画

１．連絡体制の整備

村、東日本旅客鉄道(株)及び関係機関は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

２．踏切等の改良、整備

国、県、村、道路管理者（村、県長生土木事務所）、鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

村（総括班）及び長生郡市広域消防本部は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

２．情報収集・伝達体制

村（総括班、情報班）及び長生郡市広域消防本部は、鉄道事故の通報を受けた場合、被災状況を把握して県及び関係機関に連絡する。

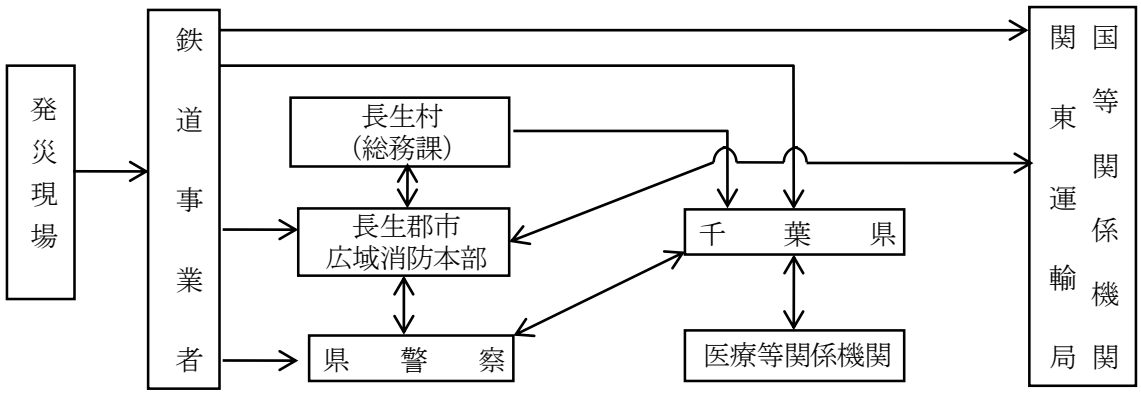

〈鉄道事故発生時の情報伝達ルート〉

〈関係機関連絡先〉

関係機関	担当課	防災無線 電　　話	防災無線 ＦＡＸ	ＮＴＴ 電　話	ＮＴＴ ＦＡＸ
関東運輸局	総務部総務課	－	－	045-211-7269	045-212-2017
東日本旅客鉄道㈱	千葉支社 運輸部指令室	640-721	640-722	0120-37-2125	043-254-3285

３．消防活動

長生郡市広域消防本部及び村（消防班）は、速やかに火災の状況を把握して消火活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

４．救助・救護活動

長生郡市広域消防本部及び村（消防班）は、災害現場における救助活動を行い、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、負傷者が多数の場合は応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、(一社)茂原市長生郡医師会、(一社)茂原市長生郡歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージや応急措置を行った後に搬送する。

５．交通対策

警察署は各道路管理者及び関係機関と連携し、事故現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制や道路啓開を適切に実施する。

６．避難

火災の拡大等により危険が予想される地区に対し、村（総括班）は必要に応じて避難指示の発令又は警戒区域の設定を行い、長生郡市広域消防本部は必要に応じて警戒区域の設定を行う。

警察署、村（消防班）は、避難指示等の伝達、避難誘導に協力する。

７．広報活動

村（総括班）は、事故の状況や住民の防災行動等について、同報系防災行政無線、防災アプリ等による広報活動を行う。

８．遺体の収容

村（福祉班）は警察署と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体の収容を行う。

９．鉄道事業者の応急・復旧対策

事故が発生した鉄道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 応急・復旧対策

旅客車走行中に事故が発生した場合、各社の事故対応規則等の定めるところにより、初期消火、救護活動等を適切に実施して被害を最小限にとどめるとともに、早急な復旧に努める。

(2) 代替交通行手段の確保

事故による運行停止区間の代替交通手段を確保するため、他の鉄道事業者やバス事業者等の協力を得て振替輸送やバス代行輸送などを実施する。

第５節 道路災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	まちづくり課、長生土木事務所、千葉県道路公社、県トラック協会
第２　応急対策計画	総括班、情報班、福祉班、長生郡市広域消防本部、消防班、茂原警察署、長生土木事務所、千葉県道路公社、輸送事業者

多数の死傷者を伴う道路災害に対し、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

第１ 予防計画

１．危険箇所の把握・改修

道路管理者（村、県長生土木事務所、千葉県道路公社）は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し、監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資機材の保有に努める。

２．危険物等積載車の災害予防

県トラック協会（長夷支部）は、危険物等を積載する輸送事業者に対して、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するよう周知する。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

村（総括班）及び長生郡市広域消防本部は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

２．情報収集・伝達体制

村（総括班、情報班）及び長生郡市広域消防本部は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

３．消防活動

危険物等積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際に講ずべき措置を伝達する。また、道路管理者（村まちづくり課、県長生土木事務所、千葉県道路公社）と協力して危険物の防除活動を実施する。

長生郡市広域消防本部及び村（消防班）は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

４．救急救助

長生郡市広域消防本部及び村（消防班）は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。

５．交通対策

警察署及び道路管理者は、事故現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制や道路啓開を適切に実施する。

６．避難

村（総括班）及び長生郡市広域消防本部は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案して、被害が予想される範囲に立ち入り禁止区域を設定する。

また、村（総括班）は、被害が予想される範囲の居住者等に避難指示を行う。

警察署、村（消防班）は、避難指示等の伝達、避難誘導に協力する。

７．広報活動

村（総括班）は、事故の状況や住民の防災行動等について、同報系防災行政無線、防災アプリ等により広報する。

８．遺体の収容

村（福祉班）は警察署と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体の収容を行う。

第６節 海上災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	銚子海上保安部
第２　応急対策計画	総括班、情報班、福祉班、長生郡市広域消防本部、消防班、茂原警察署、銚子海上保安部

本村周辺の海域において、船舶の衝突、乗り揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生を想定した対策を定める。

ただし、油等の流出事故については、「第７節　油等海上流出災害対策計画」に定めるところによる。

また、この計画の対象とする災害は次のとおりである。

(1) 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の死者、行方不明者を伴うもの

(2) 漁船の集団海難で、多数の死者、行方不明者を伴うもの

第１ 予防計画

銚子海上保安部等は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

村（総括班）及び長生郡市広域消防本部は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その他、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

２．情報収集・伝達体制

村（総括班、情報班）及び長生郡市広域消防本部は、海上事故災害が発生したとの連絡を受けた場合は、県、警察等の関係機関に連絡する。

また、海岸地域における事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

３．捜索・救助・救護活動

(1) 捜索

長生郡市広域消防本部、銚子海上保安部、警察署は、共同防災組織等と連携し、直ちに海岸及び海域において被災者の捜索活動を行う。

(2) 消火

銚子海上保安部は、船舶等の火災が発生した場合、「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書」に基づき消防機関と連携して対処する。

(3) 救助・救急

長生郡市広域消防本部及び村（消防班）は、海域及び海岸地域において救助された負傷者等を医療機関に搬送する。

また、負傷者が多数の場合は災害現場に医療救護所を設置し、(一社)茂原市長生郡医師会、(一社)茂原市長生郡歯科医師会、(公社)千葉県医師会、(一社)千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

４．広報活動

村（総括班）は、事故の状況や住民の防災行動等について、同報系防災行政無線、防災アプリ等による広報活動を行う。

５．遺体の収容

村（福祉班）は警察署と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体の収容を行う。

第７節 油等海上流出災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	総務課、産業課、長生郡市広域消防本部、長生土木事務所
第２　応急対策計画	総括班、福祉班、建設・環境班、消防班、長生郡市広域消防本部

本村周辺の海域において油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

１．対象災害

本計画の対象は、船舶の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第３条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

２．防災関係機関の役割

油等海上流出災害に関する関係機関の役割は、次のとおりである。

(1) 第三管区海上保安本部（銚子海上保安部）

ア　情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
イ　連絡調整本部の設置
ウ　排出油等防除協議会の的確な運営
エ　事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
オ　人の生命及び身体並びに財産の保護
カ　「海防法」に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
キ　流出油の応急防除措置の実施
ク　一般船舶等に対する事故状況の周知
ケ　船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
コ　火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等
サ　油防除資機材の整備
シ　海防法に基づく指定海上防災機関への流出油の応急防除措置の指示
ス　「自衛隊法」（昭和 29 年 6 月 9 日法律第 165 号）に基づく災害派遣要請
セ　海上治安の維持
ソ　防災関係機関との協力体制の確立
タ　各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

(2) 県

ア　的確な情報収集及び防災関係機関への通報
イ　事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置
ウ　関係排出油等防除協議会との連絡調整
エ　国・近隣都県市等関係機関・各種団体との連絡調整
オ　防災関係機関への協力要請及び連絡調整
カ　「自衛隊法」に基づく災害派遣要請
キ　市町村が行う漂着油の除去作業等の支援

ク　事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力
ケ　油防除資機材の整備
コ　河川管理者、海岸管理者、港湾（漁港）管理者としての油防除活動
サ　漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援
シ　回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力
ス　漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握
セ　野生生物及び史跡等の保護・保全
ソ　漁業者等の復旧支援
タ　市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等

(3) 村
ア　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
イ　防災関係機関及び住民への情報提供
ウ　事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
エ　漂着油の除去作業等
オ　事故拡大防止のための消火その他消防活動
カ　事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
キ　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
ク　県又は他の市町村等に対する応援要請
ケ　漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
コ　油防除資機材の整備
サ　回収油の一時保管場所等の調査協力
シ　漁業者等の復旧支援

(4) 長生郡市広域消防本部
ア　事故状況の実態把握と情報収集
イ　人命の救助及び救急活動
ウ　出火防止対策（漂着油、排出油周辺及び回収油保管場所周辺）
エ　漂着油、排出油の防除活動
オ　関係機関との相互情報提供

(5) 消防団
ア　漂着油、排出油の防除活動

(6) 自衛隊
　自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。
ア　航空機等による流出油の情報収集
イ　油の拡散防止及び回収等の応急活動
ウ　応援要員及び救援物資等の搬送

(7) 漁業協同組合等
ア 漁業被害の防止対策
イ 漁業被害の調査及び再生産対策の実施

(8) 海上災害防止センター
ア　海上保安庁長官等の指示に基づく排出油等防除措置の実施
イ　船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施
ウ　船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有
エ　海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施
オ　防災関係者への指導助言の実施

(9) 石油連盟
ア　大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓蒙
イ　油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん

３．事故原因者の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者の主要な責務は、次のとおりである。

(1) 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
(2) 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供
(3) 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
(4) 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
(5) 被害者の損害等に対する補償

第１ 予防計画

１．広域的な活動体制の整備

村及び長生郡市広域消防本部は、県及び国等の機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が行えるよう緊急時の情報連絡体制を確立するなど、広域的な連携を図る。

２．油防除作業体制の整備

長生郡市広域消防本部は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう体制整備に努める。

３．油防除資機材の整備

長生郡市広域消防本部は県等と連携し、救命具、オイルフェンス、油吸着材等必要な資機材の整備に努める。

また、油回収資機材としてのゴム長靴等については、流通備蓄体制の整備に努める。

４．水門管理等の充実

村、長生土木事務所は、油等の内水面への流入又は海上への流出を防止するため、水門の管理、情報の受伝達体制の整備に努める。

第２ 応急対策計画

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。

また、防災関係機関においては、銚子海上保安部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

１．応急活動体制

村（総括班）及び長生郡市広域消防本部は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

２．情報収集

長生郡市広域消防本部及び村（消防班）は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、特定事業所及び共同防災組織等と協力してパトロール等により情報収集を行い、速やかにその状況を報告する。

３．流出油の防除措置

長生郡市広域消防本部及び村（消防班、建設・環境班）は、漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、事故原因者等の要請に基づき除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

４．警戒区域の設定・避難活動

村（総括班）及び長生郡市広域消防本部は、沿岸住民に影響がある場合は、海岸地域に警戒区域の設定、立入制限及び現場の警戒を行う。また、村（総括班）は、必要に応じて付近住民に対して避難指示を行う。

５．広報活動

村（総括班）は、事故の状況や住民の防災行動等について、同報系防災行政無線、防災アプリ等による広報活動を行う。

６．環境保全対策

県及び村（建設・環境班）は、油等流出事故による環境汚染等に対して保全措置を講じる。

(1) 必要に応じて環境調査を実施し、環境汚染に関する情報を国や防災関係機関に提供する。

(2) 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

７．健康対策

村（福祉班）は、長生保健所及び(一社)茂原市長生郡医師会等の協力を得て油回収作業実施者の健康対策を実施する。また、村（福祉班）は、異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。

８．補償対策

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した燃料油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができるほか、海防法第 41 条の 2 に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が防除措置を講じた場合にはその経費を、海防法第 41 条の 3 に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

９．事後の監視等の実施

防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後も、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

第８節 放射性物質事故対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	総務課、福祉課、下水環境課、子ども教育課、長生郡市広域消防本部
第２　応急対策計画	総括班、建設・環境班、物資班、建設・環境班、長生郡市広域消防本部、長生郡市広域市町村圏組合、長生保健所
第３　復旧計画	総括班、福祉班、物資班、建設・環境班、長生郡市広域水道部

１．基本方針

村内には、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所はなく、原子力規制委員会の原子力災害対策指針（以下「対策指針」という。）に基づく原子力事業所からの「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」にも入っていない。

一方、村内には核燃料物質や放射性同位元素等を使用する事業所が存在しないが、村内に核燃料物質等を積載する車輌が通過したり、東京湾を原子力艦が通行することが予想され、これらの施設や輸送中において事故が発生する可能性がある。

なお、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）、放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況把握は国の所掌事項で、村及び県は核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、福島第一原子力発電所での事故に起因する放射性物質の拡散により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだ。さらに、県内でも局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じた。

これらを踏まえ、本計画に放射性物質事故を想定した予防対策や災害応急対策を定める。

〈用語の定義〉

核原料物質	原子力基本法（昭和 30 年 12 月 19 日法律第 186 号）第 3 条第 3 号に規定する核原料物質をいう。
核燃料物質	原子力基本法第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質をいう。
放射性同位元素	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素をいう。
原子力事業所	原災法第 2 条第 4 号の規定にされる工場又は事業所
核燃料物質使用事業所	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 52 条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
核原料物質使用事業所	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 条の 8 の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
放射性同位元素等使用事業所	放射性同位元素等の規制に関する法律第 3 条第 1 項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第第 3 条の 2 第 1 項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
放射性物質取扱事業所	原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

２．放射性物質事故の想定

千葉県地域防災計画に準じ、放射性物質事故を次のように想定する。

(1) 村内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている放射性物質の種類及び量を考慮すると、村内で大量の放射線が放出される事故の可能性はないため、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

なお、村内には核燃料物質使用事業所は存在しない。

(2) 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出するなどを想定する。

(3) 近隣の茨城県等に立地する原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

(4) 原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

第１　予防計画

１．放射性物質取扱施設の把握

長生郡市広域消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

２．情報の収集・伝達

村、長生郡市広域消防本部及び県は、国、警察、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・伝達体制を確保するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

３．応急活動体制の整備

村及び長生郡市広域消防本部は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備するものとする。

また、村、警察及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備に努める。

４．放射線モニタリング体制の整備

村は、緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備するものとする。

５．退避誘導体制の整備

村は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織（町会）の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

村（福祉課、子ども教育課）は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努める。なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等についても十分配慮する。

６．防災教育・防災訓練の実施

県、村及び長生郡市広域消防本部は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するほか、住民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及に努める。

また、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

７．放射性同位元素等使用事業所の措置

放射性同位元素等使用事業所の管理者は、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防、警察、村、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

村（総括班）及び長生郡市広域消防本部は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

２．情報の収集・伝達体制

(1) 放射性物質取扱事業所での事故

事業所において放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、放射性物質取扱事業所の事業者は国、県、長生郡市広域消防本部、警察などの関係機関に速やかに以下の事項を通報するとともに、事故の状況について随時連絡する。

①　事故発生の時刻	②　事故発生の場所及び施設
③　事故の状況	④　放射性物質の放出に関する情報
⑤　予想される被害の範囲及び程度等	⑥　その他必要と認める事項

(2) 放射性物質の事業所外運搬中の事故

核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第の規定により通報すべき事象）が発生した場合、原子力防災管理者は直ちに国、県、長生郡市広域消防本部、警察に前項①～⑥の事項を通報する。

３．事業者による応急対策活動

(1) 放射性物質取扱事業所における事故

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がりの防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講じる。

(2) 放射性物質の事業所外運搬における事故

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことで、原子力災害の発生の防止を図る。

また、直ちに必要な要員を現場に派遣し、必要に応じて他の原子力事業者に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行う。さらに、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行う。

４．消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

長生郡市広域消防本部は、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

５．緊急時のモニタリング等活動

(1) 県の措置

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

モニタリング項目は次のとおりである。

①　大気汚染調査	②　水質調査
③　土壌調査	④　農林水産物への影響調査
⑤　食物の流通状況調査	⑥　市場流通食品等検査
⑦　肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査	⑧　廃棄物調査

(2) 村の措置

村（建設・環境班）及び長生郡市広域市町村圏組合は、公共施設等の空間放射線量、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰等の放射性物質濃度の測定を実施し、結果をホームページ等で公表する。

６．防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針の「ＯＩＬ（Operational Intervention Level）と防護措置について」に該当すると認める場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に連絡し、必要に応じて退避・避難を要請する。

村（総括班）は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」、又は「避難」の措置をとる。

７．飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等

県、村（物資班）及び長生郡市広域水道部は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

８．広報活動

村（総括班）は、モニタリング結果等をホームページ、広報紙で提供するとともに、問い合わせ窓口を設置し、相談活動を行う。

〈参考　ＯＩＬと防護措置について（原子力規制委員会「原子力災害対策指針」）〉

<table>
<tr><th></th><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定値*1</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急防護措置</td><td>OIL1</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td colspan="3">500μSv/h
（地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2）</td><td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</td></tr>
<tr><td>OIL4</td><td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td><td colspan="3">β線：40,000 cpm*3
（皮膚から数 cm での検出器の計数率）
β線：13,000cpm*4【1ヶ月後の値】
（皮膚から数 cm での検出器の計数率）</td><td>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</td></tr>
<tr><td>早期防護措置</td><td>OIL2</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*5 の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準</td><td colspan="3">20μSv/h
（地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2）</td><td>1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">飲食物摂取制限</td><td>飲食物に係るスクリーニング基準</td><td>OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">0.5μSv/h*6
（地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2）</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">OIL6</td><td rowspan="5">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種*7</td><td>飲料水・牛乳・乳製品</td><td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td><td rowspan="5">1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</td></tr>
<tr><td>放射性ヨウ素</td><td>300Bq/kg</td><td>2,000Bq/kg*8</td></tr>
<tr><td>放射性セシウム</td><td>200Bq/kg</td><td>500Bq/kg</td></tr>
<tr><td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1Bq/kg</td><td>10Bq/kg</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>20Bq/kg</td><td>100Bq/kg</td></tr>
</table>

*1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

*2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当っては空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

*3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

*4 *3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には計数率の換算が必要である。

*5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

*6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

*7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 値を参考として数値を設定する。

*8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

*9 IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また OIL5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

９．緊急輸送

県は、関係機関と相互に連携し、種々の緊急を要する輸送需要に迅速かつ適切に対応する。また、必要に応じ、航空応援の要請を行う。

１０．医療対策

県は、長生保健所に健康相談窓口を開設し、必要に応じて外部被ばく体表面汚染測定可能医療機関の紹介等を行う。また、必要に応じて国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行う。

１１．広域避難

(1) 村外への広域避難

村本部長（総括班）は、避難者を村外に一時滞在させる必要がある場合、県内の他市町村長又は知事に一時滞在の協議、要請を行う。また、受入れが決定した場合は、県に避難者の輸送等の支援を要請する。

受入後は、受入先の市町村と連携して避難者の居所を把握し、被災者台帳等を活用して避難者の支援を円滑かつ効果的に実施する。

(2) 村外からの広域避難者の受入れ

村（総括班、建設・環境班）は、他市町村や県から避難者の一時滞在の要請を受けた場合、当該避難者を受け入れ、公営住宅、民間賃貸住宅の借上げ等により一時滞在施設を確保する。

また、避難元の市町村等と連携して避難者への支援を行う

第３ 復旧計画

１．汚染された土壌等の除去等の措置

県及び村（関係各班）は、国の指示、法令等に基づき、それぞれが所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

２．各種制限措置等の解除

県及び村（物資班）及び長生郡市広域水道部等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

３．住民の健康管理

県及び村（福祉班）は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

４．風評被害対策

県は、国及び村（総括班）等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

５．廃棄物等の適正な処理

県は、国及び村（建設・環境班）等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

第９節 大規模停電対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	総務課、施設所管課、産業課、福祉課、健康推進課、子ども教育課、生涯学習課、電力事業者、電気通信事業者
第２　応急対策計画	総括班、情報班、建設・環境班、各班、電力事業者 、電気通信事業者、長生土木事務所

暴風による倒木等に起因する大規模停電を予防するとともに、大規模停電発生時の電力の早期復旧、重要施設の非常電源確保対策等を定める。

第１ 予防計画

１．倒木対策

村は村管理施設敷地内及び街路上の樹木について強風による倒木等で電線、電柱等に被害を及ぼすおそれのあるものを調査し、当該樹木の伐採を推進する。

２．非常電源の確保

村は、大規模停電時にも災害対策や復旧の拠点のライフライン機能を維持するため、非常電源の整備、強化を推進する。

また、村は、要配慮者利用施設の入所者等の人命を確保するため、社会福祉施設等の非常電源の整備を促進する。

３．被災者支援サービスの備え

村は、大規模停電時の住民ニーズに対応した各種支援サービスの実施体制を整備する。

(1) 充電サービスの準備

停電が長期化した場合に避難所や公共施設において携帯電話等の充電サービスを実施するため、これらの施設に電源タップ等を備える。

(2) 熱中症対策

夏季の停電による熱中症対策として、避難所へのスポットクーラーや冷風扇等の配備を検討する。

４．大規模停電を想定した家庭内備蓄の励行

村は、停電の長期化を想定して LED ランタン、バッテリー、水、食料、燃料などを家庭内備蓄に加えるよう周知する。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

村長（総括班）は、「大規模な停電が発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき」と認めるときに災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとる。

また、状況に応じて経済産業省、県、電力事業者、電気通信事業者等に、連絡員の派遣を要請する。

その他状況に応じて、自衛隊の災害派遣要請を県に依頼する。

２．情報収集・伝達

電力事業者は停電情報を収集し、停電の状況と復旧見込みを村及び防災関係機関と共有するとともに、住民にホームページ等で広報する。

電気通信事業者は通信障害の情報を収集し、現状と復旧見込みを村及び防災関係機関と共有するとともに、住民にホームページ等で広報する。

村（総括班、情報班）は、住民から提供された停電、通信障害や電柱等の被害情報を電力事業者、電気通信事業者と共有するとともに、停電情報、通信障害の広報に協力する。

道路管理者は、管理道路の被害や障害物の状況を村及び電力事業者、電気通信事業者と共有する。

３．電源車等の運用

(1) 非常電源の稼働状況の把握

村（情報班）は、重要施設の非常電源整備状況リストに基づき、村内の各施設の非常電源の稼働状況、電源車等の配備状況等を収集し、国、県、電力事業者と共有する。

また、非常電源の燃料が不足する場合は、経済産業省、県石油商業組合茂原支部に燃料補給を要請する。

(2) 電源車等の確保、運用

村（総括班）は、長時間停電となり、非常電源が不足する重要施設の機能維持のため、電力事業者への電源車の派遣要請により電源車等を確保し、当該施設に派遣する。

４．電力の早期復旧

電力の早期復旧のため、電力事業者、電気通信事業者、道路管理者、自衛隊災害派遣部隊等が連携した迅速な復旧を推進する。

(1) 復旧計画・体制確保

電力事業者、電気通信事業者は、村（総括班）があらかじめ提供した優先復旧重要施設リストに基づき、復旧計画を策定する。

〈優先復旧すべき重要施設〉

ア　生命の危険に直結する医療施設や福祉施設
イ　指定避難所として開設されている施設
ウ　災害対応の中枢機能となる村災害対策本部が存在する施設
エ　上下水道施設をはじめとするライフライン施設

計画に当たっては、道路管理者と連携して被災道路の復旧及び道路障害物の除去と電力復旧を一体的に進めるよう調整する。

村（情報班）は、復旧作業に必要な土地や施設を電力事業者、電気通信事業者に提供する。

(2) 道路障害物の除去

電力事業者、電気通信事業者は、電力施設、電気通信施設の復旧作業のため通行する道路の障害物について道路管理者と協力して除去する。

村は、自衛隊災害派遣部隊、災害協定団体等に、倒木等の障害物除去作業を要請する。

除去した障害物の移動先は道路管理者が指示し、必要に応じて災害対策基本法第 76 条の 6 により他人の土地を一時使用して仮置きする。

(3) 調整会議

電力事業者、電気通信事業者は、村、道路管理者、自衛隊災害派遣部隊、関係団体等と、復旧計画の進捗状況、今後の活動予定、復旧の課題等に関する調整会議に参加し、情報を共有す

る。

また、国、県が開催する調整会議とも連携し、情報連絡員を通じて情報を共有する。

５．被災者支援

村（各班）は、停電が長期化した地区について住民のニーズを把握し、各種支援サービスを提供する。

(1) 充電サービスの提供

避難所や公共施設において携帯電話等の充電サービスを実施する。また、携帯電話等販売店に、充電サービスの提供を要請する。

(2) 入浴サービスの提供

公共施設の浴場やシャワー施設の開放サービスを実施する。また、浴場やシャワー施設を有する公共施設の管理者や災害協定団体等に、開放サービスの実施を要請する。

(3) 熱中症予防

夏季の停電による熱中症を予防するため、注意喚起や予防措置（水分補給、風通し等）を広報する。また、冷房を配備した避難所を利用するよう要配慮者等に呼びかける。

(4) 給水支援

村（各班）は断水時に水道の利用が可能な施設について、当該施設における水道の被災者への開放を検討する。また、関係機関に対して同様のサービスの提供を要請する。

資料編

《目　次》

１．総則・予防
１－１　長生村防災会議条例 …… 資料-1
１－２　長生村防災会議委員名簿 …… 資料-2
１－３　長生村自主防災組織育成補助金交付要綱 …… 資料-3
１－４　長生村防災士育成事業補助金交付要綱 …… 資料-6
１－５　長生村災害用器具購入費補助交付要綱 …… 資料-8

２．活動体制
２－１　長生村災害対策本部条例 …… 資料-10
２－２　自主防災組織一覧 …… 資料-10
２－３　災害協定一覧 …… 資料-11

３．情報・通信
３－１　防災関係機関連絡先一覧 …… 資料-14
３－２　防災無線設置状況 …… 資料-16
３－３　千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋） …… 資料-18
３－４　被災状況報告（庁内用） …… 資料-24

４．避難・物流
４－１　指定緊急避難場所・指定避難所等一覧 …… 資料-25
４－２　緊急輸送道路分布図 …… 資料-27
４－３　臨時離発着場適地一覧 …… 資料-28
４－４　備蓄倉庫・備蓄品一覧 …… 資料-29

５．救助・救援
５－１ 長生村避難行動要支援者避難支援計画 …… 資料-31
５－２　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 …… 資料-32
５－３　千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例 …… 資料-36
５－４　長生村被災者生活再建支援事業実施要綱 …… 資料-40

６．地震関係
６－１　南海トラフ地震防災対策推進地域内の対策計画作成対象事業者一覧 …… 資料-43

７．風水害関係
７－１　気象警報・注意報発表基準一覧 …… 資料-44
７－２　重要水防区域 …… 資料-45
７－３　水位周知河川等の水位観測所・基準水位 …… 資料-46
７－４　洪水浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設一覧 …… 資料-47

１－１　長生村防災会議条例

（昭和38年10月１日　条例第24号）
最終改正 令和３年６月11日 条例第11号

（目的）
第１条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、長生村防災会議（以下「防災会議」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（所掌事務）
第２条 防災会議は、次に定める事務をつかさどる。
（１）長生村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
（２）村長の諮問に応じて長生村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
（３）前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
（４）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）
第３条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
２ 会長は、村長をもつて充てる。
３ 会長は、会務を総理する。
４ 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
５ 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
（１）指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
（２）千葉県知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
（３）千葉県警察の警察官のうちから村長が任命する者
（４）村長がその部内の職員のうちから指名する者
（５）教育長
（６）長生郡市広域市町村圏組合消防団第６支団長
（７）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
（８）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
（９）その他、村長が防災上必要と認め任命する者
６ 防災会議の委員の定数は、25人以内とする。
７ 第５項第７号及び第８号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
８ 前項の委員は、再任されることができる。
（専門委員）
第４条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２ 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。
３ 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（議事等）
第５条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。
＜中略＞
附　則（令和３年６月11日条例第11号）
この条例は、公布の日から施行する。

１－２　長生村防災会議委員名簿

番号	区分	備考
1	会長	村長
2	１号委員（指定地方行政機関職員）	国土交通省気象庁銚子地方気象台長
3	２号委員（千葉県職員）	千葉県長生地域振興事務所長
4		千葉県長生保健所長
5		千葉県長生農業事務所長
6		千葉県長生土木事務所長
7	３号委員（千葉県警察官）	千葉県警察茂原警察署長
8	４号委員（長生村職員）	副村長
9		総務課長
10		企画財政課長
11		福祉課長
12		健康推進課長
13		産業課長
14		まちづくり課長
15		下水環境課長
16		子ども教育課長
17	５号委員（教育長）	長生村教育委員会教育長
18	６号委員（消防団）	長生郡市広域市町村圏組合 消防団第６支団長
19	７号委員（指定公共機関職員）	東日本旅客鉄道（株）茂原駅長
20		東京電力パワーグリッド（株）茂原事務所長
21		東日本電信電話（株）千葉事業部 千葉支店長
22	８号委員（自主防災組織）	信友自治会自主防災会（八積地区）
23		南部自主防災会（高根地区）
24		高塚自治会自主防災会（一松地区）

１－３　長生村自主防災組織育成補助金交付要綱

平成24年３月28日
告示第28号

（趣旨）

第１条　村長は、自主防災組織の育成及び防災体制の充実を図るため、予算の範囲内において、長生村補助金等交付規則（平成18年長生村規則第１号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において「自主防災組織」とは、地域住民の日常生活の安全の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、住民が自主的に行政区等を単位として結成する組織をいう。

（資機材等補助金）

第３条　村長は、自主防災組織に対し、その防災活動に必要な資材、機具等(以下「資機材等」という。）の購入に要する経費に充てるための補助金（以下「資機材等補助金」という。）を交付することができる。ただし、過去10年以内に交付を受けたことがある自主防災組織を除く。

２　資機材等補助金の対象となる資機材等は、別表に掲げるとおりとする。

（資機材等補助金の額）

第４条　資機材等補助金の額は、200,000円に、資機材等補助金の交付を受けようとする自主防災組織を構成する世帯の数に1,500円を乗じて得た額を加えた額又は資機材等を購入するために徴した見積書の額のいずれかの低い額とし、500,000円を限度とする。

（資機材等補助金交付の申請）

第５条　資機材等補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、長生村自主防災組織資機材等補助金交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

（１）自主防災組織規約
（２）自主防災組織防災計画
（３）組織及び任務分担
（４）資機材等購入見積書
（５）自主防災組織加入世帯名簿

（資機材等補助金交付決定の通知）

第６条　村長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、資機材等補助金の交付の可否及び交付する場合における資機材等補助金の額を決定し、長生村自主防災組織資機材等補助金交付（不交付）決定通知書（別記第２号様式）により前条の自主防災組織に通知するものとする。

（資機材等補助金交付の条件）

第７条　村長は、資機材等補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

（１）資機材等は、常に良好な状態で使用できるよう維持管理に努めること。
（２）資機材等を利用した防災訓練を毎年度１回以上行うこと。
（３）資機材等の修理、補充、交換等は、自主防災組織の負担により行うこと。

（資機材等補助金変更の申請）

第８条　第６条の規定により資機材等補助金の交付の決定を受けた自主防災組織（以下「資機材等補助金交付団体」という。）は、当該決定に係る申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、長生村自主防災組織資機材等補助金変更申請書（別記第３号様式）を村長に提出し、承認を受けなければならない。

（資機材等補助金変更の承認）

第９条　村長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認する場合における資機材等補助金の額を決定し、長生村自主防災組織資機材等補助金変更承認（不承認）通知書（別記第４号様式）により資機材等補助金交付団体に通知するものとする。

（資機材等補助金実績報告）

第10条　資機材等補助金交付団体は、資機材等補助金の交付の決定に係る資機材等の購入が完了したときは、速やかに長生村自主防災組織資機材等補助金実績報告書（別記第５号様式）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

（１）領収書の写し

（2）収支決算書

（資機材等補助金の額の確定）

第11条　村長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、資機材等補助金の額を確定し、長生村自主防災組織資機材等補助金交付額確定通知書（別記第６号様式）により資機材等補助金交付団体に通知するものとする。

（資機材等補助金の交付等）

第12条　前条の規定による通知を受けた資機材等補助金交付団体は、長生村自主防災組織資機材等補助金交付請求書（別記第７号様式）を村長に提出しなければならない。

２　村長は、前項の規定により資機材等補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに、当該資機材等補助金を交付するものとする。

３　村長は、必要があると認めるときは、資機材等補助金の交付については、概算払をすることができる。

４　資機材等補助金交付団体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、長生村自主防災組織資機材等補助金概算払請求書（別記第８号様式）を村長に提出しなければならない。

５　第３項の規定による概算払を受けた資機材等補助金交付団体は、前条の規定により資機材等補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに精算をしなければならない。

（資機材等補助金の返還）

第13条　村長は、資機材等補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、資機材等補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した資機材等補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1）偽りその他不正の手段により資機材等補助金の交付を受けたとき。

（2）資機材等補助金を他の用途に使用したとき。

（3）この規則又は資機材等補助金の交付の条件に違反したとき。

（活動補助金）

第14条　村長は、自主防災組織に対し、その防災活動について補助金(以下「活動補助金」という。)を交付することができる。

（活動補助金の額等）

第15条　活動補助金の額は、１自主防災組織につき10,000円に、当該自主防災組織を構成する世帯の数に200円を乗じて得た額を加えた額とし、毎年度１回交付する。

（活動補助金交付の申請）

第16条　活動補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、長生村自主防災組織活動補助金交付申請書（別記第９号様式）を村長に提出しなければならない。

（活動補助金交付決定の通知）

第17条　村長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を精査し、活動補助金の交付の可否及び交付する場合における活動補助金の額を決定し、長生村自主防災組織活動補助金交付（不交付）決定通知書（別記第10号様式）により前条の自主防災組織に通知するものとする。

（活動補助金交付の条件）

第18条　村長は、活動補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

（1）自主防災組織の代表者は、組織の育成及び充実に努めること。

（2）防災訓練を毎年度１回以上実施すること。

（活動補助金変更の申請）

第19条　第17条の規定により活動補助金の交付の決定を受けた自主防災組織（以下「活動補助金交付団体」という。）は、当該決定に係る申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、長生村自主防災組織活動補助金変更申請書（別記第11号様式）を村長に提出し、承認を受けなければならない。

（活動補助金変更の承認）

第20条　村長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認する場合における活動補助金の額を決定し、長生村自主防災組織活動補助金変更承認（不承認）通知書（別記第12号様式）により活動補助金交付団体に通知するものとする。

（活動補助金実績報告）

第21条　活動補助金交付団体は、活動補助金の交付の決定に係る防災訓練が完了したときは、速やかに、長生村自

主防災組織活動補助金実績報告書（別記第13号様式）を次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

（1）自主防災組織主催による防災訓練の参加者名簿

（2）自主防災組織主催による防災訓練の結果概要

（活動補助金の額の確定）

第22条　村長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、活動補助金の額を確定し、長生村自主防災組織活動補助金交付額確定通知書（別記第14号様式）により活動補助金交付団体に通知するものとする。

（活動補助金の交付）

第23条　前条の規定による通知を受けた活動補助金交付団体が、活動補助金の交付の請求をするときは、長生村自主防災組織活動補助金交付請求書（別記第15号様式）を村長に提出しなければならない。

2　村長は、前項の規定により活動補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに、当該活動補助金を交付するものとする。

（活動補助金の返還）

第24条　村長は、活動補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、活動補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した活動補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1）偽りその他不正の手段により活動補助金の交付を受けたとき。

（2）活動補助金を他の用途に使用したとき。

（3）この要綱又は活動補助金の交付の条件に違反したとき。

（補則）

第25条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

＜中略＞

別　表

区　分	補助対象資機材等の種類
救助用、救命用及び避難用の資機材	ツルハシ、バール、スコップ、ハンマー、ジャッキ、チェーンソー、エンジンカッター、鉄線バサミ、救命ロープ、ビニールシート、ヘルメット、腕章、強力ライト、鍋、釜、炊飯セット、ろ過器又は浄水器、発電機、投光器、コードリール、ハシゴ、脚立、ノコギリ、一輪車、リヤカー、避難所表示板、簡易トイレ、毛布、担架、車いす、AED、救急薬品その他村長が認めるもの
情報収集用及び伝達用の資機材	トランシーバー、無線機、拡声器、非常用ラジオその他村長が認めるもの
消火用資機材	可搬ポンプ、ホース、消火器、組立水槽、バケツその他村長が認めるもの

別記第１号様式（第５条関係）＜略＞

別記第２号様式（第６条関係）＜略＞

別記第３号様式（第８条関係）＜略＞

別記第４号様式（第９条関係）＜略＞

別記第５号様式（第10条関係）＜略＞

別記第６号様式（第11条関係）＜略＞

別記第７号様式（第12条関係）＜略＞

別記第８号様式（第12条関係）＜略＞

別記第９号様式（第16条関係）＜略＞

別記第10号様式（第17条関係）＜略＞

別記第11号様式（第19条関係）＜略＞

別記第12号様式（第20条関係）＜略＞

別記第13号様式（第21条関係）＜略＞

別記第14号様式（第22条関係）＜略＞

別記第15号様式（第23条関係）＜略＞

１－４　長生村防災士育成事業補助金交付要綱

平成23年３月30日
告示第11号

（趣旨）

第１条　地域における防災力の向上の担い手となる人材を養成し、確保することにより、災害に強いまちづくりを推進するため、防災士の資格取得に要する費用に対して、予算の範囲内において、長生村補助金等交付規則（平成18年長生村規則第１号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき長生村防災士育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

２　この要綱において「防災リーダー」とは、地域、団体、職場等の意識啓発、訓練指導、技能普及等の防災力の向上に向け活動する者をいう。

３　この要綱において「防災士研修センター等」とは、日本防災士機構が認定した研修機関で、かつ、日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座（以下「講座」という。）を行う機関をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、村内に住所を有する者で、防災リーダーとしての活躍が見込まれるものとする。

（補助対象経費及び補助額）

第４条　補助金の交付対象となる経費は、別表に掲げる防災士の資格取得に要する経費とし、当該経費の全額を補助するものとする。

（補助金の交付制限）

第５条　補助金の交付は、１人につき１回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、長生村防災士育成事業補助金交付申請書（別記第１号様式）に講座の受講を証する書類を添えて村長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第７条　村長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容の審査を行つた上で補助金額を決定し、長生村防災士育成事業補助金交付決定通知書（別記第２号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第８条　規則第７条に規定する補助金の交付決定に付する条件は、次のとおりとする。

（１）補助金の交付申請を行つた年度内に日本防災士機構による防災士認証登録を受けること。

（２）防災リーダーとして村に登録すること。

（実績報告）

第９条　補助金の交付決定を受けた者は、防災士の登録を完了したときは、速やかに長生村防災士育成事業補助金実績報告書（別記第３号様式）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

（１）防災士認証状の写し

（２）講座の受講料の支払を証明する書類

（補助金額の確定）

第10条　村長は、前条の規定による実績報告書の提出があつたときは、書類審査を行つた上で補助金額を確定し、長生村防災士育成事業補助金交付金額確定通知書（別記第４号様式）により当該者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条　前条の規定による通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、長生村防災士育成事業補助金交付請求書（別記第５号様式）を村長に提出しなければならない。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

附　則

＜中略＞

別表（第４条関係）

補助対象経費	内容
講座の受講料	防災士研修センター等が実施する研修受講料
防災士資格取得試験受験料	日本防災士機構が実施する試験受験料
防災士認証登録料	日本防災士機構の認証登録料

別記第１号様式(第６条関係)　＜略＞
別記第２号様式（第７条関係）　＜略＞
別記第３号様式（第９条関係）　＜略＞
別記第４号様式（第 10 条関係）＜略＞
別記第５号様式（第 11 条関係）＜略＞

１－５　長生村災害用器具購入費補助交付要綱

平成28年８月１日
告示第27号

（趣旨）

第１条　この要綱は、地震における家具等の転倒等による被害並びに津波及び水害から住民の生命と安全を守るため、居住する住宅に家具転倒防止器具類を購入または設置した村民及び救命胴衣を購入した村民に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長生村補助金等交付規則（平成18年長生村規則第１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）家具等　たんす、食器棚、書棚その他これらに類する床置型（上下分離式で一体として使用するものを含む。）の家具（テレビ及び冷蔵庫を含む。）及び吊り下げ型の照明器具で、地震発生時の転倒等により生命に危険を及ぼす可能性のあるものをいう。

（２）家具転倒防止器具類　家具等の転倒等を防止するために有効な器具等及びガラスの飛散を防止するために有効なフィルムをいう。

（３）救命胴衣　一般的に救命胴衣、ライフジャケット、ライフベストその他の名称で呼ばれるものであつて、国土交通省が認める試験方法による型式承認試験に合格しているものをいう。

（補助対象者及び補助金の額）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は長生村内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている世帯主とし、補助金の額は別表に定めるとおりとする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の支給対象となる経費は家具転倒防止器具類の購入及び設置に係る経費並びに救命胴衣の購入に係る経費のみとし、修理及び修繕に要する経費は除くものとする。

２　家具転倒防止器具類の購入及び設置に係る補助金を受けることができる回数は、１世帯につき１回とする。ただし、補助金の交付後に転居又は建て替えをした場合は、その都度１回を上限として補助金の交付を受けることができる。

３　救命胴衣の購入に係る補助金を受けることができる回数は、１人につき１回とし、救命胴衣の紛失、損傷等によつて再度購入する場合は、補助金の交付の対象外とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める回数を上限として、補助金の交付を受けることができる。

（１）第１回目の救命胴衣購入の際に幼児用を購入した者が、身体の成長に伴い子ども用及び大人用の救命胴衣を購入する場合　最大３回

（２）第１回目の救命胴衣の購入の際に子ども用を購入した者が身体の成長に伴い大人用の救命胴衣を購入する場合　最大２回

（交付の申請及び請求）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長生村災害用器具購入費補助金交付申請書兼請求書（別記第１号様式。以下「申請書」という。）に家具転倒防止器具類の購入及び設置に係る領収書及び写真又は救命胴衣購入に係る領収書を添えて、村長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第６条　村長は、前条の規定による申請書兼請求書を受理したときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、長生村災害用器具購入費補助金交付決定（却下）通知書（別記第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第７条　村長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

＜中略＞

別表（第３条関係）

１　家具転倒防止器具類購入費

家具転倒防止器具類の購入及び設置に係る経費の補助金の交付を受ける者	補助金の額
長生村内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている世帯主	購入金額の２分の１ （ただし、上限金額は10,000円とする。）

２　救命胴衣購入費

救命胴衣の購入に係る補助金の交付を受ける者	補助金の額
（１）小学校修了前の児童及び乳幼児	2,000円 （ただし、購入に要した金額が2,000円未満の場合は、その金額）
（２）購入日において満年齢75歳以上の高齢者	
（３）介護保険法（平成９年法律第123号）に規定する要支援者及び要介護者	
（４）障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条に規定する障がい者	
（５）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者	
（６）長生村ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成８年長生村条例第８号）第３条第１項の規定による受給資格者及びその児童	
（７）上記以外の者	1,000円 （ただし、購入に要した金額が1,000円未満の場合は、その金額）

別記第１号様式（第５条関係）＜略＞

別記第２号様式（第６条関係）＜略＞

２－１　長生村災害対策本部条例

（昭和 38 年 10 月１日　条例第 25 号）

（目的）

第１条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基き、長生村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条 災害対策本部長は、村長をもつて充てる。

２ 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

３ 災害対策副本部長は、副村長をもつて充てる。

４ 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

５ 災害対策本部員は、村の職員のうちから村長が任命する。

６ 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２ 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３ 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

４ 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第４条 前３条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部が定める。

附 則

＜以下略＞

２－２　自主防災組織一覧

No.	名称	地区	加入世帯	エリア戸数	設立年月日
1	尼ヶ台南部地区自主防災会	高根	58	423	平成 20 年 3 月 16 日
2	七井土自治会自主防災会	八積	370	803	平成 20 年 4 月 1 日
3	下村自治会自主防災会	高根	24	54	平成 22 年 5 月 1 日
4	新田自治会自主防災会	高根	78	157	平成 24 年 6 月 29 日
5	昭和自治会自主防災会	一松	55	104	平成 24 年 7 月 8 日
6	曽根自主防災組織	高根	70	121	平成 24 年 9 月 12 日
7	入山津自治会自主防災会	一松	67	179	平成 25 年 1 月 1 日
8	信友自治会自主防災組織	八積	222	268	平成 25 年 4 月 1 日
9	城之内自主防災組織	一松	43	74	平成 25 年 10 月 7 日
10	宮ノ台自治会自主防災会	一松	95	127	平成 26 年 4 月 1 日
11	南部自主防災会	高根	58	153	平成 27 年 3 月 16 日
12	小泉南部自治会自主防災会	高根	37	62	平成 27 年 4 月 1 日
13	岩沼自治会自主防災会	八積	352	551	平成 27 年 4 月 5 日
14	大坪西部自治会自主防災会	一松	22	34	平成 28 年 10 月 1 日
15	高崎自治会自主防災会	高根	19	51	平成 29 年 1 月 8 日
16	高塚自治会自主防災会	一松	28	31	平成 29 年 1 月 1 日
17	竜宮台自治会自主防災会	一松	35	51	平成 29 年 10 月 1 日

２－３　災害協定一覧

（令和４年３月現在）

	市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
1	長生村	災害時の医療活動に関する協定	(社)茂原市長生郡医師会	S63.10.1	医療救護活動
2	長生村	千葉県水道災害相互協定	県内水道事業体	H7.11.2	応急給水／応急復旧／資機材の提供／応援職員【負担金：被災地／職員費用：応援側】
3	県内全市町村	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内５６市町村及び千葉県	H8.2.23	食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
4	長生村	災害時における長生郵便局、長生村役場間の協力に関する覚書	長生郵便局	H9.11.1	避難場所、物資集積場所等の提供等
5	長生村	災害時における応急業務に関する協定	長生村土建組合	H19.2.1	災害時の道路、河川等の公共土木施設の機能確保及び回復
6	長生村	災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定書	(社)千葉県エルピーガス協会	H20.7.4	液化石油ガス等の提供
7	長生村	長生村防災行政無線の活用に関する協定書	東京電力(株)木更津支社	H20.7.23	大規模停電時、防災行政無線を活用し広報を実施する
8	長生村	災害時における災害応急対策に関する協定書	千葉土建一般労働組合 長生支部	H20.12.15	救出救援活動、被災した収容施設の補修
9	長生村	一時避難所の施設利用に関する協定書	(株)デーベロップヤリタ	H23.7.11	津波避難に対する一時避難施設利用
10	長生村	災害用飲料水等の供給協力に関する協定書	利根コカコーラボトリング(株)	H23.7.20	・災害対応型自動販売機内の飲料水の提供 ・ミネラルウオーターの提供
11	長生村	一時避難所の施設利用に関する協定書	千葉県長生郡一宮町	H23.8.18	一宮町からの避難住民受入れ（長生村立八積小学校）
12	長生村	緊急速報「エリアメール」送信サービス	(株)ＮＴＴドコモ	H23.9.30	緊急速報「エリアメール」送信サービス
13	長生村	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H24.12.12	災害時情報交換、情報連絡員の派遣
14	長生村	一時避難所の施設利用に関する協定書	(株)合同資源千葉事業所	H25.9.6	地震・津波避難に対する一次避難所としての施設利用
15	長生村	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)千葉支店	H26.6.30	非常用電話の設置及び利用・管理等
16	長生村	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	千葉県土地家屋調査士会	H26.7.28	災害時係る住家の被害認定調査
17	長生村	緊急速報メール送信サービス	ＫＤＤＩ(株)		緊急速報メールの送信サービス
18	長生村	緊急速報メール送信サービス	ソフトバンク(株)		緊急速報メールの送信サービス
19	長生村	包括連携協定	日本郵便(株)、茂原郵便局・一宮郵便局、長生郵便局・一松郵便局	H27.9.1	災害時に郵便車両の貸出し、被災者からの郵便物にかかる料金の減免等
20	長生村	公告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング(株)千葉総支社	H27.9.10	電柱看板を利用した災害時避難場所等の案内表示
21	長生村	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H27.12.1	災害時における物資供給・店舗での災害情報提供　及び店舗の早期再開への協力

	市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
22	長生村	アマチュア無線による災害時応援協定	外房ネットワークアマチュア無線クラブ	H28.2.13	災害時における情報の収集・伝達についての協力
23	長生村	大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書	公立長生病院(広域医療救護所)	H29.4.1	長生病院敷地内に救護所を設置し、トリアージ、傷病者に対する応急処置、災害拠点病院等への後方搬送依頼を実施
24	長生村	福祉避難所の開設及び運営に関する協定	(福)愛の友協会 (福)徳生会 (福)長生会	H29.8.1	避難行動要支援者の受け入れに対し、各施設と福祉避難所の開設及び運営
25	長生村	災害時における物資供給に関する協定	(株)コメリ	H30.2.15	災害時における物資供給
26	長生村	災害時における物資供給に関する協定	長生農業協同組合	H30.4.10	災害時における物資供給
27	長生村	大規模災害時における相互応援に関する協定	埼玉県児玉郡上里町	H30.8.1	大規模災害時における物資の供給、職員の派遣、施設の提供等の相互応援
28	長生村	災害時における物資供給に関する協定	(株)ナフコ	H30.8.29	災害時における物資供給
29	長生村	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定	三協フロンテア(株)	H31.1.29	災害時における救援物資（ユニットハウス、仮設事務所、仮設トイレ等）の供給
30	長生村	災害時におけるレンタル資機材の優先供給に関する協定	(株)アクティオ	H31.3.4	災害時に重機、発電機その他応急対策全般に係る資機材の供給
31	長生村	災害時における救援物資の供給等の支援協力に関する協定	(株)アベクラ	R1.8.1	災害時における段ボール製ベッド等の供給
32	長生村	災害時における入浴施設等の供給に関する協定	(株)デーベロップヤリタ	R2.3.2	災害時における被災者への入浴施設・消耗品等の提供（施設利用料５００円/人　村負担）
33	長生村	災害時における物資の供給協力に関する協定	(株)せんどう	R2.4.1	災害時における物資の供給協力に関する協定
34	長生村	大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書	(医)ＳＨＩＯＤＡ塩田記念病院	R2.4.1	大規模災害時における広域医療救護所
35	長生村	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)カインズ	R2.4.27	災害時における生活物資の供給協力
36	長生村	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	R2.7.1	災害に係る情報発信
37	長生村	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定及び覚書	東京電力パワーグリッド(株)木更津支社	R2.7.1	災害時における停電復旧の連携
38	長生村	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	千葉県石油商業組合茂原支部	R2.8.5	災害時における石油類燃料の供給
39	長生村	災害時における飲料水等の供給に関する協定	(株)伊藤園	R2.10.1	災害時における飲料水等の供給
40	長生村	災害時における応急物資の供給等に関する協定	(社)日本チェーンドラッグストア協会　千葉支部	R2.12.1	災害時における応急物資供給（医薬品等）
41	長生村	災害時における支援協力に関する協定	千葉県行政書士会	R2.12.18	災害発生時における被災者支援
42	長生村	大規模災害時における広域医療救護所に関する協定	(医)正朋会　宍倉病院	R3.4.1	大規模災害時における広域医療救護所

	市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
43	千葉県 長生村	災害時における外部給電可能車両等の貸与に関する協定（に係る市町村同意）	千葉トヨタ自動車(株)外、トヨタ販売店	R3.7.15	災害時における外部給電可能車両等の貸与
44	長生村	災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	(福)長生村社会福祉協議会	R3.9.2	災害発生時における災害ボランティアセンターの設置及び運営
45	長生村	災害時における支援協力に関する協定	(特非)ロボットビジネス支援機構	R3.9.10	災害時におけるドローン等を用いた支援
46	長生村	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	新光重機(株)	R3.12.27	災害時における重機、発電機その他応急対策全般に係る資機材の供給
47	長生村	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便（株）	R4.3.15	災害時における物資の配送及び集積拠点場所の提供

３－１　防災関係機関連絡先一覧

１　事務組合

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
千葉県市町村総合事務組合	260-0013	千葉市中央区中央 4-17-8	043-227-6186
長生郡市広域市町村圏組合 消防本部	297-0026	茂原市茂原 598	0475-24-0119
長生郡市広域市町村圏組合 水道部	297-0029	茂原市高師 395-2	0475-23-9481
長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生課	297-0035	茂原市下永吉 2101	0475-23-4944
長生郡市広域市町村圏組合 長南聖苑	297-0141	長南町報恩時 579	0475-46-3525
一宮聖苑組合 一宮聖苑	299-4301	一宮町一宮 7459-4	0475-42-5445

２　県・警察

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
千葉県庁（危機管理課）	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2175
長生地域振興事務所	297-8533	茂原市茂原 1102-1	0475-22-1711
長生保健所	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475-22-5167
長生農業事務所	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475-25-1141
長生土木事務所	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475-24-4521
北部林業事務所	289-1321	山武市富田ト 1177-7	0475-82-3121
茂原警察署	297-0031	茂原市早野新田 7	0475-22-0110

３　指定行政機関・指定地方行政機関

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
関東管区警察局 千葉県情報通信部	260-0854	千葉市中央区長洲 1-9-1	043-201-0110
関東財務局 千葉財務事務所	260-8607	千葉市中央区椿森 5-6-1	043-251-7212
関東信越厚生局 千葉労働局	260-8612	千葉市中央区中央 4-11-1	043-221-4312
関東農政局 千葉県拠点	263-0021	千葉市稲毛区轟町 5-1-4	043-251-8302
関東森林管理局 千葉森林管理事務所	263-0034	千葉市稲毛区 1-7-20	043-242-4656
関東経済産業局	330-9715	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0213
関東東北産業部保安監督部	330-9715	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0433
関東運輸局 千葉運輸支局	261-0002	千葉市美浜区新港 198	043-242-7336
東京航空局 成田空港事務所	286-0104	成田市古込 133	0476-32-0912
第三管区海上保安本部　銚子海上保安部	288-0001	銚子市川口町 2-6431	0479-22-1359
東京管区気象台 銚子地方気象台	288-0001	銚子市川口町 2-6431	0479-23-7705
関東地方環境事務所	330-9720	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-0516
北関東防衛局	330-9721	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-1811
関東総合通信局	102-8795	千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1790
千葉労働局 茂原公共職業安定所	297-0078	茂原市高師台 1-5-1	0475-25-8609
関東地方整備局	330-9724	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-1333
国土地理院 関東地方測量部	102-0074	東京都千代田区九段南 1-1-15	03-5213-2054

４　指定公共機関

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
東日本電信電話(株)千葉事業部	261-0023	千葉市美浜区中瀬 1-6	043-211-8652
(株)ＮＴＴドコモ 千葉支店	260-8540	千葉市中央区新町 1000	043-301-0500
エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)	100-0004	千代田区大手町 2-3-5	0570-03-9909
日本赤十字社 千葉県支部	260-8610	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531
日本放送協会 千葉放送局	260-8610	千葉市中央区千葉港 5-1	043-203-0597

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
成田国際空港(株)	282-8601	成田市古込字古込 1-1	0476-34-4652
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	260-8551	中央区弁天 2-23-3	043-225-9136
日本貨物鉄道(株) 関東支社	141-0022	品川区東五反田 1-11-15	03-5793-9071
東京電力パワーグリッド(株) 千葉総支社	260-8635	千葉市中央区富士見 2-9-5	050-3181-2975
ＫＤＤＩ(株) 千倉技術保守センター	295-0004	南房総市千倉町瀬戸 2980-15	0470-44-4000
日本郵便(株) 長生郵便局	299-4336	長生村岩沼 823	0475-32-1100
日本郵便(株) 一松郵便局	299-4325	長生村一松丙 1206	0475-32-2100
日本郵便(株) 茂原郵便局	297-8799	茂原市茂原 248	0570-943-192
ソフトバンク(株)	105-7317	港区東新橋 1-9-1	03-6889-6601
関東福山通運(株) 茂原支店	299-4334	長生村藪塚 1027-7	0475-32-1155
佐川急便(株) 茂原営業所	297-0074	茂原市小林 2328-3	0570-01-0791
ヤマト運輸(株) 茂原センター	297-0012	茂原市六ツ野 3710	0570-200-000
西農運輸(株) 木更津支店	299-0212	袖ヶ浦市三箇 972-1	0438-75-5581

５　指定地方公共機関

機関名	郵便番号	所 在 地	電話番号
大多喜ガス(株)	297-8567	茂原市茂原 661	0475-24-8157
(一社)千葉県ＬＰガス協会	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1	043-246-1725
(公社)千葉県医師会	260-0026	千葉市中央区千葉港 4-1	043-242-4271
(一社)千葉県歯科医師会	261-0002	千葉市美浜区新港 32-17	043-241-6471
(一社)千葉県薬剤師会	260-0025	千葉市中央区問屋町 9-2	043-242-3801
(公社)千葉県看護協会	261-0002	千葉市美浜区新港 249-4	043-245-1744
千葉テレビ放送(株)	260-0001	千葉市中央区都町 1-1-25	043-231-3100
(株)ニッポン放送	100-0006	千代田区有楽町 1-9-3	03-3287-1111
(株)ベイエフエム	261-7127	千葉市美浜区中瀬 2-6-1	043-351-7878
(一社)千葉県トラック協会 長夷支部	299-5225	勝浦市墨名 601-65	0470-73-5033
(一社)千葉県バス協会	261-0855	千葉市中央区市場町 7-9	043-246-8151
千葉県道路公社	260-0013	千葉市中央区中央 2-5-1	043-222-8161

５　公共的団体

機関名	郵便番号	所 在 地	電話番号
(一社)茂原市長生郡医師会	297-0024	茂原市八千代 1-5-4	0475-24-3285
(一社)茂原市長生郡歯科医師会	297-0074	茂原市小林 3707-15	0475-26-5211
(一社)外房薬剤師会	297-0029	茂原市高師 189-7	0475-47-2581
(公社)千葉県柔道整復師会	260-0843	千葉市中央区末広 3-21-6	043-265-0356
(福)長生村社会福祉協議会	299-4345	長生村本郷 1-77	0475-32-3391
長生農業協同組合	297-0029	茂原市高師 1153	0475-24-5111
長生村商工会	299-4336	長生村岩沼 822	0475-32-0152
千葉県森林組合 長生事務所	297-0026	茂原市茂原 1041-1	0475-24-3546
一松内水面漁業協同組合	299-4324	長生村一松丁 1465-1	0475-32-2935
九十九里漁業協同組合	283-0102	九十九里町小関 2347-36	0475-76-6171
(一社)千葉県建設業協会 長生支部	297-0078	茂原市高師台 1-1-2	0475-25-0333
長生郡市管工事協同組合	297-0035	茂原市下永吉 2026-1	0475-24-9900
(一社)千葉県タクシー協会	260-0855	千葉市中央区市場町 7-9	043-307-7002
(一社)千葉県電業協会	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1	043-246-7381
千葉県石油商業協同組合	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1	043-246-5225

３－２　防災無線設置状況

１ 固定系親局

呼 出 名 称	ぼうさいちょうせい
電波の型式（周波数）	Ｆ２Ｄ・Ｆ３Ｅ（69.165MHz） Ｄ７Ｗ（62.825MHz）
空 中 線 電 力	0.5W
設 置 場 所	長生村本郷1-77 長生村役場

２ 固定系子局

子局番号	名 称	設 置 場 所
1	市ヶ谷交差点脇	本郷5366-54
2	新屋敷公民館内	本郷3136
3	中之郷青年館内	中之郷1428-2
4	高谷原公民館内	本郷4682
5	高根小学校内	本郷1297
6	入山津八幡神社内	一松戊2876
7	鈴鹿神社内	一松戊389-1
8	一松砂畑（東間惣次宅脇）	一松戊3196-1
9	一松鷲海水浴場入口	一松戊3454-21
10	一松駐在所内	一松丁2447-26
11	大根青年館内	一松丁1465-1
12	一松小学校	一松丁573
13	北中瀬集会所跡	一松丙3988-1
14	竜宮台農村協同館前	一松丙2525-1
15	中瀬排水機場	一松丙4443-84
16	一松神社内	一松丙917
17	信友集落センター内	信友753-1
18	多門寺脇	宮成1034
19	八積小学校	金田2660-1
20	中央公民館前	岩沼1472
21	八積保育所内	金田2727
22	七井土青年館内	七井土1878-2
23	長生中学校内	岩沼1634
24	水口青年館脇	水口1382
25	長生農協本所	七井土1452
26	長生野球場内（藪塚）	藪塚771-1
27	海神社内	一松戊3093
28	一松海岸	一松戊3454-19
29	大宮南宮神社	金田197
30	市ヶ谷交差点西	本郷7338-2
31	七井土（西上府）	七井土1324-2
32	長生団地	宮成3541-28

戸 別 受 信 機	村 内 一 円

3 MCA無線局

機器番号	設 置 場 所		グループ	備考
101	役場庁舎	総務課	災対本部	指令局（正）
102	役場庁舎	総務課	災対本部	
103	役場庁舎	総務課	災対本部	
104	役場庁舎	総務課	災対本部	
105	役場庁舎	総務課	災対本部	
106	役場庁舎	総務課	災対本部	
107	役場庁舎	総務課	災対本部	
108	役場庁舎	総務課	災対本部	
109	長生中学校		出先機関	
110	八積小学校		出先機関	
111	高根小学校		出先機関	
112	一松小学校		出先機関	
113	文化会館		出先機関	
114	交流センター		出先機関	
201	役場庁舎	まちづくり課	現場活動	指令局（副）
202	役場庁舎	まちづくり課	現場活動	
203	役場庁舎	まちづくり課	現場活動	
204	役場庁舎	まちづくり課	現場活動	
205	役場庁舎	まちづくり課	現場活動	
206	役場庁舎	まちづくり課	現場活動	

３－３　千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）

第一章　総則

第一節　目的、定義及び基準

（目的）

第一条　この要綱は、千葉県地域防災計画及び千葉県国民保護計画並びに千葉県危機管理体制運用方針に基づき、千葉県災害対策本部事務局又は千葉県国民保護等対策本部事務局（以下、「事務局」という。）に対する県の各部局や市町村等からの報告を通じて、他の組織と情報を共有するための手続を定める。

（用語の定義）

第二条　本要綱において使用する用語の定義は別表１のとおりとする。

（事案の定義及び基準）

第三条　本要綱による報告や情報共有を行う場合、情報を分類するために本部事務局は事案を定義する。定義を行う基準は別表１「事案登録基準」のとおりとする。

第二節　報告

（報告の種類と時期）

第四条　報告の種類と報告時期は別表１「報告の種類と時期」のとおりとする。

（報告方法）

第五条　本要綱による報告を行う場合は、原則としてシステムを使用する。なお、システムが使用不能又は本要綱に別途規定がある場合は、電子メール、電話またはファックス等の代替手段を使用して事務局情報班に対し報告を行う。

（情報の正確性）

第六条　災害対応を迅速に行うため、覚知した情報は速やかに報告することを原則とする。また、情報に不足がある場合は該当箇所を不明とし、報告することを優先する。

第三節　情報共有

（対象範囲）

第七条　本要綱による情報共有の対象となる組織は、市町村、消防本部及び警察本部並びに庁内各部局とする。

（情報の取扱）

第八条　情報は、原則として情報共有の対象となる全組織が閲覧できるものとする。なお、報道機関及び県民に公開する情報については、情報を報告した機関の了解又は市町村の認定を得た上で行う。

（システムによる情報共有）

第九条　事務局情報班は、収集した情報をシステムに登録し、他の組織と共有する。ただし、システムが使用できない場合にあっては電子メール、電話またはファックス等その他適切な手段により共有する。

（報道発表等による情報共有）

第十条　前項の規定によらず、広報班は報道発表、県庁 Web サイト、防災ポータルサイト等の手段を用いて、他の組織への情報共有及び県民への情報提供を行う。

（個人情報保護に関する特例）

第十一条　この要綱に基づいて県が行う情報の収集については、千葉県個人情報保護条例第八条第三項第四号の規定により、本人以外から行うことができる。

＜中略＞

第四章　市町村等

第一節　体制

（情報の報告窓口）

第二十五条　市町村、消防本部及び警察本部は、災害対策本部またはこれに相当する部局に被害等の情

報を報告する窓口を定め、県の事務局に対して報告を行う。

第二節　報告

（報告様式）

第二十六条　市町村、消防本部及び警察本部が報告する内容とその指定様式は別表３のとおり。

（認定のない情報の報告）

第二十七条　市町村、消防本部及び警察本部は、その管内で覚知された情報について、市町村の認定が行われていない状況であっても随時報告を行う。

（被害情報の認定）

第二十八条　市町村は、その管内で覚知された災害等における被害を確定するため、被害情報の認定を行う。

附　則

＜中略＞

この要綱は、平成二十九年七月一日から施行する。

別表１　用語の定義

用語	定義
報告	事務局（または危機管理課）が別表2、3に規定する組織から情報を受け取ること。
情報共有	事務局（または危機管理課）及び別表2、3に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。
システム	千葉県防災情報システムのこと。
事案登録	情報の報告、共有を行うために事案を分類し、定義すること。
事案登録基準	・　県内で震度5弱以上の地震が発生した場合。 ・　県内で気象警報（波浪を除く）が発表された場合。 ・　県内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。 ・　市町村に災害対策本部が設置された場合。 ・　災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると事務局が認めた場合。 ・　上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。 ・　上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。
報告の種類と時期	・　【即時報告】定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告（各部、各支部及び市町村）。 ・　【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。 ・　【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告（原則として午前10時及び午後3時時点での情報を30分以内）。 ・　【平時報告】事案の有無によらず、平時から行う報告。報告内容及び日時は危機管理課が別途指定する。
物資資源管理情報	災害その他の事案で使用する食糧、資機材等の情報及びそれらを集積、備蓄、配送するために必要な情報。 ・　県備蓄倉庫（県有及び民間倉庫）の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。 ・　市町村の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。 ・　県及び市町村備蓄物資の品目及び数量。
避難所等情報	災害その他の事案で被災者が利用する避難所、緊急避難場所、一時滞在施設等の情報。 ・　避難所の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・　緊急避難場所（指定外含む）の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・　一時滞在施設の名称、管理者、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。

別表２　各部局における報告一覧表　＜略＞

別表３　市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表

報告内容	組織名	報告様式
人的被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式１ （人的被害）
住家等被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式２ （住家等被害）
交通規制・道路被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式３ （交通規制・道路被害）
その他の被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式４ （その他の被害）
避難勧告等に関する情報	市町村	様式５ （避難勧告等）
物資資源管理に関する情報	市町村	様式６ （物資情報）
避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式７ （避難所等情報）
消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）	市町村	消防庁様式 （災害即報４号様式）

（別表）被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 （※1 原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。）	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。	1. 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 2. 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。	中等症と診断された者について、左記の基準により傷病程度を決めがたい場合は、軽傷者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1. 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2. 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3. 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 4.「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離

区分	被害項目	認定基準	備考
			れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に１棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各１棟として計上する。 5. アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は１棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的は、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で２階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1. １階部分が床下浸水の場合、１階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2. １階部分が床上浸水の場合、１階に居住する世帯数は「床上浸水」に、２階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。
	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設

区分	被害項目	認定基準	備考
		等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	が被害を受けた場合でも、文教施設 1 箇所として被害に計上する。
	病院	医療法第 1 条第 1 項に規定する病院（患者 20 人以上の収容施設を有するもの）とする。	
罹災世帯		1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2. 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。	
道路被害	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1. 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない） 2. 道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れによって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほか、地震による路面の不陸、液状化による陥没等が該当する。 3. 道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、 その交通規制状況について報告すること。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	がけくずれ		
	地すべり	地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する「地すべり防止施設」とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。	
その他被害	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	1. 河川被害の例としては、護岸の崩れ、破堤等が該当する。 2. なお、溢水は被害として計上しないが、その状況については報告すること。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」に含めない。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。
その他被害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各 1 箇所として被害に計上する。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなけれ	

区分	被害項目	認定基準	備考
		ば航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	海岸	海岸法（昭和 31 年 5 月 12 日法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する「海岸保全施設」とする。	
	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	1. 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 2. 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感知して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	田の流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。	
	畑の流失埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	畑の冠水		
火災発生		火災発生件数については、地震又火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
活動体制	庁内各部局 市町村 消防本部 警察本部	要綱に定める即時報告のことを指し、災害の覚知後 30 分以内に報告する。	1. 配備人数については、実情を把握しがたい場合、各機関の定める配備定数を報告する。 2. 消防本部及び警察本部については、現行システム上報告する機能がないため、システムからの災害名登録通知を受信確認することで報告に代えるものとする。

３－４　被災状況報告（庁内用）

取扱番号

<table>
<tr><td colspan="2">受　信　日　時</td><td colspan="4">年　月　日　午前・午後　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">発信者</td><td>住　所</td><td></td><td rowspan="3">受信者</td><td>課　名</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td>電　話</td><td></td><td>電　話</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被　災　場　所
（付近の目標物）</td><td colspan="4">長生村（住宅地図　　頁）
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">被害種別</td><td>人的被害</td><td colspan="4">死者　　人・行方不明者　　人・重傷者　　人・軽傷者　　人</td></tr>
<tr><td>住家被害</td><td colspan="4">全壊　　棟　・半壊　　棟　・一部破損　　棟
床上浸水　　棟・床下浸水　　棟</td></tr>
<tr><td>非住家被害</td><td colspan="4">全壊　　棟　・半壊　　棟（建物名　　）</td></tr>
<tr><td>その他被害</td><td colspan="4">文教施設・道路・橋りょう・河川・清掃施設・鉄道不通・被害船舶・水道施設・断水・電気・電話・ガス・ブロック、石塀・田（流失、冠水）・畑（流失、冠水）・火災・その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">被　災　状　況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">対　応　状　況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">※県等への報告</td><td colspan="4">有　　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">そ　の　他
(連絡事項等)</td><td>応急復旧担当課</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

※は記入不要

４－１　指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

１ 指定緊急避難場所

番号	施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類							想定収容人数
			洪水	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
1	一松小学校　屋上	一松丁 573	○	○	○	○	○	○		728 人
2	一松小学校　２階	一松丁 573	○	○	○	○	○	○	○	1,336 人
3	高根小学校　２階	本郷 1297	○	○	○	○	○	○	○	1,940 人
4	八積小学校　３階	金田 2660	○	○	○	○	○	○	○	848 人
5	八積小学校　２階	金田 2660	○	○	○	○	○	○	○	952 人
6	長生中学校　３階	岩沼 1634	○	○	○	○	○	○	○	1,300 人
7	長生中学校　２階	岩沼 1634	○	○	○	○	○	○	○	1,808 人
8	長生村文化会館　２階	岩沼 2119	○	○	○	○	○	○	○	220 人
9	長生村役場　３階	本郷 1-77	○	○	○	○	○	○	○	292 人
10	長生村役場　２階	本郷 1-77	○	○	○	○	○	○	○	180 人
11	長生村保健センター　２階	本郷 1-77	○	○	○	○	○	○	○	420 人
12	長生村福祉センター　２階	本郷 1-77	○	○	○	○	○	○	○	234 人
13	長生村尼ヶ台総合公園	本郷 5366-1	○	○	○	○	○	○	○	422 人
14	一松北部コミュニティセンター 屋上	鷲 507	○	○	○	○	○	○		340 人
15	一松北部コミュニティセンター２階	鷲 507	○	○	○	○	○	○	○	208 人
16	城之内築山公園	一松丁 2379-1	○	○	○	○	○	○		580 人
17	竜宮台築山公園	一松丙 2101	○	○	○	○	○	○		220 人
18	長生村交流センター　２階	岩沼 874-1	○	○	○	○	○	○	○	884 人

２ 指定一般避難所

番号	施設名	所在地	収容地区	収容可能人員
1	八積小学校	金田 2660	八積地区	668 人
2	高根小学校	本郷 1297	高根地区	555 人
3	一松小学校	一松丁 573	一松地区	312 人
4	長生中学校	岩沼 1634	村内全域	714 人
5	長生村保健センター	本郷 1 - 77	村内全域	40 人
6	長生村福祉センター	本郷 1 - 77	村内全域	39 人
7	長生村交流センター	岩沼 874 - 1	村内全域	147 人
8	長生村文化会館	岩沼 2119	村内全域	26 人
9	長生村尼ヶ台総合公園	本郷 5366 - 1	村内全域	17 人
10	一松北部コミュニティセンター	鷲 507	一松地区	35 人

３ 指定福祉避難所

番号	施設名	所在地	受入対象者	収容可能人員
1	長生村文化会館	岩沼 2119	要配慮者	46 人
2	長生村保健センター	本郷 1 - 77	要配慮者	70 人
3	長生村福祉センター	本郷 1 - 77	要配慮者	32 人
4	長生村交流センター	岩沼 874 - 1	要配慮者	111 人

4 津波一次避難所

番号	施設名	所在地	標高	備考
1	スパ&リゾート九十九里　太陽の里（屋上）	一松戊 3445	13.0m	災害協定に基づく避難場所
	スパ&リゾート九十九里　太陽の里（3階）	一松戊 3445	10.0m	災害協定に基づく避難場所
2	一松小学校屋上	一松丁 573	11.5m	指定緊急避難場所
	一松小学校2階	一松丁 573	7.8m	指定緊急避難場所
3	高根小学校2階	本郷 1297	8.2m	指定緊急避難場所
4	八積小学校3階	金田 2660	14.2m	指定緊急避難場所
	八積小学校2階	金田 2660	10.4m	指定緊急避難場所
5	長生中学校3階	岩沼 1634	14.7m	指定緊急避難場所
	長生中学校2階	岩沼 1634	10.9m	指定緊急避難場所
6	長生村文化会館2階	岩沼 2119	11.1m	指定緊急避難場所
7	長生村役場3階	本郷 1-77	14.8m	指定緊急避難場所
	長生村役場2階	本郷 1-77	11.1m	指定緊急避難場所
8	長生村保健センター2階	本郷 1-77	10.3m	指定緊急避難場所
9	長生村福祉センター2階	本郷 1-77	10.3m	指定緊急避難場所
10	長生村尼ヶ台総合公園	本郷 5366-1	10.7m	指定緊急避難場所
11	一松北部コミュニティセンター屋上	驚 507	11.0m	指定緊急避難場所
	一松北部コミュニティセンター2階	驚 507	6.0m	指定緊急避難場所
12	城之内築山公園	一松丁 2379-1	10.0m	指定緊急避難場所
13	竜宮台築山公園	一松丙2101-2	10.0m	指定緊急避難場所
14	（株）合同資源　千葉事業所	七井土1365-1	7.8m	災害協定に基づく避難場所
15	長生村交流センター2階	岩沼 874-1	9.5m	指定緊急避難場所

４－２　緊急輸送道路分布図

ルート番号	道路種別		路線名	備　考
○17	１次路線	一般国道	128 号	
△14	２次路線	主要地方道	飯岡一宮線	
△30	２次路線	主要地方道	茂原夷隅線	
△52	２次路線	主要地方道	茂原長生線	

凡　例

輸送施設	緊急輸送道路	道路種別		ルート	ルート番号
		1次路線	高規格幹線道路等		○
			一般国道（指定）		○
			一般国道（指定外）県道等		○
			有料道路		○
		2次路線	一般国道，県道等		△
			有料道路		△
			市・町道等		△
		3次路線	県道，市・町道等		□
	港湾				
	漁港				
	空港				
	自衛隊基地等				
	主なヘリコプター臨時離発着場適地				

４－３　臨時離発着場適地一覧

離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防署から	避難所との競合
	地名・番地	座標		巾×長さ（m）	区分		
長生郡市広域消防本部長生分署	宮成2579-2	N：35,24,43.99 E：140,21,14.60	村	30×50	小	0m	なし
長生村尼ヶ台総合公園	本郷5366	N：35,25,14.34 E：140,20,19.55	村	100×70	中	5,000m	指定緊急避難場所
長生中学校	岩沼1634	N：35,24,32.30 E：140,20,47.16	村教育委員会	70×120	中	4,000m	指定緊急避難場所
八積小学校	金田2660	N：35,23,29.88 E：140,20,37.93	村教育委員会	100×60	中	5,100m	指定緊急避難場所
高根小学校	本郷1297	N：35,24,58.46 E：140,21,39.96	村教育委員会	80×60	中	2,600m	指定緊急避難場所
一松小学校	一松丁573	N：35,24,16.35 E：140,22,13.17	村教育委員会	70×60	中	2,400m	指定緊急避難場所

４－４　備蓄倉庫・備蓄品一覧

１　備蓄場所一覧

番号	種別	施設名	場所
1	物資集積拠点	旧県立長生高等技術専門校	金田 2811
2	災害対策本部	長生村役場庁舎	本郷 1-77
3	指定避難所	長生村保健センター	本郷 1-77
4	指定避難所	長生村交流センター	岩沼 874-1
5	指定避難所	一松北部コミュニティセンター	驚 507
6	防災倉庫	長生村役場第１	本郷 1-77
7	防災倉庫	長生村役場第２	本郷 1-77
8	防災倉庫	長生村役場日赤	本郷 1-77
9	防災倉庫	長生中学校	岩沼 1634
10	防災倉庫	八積小学校	金田 2660
11	防災倉庫	高根小学校	本郷 1297
12	防災倉庫	一松小学校	一松丁 573
13	防災倉庫	長生村文化会館	岩沼 2119
14	防災倉庫	尼ヶ台総合公園	本郷 5366-1
15	防災倉庫	城之内築山公園	一松丁 2379-1
16	防災倉庫	竜宮台築山公園	一松丙 2101-2

２　備蓄品一覧

番号	種別	品名	備考
1	飲食料	飲料用水	
2	飲食料	粉ミルク	
3	飲食料	液体ミルク	
4	飲食料	米	アルファ化米、各種
5	飲食料	パン	各種
6	飲食料	レトルトカレー	
7	飲食料	クラッカー	
8	日用品	トイレットペーパー	
9	日用品	大人用おむつ（パット式）	サイズ各種
10	日用品	大人用おむつ（パンツ式）	サイズ各種
11	日用品	子供用おむつ（テープ式）	サイズ各種
12	日用品	子供用おむつ（パンツ式）	サイズ各種
13	日用品	女性用生理ナプキン	昼用及び夜用
14	日用品	ゴム手袋	使い捨て用
15	日用品	マスク	
16	日用品	フェイスシールド	
17	日用品	シューズカバー	
18	日用品	カイロ	
19	日用品	木炭	
20	日用品	着火剤	
21	日用品	体温計	非接触型
22	日用品	救急箱	
23	避難所備品	毛布	
24	避難所備品	レスキューシート	
25	避難所備品	アルミロールマット	

番号	種別	品名	備考
26	避難所備品	ブルーシート	
27	避難所備品	多目的テント	ワンタッチ式
28	避難所備品	段ボールベッド	
29	避難所備品	パーティション	
30	避難所備品	収納棚	
31	避難所備品	簡易トイレ	
32	避難所備品	組立トイレ	
33	避難所備品	トイレテント	
34	避難所備品	浄水器	携帯用ストロー式
35	避難所備品	ウォーターバッグ	給水用ポリ袋
36	避難所備品	カセットガス	
37	避難所備品	カセットコンロ	
38	避難所備品	カセットガスファンヒーター	
39	避難所備品	鍋	
40	避難所備品	防災かまど	
41	避難所備品	三角巾	
42	避難所備品	バケツ	
43	避難所備品	タワシ	
44	避難所備品	ラジオ	手回充電式
45	避難所備品	拡声器	
46	避難所備品	椅子	
47	避難所備品	簡易テーブル	
48	避難所備品	担架	二つ折り伸縮
49	避難所備品	車椅子	
50	避難所備品	台車	
51	避難所備品	リヤカー	折りたたみ式
52	避難所備品	自転車用空気入れ	
53	避難所備品	懐中電灯	
54	避難所備品	投光器	ハロゲン、三脚式
55	避難所備品	ガソリン携行缶	
56	避難所備品	発電機（インバーター式）	
57	避難所備品	発電機（カセットガス式）	
58	避難所備品	延長コードリール	防滴
59	避難所備品	脚立	
60	避難所備品	ヘルメット	
61	避難所備品	誘導棒	
62	避難所備品	スローロープ	
63	避難所備品	標識ロープ	
64	避難所備品	のこぎり	
65	避難所備品	スコップ	各種
66	避難所備品	土嚢袋	
67	避難所備品	井戸用ガチャポン	
68	避難所備品	バリケード	

５－１ 長生村避難行動要支援者避難支援計画

１　目 的

この計画は、長生村地域防災計画に基づき、地震や風水害その他の災害が発生した場合における要支援者の避難の支援に関し必要な事項を定め、迅速かつ安全な避難の実施に資することを目的とする。

２　要支援者の範囲

要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者であって、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者（家族等の介助により避難に支障がない者を除く。）とする。

（１）身体障害者のうち障害者手帳を有する者で、障害の程度が１級及び２級の者
（２）知的障害者のうち療育手帳を有する者で、障害の程度が○A、○A の１、○A の２、Aの１及びAの２の者
（３）精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者で、障害の程度が１級及び２級の者
（４）要介護認定者で要介護３以上の者
（５）一人暮らしの高齢者
（６）高齢者のみの世帯
（７）その他村長が必要と認める者

３　要支援者登録制度

（１）前項の要支援者の範囲にある者で、災害時の避難支援を希望するものは、避難行動要支援者登録申請書（別記第１号様式。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、村長に提出するものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。
（２）前号の場合において、当該個人情報を村が自治会長等の関係機関等に提供することを承諾しない者は、申請書を提出する際に、その旨を申し出るものとする。
（３）前各号の規定による申請書の作成及び提出については、該当する地区の民生委員に依頼して行うものとする。
（４）村長は、次に定めるところにより、避難行動要支援者の登録を行うものとする。
ア 第２号の規定による申出を行わなかった者の登録避難行動要支援者登録台帳（個人情報提供承諾者）（別記第２号様式の１）に登録する。
イ 第２号の規定による申出を行った者の登録避難行動要支援者登録台帳（個人情報提供不承諾者）（別記第２号様式の２）に登録する。

４　要支援者の避難支援者

（１）要支援者ごとに避難支援者として、民生委員、近隣住民、自治会長、ボランティア等の内、同意を得たもの３名を指定するものとする。
（２）避難支援者は、避難に関する発令があった場合は、その情報を要支援者に電話、戸別訪問、その他の方法により伝達し、地域防災計画に定めるところにより、避難誘導等の支援を行う。

５　避難場所の指定

（１）要支援者用の避難場所として、福祉センター、保健センター、中央公民館、文化会館、ふれあい館等を確保し、個別状況にあった避難場所を選定する。
（２）要支援者の状態に応じて、社会福祉施設等への緊急入所等ができるよう体制を整備する。

６　要支援者支援班の設置

福祉関係部局（福祉課、健康推進課、住民課、社会福祉協議会）を中心に「避難行動要支援者支援班」を設け、要支援者の避難支援業務を的確に実施する。

別記第１号様式　＜略＞
別記第２号様式　＜略＞

５－２　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

（令和２年２月現在）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th>費用の限度額</th><th>期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>避難所の設置</td><td>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</td><td>＜基本額＞
避難所設置費
１人１日当たり330円以内

高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。
２　避難に当たっての輸送費は別途計上
３　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能</td></tr>
<tr><td rowspan="2">応急仮設住宅の供与</td><td rowspan="2">住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td><td>○建設型応急住宅
１　規模
応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定
２　基本額　１戸当たり
5,714,000 円以内
３　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</td><td>災害発生の日から20日以内に着工</td><td>１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000 円以内であればよい。
２　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる）
３　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
４　供与期間は２年以内</td></tr>
<tr><td>○賃貸型応急住宅
１　規模
建設型仮設住宅に準じる。
２　基本額
地域の実情に応じた額</td><td>災害発生の日から速やかに借上げ、提供</td><td>１　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
２　供与期間は建設型仮設住宅と同様。</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>１　避難所に避難している者
２　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>１　１人１日当たり
1,160円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
（１食は １/３日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者
（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>１　輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品の喪失等により、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（４月～９月）、冬季（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
２　現物給付に限ること</td></tr>
</table>

区分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1　救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1　半壊又は半焼に準ずる程度の損害により被害を受けた世帯 １世帯当たり300,000円 2　１に掲げる世帯以外の世帯 １世帯あたり595,000円	災害発生の日から１ヵ月以内	
生業に必要な資金の貸与	1　生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯 2　生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者	1　生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とする。 １件当たり 生業費　30,000円 就職支度費　15,000円 2　生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものとする。 貸与期間 二年以内 利子 無利子	災害発生の日から１ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学校児童　4,500 円 中学校生徒　4,800 円 高等学校等生徒　5,200 円	災害発生の日から （教科書） １ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	１　輸送費、人件費は、別途計上 ２　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当たり3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 １体当たり5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	１　検案は原則として救護班 ２　輸送費、人件費は、別途計上 ３　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	１世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	１　被災者の避難に係る支援 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	日当　１人１日当たり 医師、歯科医師 24,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,100円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師　14,800円以内 救急救命士　13,700円以内 土木技術者、建築技術者 14,200円以内 大工　24,500円以内 左官　26,100円以内 とび職　26,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第４条第５号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の３の額を加算した額以内	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助事務費	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	災害救助法第21条に定める国庫負担を行う年度における各災害に係る左記１から７までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内 イ　３千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ　３千万円を超え６千万円以下の部分の金額については100分の９ ハ　６千万円を超え１億円以下の部分の金額については100分の８ ニ　１億円を超え２億円以下の部分の金額については100分の７ ホ　２億円を超え３億円以下の部分の金額については100分の６ ヘ　３億円を超え５億円以下の部分の金額については100分の５ ト　５億円を超える部分の金額については100分の４	救助の実施が認められる期間及び災害救助費を精算する事務を行う期間内	救助事務費以外の費用の額とは、救助の実施のために支出した費用及び実費弁償のために支出した費用を合算した額、災害救助法第９条第２項に規定する損失補償に要した費用の額、災害救助法施行令第８条第２項に定めるところにより算定した災害救助法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、災害救助法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに災害救助法第20条第１項に規定する求償に対する支払に要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

（注）この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

５－３　千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 3 月 15 日
条例第 1 号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）第２条に規定する災害（以下「自然災害」という。）により死亡した千葉県市町村総合事務組合規約（昭和 30 年千葉県告示第 496 号）第３条第１項第 10 号に掲げる事務を共同処理する団体（以下「共同処理団体」という。）の住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた共同処理団体の住民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた共同処理団体の世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて規定するものとする。

（災害弔慰金の支給）

第２条　組合は、次の各号に掲げる災害により死亡した者（当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であった者に限る。以下同じ。）の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

（１）法に基づく政令（以下「政令」という。）第１条の災害

（２）前号に規定する災害以外の自然災害

（遺族の範囲及び順位）

第３条　前条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

（１）配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届手をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。以下同じ。）、子、父母、孫及び祖父母で災害により死亡した者の死亡当時主としてその者の収入によって生計を維持していた者

（２）配偶者、子、父母、孫及び祖父母で前号に該当しない者

２　前項に掲げる者が災害弔慰金を受ける順位は、前項各号の順位により、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫及び祖父母の順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前項の規定により難いときは、前項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうちで組合長が適当と認める者を第１順位者として災害弔慰金を支給することができる。

４　災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上ある場合には、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第４条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第６条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（災害による死亡の推定）

第５条　自然災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後 3 月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

（災害障害見舞金の支給）

第６条　組合は、第２条に規定する災害により共同処理団体の住民（当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であった者に限る。以下同じ。）が負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金を支給する。

（災害障害見舞金の額）

第７条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

（支給の制限）

第８条　災害弔慰金及び災害障害見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

（１）当該死亡者の死亡又は当該障害者の負傷若しくは疾病が、その者の故意又は重大な過失により生じたもの

である場合
（2）政令第２条及び第２条の３に規定する事由に該当する場合
（3）災害に際し、市町村の長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市町村の長が支給を不適当と認めた場合
（認定等）
第９条　共同処理団体の長は、調査により判明した事実に基づき、第２条に規定する災害による死亡が発生したと思料するに至った場合又は第６条に規定する障害者に該当すると思料するに至った場合は、速やかにその旨を組合長に報告しなければならない。
２　組合長は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその死亡又は障害が第２条又は第６条に規定する災害によるものであるかどうか及び前条の規定の適用について認定しなければならない。
３　組合長は、第２条に規定する災害による災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給に当たり、自然災害による死亡等であるか否かの判定が困難な場合には、専門的見地から自然災害との相当因果関係等を審査するため、千葉県市町村総合事務組合災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞くものとする。
（審査会）
第10条　組合に審査会を設置する。
２　審査会は、委員５人以内をもって組織する。
３　委員は、学識経験のある者その他組合長が適当と認める者のうちから組合長が委嘱する。
４　委員の任期は、委嘱の日から４年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
５　審査会に会長を置く。
６　会長は、組合長が指名する委員をもって充てる。
７　会長は、審査会を代表し、会務を統括する。
８　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
９　審査会は、必要があると認める場合には、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
10　審査会は、必要があると認める場合には、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
11　前項の場合において、共同処理団体が資料の提出、意見の開陳を求められたときは、速やかに資料を提出し、また意見を開陳し、その他必要な協力を求められたときは、これに協力しなければならない。
12　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
13　前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（災害援護資金の貸付け）
第11条　組合は、千葉県内において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が行われた場合において、当該同一の自然災害により被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、第１号及び第２号に掲げる被害にあっては同一の世帯に属する者が１人であるときは220万円、２人であるときは430万円、３人であるときは620万円、４人であるときは730万円、５人以上であるときは690万円にその世帯に属する者のうち４人を除いた者１人につき 30 万円を加算した額、第３号に掲げる被害にあっては1,270万円に満たないものの住民である世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。
（1）療養に要する期間が１月以上である世帯主の負傷
（2）住民又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（次号に掲げる場合を除く。）
（3）住居の滅失
（災害援護資金の限度額等）
第 12 条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。
（1）療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
イ　世帯主の負傷の場合　150万円

ロ　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）があった場合　250 万円
ハ　住居が半壊した場合　270 万円
ニ　住居が全壊した場合　350 万円
（2）世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
イ　家財の損害があった場合　150 万円
ロ　住居が半壊した場合　170 万円
ハ　住居が全壊した場合（ニの場合を除く。）　250 万円
ニ　住居の全体が滅失した場合　350 万円
（3）第１号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。
２　１災害について、前項の被害の２以上の事由に該当する場合における貸付限度額は、その該当する被害に対応する貸付限度額のうち、いずれか高い額とする。
３　災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち３年（政令第７条第２項括弧書の場合は、５年）とする。
（保証人及び利息）
第 13 条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
２　災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は前条に規定する据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。
３　第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第 16 条の規定による違約金を包含するものとする。
（償還等）
第 14 条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。
２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
３　災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況の報告等については、法第 16 条の規定によるものとする。
（一時償還）
第 15 条　組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠つたときは、第 12 条の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。
（違約金）
第 16 条　組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金につき、年５パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。
（償還金の支払猶予）
第 17 条　組合長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第 12 条の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第 14 条第３項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。
２　前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

（償還の免除）
第 18 条　組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）災害援護資金の貸付けを受けた者が、第14条第３項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
（2）災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。
（補則）
第19条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。
附 則 抄
＜中略＞
附 則（令和元年条例第４号）
この条例は、公布の日から施行する。
別表（第６条関係）
1　両眼が失明したもの
2　咀嚼及び言語の機能を廃したもの
3　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
4　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
5　両上肢をひじ関節以上で失ったもの
6　両上肢の用を全廃したもの
7　両下肢をひざ関節以上で失ったもの
8　両下肢の用を全廃したもの
9　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

５－４　長生村被災者生活再建支援事業実施要綱

令和３年12月１日
告示第44号

（目的）

第１条　この要綱は、自然災害により住宅が全壊する等の被害を受けたにもかかわらず、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）の支援が受けられない世帯（以下「被災世帯」という。）に、長生村被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、被災者の生活の再建を支援し、もつて被災地域の早期の復旧及び復興を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）住宅　災害の被害認定基準について（令和３年６月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に規定する住家をいう。

（２）被害　住宅に発生した被害のうち、次に掲げるものをいう。

ア　全壊　住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住宅の全部が倒壊し、流失し、埋没し、若しくは焼失したもの又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住宅の損壊し、焼失し、若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70パーセント以上に達した程度のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害の住宅全体に占める割合が50パーセント以上に達した程度のものをいう。

イ　半壊　住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち、住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、損壊部分がその住宅の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害の住宅全体に占める割合が20パーセント以上50パーセント未満のものをいう。

（３）住宅被害支援金　住宅の被害の程度（別表第１交付の対象となる被災世帯の項に規定する全壊世帯、大規模半壊世帯、半壊等解体世帯に該当する被害の程度）に応じて交付する支援金をいう。

（４）住宅再建支援金　住宅の再建方法（建設・購入、補修又は賃借）に応じて交付する支援金をいう。

（交付対象となる災害）

第３条　支援金の交付の対象となる災害は、崖崩れ、地滑り、土石流、同一の河川水系の氾濫又は洪水、竜巻、津波・高潮等の自然災害により住宅の被害が発生した場合で、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱（平成２７年。以下「県実施要綱」という。）に基づき、千葉県知事が支援の対象とすることを決定した自然災害とする。

（交付対象となる被災世帯等）

第４条　支援金の交付の対象となる被災世帯等は、別表第１に掲げるとおりとする。ただし、支援金の交付の対象となる被災世帯は、支援対象の災害が発生した際に、本村内に居住していた世帯に限る。

（交付申請）

第５条　支援金の交付を受けようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに別表第２に掲げる書類を添えて、長生村災者生活再建支援金支給申請書（別記第１号様式）を村長に提出しなければならない。

（交付決定）

第６条　村長は、前条の規定による申請が適正であると認めたときは、支援金の交付を決定し、長生村被災者生活再建支援金支給通知書（別記第２号様式）により、申請者に通知する。

２　村長は、前条の規定による申請を却下することを決定したときは、長生村被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（別記第３号様式）により、申請者に通知する。

（交付決定の取消し）

第７条　村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

（２）その他支援金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に違反したとき。

２　村長は、前項の規定により、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、長生村被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（別記第４号様式）により、申請者に通知する。

（支援金の返還等）

第８条　村長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、長生村被災者生活再建支援金返還請求書（別記第５号様式）により、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

２　村長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、支援金の返還を請求したときは、長生村補助金等交付規則（平成18年長生村規則第１号）に基づき、延滞金を納付させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、当該申請者の申請により、延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

別表第１（第４条関係）

<table>
<tr><td>交付の対象となる被災世帯</td><td>支援金の交付の対象となる被災世帯は、次のとおりとする。ただし、１つの世帯が重複して、次の１から４までに掲げる交付の対象になることはできないものとする。
また、法第３条の規定による被災者生活再建支援金の交付を受けた被災世帯についても交付の対象としない。
１　居住する住宅が全壊した世帯（全壊世帯）
２　居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）
３　居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至つた世帯（半壊等解体世帯）
４　居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）</td></tr>
<tr><td>１世帯当たりの支援の金額</td><td>１世帯当たりの支援の金額は、下表に掲げるとおりとする。
（単位：万円）
<table>
<tr><th>被災世帯</th><th>住宅被害支援金</th><th colspan="2">住宅再建支援金</th></tr>
<tr><td rowspan="3">全壊世帯</td><td rowspan="3">100</td><td>建設・購入</td><td>200</td></tr>
<tr><td>補修</td><td>100</td></tr>
<tr><td>賃借</td><td>50</td></tr>
<tr><td rowspan="3">大規模半壊世帯</td><td rowspan="3">50</td><td>建設・購入</td><td>200</td></tr>
<tr><td>補修</td><td>100</td></tr>
<tr><td>賃借</td><td>50</td></tr>
<tr><td rowspan="3">半壊等解体世帯</td><td rowspan="3">100</td><td>建設・購入</td><td>200</td></tr>
<tr><td>補修</td><td>100</td></tr>
<tr><td>賃借</td><td>50</td></tr>
<tr><td rowspan="3">中規模半壊世帯</td><td rowspan="3"></td><td>建設・購入</td><td>100</td></tr>
<tr><td>補修</td><td>50</td></tr>
<tr><td>賃借</td><td>25</td></tr>
</table>
自然災害の発生時においてその属する者の数が１である被災世帯については、上記金額の４分の３の金額とする。</td></tr>
</table>

別表第２（第５条関係）

申請期間	第３条に定める災害が発生した日から起算して、住宅被害支援金にあつては１３月を経過する日まで、住宅再建支援金にあつては３７月を経過する日までとする。ただし、県実施要綱第９条第２項の規定により、延長の決定がされた際には、支援金の申請期間を延長することができる。
添付書類	１　住民票（被災世帯が居住する住宅の所在及び世帯の構成が確認できるもの） ２　村の発行する罹災証明書 ３　預金通帳の写し（銀行・支店名、預金種目、口座番号及び世帯主本人の名義の確認ができるもの） ４　住宅再建支援金の申請を行う場合にあつては、住宅を建設し、購入し、補修し、又は賃借することが確認できる契約書等の写し ５　半壊等解体世帯が申請を行う場合においては、住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、若しくは解体されたことが確認できる証明書 ６　その他村長が必要と認める書類

様式第１号（第５条関係）＜略＞
様式第２号（第６条関係）＜略＞
様式第３号（第６条関係）＜略＞
様式第４号（第７条関係）＜略＞
様式第５号（第８条関係）＜略＞

６－１　南海トラフ地震防災対策推進地域内の対策計画作成対象事業者一覧

対象物名	所在地
一宮会衆王国会館	一松 3218
スパ&リゾート九十九里 太陽の里 本館	一松 3445
寿司重	一松 3451-38
一松小学校	一松 573
東松館	一松丁 3655-3
幸福の科学　千葉正心館	一松丁 3684-19
一松保育所	一松丁 530-1
長生村ふれあい館	一松丙 3704
幸福の科学大学 校舎棟	一松丙 4427-1
幸福の科学大学 体育館・食堂	一松丙 4428-1
ＨＳＵ第二学生寮	一松丙 4428-10
幸福の科学大学 学生寮	一松丙 4428-18
ＭＪＳ研修センター	一松丙 4443-3
一宮休憩所	一松丙 4443-82
ペンション&民宿 太陽	一松戊 3451-109
オーベルジュ椎の木	驚 12-579
レストラン椎の木	驚 12-580
ＳＡＫＵＲＡ邸	驚 12-581-1
大和ビル	驚 388-1
ファミリーマート長生一松海岸店	驚 577
ウィズペットイン	驚 585
一松北部コミュニティセンター	驚 507
長生ビレッジ かずさ	入山津 6-231

７－１　気象警報・注意報発表基準一覧

令和３年６月８日現在
発表官署 銚子地方気象台

長生村	府県予報区		千葉県	
	一次細分区域		北東部	
	市町村等をまとめた地域		山武・長生	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	19
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	－
	洪水		流域雨量指数基準	一宮川流域=23.5，内谷川流域=9.9
			複合基準*1	－
			指定河川洪水予報による基準	－
	暴風		平均風速	陸上 20m/s
				海上 25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う
				海上 25m/s 雪を伴う
注意報	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	6.0m
	高潮		潮位	1.5m
	大雨		表面雨量指数基準	12
			土壌雨量指数基準	107
	洪水		流域雨量指数基準	一宮川流域=18.8，内谷川流域=7.9
			複合基準*1	一宮川流域=（10，13.4）
			指定河川洪水予報による基準	－
	強風		平均風速	陸上 13m/s
				海上 15m/s
	風雪		平均風速	陸上 13m/s 雪を伴う
				海上 15m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪		有義波高	2.5m
	高潮		潮位	1.0m
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	陸上 100m
				海上 500m
	融雪			
	乾燥		最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
	なだれ			
	低温		夏季（最低気温）：銚子地方気象台で 16° C 以下の日が 2 日以上継続	
			冬季（最低気温）：銚子地方気象台で-3° C 以下、千葉特別地域気象観測所で-5° C 以下	
	霜		4 月 1 日～5 月 31 日最低気温 4° C 以下	
	着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	100mm

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

７－２　重要水防区域

（千葉県水防計画 令和３年度）

図面対照番号	河川名	重要度		重要水防区域箇所	延長（m）		重要なる理由
		種別	階級	地 先 名	右岸	左岸	
74	二級一宮川	堤防高	B	睦沢町寺崎～松潟堰	0	835	
74-2	二級一宮川	堤体強度	A	長生郡長生村七井土	0	20	
74-3	二級一宮川	堤防高	B	茂原市下永吉（澤尻橋）～長生郡睦沢町寺崎	3,800	3,800	氾濫実績あり
75	二級瑞沢川	堤防高	B	睦沢町寺崎～上市場	2,600	2,600	

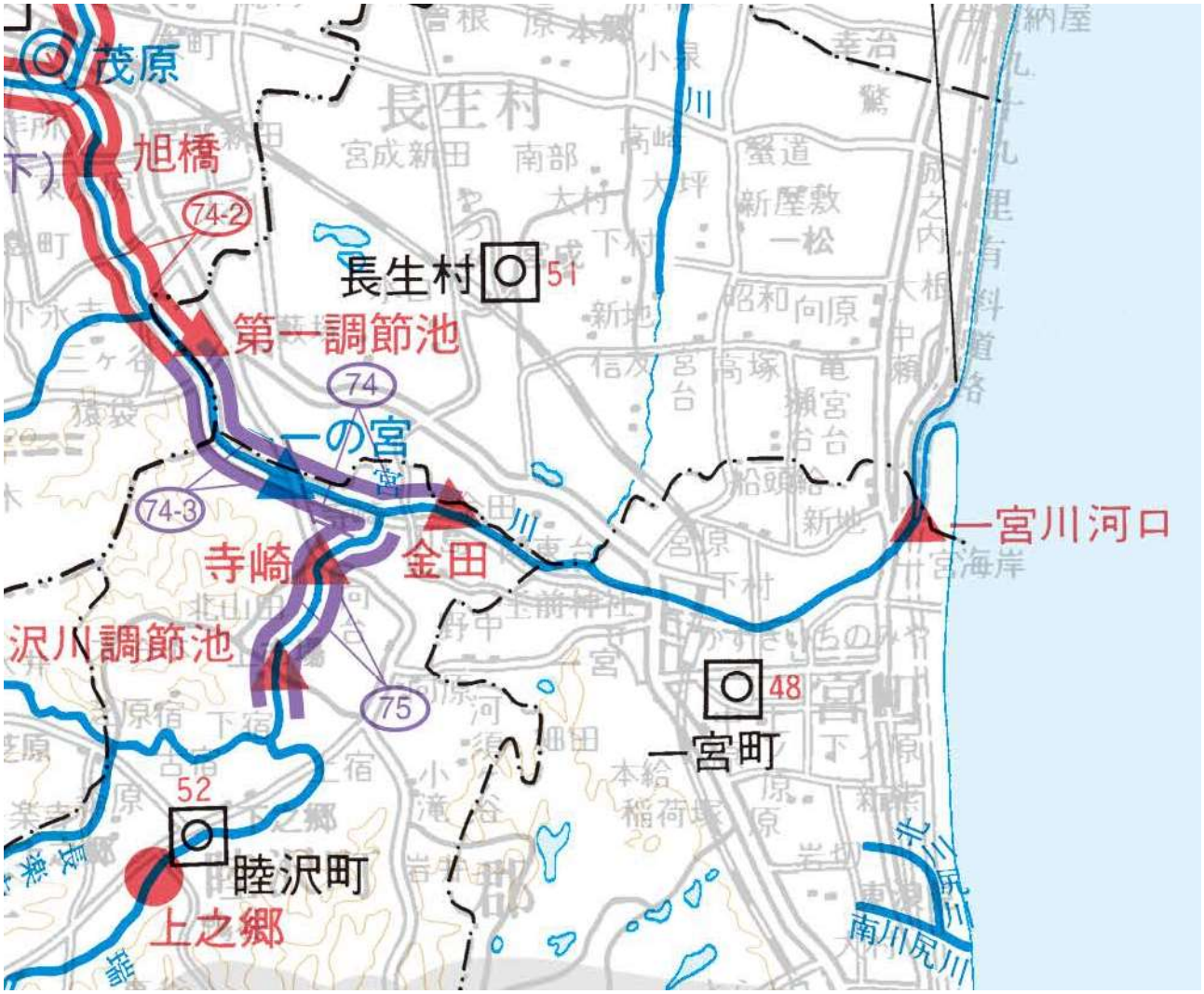

７－３　水位周知河川等の水位観測所・基準水位

１　千葉県知事が行う水防警報（法第16条）

河川・海岸名	観測所名	所 在 地	零点高（m）	水防団待機（通報）水位（m）	氾濫注意（警戒）水位（m）	水防警報区域	発表者	伝達	受報者（水防管理者のみ）
（二）一宮川	早野	茂原市早野	TP± 0.00	4.10	5.25	（左右岸） 自 茂原市茂原（三途川合流点） 至 太平洋	長生土木事務所長	長生土木事務所長	茂原市長、長生村長 睦沢町長、一宮町長

２　千葉県知事が行う水位情報の通知及び周知　（法第13条）

河川名	観測所名	所在地	零点高(m)	水防団待機（通報）水位(m)	氾濫注意（警戒）水位(m)	氾濫危険（特別警戒）水位(m)	区間			受報者			
							基点～終点	上流端(kp)～下流端(kp)	延長(km)	現地指導班	水防管理者	関係機関	報道機関等
（二）一宮川	早野	茂原市早野	TP±0.00	4.10	5.25	7.66	茂原市茂原～太平洋	16.2～0.0	16.2	長生土木事務所	茂原市長 一宮町長 睦沢町長 長生村長 白子町長 長柄町長 長南町長	千葉県災害対策本部（危機管理課） 千葉県警察本部（→所轄） 陸上自衛隊第１空挺団 銚子地方気象台（→気象庁本庁）	千葉県報道広報課 ↓ 報道各社
（二）南白亀川	九十根	大網白里市九十根２６０－１	TP±0.387	2.45	2.85	2.95	大網白里市大網～太平洋	17.5～0.0	17.5	千葉土木事務所 山武土木事務所 長生土木事務所	千葉市長 東金市長 大網白里市長 九十九里町長 茂原市長 白子町長 長生村長 一宮町長		

７－４　洪水浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設一覧

施設種別	名称	所在地	対象河川
デイサービス	デイサービスセンターあすなろ	一松乙 787-1	一宮川・南白亀川
デイサービス	デイサービスセンターかしま	一松丁 2447-1	一宮川・南白亀川
障害者就労施設	九十九会 一松工房	一松丙 4343-1	一宮川・南白亀川
特別養護老人ホーム	地域密着型特別養護老人ホームいこいの郷	本郷 5059-1	一宮川
グループホーム	グループホームだるまさん	宮成 3496	一宮川
デイサービス	デイサービスセンターだるまさん	宮成 3496	一宮川

長生村地域防災計画

（令和４年３月修正）

発　　行　長生村防災会議
編　　集　長生村役場総務課
〒299-4394
千葉県長生郡長生村本郷 1-77